Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

包摂社会の実現に向けたこども・若者政策における地方行財政運営に関する調査研究

令 和 6 年 3 月

一般財団法人　地方自治研究機構

包摂社会の実現に向けた
こども・若者政策における地方行財政運営
に関する調査研究

令和６年３月

一般財団法人　地方自治研究機構

はじめに

昨今のわが国の地方行政を取り巻く環境は、少子化に伴う本格的な人口減少・高齢化社会の到来、社会全体のデジタル化の急速な進行、各種災害の激甚化、住民のライフスタイルと価値観の多様化、公共私連携による地域社会の新たな動き、脱炭素化やＳＤＧｓ等の地球規模の潮流など、これまでとは大きく異なる変化が見られます。

こうした中で、地方公共団体は、自治体ＤＸの推進、人材の育成、経営マネジメントの強化等を図りつつ、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、住民福祉の向上、地域産業の振興、まちづくりの推進、防災対策の強化、自然環境の保全、共生社会の実現等に関する諸課題に、自らの判断と責任において取り組んでいくことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は３つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、こどもを取り巻く状況も深刻で待ったなしの課題です。こども・若者に係る政策の多くは地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きく、また、政府においては、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていくこととしております。

このような背景の中で、本研究会では、包摂社会の実現にむけたこども・若者政策に係る地方行財政の課題を検討するため、学識経験者等にご協力を仰ぎ、こども・若者政策に関する現行制度の歴史的経緯を踏まえつつ、国と地方の役割分担や制度運営上の問題点について分析・検討し、その結果をもとに、地方公共団体の行財政運営を行っていく上での課題の整理とその対応、今後必要となる視点等についてとりまとめました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人　日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和６年３月

一般財団法人　地方自治研究機構
理 事 長　　三　輪　和　夫

目　次

研究概要 ····· 1

第１部　地方行財政制度 ····· 51
第１章　令和６年度地方財政対策の概要について ····· 53
第２章　こども・子育て政策の強化に関する最近の動向等について ····· 68

第２部　こども・若者政策 ····· 87
第１章　こども家庭庁の取組、こども政策の課題と展望について ····· 89
第２章　こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業の取組状況について ····· 135
第３章　一般財源化の成果と課題について ····· 144
第４章　現金給付と現物給付について ····· 175

第３部　今年度の研究のまとめ ····· 207

委員名簿等 ····· 213

研究概要

研究概要

１　本調査研究の趣旨

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、こどもを取り巻く状況も深刻で待ったなしの課題である。こども・若者に係る政策の多くは地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きく、また、政府においては、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていくこととしている。

このような背景の中で、今年度の研究会では、こども・若者に関する施策、一般財源化の成果と課題、現金給付と現物給付等について、委員、外部有識者及び行政側の報告並びに意見交換を行うとともに、地方自治体の事例として、品川区及び中野区から「こども誰でも通園制度（仮称）」のモデル事業の取組状況を中心に意見聴取を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

２　研究会の開催経緯

今年度は、包摂社会の実現に向けたこども・若者政策における地方行財政運営に関して、全５回の研究会を開催した。

第１回研究会（令和５年９月４日）では、「こども・子育て政策の強化について」と題してこども家庭庁長官官房総務課企画官 岩崎林太郎氏及びこども家庭庁長官官房総務課企画官 東善博氏より、それぞれ報告があり、質疑が行われた。

第２回研究会（令和５年 10 月 30 日）では、品川区・中野区を調査対象として、「こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業の取組状況について」と題して品川区子ども未来部保育支援課及び中野区子ども教育部保育園・幼稚園課より各区のモデル事業の取組状況について説明を受け、意見交換が行われた。

第３回研究会（令和５年 12 月７日）では、「一般財源化の成果と課題について」と題して立教大学経済学部教授 池上岳彦氏及び倉地真太郎委員より報告があり、質疑が行われた。

第４回研究会（令和５年 12 月 18 日）では、「現金給付と現物給付について」と題して、東北学院大学地域総合学部教授 佐藤滋氏及び小西杏奈委員より報告があり、意見交換が行われた。

第５回研究会（令和６年１月 15 日）では、「令和６年度地方財政対策の概要について」と題して清水敦委員より、「こども・子育て政策の強化に関する最近の動向等について」と題して梶元伸委員より報告があり、質疑が行われた。

令和5年度地方行財政ビジョン研究会第1回委員会　議事概要

日時:令和5年9月4日(月)18:00～20:00
場所: 中央合同庁舎第2号館6階低層棟102会議室
　　Webexによるオンライン会議を併用
出席者
(学識委員)
　井手委員長、青木委員、荒見委員、桑原委員、小西委員、中野委員、丸山委員、
　茂住委員、吉弘委員
(総務省委員)
　梶委員、松本委員、前田委員、三好委員、田中委員、水谷委員、
　畑中委員、溝尾委員、神田委員、村田委員、宮崎委員
(地方自治研究機構委員)
　日向委員

【議事次第】
　1　開会
　2　議題
　「こども・子育て政策の強化について」
　　こども家庭庁長官官房総務課企画官　岩崎　林太郎
　　こども家庭庁長官官房総務課企画官　東　善博
　3　閉会

こども・子育て政策の強化について

【説明概要】
〇こども家庭庁の概要
→こども家庭庁の事務は、こども基本法及びこども家庭庁設置法がベースとなっている。
→「こどもまんなか」あるいは「こどもまんなか社会」というスローガンのもと、常にこどもの視点に立ってこどもの最善の利益を追求し、こどもの幸福を追求するという趣旨で、一人ひとりの意見を聴いてその声を真ん中に置きアクションしていく。
→かつ、皆様にとって最もよいことは何かを考え、施策に反映していく。困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていく。一般のこどもたちの健やかな成長も支援しつつ、課題、困難を抱えるこどもたち、虐待、ひとり親、こどもの貧困等、いろいろな課題に対応していくというのが我々のミッションになる。

〇こども家庭庁の3つの役割
→こども家庭庁の役割は大きく分けて3つある。
→1つ目はこども政策の司令塔としての総合調整である。こども家庭庁は内閣府の外局に置かれており、各省庁に対して勧告権を有する。
→2つ目は省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応である。例えば、現在、日本版DBSという性犯罪歴の確認を行う仕組みを検討している。
→3つ目は保健・福祉分野を中心とする事業の実施である。例えば、こども家庭庁には保育・母子保健や少子化対策など、厚労省や内閣府、文科省といった府省から事務を移管しており、それらの事業を実施している。
→こども家庭庁の基本姿勢が3つある。1つ目がこどもや子育て中の方々の視点に立つこと、2つ目が自治体との連携強化を図ること、3つ目が様々な民間団体とのネットワーク強化を図ることである。

〇こども家庭庁の組織
→こども家庭庁の内部部局には350名の職員がいる。また、施設等機関として児童自立支援施設が2つあり、80名の職員がいるため、合計で430名の職員がいる。
→こども家庭庁の組織は大きく3つの部局に分かれている。「長官官房」は総合調整を行いながらこども大綱の策定などの企画立案等を行う。DX、データ活用といった部局をわたるような業務や、自治体との連携強化も行っている。加えて、少子化対策といった実務も担っている。
→次に、「成育局」は広くこどもたちやそのご家庭にかかわる業務を担当する部局である。妊娠・出産、母子保健に加え保育政策、こどもの安全なども行っている。
→最後に、「支援局」は、課題、困難を抱えるこども、家庭を支援する部局である。虐待、社会的養護、こどもの自殺対策、貧困対策、ひとり親対策、障害児支援等、様々な業務に当たっている。

〇今後の主な政策スケジュール
→今後の主な政策スケジュールとして、幾つかポイントがある。まず「大綱、指針等の策定」について、令和3年12月の基本方針で盛り込まれており、大きく3つに分かれている。
→1つ目は、こども政策の長期計画である「こども大綱」や、こどもの育ちに係る基本的指針の策定を進めている。これは幼稚園、保育園、認定こども園それぞれの要領や指針のベースになるものである。また、こどもの居場所づくりに関する指針についても議論をしている状況である。
→2つ目の制度改正等については、様々な制度設計を進めており、例えば日本版DBSと呼ばれる、児童に対する教育、保育等に従事する者の性犯罪歴の確認を行う仕組みなどを検討している。
→3つ目のこども家庭庁としての新たな取組として、こどもの意見反映や、「こどもまんなかアクション」という意識改革の取組を実施しようとしている。

〇こども基本法
→「こども基本法」は、令和4年6月に成立した議員立法である。日本国憲法、児童の権利条約の精神に則って、全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、その権利の擁護

が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを理念とする法律である。

→この法律の「基本理念」のポイントの1つが、こどもと家庭の両方にフォーカスしていることである。

→「責務等」について、国だけではなく地方公共団体の責務も規定されており、年末に国が策定するこども大綱を勘案して、都道府県や市町村でこども計画を策定するよう努めるものと規定されている。

〇こども大綱

→こども大綱について、年末に向けて策定を進めている。総理を会長とする「こども政策推進会議」や「こども家庭審議会」で議論をしており、中間整理案を同審議会の基本政策部会に提出したところである。

〇就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）

→「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」（仮称）は、幼稚園、保育園等の要領や指針のベースになるものである。こどもの心身の状況、環境等にかかわらず、切れ目なく健やかな育ちを保障し、育ちを支える社会をつくるという考えの下で検討している。

〇こども・若者の居場所づくり

→こども・若者の居場所には、全てのこども・若者を対象とする居場所である、児童館、公民館、放課後児童クラブなどがある一方で、特定のニーズを持つこども・若者を主な対象とする居場所である、若者シェルターや放課後等デイサービスといったものもある。

→様々な課題があるが、こども・若者の意見を聴くこと、居場所における支援の質向上を図ること、地域の居場所をコーディネートする人材の確保、「中間支援団体」への支援、官民の役割分担等により対応していきたい。

〇こども・若者の意見反映

→こどもから意見を聞く際には、テーマについての分かりやすい情報をしっかりこどもたちに伝えた上で、意見を言いやすい環境をつくることが重要である。

→「こども若者★いけんぷらす」という、1万人のこどもたちから意見を聞こうというプロジェクトがある。この事業の中で「ぽんぱー」という役割があり、事業の企画や広報などの運営に参画してくれるこどもたちを募り、こうした人を中心にいろいろな意見を1万人から聞いていくような取組をしていこうと考えている。

→対面、オンライン、SNS等、いろいろな手法を駆使して事業を進めようと考えている。最終的なポイントはこども・若者の意見をしっかり政策に反映するということであり、こども大綱の策定や、その他の政策立案に生かしていけるように取り組んでいきたい。

〇こども未来戦略方針の策定背景

→今年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」について、策定背景を説明する。

→まず将来推計人口について、2023年の直近の推計によると、2020年の段階で1億2000万人いる人口が、2100年には半分程度まで落ち込むというデータがある。

→将来推計人口について、2040年の直近の20年を引っ張ってきたときに、生産年齢人口、高齢者人口がどうなるかという要因分解を行う。まず「高齢化」を見ると、団塊の世代が後期高齢者になるのが再来年、2025年である。その後、2030年頃からは高齢者数が年間20、30万人増くらいで安定し始めて、2043年には65歳以上の高齢者数がピークを迎えて、2043年以降は減り続ける。

→一方で、上の「人口減少・少子化」の生産年齢人口の方は特徴的で、特に2030年頃から生産年齢人口が大きく減少し続ける。2030年までの7年間で生産年齢人口は2～300万人減ると言われているが、2030年からの10年間で900万人減るといった形で減少幅が拡大していく。

→2040年までを第1段階、その後高齢者の人口が維持される期間を第2段階、それから高齢者人口が減少していく期間を第3段階とすると、今の時点でやろうとしている少子化対策というのは、この30年、40年後の日本をつくっていくという取組であり、第1段階の時点で出生率が向上すれば第2段階、第3段階もまた違った話になっていく。したがって、ここが正念場という状況である。

→2100年に人口は5、6000万人にまで半減するわけだが、日本のこれまでの人口で見ると、これは5000万人規模の人口だった1915年と同水準である。だが、その当時とは状況が大きく異なり、1915年の日本は高齢化率が5%だったが、2100年になると高齢化率は4割を超えるということで、全く新しい時代に突入しようとしている。当然、経済への影響も大きく、人口減少が続けば、労働生産性が上がったとしても、それを上回る人口減で国全体の経済規模の拡大は難しくなる。ここも相当の正念場という危機意識を政府として持っている。

→第1次ベビーブームから第2次ベビーブームの時期は、出生率は経済のように波があったことから、1970年代後半以降も波打っていくだろうと見られていたが、そうならなかった。当時は「出産奨励のタブー視」がされており、対策が講じられていなかった。その後、1989年に出生率が1.57となり、ひのえうまの年と同じ水準になってしまった。これをいわゆる「1.57ショック」と呼び、政策として政府が初めて少子化対策に取り組み始めた。しかし、質・量ともに十分でなく、また、子育て制度を拡充することに関し、関係者の理解がなかなか得られなかった。当時は介護保険制度の導入をはじめとする高齢者施策が優先されていた。1990年代の後半以降、第2次ベビーブームのお子さんたちが出産を行うような年齢となり、「第3次ベビーブーム」が起きることが期待されたが、この時代は経済が低迷する中、晩婚化、未婚化も進行し、出生率は結局回復しなかった。

→こういった背景を前提とし、「こども未来戦略方針」においては、2030年に向けたこの時期を「ラストチャンス」と位置づけている。

→2030年時点で30代、20代、10代の年齢層の人口の減少割合をみると、若い年齢層ほど減少割合が倍増している。2030年代に入るまでにこの傾向を反転させなければならないという強い危機感の下、この6、7年がラストチャンスだということを「こども未来戦略方針」の中でも記載している。我が国の持てる力を総動員して、少子化対策と経済成長に不退転の決意で取り組んでいかねばならないという危機意識はこのデータに基づくものである。

〇これまでの少子化対策

→これまでの少子化対策について見ていくと、政策としては保育の受け皿整備、待機児童ゼロ作戦等のいろいろなプランを掲げて、保育施策の充実には特に力を入れて取り組んできた。

→仕事と家庭の両立支援では、1994年に育休給付が創設されて給付率も拡充していき、2021年には産後パパ育休を導入し、育休取得状況の公表を義務付けるなど、両立支援の取組も行ってきた。

→それによって、直近の4月1日時点の待機児童数が全国で2,600人台にとどまり、過去最小となった。一部の都市部を除いては待機児童がほぼ解消しているという意味では、これらの政策の効果は一定程度あったと言えるが、出生率の回復にまでは至っていないという状況である。

→少子化対策関係予算の推移について、平成25年の3.3兆円から10年間で予算が倍増している。家族関係社会支出も伸びており、対GDP比でOECD平均に近づいてきている。さらに、18歳以下の人口の1人当たり家族関係社会支出もOECD平均を既に超えている。ただし、家族関係社会支出の内訳として現物給付と現金給付を分けて見ると、日本は現物給付についてはOECD並みだが、現金給付はまだヨーロッパ諸国に比べて低い。

→このように取組を強化してきて、一定の政策効果を上げているが、出生率の回復にまでは至っていない。今の「こども・子育て政策の課題」は、若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けていないこと、また、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境、それから、子育ての経済的・精神的な負担感や子育て世帯の不公平感の存在であると認識している。これは、これまでのアプローチではまだまだ足りないということの表れであり、少子化に対応していくためには少子化の要因に対して対策を打っていかなければならないが、その要因は様々であり、一つの対策で解決するというものではないことを示している。

〇こども・子育て政策の課題

→「いずれ結婚するつもり」と答えている未婚者が特に直近で減っており、未婚者の平均希望こども数の推移も直近で大きく減少している。若い男性の有配偶率を見ると、正規の職員の男性は有配偶率が高いが、非正規の方は有配偶率が低い。それから、年収が上がれば有配偶率が上がっており、結婚には年収も関係しているということがデータで現れている。年収の問題はこども政策の範疇では対応し切れない問題だが、かなり深刻な問題である。

→日本人の意識の問題について、日本が子育てしやすい国かという問いでは、こどもを産み育てにくいと思っている方々が6割いる。フランス、ドイツ、スウェーデンはその逆で、子育てしやすいと思われている。子育て等に温かい社会の実現に向かっていると考えているかという問いに対し、年齢別で見ると、特に30から39歳の女性で「そう思わない」人が30％以上おり、制度のみでは対応し切れない意識の問題がある。制度はあるのに、意識のところで現実とのギャップがあり、ここもどうにかしていかないといけない問題である。

→今や共働き世帯がスタンダードになっているというデータがあり、さらに男女ともに出産後も仕事を続ける「両立コース」が最も希望されている。そうであるにもかかわらず、女性の年齢階級別の正規雇用率は、20代から30代にかけて大きく減少し、年齢層が上がるにしたがってさらに減少すると形となっている。昔は女性の就業率の「M字カーブ」が課題とされ、そこは若干解消されてきている

が、今では女性の正規雇用比率の「L字カーブ」が課題となっている。
→正規雇用比率が下がる要因として大きいのが夫の家事・育児時間である。【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間】は、日本は国際的にみて低い状況であり、【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】で見ても、夫の平日の家事時間が増えれば増えるほど妻の同一就業継続の割合は伸びるし、さらには夫の休日の家事・育児時間が長ければ長いほど、第二子以降の出生割合も増えるというデータがある。そこをどうにかしなければいけないという問題意識はあるが、効果のある政策は打てていない状況である。
→さらに「共働きはしていても、「共育て」ができていない」というデータがある。子がいる共働き家庭で平日の帰宅時間の内容を見ると、16時台から20時台という、夜御飯を作ったりお迎えに行くといった「育児のラッシュアワー」が女性の「ワンオペ」の時間帯になっている。
→男性の育休について、パパママ育休等の制度は充実してきているが、やはりまだまだ使われていない。その理由として、収入の問題、気兼ねの問題などがあることがデータとして表れている。
→「子育ての経済的・精神的負担感」としてどういった負担が大きいか調査した結果、35歳未満の妻では「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」というのが8割を占めている。心理的・肉体的な負担や、自分の仕事に差し支えるというような問題も大きい。
→日本の未就学児の支援を見たときに、ゼロから2歳児の6割が未就園であり、保育園にも幼稚園にも通わずに在宅で親が育てていることがわかっている。ここに公的な施策として十分な資源が今まで投入されておらず、支援の薄い層と言われている。働いていない親のいる家庭について保育園などのサービスが行き届いていない。
→その結果、「子育てをしている親と知り合いたかった」「こどもの友だちがほしかった」といった孤立した育児の実態が強く表れている。
→子育て支援の供給量の問題についても、今は全子育て世帯は1200万世帯いるが、これまでの子育て政策は逆三角形の下の方にいる要支援児童、要保護児童といった人たちに対応した子育て支援をすることがまず中心であったにもかかわらず、そういった人たちへのサービス供給量自体も足りていないことがわかっている。
→このような背景事情を踏まえ、こども未来戦略方針が6月に閣議決定した。

〇こども未来戦略方針の全体像
→まずは3つの基本理念があり、それに加え「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～があり、それからPDCAを推進していくという柱立てになっている。これまでの反省を生かしていくため、これまでとは異なるアプローチをしていく必要があるという考え方が反映されている。
→まず1つ目のアプローチは、3つの基本理念の（3）にある「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ということである。これまでの政策は保育中心、両立支援中心で、さらに全ての世帯ではなく対象を限定していた。それに対する反省の下、今回は、親の就労状況にかかわらず、バランスよくユニバーサル支援を行っていくこととしている。「全ての」というところがポイントである。それが、今までとは違うアプローチだということである。
→2つ目は、「若い世代の所得を増やす」という項目を3つの基本理念の柱の一つに入れているという

ことである。子育て支援の範疇を超え、経済政策と少子化対策を車の両輪でやっていくということを明確に打ち出した点が2つ目のポイントであると思う。

→3つ目は、基本理念の2つ目の「社会全体の構造・意識を変える」ということである。「加速化プラン」の（4）に位置づけているとおり、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」も併せて行うということで、「加速化プラン」の（1）から（3）までの施策を実効あるものとするというアプローチもポイントとなる。

→それから、もう一つあるとすると、基本理念が3つであるのに対して「加速化プラン」の柱立ては4つになっており、（3）に「共働き・共育ての推進」が入っている。この共育てを可能とする共働きを推進していくということもポイントである。

→2030年までをラストチャンスとして、ここに掲げられた柱立てで総合的な対策を今後3年間で集中的に一気に取り組んでいくということも重要なポイントだと思っている。

〇こども未来戦略方針・加速化プラン

→こども未来戦略方針MAPをすごろく化したものをリーフレットでお配りしている。まずは全てのこども・子育てを対象にし、そのライフステージを全て俯瞰してユニバーサルなサービスのカバレッジを広げていくことがポイントである。

→さらに、このすごろくで記載されたこと全てを今回3年間かけて一挙に実施していく、という視点がポイントである。妊娠から出産にかけては伴走型相談支援を既に予算事業としてスタートしており、制度化やその定着を図っていく。また、出産についての経済的な支援の強化として、出産育児一時金の増額と、全ての妊婦・子育て家庭に妊娠5万円、出産5万円の経済的支援を制度化していく。

→子育ての経済的支援の基盤である児童手当についても、第三子以降は3万円に増加するなどの拡充をしていく。他にも、就学前の時期における育児と仕事との両立の支援として、多様な働き方と家計支援を多面的にサポートしていくという観点では、例えば自営業、フリーランスの方々については育児期間の国民年金保険料の免除を行い、男性育休の取得率は高い目標でアップさせていく。また、子育て世帯の住宅支援や時短給付を創設するなどの制度を張りめぐらせていく。

→こども誰でも通園制度は、保育園、子育て広場等を活用して、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付を創設するものである。看護休暇とは、これまではこどもが病気のときにしか取れない制度だったものを、例えば学級閉鎖や学校行事を理由に休むときも使えるように見直すといったことが念頭に置かれている。

→小学校に入学した後も、学童保育の受け皿の整備やその常勤職員の配置の加算などの拡充を行い、また、医療費等の負担軽減や児童手当の高校生年代までの延長も進め、高校入学以降も授業料減免や後払い制度、こういったものを張りめぐらせていく。

→このように、全てのライフステージで様々な充実策を盛り込んだものが今回のこども未来戦略加速化プランの内容である。予算規模としては全体で3兆円半ばであり、これにより1人当たりの家族関係社会支出でスウェーデン並みの水準に達するということを描いている。

〇加速化プランの柱

→加速化プランの柱の1つ目が「ライフステージを通じた経済的支援の強化」である。これは児童手当の拡充、出産の経済的負担の軽減、医療費等の負担軽減、高等教育費の負担軽減などがラインナップとして挙げられている。また、「個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援」や、いわゆる「年収の壁」と言われているものを解消するため短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げなども盛り込まれている。加えて、住宅支援の関係で子育て世帯が優先的に入居できる住宅を30万戸確保するという政策も盛り込まれている。

→柱の2つ目が「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」である。伴走型相談支援の制度化、産後ケア事業の実施体制の強化に加え、「幼児教育・保育の質の向上」として、これまで長年残されてきた課題である職員の配置基準の改善などの質の向上策についても、今後3年間で進めていくということが盛り込まれている。また、こども誰でも通園制度を創設する。今年度モデル事業を開始し、来年度からは制度の本格実施を見据えたモデル事業を実施する。さらに、「多様な支援ニーズへの対応」として、社会的養護・ヤングケアラー等の支援、障害児や医療的ケア児の支援、ひとり親家庭の自立促進などもラインナップされている。こういった貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策は年末までにさらなる拡充を検討していくことも盛り込まれている。

→3つ目の柱が、「共働き・共育ての推進」である。制度面については、「男性育休の取得促進」について、公務員は2025年までに85%、民間は2025年までに50%、30年までに85%が取得できるようにするという目標を掲げている。給付面については、育児休業給付率を67%から8割程度に引き上げることによって、手取りで10割相当とする。男性は一定期間以上の産後パパ育休を取得した場合に、この期間に関して手取り10割相当にする。女性も産休後の育休取得について28日間を限度に引き上げる。

〇財政規模

→「加速化プラン」の財政規模は、現時点ではおおむね3兆円程度である。さらに今後の予算編成過程において、高等教育費について更なる支援拡充策を検討し、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策についても年末までにさらなる検討をする等、全体としては3兆円半ばの規模となる。

→こども・子育て予算の倍増について、こども家庭庁予算は令和5年度で5兆円弱の予算であるが、2030年代初頭までに国予算、あるいはこども1人当たりで見た国予算の倍増を目指すという方針である。

〇財源フレーム

→こども家庭庁の下で、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計を創設する。今回の拡充分についても、歳入と歳出がしっかり見えるようにする。

→「財源の基本骨格」は5本あるが、3本目に支援金制度（仮称）と呼ばれる新たな枠組みを構築することとある。詳細は年末に結論を出すが、まずは歳出改革等による財源確保、次に経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯して公平な立場で広く負担していく新

たな枠組みを構築することとしている。
→これについて留意点があり、徹底した歳出改革等を行い、これらによって得られる公費節減効果及び社会保険負担軽減効果を活用しつつ、賃上げも含めて実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせ、その範囲内で構築することにより、実質的な負担を生じさせないということを目指している。その前提として、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わないとしている。
→「加速化プラン」は2024年から2026年度までの3年間でおおむね実施するが、安定財源は2028年度までに確保していくとなっている。このため、その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとしてこども特例公債を発行することとしている。
→加速化プランの具体化と合わせて、年末までに歳出改革、それから既定予算の活用などを検討しつつ、必要な制度改正のための所要の法案を来年の通常国会に提出する。
→加速化プランの財源の基本骨格イメージであるが、既定予算の最大限の活用、歳出改革の徹底、それから支援金による財源確保、この3つで加速化プランの3兆円の規模の財源を確保していく。
→「支援金制度」（仮称）のポイントについて、まず育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としているということを踏まえて、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準にすることとしている。

〇こども家庭庁予算について
→こども家庭庁予算は「1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮」、「2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服」「3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」、「4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」という4つの柱立てで、来年度の主要な予算事業の政策の柱立てをしている。概算要求の段階では「こども・子育て支援加速化プラン」の実現については、予算編成過程において各事業の内容の具体化の取扱いについて検討する必要があるため、事項要求としている。

【質疑応答等】

〇保育関係の職種を公務員として正規転用してもよいと思うが、これについてどう思うか。
→配置基準の見直し、こども誰でも通園制度の創設等により、必要な保育士の数が増える一方で、保育士不足の問題もあるため、保育士等の処遇改善は重要な政策課題となっている。

〇新たな支援金について、実質的な負担が増えないよう社会保険の高齢化に伴う増加を減らす、社会保障改革を徹底するとあるが、医療、介護、年金、どこをどう削るのか。
→歳出改革の具体的な中身については、毎年度の予算編成過程の中で検討し、決定されることとなるため、現時点では何も決まっていない。

〇1つ目は、こども家庭庁は司令塔機能という話があるが、育休面での働きかけなど、経済界や企業に対する働きかけはどれぐらい司令塔機能を有効に使えているのか。2つ目は、今子どもを産めていない人達に対する施策があまり進んでいないように思えるが、政府の中でどう議論されているのか。3つ目は、子育て支援に関しては対面サービスの重要性というのはむしろ増加しているような気がするが、デジタル施策で対面を減らしていくこととの関係をどう考えるか。

→1つ目のこども家庭庁の司令塔機能というのは、基本的には政府の中での司令塔ということを意味する。そうした司令塔機能を発揮するために、関係省庁と連携し、企業等を含む様々なセクターの方々に対して制度の趣旨を御理解いただき、御協力していただくことが重要であると考えている。

→2つ目、所得が出生率に影響しているのではないかという議論があり、正規雇用比率の増加、所得向上のための取組が重要であるというのが今回の議論である。

→3つ目については、例えば出産のために里帰り期間中の住所地の役場との面談をできるだけオンラインでも対応できるようにし、負担を軽減するということである。リアルで相談したい人たちに対しては、しっかりと丁寧にケアしていくことが重要というのは、我々も同じ視点を持っている。デジタル活用により窓口の職員の負担を軽減して、アウトリーチや対人サービスを充実させることも重要だと考えている。

〇育休を取られた方の補充をするにも、物理的に人がいないという現状がある。また、加速化プランは3年間とあるが、未来に希望が持てない子育て世代は多くいる。3年間で集中的に実施するのは良いと思うが、その次を示せたほうがいいのではないか。

→今回の加速化プランは、今後3年間の集中的な取組を取りまとめたものであり、その先の更なる具体的施策の充実については、加速化プランの実施状況やその効果等を検証しつつ、PDCAを回しながら今後検討することとしている。

〇「こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる」ということがあるが、そのためにはこどもをまず預けるというのが基本的なことだと思う。こどもと一緒に過ごしながら働きたい人は非正規雇用ということを選ばなければいけなくなってきている。雇用の形の多様化のようなものがあるといいのかなと思う。

→労働政策の観点で、これまでも雇用形態の多様化は議論されており、今後も議論されていく課題だと承知している。

〇看護休暇について、こどもが元気なときは預かってもらえて幼稚園などに行けるが、病気になると困るときがある。44ページのL字カーブなどを見たとき、女性が特に非正規雇用が増えているということを考えると、看護休暇がパートタイムに拡充すればいいのだろうなとは思う。しかし、企業が果たしてそういうことを受け入れるか、その際、政府から企業にどんなことを協力依頼すると効果的と感じるか、伺いたい。

→制度設計の議論や企業への効果的な協力依頼内容については、厚生労働省の審議会でこれから年末にかけて議論されることになるため、この場で軽々にお答えはできない。

○「産めば得をする」ということをやっている限りは、恐らく出生率は上がらないのだろうと思う。「産みたい人は産むし、産みたくない人は産まない」という選択が可能な社会をつくっていくことが本質で、そのためには恐らく脱商品化ということを真面目に議論しないと絶対に出生率は上がらないだろうと思う。だから、子育てだけではなく、様々な面での生活コストを削減していかない限り、ある程度の脱商品化が進んでいって、所得が減っても、雇用が不安定化しても、安心して生きていけるという状況をつくっていかないと、恐らく子育てだけに完結しない問題を子育てだけで完結しようとしているところに難しさがあるのではないかと思う。

令和5年度地方行財政ビジョン研究会第2回委員会　議事概要

日時:令和5年10月30日(月)10:00～12:00
場所: 中央合同庁舎第2号館6階　自治財政局第2会議室
　　Microsoft Teamsによるオンライン会議を併用
出席者
(学識委員)
　井手委員長、荒見委員、岩永委員、倉地委員、小西委員、祐成委員、竹端委員、丸山委員、
　茂住委員
(総務省委員)
　梶委員、前田委員、田中委員
(地方自治研究機構委員)
　日向委員
(オブザーバー)
　こども家庭庁成育局保育政策課　出口課長補佐

【議事次第】
　1　開会
　2　議題
　「こども誰でも通園制度(仮称)のモデル事業の取組状況について」
　　品川区子ども未来部保育支援課
　　中野区子ども教育部保育園・幼稚園課
　3　閉会

こども誰でも通園制度(仮称)のモデル事業の取組状況について

【説明概要】
〇モデル事業の概要
→普段保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すほか、育児疲れによる負担を抱える保護者の支援、関係機関との連携体制の確保を狙いとする。
→事業の基本的な内容は①定期的な預かり、②要支援家庭等対応強化加算である。①については定員に空きのある保育所等において、未就園児に対して継続的に週1～2日程度の定期的な預かりを実施するという事業である。
→実施主体は市区町村であるが、市区町村が認めた者への委託が可能である。またモデル事業であるため、国の補助割合が9/10となる。

→実施要件について、定期的な預かりの実施については支援計画の作成、保護者に対する定期的な支援・助言等がある。また、検討会を設置して効果測定や検証・検討を行うこととされている。
→公募等のスケジュールについて、対象自治体は公募により選定され、31団体/50施設が参加をしている。

〇品川区の事業内容
→対象児童は保育所等を利用していない乳幼児（0～2歳児を想定）としている。
→本モデル事業に加え、東京都独自の事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、5月補正予算に9施設分を計上している。
→本モデル事業は区内の小規模園に委託している。
→品川区の事業イメージについて、品川区は区内保健センターと連携し、保健センターや保健師が関わっている要支援家庭あるいは困難さを抱えている家庭のこどもを定期的に預かり、子及び親の支援を行う制度設計としている。
→事業フローチャートについて、まずは預かりを行う候補者の選定を行う。区内各保健センターで候補者のリストを作成し、保健センターの保健師・実施園の園長・保育支援課の3者で対象者を決定する。
→その後、保健師を通じて保護者への所管連絡を行い、面談や園の見学を経て、利用申込みの後に実際に預かりを開始する。その後はこどもの育ちに着目した支援計画の作成や日々の保育の記録、保護者との定期的な面談・助言を行う。あわせて、関連機関との情報共有や検討会における効果検証を行うという流れとなる。なお、預かり期間は保護者と相談して決めている。
→区に設置する検討会について、こどもの発達に関する効果測定や、事業に関する課題検討を行い、その検討内容や分析・考察を国に報告している。6月に第1回、10月に第2回の検討会を行い事業の中間報告をし、同時期にこども家庭庁に対し中間報告書の提出を行った。今後、3月または4月に事業のまとめの報告を予定している。
→本検討会の下に、実務担当者で構成する部会を設置している。部会は年に5～6回実施している。
→本事業の内容について、チラシを用いて区民に説明・広報を行っている。事業の愛称を「トキメキ☆ドキドキ～トキドキ保育～」とし、区民に分かりやすくなるようネーミングを行っている。また、都事業についても同じ愛称を用いて、「しながわモデル」というネーミングで活用している。
→品川区の事業ポイントは、保健センターと連携した要支援家庭の預かりである。国の事業は要支援家庭を対象に、都の事業は要支援家庭＋一般利用を対象に預かりを行うが、要支援家庭の利用は無料であるのに対し、一般利用は275円/時間と定めている。要支援家庭については効果検証に協力することの代わりに利用料がかからないという形で説明をしており、一般利用との違いを設けている。
→予算について、国の事業は672万3000円を委託料として事業者に支払っている。都の事業は1事業者当たりの予算額を784万4000円とし、予算範囲内の経費を補助している。

→様々な事情を抱えた児童を預かることについて、事業開始当初は保育士や園長からの不安の声が多かった。そのような不安解消の手段として、保育ソーシャルワーカー事業を行うNPO団体による保育士向けの研修などを行っている。

〇中野区の事業内容

（中野区）

→中野区の現在の保育所等の状況として、1～2歳児の需要が非常に高くなっている。こども誰でも通園制度においてどのように園を利用するか、現在の空き定員で需要を満たせるか、懸念している。

→事業目的は、未就園児とその保護者への継続的な支援及び利用調整、施設と保護者の関わり方等について課題や効果の検証を行うとともに、保育所等の安定的運営及び多機能化に関する課題や効果について検証することである。今年度は検証事業とし、限定した範囲で事業を行っている。

→実施概要について、各施設において利用児童（0歳児）1名につき週1～2回の定期的な預かりを行う。各施設の協力のもと、区が設置する検討会において検討及び効果検証を行うほか、こども家庭庁と連携し保護者向けアンケートなどから効果検証を行う（中間期：9月、年度末：3月）。

→利用負担額について、保育料相当額の5分の2に設定している。なお、非課税世帯、要支援家庭は無料としている。

→実施規模について、区立施設は2施設各1名、私立施設は小規模保育園の2施設各2名としている。区立については利用者を要支援家庭に限定し、すこやか福祉センターからの推薦をもとに利用者を決定する。現在は各施設1名がそれぞれ入所している。私立については事業者を広く募集した結果小規模園が選定され、利用者は25人から抽選と面接で4名の利用者を決定した。

→事業実施者には委託料として公定価格相当額に月ごとの利用割合を乗じ、利用者負担額を控除した額を支払っている。

→課題として、新たな需要に対し限られた空き定員をどのように活用・供給するか、利用児童が通常保育の利用児童と通園回数が異なるためどのように園全体で保育・支援を行うか、事務負担をどのように軽減するかということが挙げられている。

→今後の方向性として、事業の状況や効果、国の方針を踏まえて検討していく。

（事業実施者）

→実際に事業を実施したところ、利用児童がご飯をたくさん食べるようになった、外出に興味を持つようになったなどの声が挙がっており、そういった声が保育の現場で非常に励みになるため、この制度がより良い制度になるように役に立てればと思う。

→利用者とは面談を月に1回程度行っているが、保護者の表情がどんどん柔らかくなっているのを感じている。また保護者の声として、「子育てと自分自身のバランスが取れる」といった声や「こどもが家で楽しそうにしている」といった変化が見られるなどの報告を受けており、保育園での活動がいい刺激になっていると感じている。また、不定期の一時預かりではなく週2回の定期預かり

だからこそ、家庭に負担がかかりすぎず、家庭の様子が把握しやすいという状況にある。
→事業に伴う園内の工夫や保育士の負担等について、もともと空きのある園だったこともあり事業に前向きだった。しかし、業務負担は増えており、モデル事業の指導案作成はフリーの保育士が担当するなどの工夫を行っている。
→今後支援を擁する家庭とつながった際は保護者とこども両方のケアが必要になることや、関わる保育士の専門的な研修を要するなどの課題が考えられる。
→この事業でより多くの保護者やこどもが未来に希望を持てるような社会になるよう、引き続き支援を実施していく。

【質疑応答等（品川区）】

〇国の事業を要支援家庭に限定しているのは品川区独自のものか。一般公募は行っているのか。
→品川区独自のものである。保健師から提出された候補者リストから優先順位をつけ、保育園に了解を取った後で保護者に連絡をしている。その際に説明用のパンフレットとしてチラシを利用している。要支援家庭の保護者の預かりに対する心理的ハードルを下げるため、事業内容が分かりやすいパンフレットを作成している。また、保護者への最初のアプローチは保健師が行うため、説明を統一するためにパンフレットを作製した。なお、一般公募は一般公募用に同じようなチラシを用意している。

〇本事業以外にこどもを預ける施設や制度はあるのか。また、制度の横のつながりや総合的なサービスはあるのか。
→品川区では在宅子育てを行う方を対象に年間60回まで一時預かりをする「オアシスルーム」というサービスがある。しかし、モデル事業の利用家庭の中には、そのサービスが利用に至らなかった方もいた。これは、母子分離が課題となったことや、利用が不定期で毎回先生が異なるといった環境で安心できなかったのではないかと考えている。今回の対象家庭は保健師との関係が良好であり、保健師同行で園を見学し安心感を得るなどの支援があり制度利用へ結びついた。現在、保健センターが関わる頻度は減っており、支援は良い方向へ向かっていると考えられる。また、横のつながり、総合的な支援については関係機関とより密に連携を行うことが必要であると考えている。

〇本事業ののち、他の園での継続的な保育につながるようなルートはあるのか。また、保健師が関わらないが問題を抱えているような家庭についてはどう考えているか。
→事業が終わった後は、保護者と園の関係やコミュニケーションの状況を基に話をする。国の事業の施設の利用家庭のうち、1家庭は幼稚園への進学を考えているようである。もう1家庭は預かりが始まったばかりであるため、まだ決まっていない。
→2点目について、今回要支援家庭をターゲットとしたが、保健師が関わらない家庭についても検討

しなければならない。しかし、空き定員を活用する制度のため、受入れ可能数が非常に限られている。その中で保健師が関わらないがハイリスクな家庭についてこの先どうアプローチをしていくか、今後検討が必要である。

〇受け入れに当たり、預かり前の準備の負担についてはどう考えているか。また、品川区内で保育所に入りやすい地域とそうでない地域の格差があるが、それについてどう考えているか。最後に、保育士の負担についてどのような意見が出ているか。
→預かり前の手続きについて、要支援家庭の場合保護者がそういった手続きを苦手にするケースが想定されたため、省略可能な手続きは省略してもよい旨事業者に伝えていたが、今回のケースではそのような問題は発生しなかった。また、登園についても手ぶらで登園し洋服等についてはサブスクリプションで行うサービスもあるが、今回のケースでは必要なものは保護者が用意できていた。このように、準備や手続きを軽減するサービスがある。
→地域格差について、今後品川区内の様々な施設、例えば幼稚園などでこの事業を展開することを考えている。そうして区内まんべんなく事業を展開するというのは今後の検討項目として挙げられている。
→保育士の負担について、預かり開始後の数回は保育士と1対1で行うため人手が必要という声が上がっている。その後の面談等は園長先生が中心となるため、それ以外の部分では上がっている声はない。また、懸念点として今後利用実績や利用時間に応じた給付となった場合、体調不良等による直前のキャンセルによって給付がなくなるといったケースが考えられる。

〇今後様々なこどもを預かることに備えた保育園の多機能化や職員の層を厚くすることは考えているか。また、品川区で既に一時保育を行っている場合、本事業とどのような関係にあるか。
→保育園の多機能化等については現在検討会で課題となっている。現在、品川区では保育園に保育士と看護師を配置しているが、今後多機能化するのであればそれに応じた専門知識を持つ職員を配備することが検討課題となる。
→一時保育について、現在大きく分けて3つの制度がある。病気などやむを得ない事情がある場合に保育要件がなくともこどもを預けることのできる一時保育制度、在宅子育て世代を対象とした保育要件を問わないオアシスルーム、利用要件を緩和したレスパイト目的の利用も可能となる制度である。これらの事業とすみ分けが必要だが、現在は一時預かり事業と本事業の両方を行っている。ただし、制度が入り組んでいるため整理が必要であるとの課題もある。

〇保育士に利用者の情報を提供する際には利用者の同意が必要かと思われるが、関係機関との情報共有はどのように行うのか。その際は紙ベースで同意を得た方がよいのでは。
→保育園に受入れの打診を行う際は個人をぼかして情報共有する。そのうえで受入れが可能であれば保健師から直接保護者に説明をし、面談や申込書を通じて情報共有を行っている。これについて例えば要対協で扱うようなケースの場合にどのように情報共有を行うか、紙ベースでの同意書についても今後の課題である。

【質疑応答等（中野区）】

〇25名の募集から2名を選定した際、他の23名はニーズが高くないと判断されたのか。
→通常の保育園の利用の際は保育の必要性に応じて点数化し、入園の優先度を決めているが、今回は未就園児のため点数の反映が難しく、抽選を行いその後面接という形を採った。そのため、今回入園できなかった方の中にこの事業の必要性が高かった方がいた可能性はある。（中野区）

〇保護者向けアンケートから効果検証を行うとあるが、どのようなアンケート調査を行うのか。
→こども家庭庁で全国的に実施しているアンケートである。実施方法はウェブでの回答となり、この事業を通して保護者の負担感が軽減されたかが中心となっている。（中野区）
→アンケートは事業を行う前と後で行い、前後比較を行う。各施設で事業の仕方が多少異なるが、負担感が減ってきているという中間報告が挙がっている。今後現場の保育者の負担感やこどもの成長について、数値を出せればと思っている。（こども家庭庁）

〇事業所の選定基準はどのようなものか。また、5歳児など上の年齢層のこどもについても将来的に事業の対象となる可能性はあるのか。
→事業所から提案書のような形で資料をいただき、空いている定員や保育士の配置の状況、事業所の事業に対する考え方などから総合的に選定した。また、0歳の空きが多いため0歳保育を行っている小規模事業者が選定された。（中野区）
→事業の対象年齢について、国のモデル事業は0歳児から5歳児まですべて対象としているが、こども誰でも通園制度では6ヶ月から2歳児を対象としている。。3歳児以上については、未就園児がそもそも少なく、需要が少ないことが原因として考えられる。今後の対象年齢の議論については注視していきたい。（中野区）

〇利用調整についての現時点での見通しがあれば教えてほしい。また、本事業利用児童と通常登園している児童の間の関わりで課題等はあるか。
→募集や事業の周知は区で実施し、申込みは園に直接申し込んでいただき、入園についても園で決定している。今後、国が考えている10時間かつ時間単位で柔軟な預かりとなると利用調整の事務負担は膨大になる。個別に行うことは難しいので、今後区としてどのように管理するか考えなくてはならない。（中野区）
→友達との関わりについて、0歳児クラスという事もあり友達とたくさんコミュニケーションをとるという年齢ではないが、影響を受けている節は感じる。食が細い子が周りのこどもの食事を見て食事に興味を持ったり、発語が少し遅れている子が周りの友達と関わろうとする中で少しずつ声が出せるようになったり等の変化がある。ただし週2の通園と毎日の通園では慣れるスピードが異なり、遠慮や緊張が見られることもあるが、笑顔が見られるためその子にとっていい刺激になって

いると感じる。（事業実施者）

〇25名の募集から2名を選定した際、どのような基準で行ったのか。
→抽選の後ではあるが、少しでも負担を感じている家庭を利用者の対象にしたいため、申込フォームの備考欄の情報や家族構成、兄弟関係などの情報からイメージを膨らませ、選定した。また、モデル事業であるため、異なる月齢のこどもの成長への効果が検証できるよう、0歳児の中でも月齢が離れている2名を選定した。（中野区）

〇要支援家庭の発見方法は。また、要支援家庭の認定により、他にどのような事業につながるのか。
→すこやか福祉センターが要支援家庭の判定会を行い、支援が必要な家庭の情報を共有し選定している。また、中野区には他に一時預かりやショートステイなどの一時保育事業があるが、これまで保育園を使って家庭の支援をする制度はなかったため、福祉センターや児童相談所の職員からこういった制度があれば活用したいという声も挙がっている。今後、他の事業に繋げていく可能性はある。（中野区）

〇自治体・保育園で現在抱えている課題はあるか。
→行政の課題として、今後時間単位の利用に備えて利用調整・利用の管理をどのように行うか。また、空き定員がそれほど多くないため、事業者の募集調整や専用施設の整備の必要性が課題と考えている。（中野区）
→現場の課題として、保育園や保育士に余裕がないため、保育士の配置を厚くするなどの課題がある。また、そのための事業経費についても検討する余地がある。（事業実施者）

【終わりに】
〇本事業により、こどもの支援を通じて親への支援も効果的に行うことができるという効果が印象的であった。しかし、保育園の空き定員や保育士の負担の問題、保健センター等から情報共有をされない家庭に対してどうするかなどの課題も感じる。この事業全体として、コストと比較してどのように事業全体を評価するかが難しいと感じた。また、個人的には要支援家庭に情報を届けることは大変であろうと感じ、今後制度の設計の仕方としてある程度ターゲットを絞るという事も重要な論点になると感じた。

令和5年度地方行財政ビジョン研究会第3回委員会　議事概要

日時:令和5年12月7日(木)18:00～20:00
場所: 中央合同庁舎第2号館6階　自治財政局第2会議室
　　Microsoft Teamsによるオンライン会議併用
出席者
(学識委員)
井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、祐成委員、中野委員、丸山委員、
茂住委員、吉弘委員
(総務省委員)
梶委員、前田委員、三好委員、田中委員、水谷委員、畑中委員、神田委員、村田委員、
宮崎委員

【議事次第】
1　開会
2　議題
「一般財源化の成果と課題について」
　立教大学経済学部　教授　池上　岳彦
　明治大学政治経済学部　専任講師　倉地　真太郎
3　閉会

一般財源化の成果と課題について

【説明概要　池上氏】

〇一般財源と交付金・特定補助金
→「一般財源化」と「交付金」の評価は重要課題となっている。一般財源化すると地方自治が強化される一方、国の政策の遂行が困難になる。
→これは90年代後半の地方分権推進委員会、00年代前半～中盤の「三位一体の改革」、00年代末～10年代初めの「地域主権」、10年代の「地方創生」を経ても解決されていない問題である。
→一般財源の内訳について、地方税、地方譲与税、地方交付税がある。地方税は三位一体の改革による税源移譲、また増税を含む。また地方交付税について、特別交付税は一般財源かという議論が生じる。
→交付金の種類について、一般財源的交付金、一括交付金、内閣府の交付金、府省別の交付金がある。
→また、特定補助金としての国庫支出金、すなわち個別補助金が存在する。

〇地方分権の推進

→93年に衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」がされ、それを受けて94年に地方六団体より「地方分権の推進に関する意見書」が内閣と国会に提出された。

→その後、地方分権推進法の成立、地方分権推進委員会の発足、地方分権一括法の施行等を経て、01年に地方分権推進委員会の最終報告がされた。この最終報告では、国庫補助負担金の整理合理化及び地方税の充実が強調されていた。

→その後の小泉内閣による「聖域なき構造改革」の中で「国から地方へ」という動きが活発化され、それを受けて「三位一体の改革」が行われた。それにより、国庫補助負担金を4.7兆円削減し、所得税から個人住民税所得割へ3.0兆円の税源移譲を行ったが、地方交付税・臨時財政対策費を5.1兆円削減したため、地方自治体は改革に不信感を覚えた。

→06年に地方六団体から「地方分権の推進に関する意見書」が提出され、それを受けて地方共有税が打ち出された。

→国庫補助負担金の改革の内訳として、税源移譲に結びつく改革で3.0兆円削減した。ただし、分権に直接結びつかない補助負担率引下げを含んでいたため、生活保護などについて議論が起こった。また、スリム化の改革で1.0兆円削減した。国の財政再建の観点から事務・事業自体を廃止している。さらに、交付金化の改革を0.8兆円実施した。これについて、地方自治体の「計画」をもとに「弾力的執行」するために自由度・裁量性が拡大すると言われていたが、事業費は国の予算で決定されるため、府省の権限は揺るがないものであった。

→その後、民主党政権では「地域主権」が提唱され、「ひも付き補助金の一括交付金化」が取り組まれた。これにより、客観的指標で配分された金額の中で、地方自治体の判断で交付金の使途を決めることができることになった。しかし、投資的経費の定率補助金という枠を超えられなかったため、経常経費については検討が深まらなかった。発展の可能性としては、定率補助金とのリンクを外すことや、交付要綱を廃止すること、補助金等適正化法の対象から外すことなどが考えられる。また、資金充当内容の本来の報告相手は住民である。

→政権の再交代により「一括交付金」は廃止され、再び各府省の「交付金」へ転換された。これにより、「三位一体の改革」レベルの交付金へ戻ったといえる。なお、一括交付金のうち「沖縄振興一括交付金」のみは存続している。

→東日本大震災後、東日本大震災復興交付金の交付が決定された。これは被災自治体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手の良い自由度の高い交付金であり、復興庁が実質的に交付決定したという特徴がある。ただし問題点として、復興庁は国が判断した緊急事業に限り対応できること、また復興プランの評価は本来は地域住民が行うものなので、被災自治体が住民と向き合うシステムが必要であったと考えられる。そのため、「被災自治体一括交付金」という使途自由の一括交付金が交付できればという考えもある。

→14年から、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するという趣旨で「地方創生」が打ち出されている。各自治体が作成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた事業を、「地域再生計画」に基づいて行うが、交付対象となる事業の選定等は各府省が対応する。これら

の財源は国庫支出金、交付金、一般財源に分かれているが、縦割りを打破するのであれば国庫支出金廃止が課題となる。

→コロナ禍を経て「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」ができた。これは一括交付金よりさらに使途が自由である交付金となっている。更に、インフレ対策として「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」ができた。このような自由度の高い交付金ができる一方、23年11月に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」ができた。これは生活者・事業者支援に使用するという使途が決まっている。このように様々な性格のものが交付金という枠組みに組み込まれている。さらに近年では「デジタル田園都市国家構想交付金」ができている。

〇こども・若者政策における地方自治と財政についての課題

→こども家庭庁の国庫支出金の例として「出産・子育て応援交付金」がある。内容は伴走型相談支援と経済的支援であり、経済的支援については出産・子育て応援ギフト10万円相当というように具体的な指定がされている。これは使途が限定されている面でコロナ禍対応の交付金と正反対であり、どう評価すべきかという問題がある。

→また、こども家庭庁の交付事務等は厚生労働省の地方厚生局に委任されるが、こども家庭庁の設置が地方自治体の業務をどう変えたか、何が良くなったかを問うべきだと考える。

→国庫支出金の一般財源化について、地方自治の視点に立ち、国の地方自治体に対する関与の裏付けとなる国庫支出金を一般財源へ転換することが必要と考える。ただし、補助金所管官庁の抵抗が強まることが考えられるため、方策を考えることが課題である。

→一般財源に近い交付金を過渡的に使えないか。各府省は国としての政策を遂行する任務を負うが、現場で生まれて日々変化する具体的な政策課題について、どこまで詳細な施策を考案・指示できるのかという問題がある。そこで使途制限を緩和し、府省の枠を超えて使う「一括交付金」を定め、国の監査・検査と住民による監視を行う制度が考えられる。

→こども家庭庁の交付金に関しても、コロナ禍対応の交付金の例を子ども・子育てに置き換えれば使途制限を緩和した交付金をつくることが可能ではないか。ただし、交付金は過渡的制度であり、義務付けや枠組みの見直し、条例制定権の拡大が進み、サービスが地域民主主義で統制されれば、一般財源化が進むと考えられる。

→地方交付税に関して、国庫支出金を廃止・縮小した財源を使用し、所得税・法人税のうち地方交付税に充てる法定率を引き上げるという発想がある。しかし、国の税収が不足すれば増税が必要となる。地方交付税総額の拡充・調整ができるようになる場合、基準財政需要額との差額を積み上げて、不足額を補填する制度への転換も期待できる。

→また、地域間協働財源調整の可能性についての議論であるが、住民税等の税率を一斉に引き上げ、税収を地方自治体が共同設置する機関が地方自治体ごとのニーズに応じて配分する制度も構想可能である。

→このように交付金・一般財源の改革を進めていくことが可能ではないかという問題提起をさせていただく。

【質疑応答等（池上氏）】

〇18Pにこども家庭庁の設置が自治体の業務をどう変えたかとあるが、この評価に対して省内委員に伺いたい。
→こども家庭庁の設置により、自治体の業務というよりはむしろ政府の業務の進め方が変化したと考えている。従来はこども関係の業務は内閣府・厚労省・文科省に分かれていたのがこども家庭庁に統合され、こども政策を前に進める推進力となった。そのうえで、こどもの意見を直接聞いて国の施策に反映することや、国会にこども家庭庁見合いの委員会ができたこと、地方自治体についてもこども関連の組織が部・課レベルでできている。
→こどもの範囲が就学前に限定されているイメージがあり、就学後は文科省の仕事が大きいように感じている。

〇1点目は、住民が財政運営や制度形成を評価する場合、どのような制度形成が考えられるか。2点目は、交付税の財源調達・地域間の協働財源調整の可能性について、応益的な課税であれば税収の対象に消費税が入ってもよいと考えるが、対象に入っていないのは何故か。
→1点目について、住民からの財政の監視は理想論ではないかという捉え方がある。どこかの自治体がトップランナーとして様々な試みを行い、他の自治体が追従するように仕向ける必要がある。それと並行して、補助金や交付金の使途については政策を住民やマスコミが批判し、住民のニーズに合うように政策を進めていくしかないのだろうと考える。
→2点目について、増税には順番があると考える。所得再分配のような税を先に増税し、消費税はその後と考えている。地方消費税については税収の地域間格差を考えた場合、再分配にある程度向いていると考えられるため、資料に記載している。

〇自由度の高い交付金を作ってはどうかという問題提起に関して、使途制限を緩和した場合使途について様々な批判が起こることが予想されるが、そういった批判についてどう考えているか。
→コロナ禍対応の交付金について、世界中で使途に関する議論が起こっていると思うが、使途が不適切であるとするならなぜ不適切か、根拠を示さなければならない。その際、初めに使途を絞ってそれ以外を不可とするか、使途を緩めた上で不適切であれば後で批判の対象となる形とするかの2択となるが、後者が良いと考える。ただし、後者の場合は悪い例が生じるたびに批判を受けてしまう。批判を避けようとすれば前者の方法を採ることになるが、それでは使い道の創意工夫が生まれない。どちらの方法にするかは意見が分かれるところである。

〇1点目は、最近は基幹的なものを交付金に替えるというよりは臨時的な新しい政策課題に対して交付金で対応するという印象を受けている。そこで、今の交付金の目的は縦割り打破ではなくなったのか。2点目は、何かを取りやめて交付金に替えるような対応関係があるのか。

→「三位一体の改革」の頃は、国庫補助負担金のような縛りの強いものを大くくり化して交付金に転換していたと考えられる。しかし現在はコロナ対応や地方創生のように、新しい政策を行う際に交付金を作っているため、元の財源のない交付金が増え、増えた分は増税ではなく国債で賄い、財政赤字が大きくなっている。そのため、今や交付金の財源が国債とされるケースが繰り返されているように感じている。
→むしろ、インフラ老朽化対策のような国として重点的に進めるものは個別補助金化するという流れをここ数年で感じている。

〇これまで自治体の裁量性や使途決定権限を強めることが自治だという発想で一括交付金化が進められてきた。一方で、本来、自治とは、受益と負担の関係に基づき、税収の使途について考えていくことだと考えている。昨今では新たな政策課題に対応するための交付金が多く作られることで自治体の財源が充実し、自治体の裁量性という意味での自治はどんどん大きくなっている反面、受益と負担という意味での自治がどんどん小さくなっていると感じている。これは果たして自治に向かっているのか。私は向かっていないと考えるが、どう考えるか。
→地方交付税はそれほど大きく減っているわけではなく、地方税はむしろ増えている。地方税は応益課税であるから、決定できない予算が増えているわけではないと考える。地方税を拡充すると地方自治体間の格差の問題が生じるが、それでもなお地方税は拡充するべきである。現状でも、そこまで受益と負担の関係について検討して充実すべき財源がなくなってしまったわけではないと考えている。
→量の問題というよりは、自治体職員がどう考えているかが問題だと考えている。国の交付金の使い道を考えるのか、それとも受益と負担を考えているのかで大きく異なると感じている。そういった危惧を持っている。

【説明概要　倉地委員】

〇デンマークの地方財政の財源保障
→デンマークはまず総枠を保証して、中身は徹底的に裁量に任せるという考え方を採用している。国が財源保障の総枠を定め、自治体間の連合（KL）が各自治体に配分をし、各自治体は配分された財源の中で、各自治体の裁量で政策を行う。このように総枠と裁量が多層的に決まっているシステムである。
→スウェーデンと似た制度であり、高い比例所得税を中心に自主財源比率は高い。自主財源比率は、高い自治体では9割近く、低い自治体でも4割以上である。厳格な地方債統制があり、日本でいうJFMのような仕組みで100%共同債を発行している。
→財政調整は狭義の意味での水平的財政調整と垂直的財政調整の組合せであり、標準的なものを保障するというよりも「平均」的なベースで歳入と歳出のニーズを調整している。ここはスウェーデンと似た仕組みで、それに加えて包括的な補助金で国の財源保障が入る。財政力の低い地域に

対して「見てあげる」仕組みとなっている。
→デンマークの地方財政計画は地方自治体の代表（コムーネ連合）と国の代表が合意して決定している。コムーネ連合はKLとも呼ばれ、基礎自治体の代表とリージョンという広域自治体の代表で構成している。毎年度6月に、日本でいう地方財政計画に相当するものをKLと国側（内務省・財務省）が合意する。
→この合意では歳出総額、税率、各分野の政策方針を決めている。これにより、分権的でありながら国の意向が反映され、コロナ禍でも素早い、まとまりのある対応が可能となった。ただし、合意は紳士協定である。
→この合意における各団体の役割として、財務省は補助金総枠の提示を行い、内務省が国側に立って交渉する。また、内務省はデータの分析・収集を行い財政調整制度の制度改正に活かしている。KLは合意に基づき各自治体と交渉・調整を行う。6月の合意後、9月の予算会議までにKLと自治体が何度も予算の交渉を行う。これは80年代に財政再建のために国が一方的に包括補助金を削ったことをきっかけに、自治体が連合を作って国に要求を行ったことが発端である。
→ただし、紳士協定を遵守しない自治体が増えたため、2010年代以降は制裁の強化を行っている。

〇オペアをめぐる移民問題と地方財政
→近年コペンハーゲンと他都市の財政力の格差が広がっており、その格差を是正するため財政調整改革を行っている。水平的財政調整について、歳出ニーズは約3分の2が人口数・年齢区分から算出され、3分の1は社会経済指標を加味し算出している。歳入は課税標準に基づき算出している。移民や生活困窮者が都市部に集中しているため、それを踏まえて財政均衡化を行っている。
→それにより都市間の格差が大きくなったため、2020年に財政の均衡化を強化し、オペア（住込みで家事育児を行う外国人労働者）分の財政需要算定を廃止した。元々、デンマークはジェンダー平等かつ保育園の延長保育等の仕組みがあまりないこともあって、オペアの需要が非常に高い。また、難民の受入れは外国人住民比率の低い地域から割り当てられていくため、オペアを多く受入れるほど難民の受入れが少なくなる。そのため、オペアを受け入れることのできる都市部が儲かり地域間格差が広がり、その結果オペア分の財政需要算定が廃止された。

〇デンマークの保育士不足と「標準化」
→近年、出生率がやや低下傾向にある。
→デンマークでは待機児童問題は発生していないが、これは配置基準が徹底されていないことがおそらく原因であった。自治体ごとに教員当たりの保育人数が法律で決まっていなかったため、この統一を図った結果保育士（ペタゴー）不足が露呈した。
→ペタゴーの育成が間に合っておらず、移民に依存している。
→また、保育士の給与水準が他業種と比較して若干低いこと、保育士の人気が低下していることが保育士不足の一因となっている。
→保育士の給与や待遇は多層的に決定されており、財務省による総枠保障、国家公務員組合、地方

公務員組合・教職員連合、ペタゴー組合と多層間で調整されている。
→BUPL（組合）代表が財務省前で座り込みをするなど、活発に活動している。それにより残業代の増額などの権利を勝ち取っている。
→また、小中学校の教員不足も同様に問題となっている。特に公立学校の教員が私立学校に流出してしまう傾向があり、課題となっている。
→ペタゴー組合は地方公務員組合や国家公務員組合が決定した昇給カーブ等の待遇を参照しているため、エコシステム的である。
→保育士の配置基準について、保育財政改革を経て現在は最低基準を設けている。0－2歳児はフルタイム換算の保育士1人当たり3人、3－5歳児はフルタイム換算の保育士1人当たり6人となっている。この基準を遵守させるため、国の包括補助金の増加、財政基盤が弱い自治体に対する追加の補助金等の対応がなされている。それにより、標準化率・配置率が改善された。
→この基準を守れていない自治体に対し、BUPLは個別にヒアリングを行い、HPで報告するなどの活動を行っている。
→日本とデンマークの保育事情を比較すると、日本は細かな保育サービスが充実している。一方でデンマークは保育所を公的負担でしっかりと保障し、オペアなど保育所以外の分野は私的負担とされている。このような構造であるため、デンマークは裾野が日本より狭いが、組合や自治体連合による調整機能で支えられている。
→しかし、近年は自治体間格差の拡大により調整が難化している。

【質疑応答等（倉地委員）】

〇1点目は、地方税と包括補助金を一般財源と捉えた場合に、どのようなものからどのようなものへ一般財源化されたのか。2点目は、8Pの経済合意の歳入における補助金が今回の包括補助金であるのか。3点目は22Pの保育士不足について、どの立場から標準化の必要性が高まったのか。地方税と包括補助金との関係と保育士不足の話をどのように捉えればよいか。4点目は、デンマークは地方税の割合が高いイメージを持っていたが、地方財政という意味では不足しているという認識でよいか。
→1点目について、デンマークはもともと一般財源をベースに施策を行っているため、一般財源化という言い方は適切でなかった。2点目について、国で行う施策以外はほとんど包括補助金であり、細かく補助金が分かれている形ではない。ただし、補助金の使途に一定の基準があり、例えば教育では児童1人当たりの最低金額が設定されており、そのような基準で補助金の使途を制限している。また、補助金の内訳に国庫補助金が入っている。3点目について、国が定めた基準と比較して一部の自治体で必要な保育士数の配置ができていないことが重要であり、現場の中でも保育士不足が課題となっている。4点目は、都市部は基金を積んでいて、かつ豊富な地方税収があるが、地方部は地方税収が少なく、補助金に一定程度依存している。とはいえ、全体の平均でみると地方税で歳入の7割強賄っている。

〇配置基準の是正に組合が力を入れている件について、先程の池上先生の話では一般財源化すると住民自治によって是正され、それこそが自治であるという議論があったが、今回は組合を住民の1アクターとして捉えた場合自治が実現しているという見方が可能である。このやり方の是非について見解を伺いたい。

→デンマークは住民自治に力を入れているが、現在の自治体間のコーディネーションの仕組みは格差が大きいと交渉が決裂してしまうという課題がある。また、日本と比較したときに待遇改善の仕組みと財源保障の仕組みがセットとなるため、その2点を一緒に議論できることは良いことであると考えている。

〇待遇改善と財源保障の仕組みがセットとなるというのは、どういうことか。

→KLは組合や労働者に対し指導者として振舞うが、一方で国に対しては財源保障を獲得しようと振舞う。この両方の役割を担っているため、パイプとしての役割を果たしている。KLも一方的に要求するのではなく税率の調整を行うため、両者痛み分けにすることもあれば国の政策を通すこともある。

〇日本において地方が国に提案し、それを受けて国が法律を作ることと、デンマークにおいて枠組みを作り財源保障を行うこととでは、どういった違いがあるのか。

→デンマークは個別に合意をしていくため、拒否を行う力がある。デンマークでは国が自治体や自治体連合を信頼し調整するということがわかっているため、そのような信頼関係を築き調整ができるのであれば、一般財源で施策を行う方がよいと考えている。

〇KLは日本で言うどのような組織に該当するのか。また、事務職はどのような人か。

→全自治体が共同で設置した、地方6団体の機能が集約されたような組織であるが、国や自治体からの出向が無く独立した組織である。また、事務職はKLのプロパーの職員が実務を行っている。また、デンマークでは組合やKLなどの様々な中間組織にシンクタンク機能があり、政策提言やコーディネートを行う力を持っている。

〇KLはどのように国や自治体と交渉しているのか。また、予算の総枠が決定した段階でゼロサムになる場合は自治体間の利害対立が発生することが考えられるが、調整はどのように行っているのか。

→まず、デンマークの規模が日本の兵庫県と同等くらいであり、自治体数も98であるため、交渉の頻度は多い。また調整については、99自治体の首長による理事会のような会合で地道に調整を行っている。コペンハーゲンが譲渡するケースが多いが、そうでないケースではコペンハーゲンとフレデリスクベアが分裂する場合もあった。

〇ゼロサムかポジティブサムかは補助金の額で決まるが、ゼロサム以下となった場合は自治体が増税するケースが考えられるため、地道に民主的なプロセスで調整を行っているという理解でよろしいか。

→そのような形式である。なお、デンマークでは国が行った施策に対して国がミクロなレベルで責任を負うというDUT原則（拡大総枠均衡原則）があり、それが徹底されている。

〇1点目は、KLはどのような政治的なメカニズムで自治体と合意を取れているのか。2点目は、デンマークの保育士における財源と待遇の保証をセットで行う仕組みは、厚生労働省に権限を付与するなどの方法を用いて日本で応用できるか。

→1点目について、まずKLが自治体の首長の連合体のため、自治体と合意を取ることが可能となっている。しかし、水平的財政調整であり、各自治体の損得がわかりやすくなっているため、なぜこのような仕組みで合意を取れているかが分からないところもある。

→2点目について、歳出の内訳をどのようにするかは完全に自治体へ委ねられているため、国が管理するという発想はもともとない。総枠を決めてコントロールすることが非常に徹底されている。

令和5年度地方行財政ビジョン研究会第4回委員会　議事概要

日時:令和5年12月18日(月)18:00～20:00
場所: 中央合同庁舎第2号館低層棟102会議室
　　Microsoft Teamsによるオンライン会議併用
出席者
(学識委員)
井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、竹端委員、
茂住委員、吉弘委員
(総務省委員)
梶委員、三好委員、田中委員、水谷委員、畑中委員、神田委員、村田委員

【議事次第】
1 開会
2 議題
「現金給付と現物給付について」
東北学院大学地域総合学部 教授 佐藤 滋
帝京大学経済学部 講師 小西 杏奈
3 閉会

現金給付と現物給付について

【説明概要 佐藤氏】

〇対象としての「こども」と「若者」
→政策対象として、こどもと若者は異なる。歴史的に各国とも、こどもや高齢者に対しての政策が優先されてきたが、対して若者・現役層の政策は思うように進んでいない。
→これは、対象者が給付・救済にふさわしいかどうかについての5つの基準が関わっていると考えられている。
→1つ目は「コントロール」である。陥った環境に対して、被援助者自身の力のみでは対応しきれない、コントロールしきれないと考えられるほど、より救済に「値する」とみなされるという基準である。
→2つ目は「必要性」である。被援助者のニーズが急を要するものだと考えられるほど、社会保障により重点的に支援すべきだという基準である。
→3つ目は「アイデンティティ」である。被援助者のアイデンティティが「私たち」に近いほど、より救済に「値する」とみなされるという基準である。反対に、移民のようなアイデンティティが異なるものに対する支援はふさわしくないと考える傾向が普遍的に存在する。

→4つ目は「態度」である。支援者に対する被援助者の態度に、従順さや感謝の気持ちが感じ取れるほど、より救済に「値する」とみなされるという基準である。「従順さ」という意味では、今回の議論の焦点となるこどもが関係する。
→5つ目は「互恵性」である。被援助者が社会に貢献・義務を果たしていると考えられるほど、より救済に「値する」とみなされるという基準である。例えば高齢者は、長年社会に貢献してきたため、医療や年金を重点的に配分するという考え方が存在する。
→これらの基準について、こどもと比べて若者・現役層は自己責任を問われるため、政策が十分に進まないという事が考えられる。
→ISSPによる給付ごとの支持・不支持のデータによれば、医療・教育・年金に対する給付は人々に広く支持されているのに対し、失業給付はそれほど支持されていない傾向にある。例えばイギリスでは、ニューレイバーのもとで社会保障が充実したと言われるが、実際にはこどもや高齢者の貧困率が減少しているのに対して、こどものいない現役層の貧困率は増大した。このように、支援の対象によって政策を展開させる論理が大きく異なる。
→私が行ったISSPを用いた計量分析では、受益層に対する認識、「ふさわしさの基準」が所得再分配政策への支持・不支持に影響を与えていることが示された。分析においては、互恵性基準を厳しく問う人ほど所得再分配政策に対して不支持を強めることが明らかになっている。
→なお、一部の人々に限って給付を配分する選別主義的給付を行う国ほど互恵性の感覚が強まり、所得再分配政策への不支持が高まる一方、普遍主義的な給付を行う国ほど所得再分配政策への支持を高める傾向にあることもわかった。
→政策の展開は事後から事前へと遡及していく傾向にある。事後である生活保護から始まり、次に雇用を支える社会保険に展開し、最後に積極的労働市場施策のように雇用に対し、よりアクティブに働きかける政策が行われるようになっている。広井（2017）ではより事前に遡り、こどもが生まれ落ちるコミュニティの機能を回復することの重要性が指摘されている。こどもが生まれ育つコミュニティ機能の拡充こそ、究極の現物給付といえるのではないのか。

〇なぜ「こどもの居場所」なのか？
→さて、社会保障の事前への遡及という観点からは現在、こどもの居場所をつくることでコミュニティ機能を涵養していくことが注目されている。
→足立区の健康実態調査によると、こどもの居場所が家庭や学校以外にあるこどもほど自己肯定感や自己制御能力が育成され、「逆境を乗り越える力」が向上し、貧困から脱却していくという相関関係が示されている。こどもの居場所の種類は児童館、公民館、図書館、こども食堂など様々である。
→こどもの居場所事業に対する補助制度は多種多様で、国と地方の負担割合も様々である。

〇こどもの居場所の多様性と財政措置
→ここで、こどもの居場所を分類し、財政措置のあり方を考えてみたい。X軸をターゲット/ハイリスク↔ユニバーサル/ポピュレーション、Y軸を目的志向型↔純粋居場所型として、4象限に分類す

る。

→社会的養護、学習支援、子ども食堂等が位置する第1象限（ターゲット/ハイリスク、目的志向型）は、貧困等によりハイリスクな環境にあるこどもへの支援である。食事の提供や学習支援など支援の目的が明確であることもあり、国庫補助金との相性も悪くはない。

→第1象限の対極にある第3象限（ユニバーサル/ポピュレーション、純粋居場所型）は、対象を限定しない純粋なこどもの居場所である。第1象限と比較すると、国庫補助に伴う成果主義との相性が問題視されるケースがみられる。しかし、この領域においても運営資金の確保は必要であるため、どのように支援を行うかが課題である。

→こどもの居場所について、自治体が直接関わるのではなく、民間団体と協力して事業を展開することが一般的である。ここで、ペストフ（2000）の三角形をみたい。フォーマル↔インフォーマル、営利↔非営利、パブリック↔プライベートで切り分けたときのa,b,c,dはすべてこどもの居場所事業に関わる可能性のある主体である。

→特に考えたいのは、bの領域である。ここはボランティアや地域住民が主な主体であるが、居心地よい場所を目指すために、成果や補助の支給基準に従うことを拒否する傾向もみられる。この領域では、「居ることの意味を問われない」ということが特に大切にされており、評価の眼差しに晒されることから解放されるという意味での自由が重要な要素となっているためである。

→この領域に対して支援を行う上での課題として、行政からの委託により居場所を運営すると、目に見える数量的な成果が求められ、居場所の運営に評価的な視点が入ってしまうということが挙げられる。居場所の本来の自由な形や、こども・若者ファーストの形を守っていけるかが懸念されている。補助金が持つ成果主義と自由な居場所との相性が悪い側面は否定できない。

〇課題と方向性

→こどもの居場所に対しては、人件費をはじめ、公的資金の支援が不足している。目的志向型のように事業の定型性が認められ、成果主義と相性の良いところには、一定の地方負担を考慮しつつ、引き続き公的支援・公的なセーフティネットを拡充させていくことが求められる。事業そのものはもちろん、人件費や雇用の場を支えるために、公費をどう拡充していくかが課題となっている。

→他方で、「純粋居場所型」のように事業の定型性の確保が難しいところでは、担い手によっては成果が求められる公的資金の受け入れを拒否する傾向もみられる。こうしたところには、コミュニティ財団等の中間支援団体の育成を図り、間接的に行政が支援していくことも肝要と考えられる。

→最後に、この統計によると、「私は、自分自身を地域コミュニティの一員である」と考えている日本人は非常に少なく、地域に愛着のない人が非常に多いことが示されている。こどもの居場所事業を展開するなかで、地域への愛着を育て、心地よいコミュニティをつくることが今後重要になると考えている。

【質疑応答等（佐藤氏）】

〇1点目は、ペストフの三角形はどのようなコミュニティを想定しているのか。2つ目は、各コミュニティに補助するための財源は利子免税債等で賄えるのか。想定されているコミュニティは課税権等を持つのか。

→1つ目について、ペストフの三角形は居場所に関わる主体を整理したもので、これ自体はコミュニティではない。こどもの居場所に関わる主体の多くは民間団体が関わっており、例えばサードセクター、アソシエーションと呼ばれるものが三角形の中の丸の部分である。

→2つ目について、主体に対する財政措置は利子免税債等多様な財源が考えられるが、bの支援をどう考えるかはポイントだと思う。この領域は成果や基準に縛られることを嫌い、公的資金の受け入れを拒否する傾向もみられるため、ここに対してどのように支援するかが課題である。例えば、中間支援団体を通じた寄附の動線を作るということも手段の一つだと考えられる。

〇コミュニティ＝究極の現物給付という議論について、コミュニティに依存していく傾向はこども分野に限らず様々な政策で見られるが、コミュニティは人間関係が複雑に絡み合うような政治的な側面を持つため、公平性が求められる現物給付としてコミュニティを位置付けてよいかと考えた。1つ目の質問は、こどもの居場所の事業のタイプによって財政支出の在り方を変える議論について、その根拠は財政支出の支持構造の観点から分けるべきという事なのか、事業者側が支援を拒否するから異なる財政支出が必要という事なのか、どちらか。2つ目の質問は、条件整備国家的な方向性を目指す場合に中間支援団体やコミュニティ財団の育成を行政が支援するとき、公平性をどのように担保していくべきか。

→最初のコメントについて、家庭以外にこどもが生育する環境を整えるということが居場所事業の観点の一つであり、その受け皿がコミュニティである。コミュニティそのものに問題があるという前提の上で、親の所得や文化資本に依存しない環境をいかに作っていくかが課題である。なお、こどもの居場所事業に関わる主体と、主体が活動する場、つまり地域やコミュニティは分けて考えている。

→1点目の質問について、純粋居場所型に関わる主体が補助を拒否していること自体について議論したいと考えている。この主体に対する支援を止めるべきではないが、どうすればよいかを議論する上で中間支援団体の可能性を指摘した。

→2点目の質問について、中間支援団体のうちコミュニティ財団について選り好みがある可能性はある。公的支援を減らすべきではなく、主体の性質によって支援をどう行うか、全体としてどう底上げしていくかが課題である。

〇条件整備的な支援は後退という評価を下される場合がある。日本は条件整備的な支援を続けているので、支援を届かせる方向にした方が良いという事がわかった。

→手厚い公的支援やセーフティネットがあることを前提に、多様な主体が活動を行うことができる環境を整えること（＝条件整備的な方向性）を目指すべきと考える。公的セーフティネットに代替

して寄附で埋め合わせるようなことはあってはならない。

〇支援団体を分類し、主体の性質によって財源の方向性を分けるといった議論があったが、デンマークのように財源確保手段の多様性を促すことが大切であると感じているが、どうか。
→財源はグラデーションであるため、主体の分類と財源は1対1で対応しない。その中で公的資金を拒否する主体に対し、どのような支援を行うかが課題である。財源の多様性をまさに満たすために、寄附の動線づくりを含めて検討すべきであるということが重要ではないか。

〇第３象限の居場所について、ナショナルミニマムやナショナルスタンダードを満たすためにはどのようにすればよいと考えるか。また、コミュニティ財団について、財源はどのようにすべきか。
→ナショナルミニマムの問題は非常に重要である。この点、財政需要の定型性があるときにナショナルミニマムやナショナルスタンダードを満たしていくということが基本的な方向性であろう。ただ、純粋居場所型のように、事業の定型性が認めにくく、成果主義を求めにくい領域があることは事実である。つまり、居場所事業について、ナショナルミニマムを確保していくという方向性もありながら、居場所に関わる主体の理念・目的が多様であるということも同時に認める必要がある。
→補助金ではない形で純粋居場所型の主体を支えるような資金を多様化させるための方法の一つとして、中間支援財団を求める議論がある。寄附の動線をいかにして作るかも大切である。

〇こどもと若者という二つの対象が提示されていたが、こどもの支援を手厚くしたとき若者の支援は相対的に縮小されるのか。
→若者政策の場合、自己責任を問われることがあり、支援を拡充する形での政策論議が展開しにくいという側面は否定できない。しかし、こどもとは異なる若者という対象について、政策を充実させるべく議論を深めることが重要である。

〇寄附という動線を作っていくことはもちろん重要であるが、日本は他国と比べて寄附が非常に少ないことを考えれば、寄附だけでは今後膨らんでいくニーズを満たしきることはできない。そのため、やはり財政を通じた補助という形でこのニーズを満たすことも考えなければならず、その場合はどのような形があるべきか考えるべきではないか。
→補助基準を見直すことが考えられる。ただ、補助を拒否する主体の問題も考える必要もあると考える。

【説明概要　小西委員】

〇フランスの地方自治体と地方財政の概要
→フランスではレジオン（州・地域圏）、デパルトマン（県）、コミューン（市町村）の３つの段階で地方自治体が構成されている。フランスの人口は日本の人口に比べて少ない一方で、デパルトマンが

100、コミューンが3万5000程度と、数が非常に多い。そのため、コミューン同士が共同で事務を行うことが発展しており、ほぼすべてのコミューンがコミューン間広域行政組織（EPCI）に属している。課税権を持つEPCIは全国に1,254存在する。

→プレフェ（地方長官）と呼ばれる機関は国の総合的な施策を地方自治体に行き渡らせる役割を持ち、非常に集権的な国家である。

→フランスでは、40年前から地方分権改革を行っており、2003年には憲法改革により「分権化された単一国家」としている。それぞれの自治体は段階ごとに、コミューンは小学校、県は中学校、州は高校の権限を持ち、こどもの支援を行っている。

→国・地方・社会保障基金の財政支出の合計を機能別にみると、社会保障・社会福祉の合計が最も高いが、その多くを社会保障基金が支出している。

→コロナ禍において、フランスにおける地方自治体の財政状況は大きく悪化しなかった。これは多くの補助金が地方自治体に支払われていたことが理由である。

→リーマンショック以降、公的支出に占める地方自治体の支出の割合は減少傾向にある。また、地方税を自治体が徴収していないという特徴があるが、近年は地方税を廃止し、付加価値税の税収の一部を譲与税とすることで地方税収の減少分を上回る収入を自治体にもたらしている。この観点から、歳入における自治の縮小が指摘されている。

〇フランスの子育て支援の特徴と様々なアクター

→フランスの子育て支援と少子化対策は、家族政策という枠組みの中で行われている。日本は子育てか就労かの選択を迫られるが、フランスは自由選択を目指して制度設計されている。

→1930年代から全国的にこども関連の支給が始まり、第二次世界大戦後に現行制度のベースが出来上がった。その後1960年代までは女性は家庭に留まることが奨励されたが、1970年代の経済危機以降に女性の社会進出が進み、1990年代以降は家庭と仕事の両立という観点で子育て支援を行っている。また、困難家庭への支援の強化も進めている。

→フランスのGDPのうち、未就学児に対する公的支出が占める割合はOECD諸国の中でも高い。

→家族政策を行うアクターについて、国レベルでは首相付き子ども担当政務長官事務局が政策の指針を決め、関連省庁が政策を実施している。また、社会結束総局が省庁を横断する議論の調整を行っている。また、全国家族手当基金が現金給付、家族政策や社会福祉政策の策定を担う。他には家族・子ども・高齢者高等評議会や全国家族協会連合が存在する。

→州レベルではあまり大きな政策を行っていないが、ARSと呼ばれる州健康局では、国の出先機関として保健・医療に関する権限が付与されている。

→県レベルでは、まず県議会（日本でいう県庁）が社会福祉分野に大きな権限を持ち、児童社会扶助や母子保護等の家族支援を行う。各県に設置された母子保護局（PMI）が母子の保健・健康に関する責任を担い、関連するサービスは全て無償で提供される。また、家族手当基金（CAF）と呼ばれる全国家族手当基金の県部会があり、国で決められた現金給付を国民に行っている。

→コミューンレベルでは、人口3万人以下の自治体は複数のコミューンが合同で政策を行う。社会福祉の権限は県にあるが、CCAS（日本でいう保健センター）が社会的困難を抱えた人の窓口とな

る。また、フランスは非営利団体が非常に発達しており、非営利団体がコミューンと密接に協力しながら施策を行っている。

〇金銭的給付・費用負担軽減：多様なケースに対応する多様な給付

→CAFが基本的な現金給付の担い手となり、国が定めた給付を行う。現在の制度は第二次世界大戦後に制定された。この給付はフランス国籍を有しフランスに居住するこどもを扶養する家族を対象としている。対象となるこどもは20歳までであり、かつ就労をしていないまたは最低賃金の78％を超えない若者を対象としている。

→家族手当は2人目のこどもから支給され、世帯所得や扶養するこどもの数に応じて支給額が変わる。さらに、3人目以降は給付額が多くなる。また、フランスでは離婚が多く、養育費が受け取れない場合の手当や、障害や病気を抱えるこどもに対する手当、賃金を代替する手当、出生一時金、養子縁組一時金、育児分担給付金（育休手当）、ベビーシッティングを雇用した際の費用の一部を負担する保育方法自由選択補足手当、新学年度手当などが存在する。

→CAFからの諸手当のうち、最も多い給付は家族手当だが、次に多い給付は保育方法自由選択補足手当である。こうした保育を使ったサービスの個人負担を軽減させる手当が大きな割合を占めている。

→家族手当の改革について、フランスでは所得制限を設ける場合、あるいは所得によって給付額を変える場合は、社会党、左派政権が要求するという特徴がある。近年では2014年の社会党オランド政権時に、世帯収入に応じて家族手当の給付額を多段階化した。

→その他の制度として、妊婦健診・無痛分娩を含む出産の費用は自己負担がなく、パートタイム就労や失業中にも出産休暇の給付を受けることができる。また、奨学金も充実している。

→住宅手当は家族構成により受給額が異なる。所得税はN分のN乗方式を採用しており、また、ベビーシッティングを雇った場合は、自己負担分の50％を上限に所得税から税額控除される。

〇現物および対人サービス、その他の仕組み

→集団保育所（日本でいう保育園）をコミューンが運営し、県レベルの母子保護局が監督を行っている。また、認定保育ママが自分の家でこどもを預かる家庭保育所、親が交代で保育に関与する親保育所がある。認定保育ママとは、母子保護局の認可を受けた者が3歳までのこどもを自宅で預かるという制度である。

→3歳未満のこどもの保育形態について、両親がフルタイム就労の場合、認定保育ママと保育園含む集団保育施設での保育が8割程度を占める。

→子育てをしやすい環境づくりに貢献していると考えらえる制度・要因として、まず親の労働時間が週35時間と他国と比べて相対的に短いことが挙げられる。また、高等教育にかかる家庭の自己負担額が小さく、公的資金による支援が非常に手厚い。また父親の育児休業取得が義務化され、男性の育児参加が徹底されている。さらに義務教育期間が長く、3歳から義務教育が始まる。また、手ぶらで保育園に行くことや、学校全体行事などが少ないことなどが要因として挙げられる。

→このようにフランスでは幅広く支援を行っているが、非常に予算がかかる制度である。

〇子育て支援政策の費用は誰が負担するか、CSGについて
→フランスの社会保障基金の財源は基本的に社会保険料で63%、残る38%が社会保障目的税となっている。そのうちCSG（一般社会税）が多くを占めており、これは就労所得だけでなく年金、失業手当、資産所得、賭博からの収入に対して税率がかけられているという特徴がある。
→CSG導入の目的は、財源を確保するだけでなく、国際的にみて高かった雇用主負担の社会保険料の引下げや社会保障制度の普遍化などがある。こういったベースの広い財源を導入したということは、日本の政策を考える上で参考になると考える。

【質疑応答等（小西委員）】

〇フランスの場合、給付に係る所得制限は全体の何割程度なのか。中間層まで開かれているのか。
→非常に広く開かれている。家族給付の所得制限は日本円でいう世帯収入1200万円程度以下であるため、多くの人が家族給付を受給できる。一方、より限定された手当も存在する。

〇留守番や送迎等、フランスの子育て事情は厳しいところがあると感じており、サービスを供給する担い手に大きく依存する状況にあると考えるが、そういった担い手の報酬や社会的地位はどのようになっているか。
→担い手の賃金等は国の定めた基準で支給されているが、最低賃金レベルであり、大きな問題となっている。認定保育ママについて学士は不要であり、講座・認定を受け県の監査によって事業を継続しているが、待遇面での課題が存在する。

〇1つ目は、フランスの財政の役割分担の表における社会保障基金のデータを確認することで、こども・子育ての現金給付、現物給付が理解できるという事でよいか。2つ目は、コミューンの連携について、財政の流れをこのデータから捉えることができるという理解でよいか。その際、非営利団体とのリンクをどのように捉えればよいか。
→1つ目について、現金給付は社会保障基金で捉えることができるが、保育系の費用は全て教育の機能に分類されている。また、奨学金等、国民教育省から支出されているものも存在するが、それ以外のものについては現金給付は社会保障基金、現物給付は地方政府から支出されていると考えられる。
→2つ目について、非営利団体でありながらデパルトマンやコミューンの認可の下で事業を行う団体については自治体から補助を受けていると考えられる。国の事業であればさらに段階が分かれて補助金が支出されている。

〇1つ目は、CAFはどういった団体か。2つ目は、コミューン間の行政組織であるEPCIはどういった性質を持ち、負担と給付の関係はどのようになっているのか。3つ目は、3歳未満の保育所利用率がそれほど高くないのはどうしてか。

→1つ目について、もともと雇用主負担の家族政策が19世紀から存在し、それが地域レベルに発展しまとめ上げられたのがCAFである。
→補足すると、日本でいう独立行政法人のようなものである。
→2つ目について、広域行政組織は日本でいう一部事務組合のような性質があるが、一方で課税権を持つため、自治体のイメージに近い。いくつかのコミューンをまとめているため、より複雑化したという批判がある一方、広域で行う事務に関しては効率化が図られている。
→3つ目について、日本と同様保育園に入りにくい状況である。所得の低い世帯から保育園に入ることが徹底されているが、入れない世帯のために保育ママ制度や親保育園が発達している。

〇保育士の賃金が最低賃金レベルであり、3歳から保育園が義務化されると保育士が大きく不足するか待機児童のようなこどもが発生すると考えられるが、どうか。
→義務化されたのは2019年であるが、その時点で既にほとんどの3歳児が保育園に通っていた。この政策は社会的に脆弱な地域のこどもや保育園に行かせてもらえないこどもたちまで範囲を広げて義務化することでインクルージョンを進めたものである。

〇地方や国の財政需要・必要な財源はどのように算定しているのか。フランスは制度で固めているため、義務的経費のように半自動的に算定されるのか。
→半自動的に算定されているように感じた。実際に自治体で熱意をもって働いている方は非常に危機感を覚えているように感じた。
→税収が確保できているからこれだけの政策を進めることができる。日本は増税に対して政府への信頼度が低いという反論があるが、フランスも同じく政府への信頼度が低い。こういった状況でどうして税収が確保できているのか、という疑問について今後伺えればと思う。

令和5年度地方行財政ビジョン研究会第5回委員会　議事概要

日時:令和6年1月15日(月)17:00～19:00
場所: 中央合同庁舎第2号館低層棟102会議室
　　Microsoft Teamsによるオンライン会議併用
出席者
(学識委員)
井手委員長、関口副委員長、青木委員、荒見委員、倉地委員、桑原委員、小西委員、丸山委員、
茂住委員、吉弘委員
(総務省委員)
梶委員、清水委員、三好委員、田中委員、村田委員

【議事次第】
1　開会
2　議題
「令和6年度地方財政対策の概要について」
　総務省自治財政局財政課　財政企画官　清水　敦
「こども・子育て政策の強化に関する最近の動向等について」
　総務省自治財政局調整課　課長　梶　元伸
3　閉会

令和6年度地方財政対策の概要について

【説明概要】

〇令和6年度地方財政対策のポイント
→ポイントは大きく2つある。1つ目のポイントは「一般財源総額の確保等」である。令和6年度は例年以上に地方団体の歳出の増要因が多く、特に「給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保」、「こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保」が大きな要因である。このような歳出の増要因がある中で、一般財源総額を確保することがポイントであり、結果として、一般財源総額は対前年度と比べてプラス0.6兆円の増と、十分確保することができた。
→2つ目のポイントは「定額減税による減収への対応」であり、個人住民税と所得税の減税によって減税分の33.1%について交付税が減ることに対し、どう対応するかということである。

〇令和6年度地方財政対策の概要

→令和6年度の地方財政の姿として、通常収支分と東日本大震災分に分けて説明する。東日本大震災分については、復旧・復興事業に係る地方負担額等を震災復興特別交付税として交付するものであり、所要額を積み上げたものである。

→通常収支分について、一般財源総額は前年度からプラス5，545億円の62兆7，180億円である。近年は0.1兆円～0.2兆円の微増の傾向であったため、歳出の増要因が多くある中でしっかりと財源確保ができたと考えている。

→内訳について、地方税は前年比1，421億円減、地方譲与税は前年度比約1，300億円増であり、合計すると前年度比で微減である。これは定額減税に伴う個人住民税の減収分の影響であり、その額は約9，000億円である。この地方税の減収分は地方特例交付金で全額補填している。

→地方交付税は対前年度比で0.3兆円の増である。地方交付税の原資となる国税5税の法定率分について、定額減税による減収が7，620億円あったが、前年度からの繰越金4，843億円と自然増収分により対応できた。

→臨時財政対策債の発行額は4，544億円であり、前年度から約0.5兆円減となっている。年度末残高見込みは前年度から3兆円程度減少する見込みである。

→定額減税による減収への対応について、地方税の減少は地方特例交付金により全額国費で補填する一方で、所得税の減税に伴う地方交付税の減収7，600億円については、前年度からの繰越金や税収の自然増により1.2兆円確保することで適切に地方財源を確保することができた。ただし、定額減税の影響が無ければより臨時財政対策債の発行を抑制し、交付税特別会計の借入金を償還することができたと考えられるため、一般会計から交付税特会へその利子負担分である2，076億円を加算する。

→給与改定に要する経費は3，300億円程度を計上し、このうち会計任用職員に係る経費は一般行政経費の単独分として600億円計上している。また令和6年度から、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る経費を1，810億円計上している。

→こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保について、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の強化に係る地方負担分の増として2，250億円程度計上している。地方団体の単独事業に係る経費として、ソフト事業は1，000億円、地方団体のハード事業は500億円を計上しており、ハード事業において「こども・子育て支援事業債」という新しい地方債を創設して地方団体の子育て政策を後押ししている。また、普通交付税の算定について、こども・子育てのための費目として「こども子育て費」を創設した。

→地方団体の単独ソフト事業の例として「子育てしやすい環境の整備」、「幼稚園・保育園等の独自の処遇改善・配置改善等」等があり、主に地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定している。一方で現金給付については、国の「こども・子育て加速化プラン」の中で児童手当の拡充など、国が実施することとされている。

→普通交付税の算定に関して、社会福祉費、保健衛生費、その他教育費の中にこども関係の施策に係る需要が入っていたが、これらの需要を統合して測定単位を「18歳以下人口」とする新た

な算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設した。既存の財政需要に加えて「こども未来戦略」に基づく新たな財政需要や単独事業についてもこの費目で算定することとしている。

→また、ハード事業について、地方債としてこども・子育て支援事業債を創設した。対象事業としては、「こども・子育て支援機能強化に係る施設整備」として子どもの遊び場、こども・子育て支援のための施設の整備や「子育て関連施設の環境改善」としてトイレの環境改善や園庭の芝生化に充当できる。こども・子育て支援事業債は充当率90％としており、施設の改修であれば50％、新築・増築であれば30％を交付税措置することとしている。

→物価高への対応として、「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応」として、令和5年度と同額の700億円を計上しており、うち300億円をごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等に係る委託料の増加分として計上している。また、資材価格等の高騰により建設事業費が上昇していることを踏まえ、建築単価の上限を引き上げている。

→脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とするものを対象に追加している。また、過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設した。

→災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、緊急防災・減災事業費の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充している。緊急防災・減災事業費について、「消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備」、「災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（トイレカー）」等を追加している。また、特別交付税措置について、「消防の広域化、連携・協力の更なる推進」として「中心消防本部」の準備経費に係る措置率を引き上げ、消防団員の報酬については「班長」階級以上の報酬に対する経費（基準財政需要額を上回る額）を対象としている。

→地域への人の流れの創出の政策について、「ローカルスタートアップ支援制度」という国庫補助事業があるが、国庫補助対象外の地方単独事業についても新たに特別交付税措置することとしており、また、ふるさと融資について融資比率を引き上げることとしている。「地域活性化起業人」については、企業からの派遣という既存の仕組みに加え、民間企業に所属する個人と自治体が協定を結び、副業として地域活性化に取り組むことを可能とし、これに係る経費に対して特別交付税措置を講じることとしている。さらに、「地域おこし協力隊」は会計年度任用職員として雇用されているケースが多いため、そうした方々に対する勤勉手当の支給に対応するため、報償費等の上限額を引き上げ、これにかかる経費についても特別交付税措置を講じることとしている。

→地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充している。例としてGX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等といった新たな政策課題に関する研修について、地方交付税措置を創設することとしている。また、従来、交付税措置の対象としていた、都道府県が市町村に替わって土木関係の技術職員やデジタル人材等専門人材を確保して派遣する事業に加えて、保健師、保育士、税務職員といった専門人材を都道府県が確保し、派遣する取組に対する

特別交付税措置を創設することとしている。
→公営企業の経営安定化支援について、資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業を対象に交通事業債（経営改善推進事業）を創設することとしている。

【質疑応答等】

〇少子化が進む中で地方公務員の確保がより課題になるが、一般的な地方公務員の人材確保のための取組は今後検討されているのか。
→若年世代に昇給を手厚くする、採用試験の会場を増やす、中途採用の枠を増やす等の取組を各地方団体が行っている。総務省としては、そういった取組事例の紹介を行っている。

〇1つ目は、自治体職員対象の研修について、都道府県は普通交付税措置、市町村は特別交付税措置と分けているのは何故か。2つ目は、土木担当など専門性が高い分野でかなり不足が課題になっている職員についてはどちらの交付税措置を行っていくのか。3つ目は、こども子育て費の測定単位を18歳以下の人口に設定したのは何故か。
→1つ目と2つ目について、都道府県は既に多くが実施している普遍的な取組であるため普通交付税としており、市町村は研修の実施が財政的に難しい自治体もあり、また財政需要が偏在しているため特別交付税としている。また、技術職員の確保については既に、さらに手厚い措置を講じている。具体的には、都道府県が市町村を支援する、あるいは今回の能登地震のようなときに被災地にいち早く派遣される技術職員を確保する場合に、その経費に対して普通交付税措置を講じている。また、デジタル人材の確保も喫緊の課題であるため、同じような仕組みを設けて特別交付税（措置率：0.7）を講じている。
→3つ目について、18歳以下人口を測定単位として算定することで、より適切に財政需要を把握できる。算定方法については現在検討しているが、例えば田舎などのこどもが少ない地域の財政需要は減るのではないかという懸念があるため、そうした地域に対しては補正により対応する必要があると考えている。

〇臨時財政対策債の抑制が令和3年度から大きく進んでいるが、税収の増によるものが大きいのか。
→税収増の影響が大きいと考えられる。

〇都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上専門人材を確保・派遣する取組について、対象人材はフレキシブルに対応できるのか。
→対象人材の限定はしていないが、連携協約の締結には都道府県議会と市町村議会両方の議決が必要である。

こども・子育て政策の強化に関する最近の動向等について

【説明概要】

〇こども未来戦略の全体像
→少子化対策と「全世代型社会保障」として、岸田内閣が目指す考え方は以下のとおりである。
→少子化は我が国にとって最大の危機であり、2030年までがラストチャンスであること、個人と社会全体の幸福を併せて実現し、希望が叶えられる社会を作り、少子化トレンドを結果として反転させること、少子化対策と全世代型社会保障構築と経済対策をパッケージで取り組み、好循環を生み出すこと、社会保障を全世代で支える社会保障に転換するための「改革工程」を策定すること、そして経済基盤を強化することで、高齢化により医療・介護のニーズが高まる中でも、国民の負担感を軽減することである。
→こども・子育て支援加速化プラン（以下、加速化プラン）について、総額3.6兆円程度の予算を投入することとしており、経済的支援の強化、所得向上といった現金給付に1.7兆円、現物給付に1.3兆円、共働き・共育ての推進として育児休業給付等に0.6兆円の予算を投入する。
→加速化プランの財源確保について、既定予算の最大限の活用等により1.5兆円、2028年度までに社会保障の改革工程に基づき歳出改革を行うことによる節減効果で1.1兆円、歳出改革と賃上げによる社会保険負担軽減効果の範囲内で支援金制度を構築することで1.0兆円を確保し、合計3.6兆円の財源を確保することとしている。

〇加速化プランの内容
→「若い世代の所得向上に向けた取組」として、児童手当の拡充を行うこととしている。対象範囲を高校生までとし、所得制限を撤廃、第三子以降の加算を積み増す。また、支払期日を年3回から年6回とする。国と地方の費用負担について、現在は国：地方が2：1となっているが、拡充後は支援金を児童手当に充当する。
→妊娠・出産時からの支援強化について、出産・子育て応援給付金として妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ5万円相当、計10万円相当の経済的支援と、妊娠期に2回、出産・産後期、育児期それぞれに子育て世代包括支援センターが面談、相談支援を行い、必要な支援メニューに繋ぐ伴走型相談支援を行っている。国と地方の負担割合について、伴走型相談支援は国：県：市町村が2：1：1、出産・子育て応援給付金は4：1：1となっている。出産・子育て応援給付金は今後支援金が創設されたのち、全額支援金をもって充てる。
→出産費用の軽減として、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げている。また、将来的に出産費用の保険適用を検討課題としている。
→高等教育の負担軽減について、2024年度から世帯収入600万円までの多子世帯等への拡充に加え、2025年度から所得制限なしで多子世帯の学生等の授業料等を無償とする施策を行う。
→「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」として、時間単位で柔軟に通園が可能な

仕組みである「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設する。

→保育士の処遇改善、また放課後児童クラブの量・質の拡充を行う。保育士の職員の配置基準の改善について、4歳児、5歳児の配置の基準を30対1から25対1にする。なお、人材確保が困難な保育の現場が存在するため、当分の間は従前の基準による運営を行うことも妨げないとする経過措置を設ける。また、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、保育士や幼稚園教諭の処遇改善を行い、公定価格上の人件費を5.2%引き上げる。

→放課後児童クラブの常勤職員配置の改善について、現行は常勤、非常勤問わず2名以上配置した場合と1名配置した場合に補助基準額が定められているが、新たに常勤の支援員を2名以上配置した場合について、これまでの補助額よりも高い補助基準額を設けている。

→病児保育事業の拡充を行うこととしており、病児対応型1か所当たりの補助単価の年額について、基本分単価を700万強から840万円強に引き上げる。また、当日キャンセル対応加算を創設する。

→多様な支援ニーズへの対応として、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援強化を行う。

→貧困対策について、「ひとり親家庭への支援」として、資格取得を目指す方に対して給付金を給付していたが、対象資格を国家資格から民間資格も含めたものに拡充する。児童扶養手当は所得制限の見直しや多子加算の増額措置を行う。「児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和」として、所得が上がると児童扶養手当の受給対象から外れる場合があるが、1年間を目処に引き続き児童扶養手当の受給に連動した支援策を利用可能とする経過措置が講じられた。「養育費確保支援の強化」として、弁護士報酬に対して補助ができるなど、補助対象が拡充される。

→虐待防止対策について、虐待防止の相談支援機関である市町村の「こども家庭センター」を全国展開するとともに、虐待等で孤立したこども・若者のためのシェルター（こども若者シェルター）を確保する。また、児童相談所の職員体制強化について地方財政措置を講じる。さらに、一時保護施設などの環境改善、里親委託の推進、一時的な居住支援の実施を行う。

→障害児・医療的ケア児について、こどもの補装具支給制度の所得制限を撤廃する。また、障害児・医療的ケア児の受入れ環境の整備として巡回支援を強化し、その拠点となる児童発達支援センター等を強化する。

→「共働き・共育ての推進」について、育休取得率の目標を大幅に引き上げるとともに、育児休業給付を一定期間、手取りベースで10割相当へ引き上げ、また時短勤務等働き方の選択を可能にする。併せて、時短勤務を選択した場合に新たに時短勤務時の育児休業給付という新たな給付を設ける。

→事業主拠出金について、現行では、事業主が年金特別会計に拠出金を出し、児童手当等に充当する仕組みであるが、令和6年度以降、放課後児童健全育成事業や病児保育事業等に係る拡充分の半分を事業主拠出金により実施する。また、事業主拠出金を充てる上限割合を5分の1から50分の11に引き上げる。一方、事業主が年金特別会計に支払う拠出金の適用率は現行の0.36のままとし、上限である0.45を引き下げる法案を令和6年度通常国会へ提出予定である。

→こども誰でも通園制度について、令和7年度まで試行的事業として実施し、令和8年度以降に給付として実施することが想定されており、全ての自治体で実施し、希望者は誰でも利用できるとしている。給付は0歳6か月から2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな給付を設けるとしている。令和6年度の試行的事業では月10時間を上限として行うことを検討し、令和8年度以降の給付における上限の時間は改めて検討する。なお、利用料は1人1時間300円～400円であり、利用者が事業所と直接契約する仕組みである。

〇加速化プランの財源

→こども未来戦略本文において、3.6兆円程度の安定財源を確保するため、「こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組むべきであり、加速化プランの地方財源も併せて確保する」と明記されている。

→加速化プランに係る財源の基本骨格は3つの柱立てになっており、①既定予算の最大限の活用等、②歳出改革、③支援金制度の構築となる。

→既定予算の最大限の活用等とは、こども・子育て政策に係る既定予算、社会保障と税の一体改革により確保した財源といった消費税財源、子ども・子育て拠出金、事業主拠出金、また育休のための雇用保険料を最大限活用することをはじめとし、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行を精査し、財源の確保に取り組むことである。また、社会保障充実枠の執行残に加え、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用することにより、消費税の増収効果が得られる。これにより、財源を1.5兆円確保している。

→歳出改革について、医療・介護制度等の改革を中心に取り組む。過去9年間の平均でこども・子育て関連予算を年平均で0.18兆円程度増加させているため、同様に2023年から2028年度までの6年間これを継続すれば1.1兆円程度の財源が確保できる。

→加えて、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築し、2028年度に1兆円程度の確保を図る。2023、2024年度分としては0.33兆円程度と政府は見込んでいる。これは物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて異例の取組を行う中で、歳出改革による社会保険負担軽減額から、診療報酬や介護報酬等の制度改正、賃上げに確実に充当される加算措置等追加的な社会保険負担額については控除して計算する。つまり、社会保険負担の減額分から増額分を差し引き、0.33兆円を確保している。これを1兆円まで積み上げ、2028年度に支援金制度に振り替えていく。

〇こども・子育て支援

→2028年度にかけて安定財源を確保するまでの間、財源不足が生じないためのつなぎとして、こども・子育て支援特例公債を発行する。

→こども・子育て支援特別会計を2025年度に創設する予定である。これは「育児休業等給付勘定」、「こども・子育て支援勘定」の2つの勘定を設け、育児休業等給付勘定については現在の労働保険特別会計の雇用勘定を統合するものであり、こども・子育て支援勘定については現在の

年金特別会計の子ども・子育て支援勘定を統合するものである。
→「こども・子育て支援金制度」のイメージについて、子育て世帯への「加速化プラン」による支援として、事業主、国、地方、子育て世帯、子育てしていない世帯全てで負担し、支える支援金制度を設けることとしている。「新しい分かち合い・連帯の仕組み」として、全世代、全経済主体が子育て世帯を支えるという考え方である。
→支援金は医療保険の仕組みを利用するものであり、医療保険者が被保険者や事業主から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収し、国への納付をお願いするという仕組みである。医療保険制度については、他の社会保険制度に比べて賦課対象者が広く、こども・子育て支援金制度と同様に、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みであるという観点から、この医療保険制度を用いた仕組みを講じることとしている。
→こども・子育て支援金の徴収の負担割合について、保険料負担に応じて後期高齢者医療保険とその他の医療保険に分ける。その他のうち国保と被用者保険は加入者の数で分ける。被用者保険の中では総報酬で分ける。このような考え方で拠出するべき額を案分し、支援金として負担する仕組みである。

【質疑応答等】

〇我が国のこども一人当たり家族関係支出について、対GDP比11%→16%とあるがなぜこのような数値になるのか。OECDの社会支出であれば通常約1%、スウェーデンで約3%となるが、異なる定義を用いているのか。
→日本の「家族関係社会支出」については、国立社会保障・人口問題研究所が作成する「社会保障費用統計」が出典であり、同統計の作成方法通知書では、「家族関係支出」のOECD定義を「家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上」と記載されている。

〇都市部は出産費用が高くて、地方部は比較的安いが、出産費用を保険適用とする場合には地方の負担が増えてしまうと言われているが、どうか。また、産科ではミルクの与え方の指導等を行っているが、保険適用とした場合そういった支援がなくなってしまうのではないか。
→保険適用であるから一律基準になると考えられるが、まずは出産に係る経費を見える化しなければならないという問題意識で取り組んでいる。その中で、どこまで保険適用するかを考えなければならない。

〇出産費用や大学の授業料等の費用を国や自治体で負担していく中、料金の設定に一定程度政府が介入しなければ、料金が値上げされ、いたちごっこになるという懸念がある。政府として価格に介入する動きはあるのか、市場との関係を伺いたい。
→出産費用の保険適用はまさに政府として価格に介入をしようとしている。一方で、教育機関である大学の授業料にどこまで政府が介入するかについては、難しい問題である。

→大学の無償化に近づくほど、教育の質をどう担保するか、議論が必要になってくるのではないか。

〇介護保険では高所得層の負担割合を増やすなどした結果、制度の持続可能性が高まっている。これと比較して、こども・子育て制度の持続可能性を高める仕組みはどこにセットされていると理解すればよいか。
→高齢者関係である年金や医療・介護については、受給者が増えていくため制度的持続可能性の確保が課題となるが、少子化関連費用は受給者が減っていく。むしろ制度を拡充するときの財源を全世代でどう支え合うかという点が課題となっている。

〇「こども・子育て支援金制度」の財源調達を医療保険料に上乗せしているが、国民健康保険と被用者保険のところが単純に加入者割になっている。一般的には国保は財政が厳しく、保険料の賦課方法や負荷の対象も異なるが、具体的にビジョンは決まっているのか。
→国保と被用者保険の分かち合いについては、介護納付金が同じ仕組みを取っている。二号保険料は医療保険者が負担し、納付金の案分方法は加入者割で徴収する。報酬の捕捉ができないため加入者割にならざるを得ない。一方、国保は加入者の所得水準が低いため、被用者保険と異なり公費を入れている。後期高齢者医療と国民健康保険に対しては、低所得者に対する既存の保険料の軽減を埋めるための公費支援があり、定率の公費負担については支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。

〇こどもがいる世帯への負担軽減の仕組みは国保だけで、被用者保険にはないという理解でよいか。
→被用者は保険料水準が報酬で決まるが、国保は世帯員で決まるため、国保だけがこどもがいる世帯に配慮する形となる。
〇本来は税で対応する話のように思える。また、国民に負担を求めないという前提との整合性は取れているのか。
→実質的に1兆円の社会保険負担を軽減し、その範囲で支援金制度を設けるため、実質的な追加負担を生じないものとしている。

〇1つ目は、医療保険は医療に関する給付に充てるものだと思われるが、それが子育てに使われることは法制度上どう正当化するのか。2つ目は、社会保険料に準ずるものということであるため、基本的に社会保険料を納められる人が財源負担者になるが、支援金の受益者はそこにとどまらない。社会保険の仕組みを使っているが、受益と負担の関係はどのように考えているのか。
→政府は社会保険の仕組みを使った新たな支援金の創設を昨年の6月に打ち出したが、社会保険の中でも、医療保険は年金や介護と異なり賦課対象者が広く、全ての世代による分かち合いの仕組みである。例えば、令和6年度から、後期高齢者医療保険が出産育児支援金の一部を負担

することとしている。このように、現在は医療保険からの保険料が必ず医療に使われるというものではなくなっており、法律で規定すれば問題がないと考えられている。
→大学の講義では社会保険には必ず反対給付があると説明するが、講学上の社会保険とは呼べなくなると感じた。

〇こども・子育て支援勘定は支援金制度を0.33兆円から1兆円にして行うとあるが、個々での改革は、地域共生社会など改革の効果が小さそうなものも含まれている。改革が順調にいき1兆円まで削れる見込みはどれほどなのか。
→従来同様に歳出改革を行っていけば1.1兆円生み出せるとしている。地域共生社会に係る歳出改革は難しいため、こども未来戦略には医療・介護制度の改革を中心に行うと書かれている。

第１部　地方行財政制度

令和６年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和５年12月22日

【Ⅰ 令和6年度の地方財政の姿】

１ 通常収支分

（1）地方財政計画の規模	93兆6,400億円程度	（⑤92兆	350億円、	＋1兆6,100億円程度、	＋ 1.7%程度）
（2）地方一般歳出	78兆4,600億円程度	（⑤76兆4,839億円、		＋1兆9,800億円程度、	＋ 2.6%程度）
（3）一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）	62兆7,180億円	（⑤62兆1,635億円、	＋ 5,545億円、		＋ 0.9%）
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円	（⑤ 65兆	535億円、	＋ 6,445億円、	＋ 1.0%）
（4）地方交付税の総額	18兆6,671億円	（⑤18兆3,611億円、		＋ 3,060億円、	＋ 1.7%）
（5）地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	（⑤45兆4,752億円、		▲ 130億円、	▲ 0.0%）
（6）地方特例交付金等	1兆1,320億円	（⑤	2,169億円、	＋ 9,151億円、	＋421.9%）
（7）臨時財政対策債	4,544億円	（⑤	9,946億円、	▲ 5,402億円、	▲ 54.3%）
（8）財源不足額	1兆8,132億円	（⑤	1兆9,900億円、	▲ 1,768億円、	▲ 8.9%）

２ 東日本大震災分

（1）復旧・復興事業					
① 震災復興特別交付税	904億円	（⑤	935億円、	▲ 31億円、	▲ 3.3%）
② 規模	2,600億円程度	（⑤	2,647億円、	▲ 50億円程度、	▲ 1.8%程度）
（2）全国防災事業					
規模	250億円	（⑤	587億円、	▲ 337億円、	▲ 57.4%）

1

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和５年度を上回る額を確保

１ 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆7,180億円（前年度比 ＋ 5,545億円、＋ 0.9%）
※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 6,980億円（ 同 ＋ 6,445億円、＋ 1.0%）
〔一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 69.7%程度（⑤69.6%）〕

・地方税	42兆7,330億円（前年度比	▲	1,421億円、	▲ 0.3%）
・地方譲与税	2兆7,292億円（	同 ＋	1,291億円、	＋ 5.0%）
・地方交付税	18兆6,671億円（	同 ＋	3,060億円、	＋ 1.7%）
・地方特例交付金等	1兆1,320億円（	同 ＋	9,151億円、	＋421.9%）
・臨時財政対策債	4,544億円（	同 ▲	5,402億円、	▲ 54.3%）

○ 地方債 6兆3,103億円（前年度比 ▲5,060億円、▲7.4%）

・臨時財政対策債	4,544億円（前年度比	▲	5,402億円、	▲54.3%）
・臨時財政対策債以外	5兆8,559億円（	同 ＋	342億円、	＋ 0.6%）
通常債	5兆 959億円（	同 ＋	342億円、	＋ 0.7%）
財源対策債	7,600億円（	同	0億円、	0.0%）

2

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

２ 地方交付税の確保

○ 地方交付税（出口ベース） 18兆6,671億円（前年度比 ＋3,060億円、＋1.7%）

＜一般会計＞	16兆6,543億円（a）
（1）地方交付税の法定率分等	16兆3,055億円
・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	16兆8,188億円
（うち定額減税による地方交付税の減収	▲ 7,620億円）
・国税減額補正精算分（⑳、㉑、①）等	▲ 2,910億円
・国税減額補正精算の前倒し分（②）	▲ 2,223億円
（2）一般会計における加算措置（既往法定分等）	3,488億円
＜特別会計＞	2兆 127億円（b）
（1）地方法人税の法定率分	1兆9,750億円
（2）交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000億円
（3）交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,965億円
（4）交付税特別会計剰余金の活用	500億円
（5）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
（6）令和5年度からの繰越金	4,843億円
＜地方交付税＞（a）＋（b）	18兆6,671億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤	⑥
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7

3

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

３ 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

・財源不足の縮小	⑤	1兆9,900億円	→ ⑥	1兆8,132億円	（▲ 1,768億円）
・臨時財政対策債の抑制	⑤	9,946億円	→ ⑥	4,544億円	（▲ 5,402億円）
年度末残高見込み	⑤	49兆 119億円	→ ⑥	45兆7,750億円	（▲3兆2,369億円）
・国税減額補正精算の前倒し		2,910億円	→	5,133億円	（＋ 2,223億円）

（参考）臨時財政対策債の推移（兆円）

	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤	⑥
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5

４ 財源不足の補填

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円（前年度比▲1,768億円、▲8.9%）
※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,600億円
② 地方交付税の増額による補填	5,988億円
・一般会計における加算措置(既往法定分等)	3,488億円
・交付税特別会計剰余金の活用	500億円
・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 臨時財政対策債の発行	4,544億円

4

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

５ 定額減税による減収への対応

○ 個人住民税の減収（9,234億円）は、地方特例交付金により全額国費により補填

○ 地方交付税の減収（7,620億円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1兆1,982億円）により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施（交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用）

６ こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 ・・・P12～P13参照

○ 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分（2,250億円程度）について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額

○ 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」（500億円）を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

７ 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

○ 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・給与改定に要する経費	3,300億円程度
うち会計年度任用職員分	600億円
・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

5

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

８ 物価高への対応 ・・・P14参照

○ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）

○ 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

９ 地域脱炭素の一層の推進 ・・・P15参照

○ 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加

○ 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

10 消防・防災力の一層の強化 ・・・P16参照

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 ・・・P17参照

○ 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

○ 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

6

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

12　地方公務員の人材育成・確保の推進　・・・P18参照

○　地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

13　デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

○　地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上

○　地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決等に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上

○　地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

14　新型コロナワクチン接種に係る地方財政措置

○　新型コロナワクチン接種を令和6年度から定期接種（B類疾病）として実施するために必要な経費として、一般行政経費（単独）を増額

・新型コロナワクチン接種に要する経費　　450億円

7

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

15　社会保障の充実及び人づくり革命等

○　社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

・社会保障の充実分の事業費　　2兆7,987億円（⑤2兆7,972億円）
・社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費　　6,297億円（⑤　6,297億円）
・人づくり革命に係る事業費　　1兆6,491億円（⑤1兆6,347億円）

16　公営企業の経営安定化支援　・・・P19参照

○　計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設

○　公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充

○　機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え（病床機能転換に必要な部分に限る。）を病院事業債（特別分）の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17　経営・財務マネジメント強化事業の拡充

○　「経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、新たに、地方団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

8

令和６年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

・震災復興特別交付税　904億円（前年度比▲31億円、▲ 3.3%）

・震災復興特別交付税により措置する財政需要

① 補助事業の地方負担分　534億円（前年度比＋ 4億円、＋ 0.8%）

② 地方単独事業分（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業等）　122億円（前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%）

③ 地方税等の減収分　248億円（前年度比▲33億円、▲11.7%）

※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円（令和5年度予算額：654億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和6年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,611億円

9

令和６年度　地方財政対策

（単位：兆円）

注：（ ）内は令和5年度当初からの増減額

10

令和６年度地方交付税の姿

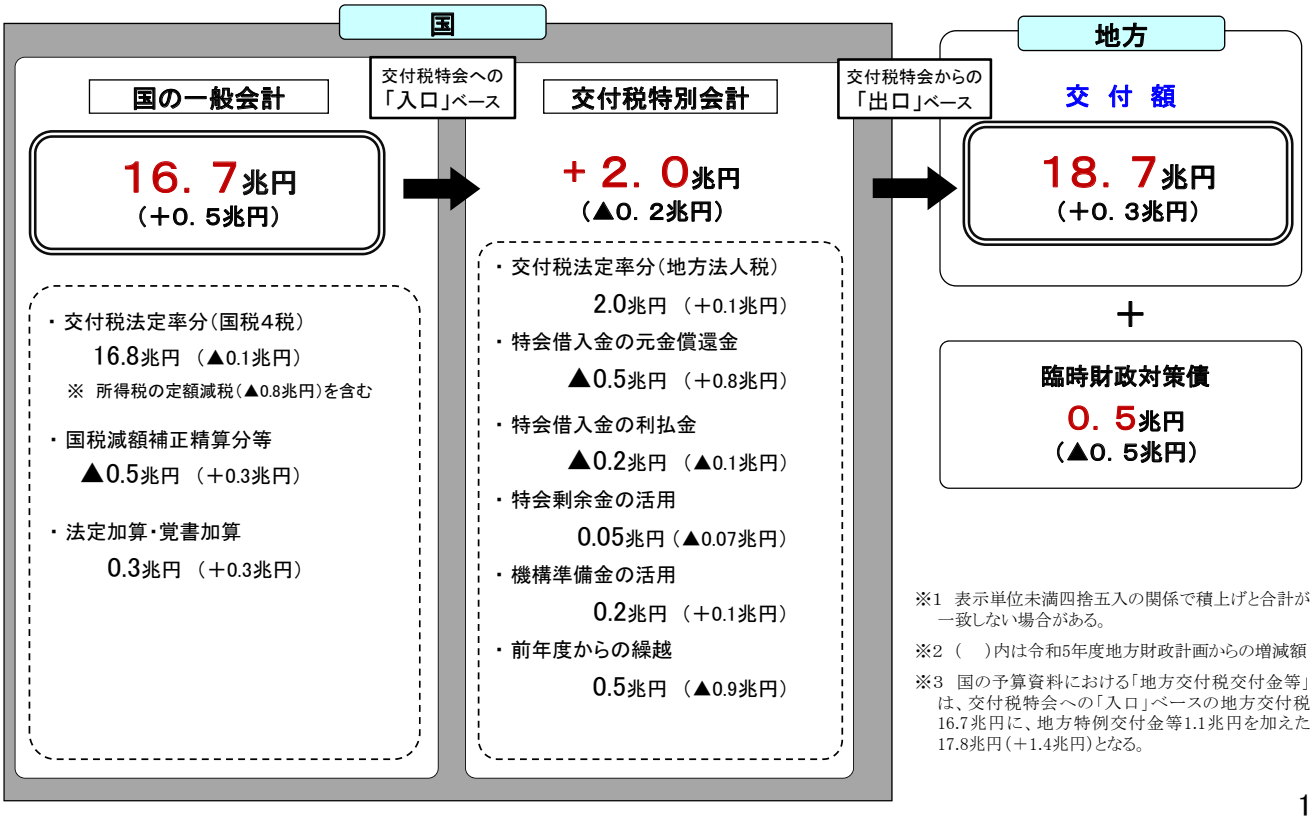

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 （ ）内は令和5年度地方財政計画からの増減額

※3 国の予算資料における「地方交付税交付金等」は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税16.7兆円に、地方特例交付金等1.1兆円を加えた17.8兆円（＋1.4兆円）となる。

11

こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進等

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

1．こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の確保

・地方独自のこども・子育て施策（例） ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備（職場環境整備等）	就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等	放課後児童クラブに対する独自の支援
産前・産後ケアや伴走型支援の充実	ひとり親家庭等への支援
こどもの居場所づくりへの支援	結婚支援

2．普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

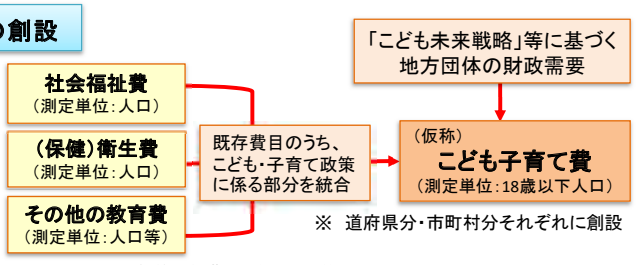

※ 道府県分・市町村分それぞれに創設

※ このほか、包括算定経費からも一部移管

12

こども・子育て支援事業債（仮称）の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

・国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
・社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

（例） ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場
・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
・ 子育て親子の交流の場

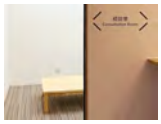
（相談室）

（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

（例） ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
・ バリアフリー改修 ・園庭の整備（芝生化）
・ トイレの洋式化

（トイレ環境改善）

（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90% 交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの５年間 （「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

13

物価高への対応

○ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）

○ 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上

② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円を計上

※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

○ 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する

① 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
（42．2万円 ⇒ 46．8万円）（11%増）

② 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
（47．0万円 ⇒ 52．0万円）（11%増）

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

14

地域脱炭素の一層の推進

○ 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加

○ 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】
地方単独事業として行う以下の事業
①再生可能エネルギー設備
②公共施設等のZEB化　③公共施設等の省エネ改修
④LED照明の導入　⑤公用車における電動車の導入

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

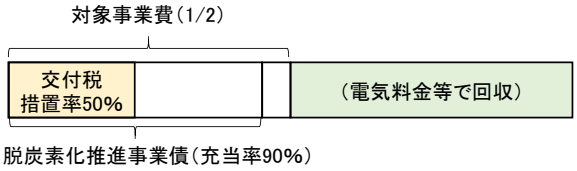

【地域内消費のメリット】
・地域内経済循環　・エネルギーの効率的利用
・災害時の停電等のリスクの低減

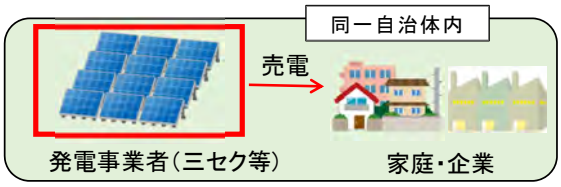

2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

○ 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

15

消防・防災力の一層の強化

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

（・広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
・連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。）

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

○ 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象

○ 連携・協力による訓練施設の整備

○ 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備

○ 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

○ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（トイレカー）の整備

「指令センター」

「山岳救助訓練施設」

（参考）緊急防災・減災事業債　＜令和3年度～令和7年度＞

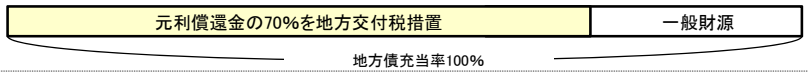

2. 特別交付税措置の拡充

（1）消防の広域化、連携・協力の更なる推進（現行の特別交付税措置率0.5）

・ 広域化の準備経費：「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定

・ 連携・協力の準備経費：共同部隊が使用する装備品等を対象とする

（2）消防団員の報酬に対する措置

・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費（基準財政需要額を上回る額）を対象とする（措置率0.5）

16

地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

○ 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
○ 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

1.「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

（1）ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設（措置率0.5）
［対象］①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費（施設改修費等への補助）

（2）ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ（過疎地域等は45%から60%へ）引き上げ
※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度（融資財源は地方債で調達）

2.「地域活性化起業人」の拡充

○ 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）に対する特別交付税措置を創設（上限200万円/人）

＜地域活性化起業人の推移＞

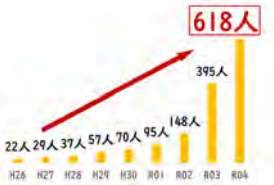

3.「地域おこし協力隊」の拡充

（1） 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
- 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給への対応のため引上げ （隊員1人当たり280万円⇒320万円）
- より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用※の上限を引上げ（弾力運用幅の上限50万円⇒100万円）
※ 活動に要するその他の経費（隊員1人当たり200万円）の一部を報償費等として弾力的に支給可能

＜地域おこし協力隊隊員数＞

令和4年度		令和8年度目標
6,447人	約3,500人増	10,000人

（2） JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設（道府県のみ）
外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等（上限200万円／団体）及び外国人の隊員のサポート（上限100万円／団体）

17

地方公務員の人材育成・確保の推進

○ 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合
【地方財政措置】都道府県：普通交付税措置
市町村 ：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合
【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充。

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設。

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。

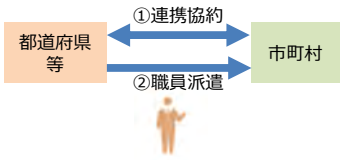

- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

18

公営企業の経営安定化支援

○ コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設

○ 法適化（公営企業会計導入）の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

1．交通事業債（経営改善推進事業）の創設

【対象事業】 資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】 経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、
その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

① 資金不足額（流動負債－流動資産）　② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善の取組例】
- ○運賃料金制度見直し
- ○民間バスとの共同経営
- ○駅ナカビジネスの拡充

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×５年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

2．資本費平準化債の対象拡充

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

資本費平準化債発行可能額 ＝ 元金償還金総額 － 資本費平準化債の元金償還金 － 減価償却費相当額等

＜見直し部分＞

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

※ 資本費平準化債の償還年限については
「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を
確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

＜資本費平準化債の活用効果（イメージ図）＞ ※拡充後を基準とした場合の比較

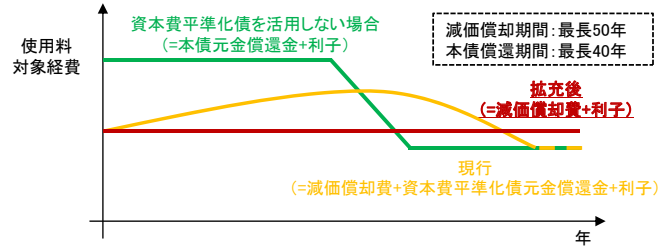

【対象事業】 下水道事業、交通事業　等

【発行額増加額】 1,100億円程度

19

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区　　分		令和６年度（見込）	令和５年度
歳入合計	①	936, 400程度	920, 350
地方税	②	427, 330	428, 751
地方譲与税	③	27, 292	26, 001
地方特例交付金等	④	11, 320	2, 169
地方交付税	⑤	186, 671	183, 611
地方債	⑥	63, 103	68, 163
うち臨時財政対策債	⑦	4, 544	9, 946
復旧・復興事業一般財源充当分	⑧	▲ 8	▲ 3
全国防災事業一般財源充当分	⑨	▲ 169	60
主な地方財政指標 一般財源総額	②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧＋⑨	656, 980	650, 535
主な地方財政指標 一般財源比率	(②＋③＋④＋⑤＋⑧＋⑨)／①	69. 7%程度	69. 6%
主な地方財政指標 地方債依存度	⑥／①	6. 7%程度	7. 4%

（参考）
- ○ 地方の借入金残高（東日本大震災分を含む）　179兆円程度（令和6年度末見込）　※ 183兆円程度（令和5年度末見込）
- ○ 交付税特別会計借入金残高　28.1兆円　（令和6年度末見込）　※ 28.6兆円　（令和5年度末見込）

20

令和６年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

	項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	地方税	427,330 億円	428,751 億円	▲ 0.3 %
	地方譲与税	27,292 億円	26,001 億円	5.0 %
	地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
	地方交付税	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
	地方債	63,103 億円	68,163 億円	▲ 7.4 %
	うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 8 億円	▲ 3 億円	166.7 %
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 169 億円	60 億円	▲ 381.7 %
	歳入合計	約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
	「一般財源」	656,980 億円	650,535 億円	1.0 %
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	627,180 億円	621,635 億円	0.9 %

	項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳出	給与関係経費	約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
	退職手当以外	約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
	退職手当	約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
	一般行政経費	約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
	うち補助分	約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
	うち単独分	約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
	うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
	うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	公債費	約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
	維持補修費	約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
	投資的経費	約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
	うち直轄・補助分	約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
	うち単独分	約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
	うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
	うちこども・子育て支援事業費（仮称）	500 億円	－億円	皆増
	公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
	水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	3.1 %
	歳出合計	約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	約 906,600 億円	891,450 億円	約 1.7 %
	地方一般歳出	約 784,600 億円	764,839 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

21

令和６年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

（1）復旧・復興事業

	項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
	国庫支出金	約 1,700 億円	1,632 億円	約 4.2 %
	地方債	2 億円	9 億円	▲ 77.8 %
	一般財源充当分	8 億円	3 億円	166.7 %
	計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
歳出	直轄・補助事業費	約 2,200 億円	2,173 億円	約 1.2 %
	地方単独事業費	370 億円	405 億円	▲ 8.6 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	248 億円	281 億円	▲ 11.7 %
	計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

（2）全国防災事業

	項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	地方税	80 億円	646 億円	▲ 87.6 %
	一般財源充当分	169 億円	▲ 60 億円	▲ 381.7 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
歳出	公債費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
	計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

22

（参考）地方財政収支見通しの概要（通常収支分と東日本大震災分の合計）

項目		令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	地方税	427,410 億円	429,397 億円	▲ 0.5 %
	地方譲与税	27,292 億円	26,001 億円	5.0 %
	地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
	地方交付税	187,575 億円	184,546 億円	1.6 %
	震災復興特別交付税以外	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
	震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
	地方債	63,105 億円	68,172 億円	▲ 7.4 %
	うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
	歳入合計	約 939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
	「一般財源」	658,141 億円	652,059 億円	0.9 %

項目			令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳出	通常収支分	給与関係経費	約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
		退職手当以外	約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
		退職手当	約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
		一般行政経費	約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
		うち補助分	約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
		うち単独分	約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
		うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
		うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
		うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
		うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
		公債費	約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
		維持補修費	約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
		うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
		投資的経費	約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
		うち直轄・補助分	約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
		うち単独分	約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
		うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
		うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
		うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
		うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
		うちこども・子育て支援事業費（仮称）	500 億円	－億円	皆増
		公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
		うち企業債償還費普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
		水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	3.1 %
	東日本大震災分	復旧・復興事業費	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
		全国防災事業費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
	歳出合計		約 939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
	地方一般歳出		約 787,100 億円	767,418 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

23

（参考１）地方財政計画の伸び率等の推移

（単位：％）

年度	対前年度伸び率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			（6.5）	

年度	対前年度伸び率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7程度	2.6程度	▲ 0.3	1.7

（注1）（ ）内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。
（注2）平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。
（注3）令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

24

（参考２）地方債等関係資料

年度	地方債計画額（億円）	対前年度増減額（億円）	地方債依存度（%）	地方の借入金残高（兆円）
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲36,331	8.4	187
5	68,163	▲ 7,914	7.4	183程度（見込）
6	63,103	▲ 5,060	6.7程度	179程度（見込）

25

令和6年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和５年１２月２２日

通常収支分

１　一般財源総額の確保等

- 一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）を**62.7兆円（対前年度比＋0.6兆円）**確保
- 地方交付税総額を**18.7兆円（対前年度比＋0.3兆円）**確保
- 臨時財政対策債は**0.5兆円（対前年度比▲0.5兆円）**に抑制

・一般財源総額（水準超経費除き） （※ 水準超経費を含めた一般財源総額）	62.7兆円 （65.7兆円）	対前年度比 ＋0.6兆円 （ 同 ＋0.6兆円）
・地方税・地方譲与税	45.5兆円	同 ▲0.0兆円
・地方特例交付金等	1.1兆円	同 ＋0.9兆円
・地方交付税	18.7兆円	同 ＋0.3兆円
・臨時財政対策債	0.5兆円	同 ▲0.5兆円

（注）端数処理のため合計が一致しない場合がある

２　定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収（0.9兆円）は、地方特例交付金により全額国費により補塡
- 地方交付税の減収（0.8兆円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1.2兆円）により対応。減税の影響を含めても、上記1のとおり適切に地方財源を確保。更に、後年度、0.2兆円の加算を実施（特会借入金償還の円滑化に活用）

３　こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「加速化プラン」の地方負担（0.2兆円）について必要な財源を確保
- こども・子育て政策の単独事業（ソフト）について一般行政経費（単独）を0.1兆円増額
- こども・子育て政策の単独事業（ハード）を500億円計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設
  ※ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善
- 普通交付税の費目として「こども子育て費（仮称）」を創設し、関連政策全般を算定

４　給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 給与改定分（0.3兆円）
- 会計年度任用職員の勤勉手当支給分（0.2兆円）

５　物価高への対応

- 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、700億円計上（前年度同額）

東日本大震災分

○　震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円（前年度比▲0.0兆円）を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分　　（単位：兆円、％）

区　　分		6年度 A	5年度 B	増減額 C＝A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	42.7	42.9	▲ 0.1	▲ 0.3
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.0
	地方特例交付金等	1.1	0.2	0.9	421.9
	地方交付税	18.7	18.4	0.3	1.7
	国庫支出金	15.8	15.0	0.8	5.3
	地方債	6.3	6.8	▲ 0.5	▲ 7.4
	臨時財政対策債	0.5	1.0	▲ 0.5	▲ 54.3
	臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6
	その他	6.3	6.2	0.1	1.8
	計	93.6	92.0	1.6	1.7
	一般財源	65.7	65.1	0.6	1.0
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	62.7	62.2	0.6	0.9
歳出	給与関係経費	20.2	19.9	0.3	1.6
	退職手当以外	19.2	18.8	0.4	2.0
	退職手当	1.1	1.1	▲ 0.1	▲ 4.7
	一般行政経費	43.7	42.1	1.6	3.8
	うち　補助	25.1	24.0	1.2	4.9
	うち　単独	15.4	15.0	0.4	2.8
	うち　デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0
	うち　地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち　地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0
	うち　地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.9	11.3	▲ 0.4	▲ 3.2
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.4
	うち　緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.1
	直轄・補助	5.6	5.7	▲ 0.0	▲ 0.5
	単独	6.4	6.3	0.1	0.7
	うち　緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち　公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち　緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち　脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	うち　こども・子育て支援事業費（仮称）	0.05	－	0.05	皆増
	公営企業繰出金	2.3	2.4	▲ 0.1	▲ 3.2
	水準超経費	3.0	2.9	0.1	3.1
	計	93.6	92.0	1.6	1.7

※　精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※　表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

こども・子育て政策の強化に関する
最近の動向等について

総務省

令和６年１月１５日
総務省自治財政局調整課長　梶　元伸

こども・子育て政策の強化等に関する令和5年末の閣議決定（いずれも12月22日）　総務省作成

１．こども未来戦略
２．全世代型社会保障改革を目指す改革の道筋（改革工程）
　　→ 事務局：内閣官房

３．こども大綱
４．幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
５．こどもの居場所づくりに関する指針
　　→ 事務局：こども家庭庁

⇒　地方財政と関係の深い１．及び２．について、12月22日にとりまとめた「令和6年度地方財政対策の概要」とあわせて報告

1

少子化対策と「全世代型社会保障」

内閣官房資料

◆ **少子高齢化・人口減少**は、我が国が直面する**最大の危機**。
若年人口が急激に減少する**2030年代に入るまで**が、**少子化のトレンドを反転させるラストチャンス。**

◆ 少子化対策により、**個人と社会全体の幸福**をあわせて実現
若い世代の誰もが、**結婚やこどもを生み、育てたいとの希望がかなえられる社会、**
将来に明るい希望をもてる社会を実現。結果として、**少子化のトレンドを反転**させる。

◆ 持続的な経済成長のためには、少子化・人口減少の流れを変える必要。
若い世代に未来への希望を持ってもらえるよう、活躍できる人材を育てる教育も含め、
少子化対策、全世代型社会保障構築と経済対策をパッケージで取り組み、好循環を生み出す。
→ **経済の新しいステージ、この国の未来**が拓ける。

◆ 「社会保障」の「現役世代は負担のみ、給付を受けるのは高齢者」という固定観念を払拭。
「全世代で支え、全世代を支える」社会保障に大胆に転換。そのための**「改革工程」を策定。**

◆ 「自分」・「家族」・「将来」のため、**国民一人一人が連帯し、参加する全世代型社会保障**を構築。
それぞれの人生のステージにおいて、**将来世代を含むすべて世代**にとって安心できる社会保障を実現。

◆ 三位一体の労働市場改革や、総合経済対策の実施による供給力の強化により経済を活性化。
賃上げを先行させ、**経済基盤を強化することで、**高齢化により医療・介護のニーズが高まる中でも、
国民の負担感を軽減。

2

こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

内閣官房資料

3つの基本理念（若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援）に基づき、こども・子育て政策を抜本的に強化

・児童手当の抜本的拡充、「こども誰でも通園制度」など、各施策の実施時期や法律の要件などを具体化
・高等教育費の支援の拡充や、貧困、虐待防止など多様なニーズへの支援の強化など、新たな施策を導入

加速化プラン完了する2028年度までに、総額 3.6兆円程度 の予算を投入

我が国のこども一人当たり家族関係支出は、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準に（対GDP比11%→16%）

①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、若い世代の所得向上に向けた取組み ・児童手当の拡充 ・出産・子育て応援交付金の制度化など	**1.7兆円**
②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ・伴走型支援、産後ケアの拡充 ・こども誰でも通園制度の創設など	**1.3兆円**
③共働き・共育ての推進 ・出生後の一定期間、育休給付を手取り10割に引上げ ・育児時短就業給付の創設など	**0.6兆円**

※「加速化プラン」の実施により、国のこども家庭庁予算は約5割増加し、4.7兆円（2022年）から7兆円強（注）（2028年）に増加

（注）現時点での機械的試算

3

安定した財源の確保と社会保障の「改革工程」

内閣官房資料

安定した財源の確保

◆ **既定予算の最大限の活用等**を行うほか、**2028年度までに、社会保障の「改革工程」に基づき、歳出改革**を行い、それによって得られる**公費の節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用。**

◆ **支援金制度**は、歳出改革と賃上げによって、**実質的な社会保険負担軽減効果**を生じさせ、**その範囲内で構築。**

◆ **賃上げ**を先行することで**経済を強化**し、**国民所得（分母）を増やす**とともに、**歳出改革によって社会保障負担（分子）を抑制。国民負担に更なる軽減効果**をもたらす。

①既定予算の最大限の活用等

・子ども・子育て拠出金や雇用保険料などを活用 **1.5兆円**

②歳出改革による公費の節減等の効果

・歳出改革により過去9年間でこども子育て関連予算を年平均0.18兆円程度増加 **1.1兆円**

③歳出改革と賃上げによる社会保険負担軽減効果の範囲内で支援金制度を構築

・負担能力に応じた公平な仕組みとして、医療保険料にあわせて拠出 **1.0兆円**

社会保障の改革工程

◆ ３つの時間軸で、具体的な改革工程の策定による社会保障の制度改革、全世代型社会保障の構築に取り組む。

３つの改革の時間軸

1. **2024年度**に実施する取組（来年度予算案に反映）
2. **2028年度**までに検討する取組（各年度予算編成で確定）
3. **2040年頃**を見据えた中長期的な取組

３つの改革の柱

1. **働き方に中立的な社会保障制度の構築**
2. **医療・介護制度等の改革**
3. **「地域共生社会」の実現**

改革に当たってのポイント

DXや新技術の社会実装の徹底　／　EBPMの徹底実践による政策の検証

国民一人ひとりへの最適な社会保障サービス提供の実現と、歳出の効率化・生産性の向上

4

こども未来戦略 「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

こども家庭庁資料

1．若い世代の所得向上に向けた取組

☆・★は、予算編成過程で拡充した施策を含む

✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の２つの好循環）
✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
✓ **正規・非正規問題への取組**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

✓ **所得制限を撤廃**
✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置づけを明確化
✓ **第３子以降は３万円**

支給金額	３歳未満	３歳～高校生年代
第１子・第２子	月額１万５千円	月額１万円
第３子以降	月額３万円	

＊多子加算のカウント方法を見直し

→ ３人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

✓ **出産・子育て応援交付金**
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（５万円相当）
②出生届出時（５万円相当×こどもの数）
✓ **伴走型相談支援**
様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産費用の軽減

実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
STEP 2 出産費用の保険適用
※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

・世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から

✓ 修士段階の**授業料後払い制度**の導入
✓ **貸与型奨学金**の返還の柔軟化

子育て世帯への住宅支援

✓ **公営住宅等への優先入居等**
✓ **フラット35の金利優遇**
今後10年間で計30万戸

2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓ **「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設**
・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）

✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
・**76年ぶりの配置改善**：（１歳児）６対１→５対１ （４・５歳児）30対１→25対１
・民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**
・**「小１の壁」打破**に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

✓ **多様な支援ニーズへの対応** ★
・**貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児**等への支援強化
・**児童扶養手当**の拡充、**補装具費**支援の所得制限の撤廃

3．共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
→ **男性育休を当たり前に** ※2022年度：17.13%

✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充**
✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
・業務を代替する周囲の社員への**応援手当**の支給への助成拡充

育休制度の拡充

✓ 産後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため**給付率を手取り10割相当に** ※2025年度からの実施を目指す
✓ **「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設**
・時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
✓ **時短勤務時の新たな給付** → 支援策の内容は世界トップレベル

5

令和６年度予算における加速化プランの主な施策　こども家庭庁資料

➢ 令和６年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和６年度までの充実額は累計０．８兆円程度（国・地方の事業費ベースで１．１兆円程度）。
（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで１．３兆円程度。

主な施策	令和６年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第３子以降３万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（＋3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時５万円相当、出産届時５万円相当の経済的支援（委託費含む） ③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	・出産・子育て応援交付金 624億円（＋254億円）
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約６００万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（＋127億円）
⑤４・５歳児の職員配置基準の改善 ・３０対１から２５対１への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける ⑥保育士等の処遇改善 ・令和５年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は＋５．２％）	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（＋669億円）
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（＋228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（＋7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（＋90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（＋207億円）　等

（注１）予算額は一般会計と特別会計の合計。
（注２）加速化プランによる充実額は上記の内数。
（注３）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

6

児 童 手 当 制 度 の 概 要　成育局　こども家庭庁資料

1 事業の目的等

○ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
○ 「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第３子以降３万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和６年10月分から実施する。その際、支払月を年３回から隔月（偶数月）の年６回とし、拡充後の初回支給を令和６年12月とする。
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和６年９月分まで）	拡充後（令和６年10月分以降）　※法案（検討中）の内容
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	**高校生年代まで**の国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦とこども２人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	**所得制限なし**
手当月額	• ３歳未満　一律：15,000円 • ３歳～小学校修了まで 第１子、第２子：10,000円　第３子以降：15,000円 • 中学生　一律：10,000円 • 所得制限以上　一律：5,000円（当分の間の特例給付）	• ３歳未満 第１子、第２子：15,000円　**第３子以降：30,000円** • ３歳～**高校生年代** 第１子、第２子：10,000円　**第３子以降：30,000円**
受給資格者	• 監護生計要件を満たす父母等 • 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左
実施主体	市区町村（法定受託事務）　※公務員は所属庁で実施	同左
支払期月	３回（2月，6月，10月）（各前月までの４カ月分を支払）	**６回（偶数月）**（各前月までの２カ月分を支払）
費用負担		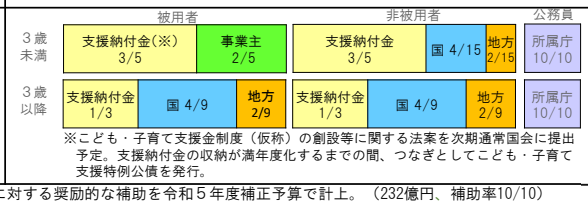 ※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和５年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）

7

出　産　・　子　育　て　応　援　交　付　金

こども家庭庁資料
成育局　成育環境課

1　事業の目的

○　地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2　事業の概要・スキーム

○　市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

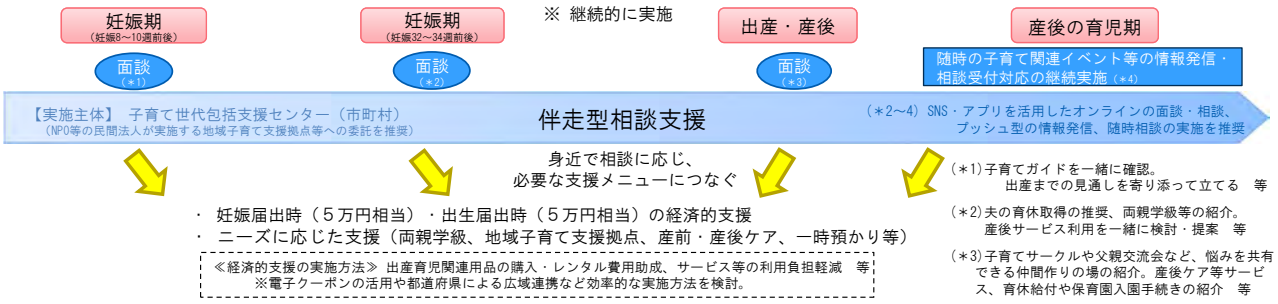

3　実施主体

市区町村（民間等への委託も可）

4　拡充内容

○　令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

5　補助率

○伴走型相談支援：国1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

○出産・子育て応援給付金：国2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

○クーポン発行等に係る委託経費：国：10/10

8

高等教育の修学支援新制度について（令和2年4月1日より実施）

こども家庭庁資料

1. 施策の概要

○　住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
○　令和６年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

2. 施策の内容

◆対象の学校種　大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆対象の学生　住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯（年収目安:約300万、380万、600万円）の学生等
(新たに設定される第４区分（年収目安:約600万円）は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第４区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援）

◆支援の内容　授業料等の減免、給付型奨学金の支給

◆支援対象者及び大学等の要件

○個人要件
…進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
…大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

○機関要件（国等による要件確認を受けた大学等が対象）
…学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
…経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2／3又は1／3を支援し、支援額の段差を滑らかに

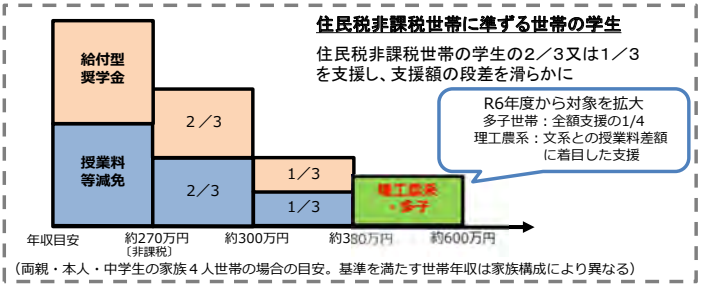

（両親・本人・中学生の家族４人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】
○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

授業料等減免【国等が各学校に交付】
○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

3. 実施主体等

◆ 実 施 主 体　：【学資支給補助金】（独）日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国　日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県
◆ 補　助　率　：【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2　都道府県1/2

9

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

こども家庭庁資料

令和６年度の対応

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

○ 新たに「４・５歳児配置改善加算」を措置する。

○ 30：１の配置に要する経費と、25：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※　チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：１以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。
※　チーム保育推進加算は、主に３～５歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和５年度には、先んじて４・５歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（１人⇒２人）を行っている。

【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

○　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、４・５歳児の職員配置基準を改善する。

○　人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
４・５歳児	３０：１	２５：１

※　３歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和４年度の加算取得率：約90%）
※　3歳児についても、４・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う。

令和７年度以降の対応

○　１歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、６対１から５対１への改善を進める。

10

令和５年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定

こども家庭庁資料

趣旨・目的

○　保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

○　公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
○　給与法の改正後に、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和５年４月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和６年度予算案においても反映を行う。

（参考）令和５年人事院勧告の内容
①　初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
②　ボーナスを0.1月分引き上げる（4.4月→4.5月）
※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：＋５．２％

実施主体等

【対象】私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
【実施主体】市町村
【補助率】国１／２、都道府県１／４、市町村１／４
※事業主拠出金充当後の負担割合

11

保育士等の処遇改善の推移

こども家庭庁資料

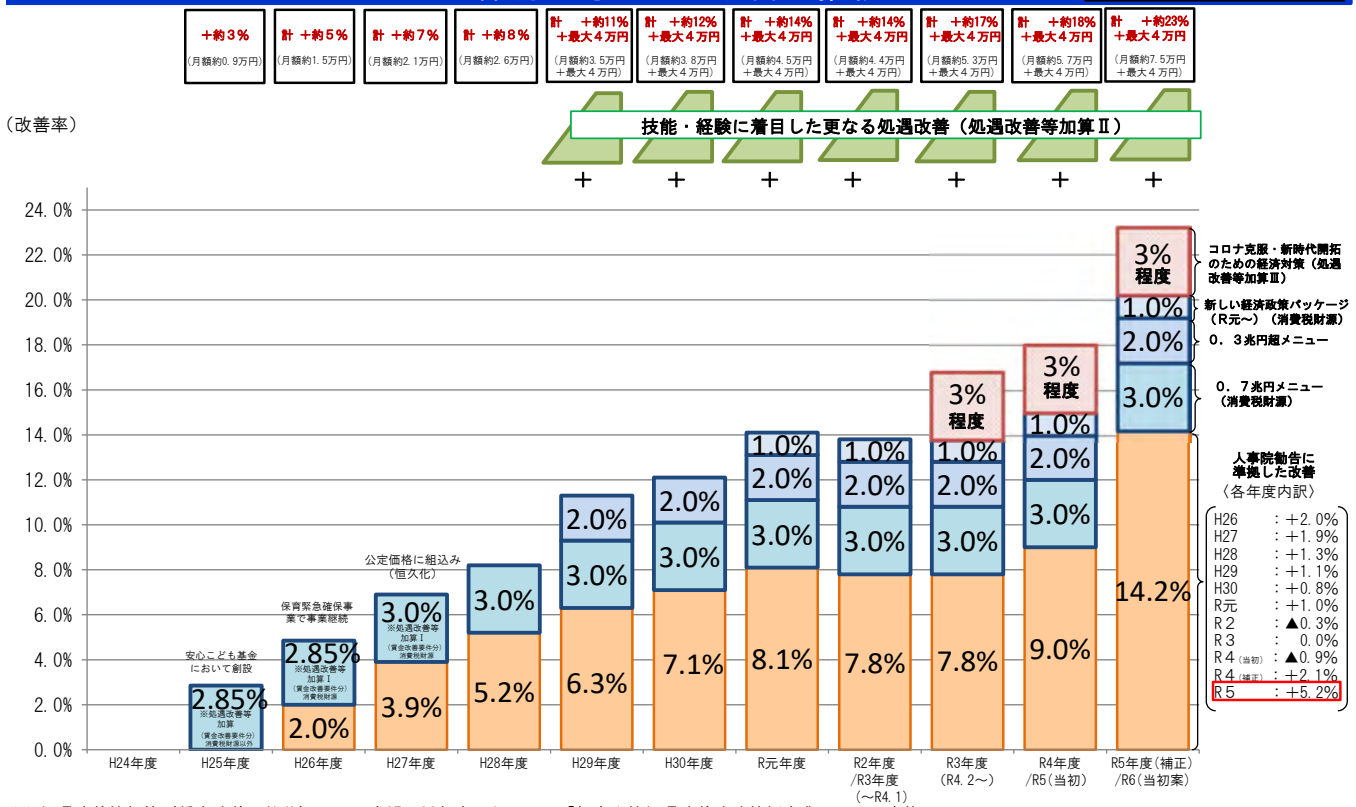

※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和４年２～９月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和４年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

12

運営費における常勤職員配置の改善（放課後児童健全育成事業）

こども家庭庁資料

1. 施策の目的

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2. 拡充内容

○「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】
①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を２名以上配置した場合、
②放課後児童支援員を１名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の例）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案）（１支援の単位当たり年額）
創設	**常勤の放課後児童支援員を２名以上**配置した場合。	**＊２名とも常勤**	**6，552千円**
①（現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を**２名以上**配置（※）した場合	**＊常勤・非常勤問わず**	**4，868千円**
②（現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を**１名のみ**配置した場合	**＊常勤・非常勤問わず**	**4，088千円**

※ ①の場合、放課後児童支援員２名のうち１名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む）　※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
【補 助 率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

13

病児保育事業

こども家庭庁資料

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

（１）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（２）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（３）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）
【補 助 率】：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

【令和６年度補助単価（案）（病児対応型１か所当たり年額）】
基本分単価：8,443,000円【拡充】（令和５年度：7,037,000円）
加算分単価：1,000,000円　～　38,000,000円
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和６年度より本格実施）
２．（１）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

年間キャンセル回数	基準額（１か所当たり年額）
（１）25 回以上 50 回未満	247,900 円
（２）50 回以上 100 回未満	502,500 円
（３）100 回以上 150 回未満	670,000 円
（４）150 回以上	1,005,000 円

【実施か所数及び延べ利用児童数】

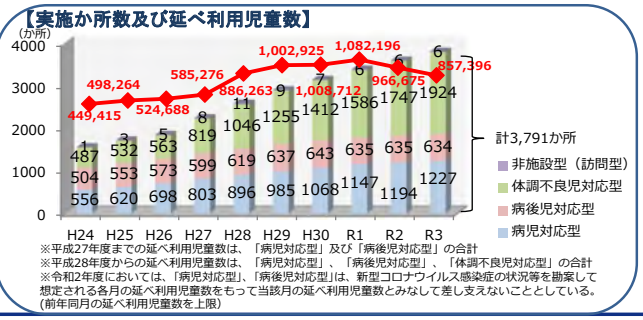

※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。（前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】

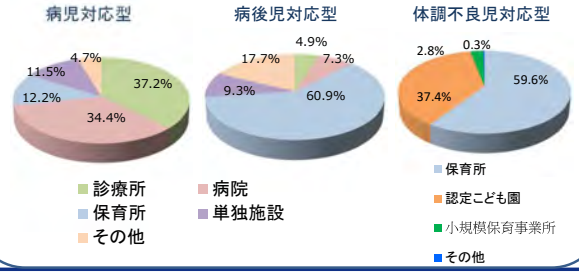

14

既定予算の活用（子ども・子育て拠出金（事業主拠出金））について

こども家庭庁資料

現行

事業主 → 拠出金 → 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定） → 充当

充当先：
- ○児童手当
- ○地域子ども・子育て支援事業
  （放課後児童健全育成事業、病児保育事業、延長保育事業）
- ○企業主導型保育事業等
- ○保育の運営費（０歳～２歳児相当分）

・保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：１／５［法律］

●拠出金の上限　→ 0.45%（H30.4～）［法律］
●拠出金の適用率 → 0.36%（R 2.4～）［政令］
（0.34%（H31.4～）
0.29%（H30.4～））

令和6年度

事業主 → 拠出金 → 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定） → 充当

充当先：
- ○児童手当
- ○地域子ども・子育て支援事業
  （放課後児童健全育成事業、病児保育事業、延長保育事業）
- ○企業主導型保育事業等
- ○保育の運営費（０歳～２歳児相当分）

※こども未来戦略における既定予算の最大限の活用として、加速化プランの放課後児童健全育成事業・病児保育事業に係る改善、保育の運営費のうち人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分への充当を事業主拠出金により実施

●拠出金の上限　→ 0.40%（R7.4～(予定)）［法律］
※令和6年通常国会へ法案提出予定
●拠出金の適用率 → 0.36%（R2.4～）［政令］

・保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：１１／５０（R7.4～(予定)）［法律］
※令和6年通常国会へ法案提出予定

（注）実際に適用する拠出金率等については、事業主団体と協議の上、毎年度、予算編成過程で決定する。

15

「加速化プラン」による施策の充実　【貧困】

こども家庭庁資料

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
	こどもの貧困対策	
◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%） ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある 食料が買えない経験　ひとり親世帯 34.9%　子育て世帯16.9%	**●こどもの学習支援・生活支援の強化** ➢ 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始 **●こどもの生活支援の強化** ➢ **こども食堂や学び体験**などの場を増やす ➢ アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）	経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る **食事や生活に困ったときに頼れる場所**が身近にあり、必要な支援が受けられる
	ひとり親家庭への支援	
◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。	**●ひとり親の就業支援・自立支援の強化** ➢ **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金**の**対象資格の拡大・給付割合の拡充**	手に職をつけて、**安定的な収入を得られる**
◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる 母子世帯の母の年収中央値 208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年） ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮 ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう	**●児童扶養手当の拡充** ➢ **所得制限の見直し** ✓満額を受給できる所得　年収160万円 → 190万円 ✓所得に応じた一部額を受給できる所得　年収365万円 → 385万円 ➢ **多子加算の増額** ✓**第３子以降の額**(6,250円)を第２子と同額(10,420円)に増額 ＊R5年度の額。額は物価スライドによって変化。 **●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和** ➢所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に	**働き控えに対応**し、児童扶養手当が自立を下支えする **多子のひとり親家庭の生活が安定**する
◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い	**●養育費確保支援の強化** ➢養育費の取り決め等の相談にのる**弁護士報酬への補助**	**養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす**

16

「加速化プラン」による施策の充実　【児童虐待防止】

こども家庭庁資料

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
	虐待の未然防止（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化）	
◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう	**●市町村の「こども家庭センター」の全国展開** ➢ 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる ➢ こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置	待ちの姿勢から、**予防的な関わりを強化**し、子育て家庭やこども自身からの**ＳＯＳを早期に把握・支援を届ける**
◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない	**●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援** ➢子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につな ➢困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施	**支援の方法や種類を増やし、個々の困りごとに直接、手が届く支援**を行う
	こども・若者視点からの新たなニーズへの対応	
◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない	**●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施** **●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施**	困難を抱える**こども・若者が自ら選択しながら活用できる支援**も用意
◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要	**児童虐待への支援現場の体制強化** **●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進**	児童虐待等への相談支援を確実に行う**人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭をしっかりと支援**
	虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備	
◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要	**●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善** ➢**人員体制の充実**や**ユニットケア**の推進、**学習支援**の強化 **●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進** ➢**里親等支援**や養子縁組支援の**体制強化**	こども・若者が個々の状況に応じて**健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポートを受けられる**体制を整備
◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要	**●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援** ➢相互交流や情報提供、相談・助言、**一時的な居住支援等**の実施	

17

「加速化プラン」による施策の充実　【障害児・医療的ケア児】

こども家庭庁資料

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につながれない ◆ 専門的な発達支援を受けたい	**本人支援・家族支援の充実** **●早期からの切れ目のない支援の推進** ➢乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実** ➢支援**人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上	様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**
◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない	**●医療的ケア児等の預かり環境の整備** ➢医療的ケア児や重度心身障害児を**一時的に預かる環境を整備**	**休息やきょうだいと過ごす時間が確保**される
◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）	**●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃** ➢障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給**制度の**所得制限を撤廃**	こどもの**成長にあった補装具**を使うことができる
◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい ◆ いろいろなイベントにも参加したい	**地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進** **●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備** ➢児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化** ➢習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進	保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる
◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）	**地域の支援体制の強化** **●児童発達支援センター等の強化** ➢地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化	**全国どの地域でも、必要な支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

18

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

こども家庭庁資料

①所得制限の見直し

・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額）**160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額）　**365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

②多子加算の見直し

・**第３子以降の加算額（6,250円）**を第２子の加算（10,420円）と同額まで引き上げる。　*加算額は、令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和６年11月分（令和７年１月支給）からの実施を想定

所得制限の見直し（イメージ）

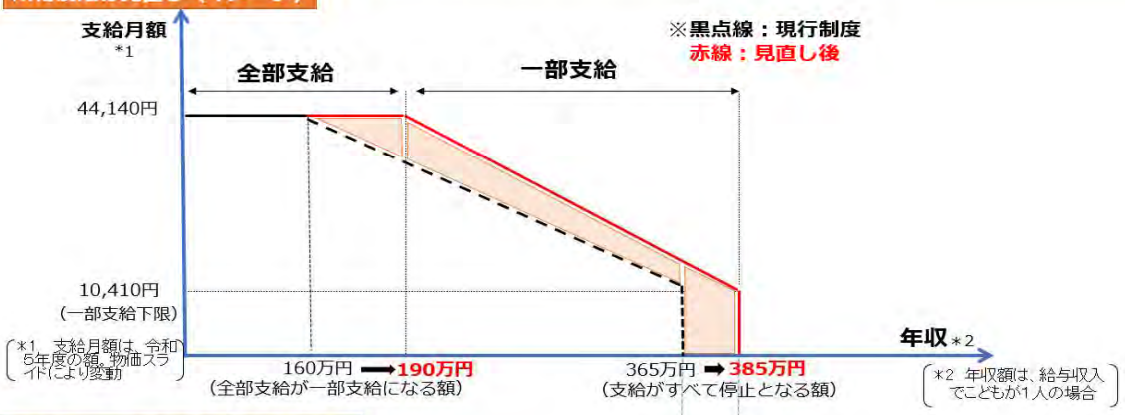

就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した**就労支援等の要件緩和**を行う

高等職業訓練促進給付金等（注）の支援策
（＝児童扶養手当の受給と連動）

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**１年間をめどに利用可能に**

（注）対象となる就労支援事業
・自立支援プログラム　・高等職業訓練促進給付金　・自立支援教育訓練給付金　・ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

19

こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

こども家庭庁資料

○こどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じて交換が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。
○こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。　（厚生労働省予算で計上）

＜収入額は、父母子１人のケース＞

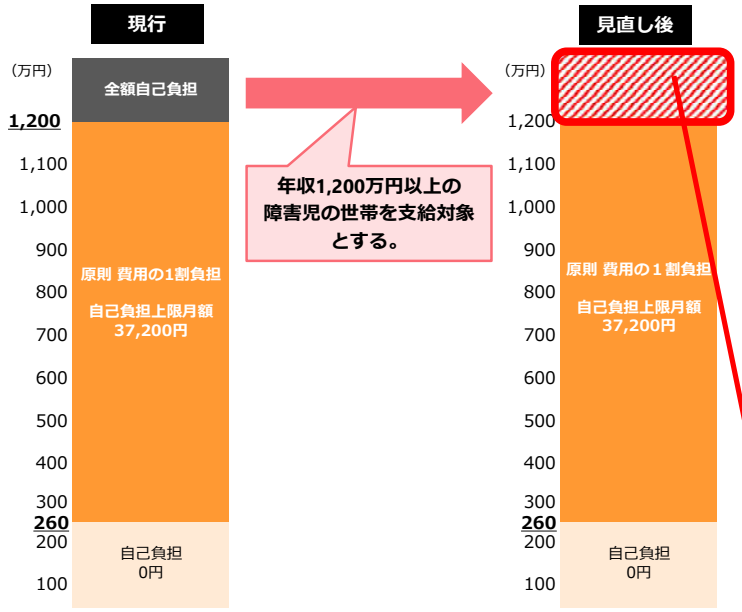

＜障害児が使用する補装具の例＞
車椅子

平均約３０万円

これまで３０万円程度の負担（※）を要していたが、費用の１割（上限月額37,200円）の負担で購入可能となる

（※）車椅子だけでなく座位保持装置なども必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。

※　令和３年度補装具費支給状況：約２５万件（令和３年度福祉行政報告例）（障害者及び障害児の合計数）

20

一時預かり事業とこども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組みの違い

こども家庭庁資料
（総務省にて加工）

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「○○給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の３第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

※第4回こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（令和5年12月25日）
資料1「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ（案）について」より抜粋

21

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

○　Ⅲ－１．の１．～４．で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

（見える化）

○　こども家庭庁の下に、2025 年度に、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業[25]を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

（予算規模）

○　「加速化プラン」の予算規模[26]は、各年度の予算編成を通じて決定されていくこととなるが、現時点の見込みでは、

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組　1.7 兆円程度
２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充　1.3 兆円程度
３．共働き・共育ての推進　0.6 兆円程度

全体として 3.6 兆円程度の充実となる。

○　2030 年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を３年間（2026 年度まで）で実施する。

（財源の基本骨格）

①　財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028 年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果[27]を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6 兆円程度の安

[25] 年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）。
[26] 国・地方の事業費ベース。
[27] 高齢化等に伴い、医療・介護の給付の伸びが保険料の賦課ベースとなる雇用者報酬の伸びを上回っており、このギャップにより、保険料率は上昇している。若者・子育て世帯の手取り所得を増やすためにも、歳出改革と賃上げによりこのギャップを縮小し、保険料率の上昇を最大限抑制する。

定財源を確保する[28]。

なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

②　既定予算の最大限の活用等[29]については、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等[30]の活用などにより、2028 年度までに、全体として 1.5 兆円程度の確保を図る。

③　歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」[31]における医療・介護制度等の改革[32]を実現することを中心に取り組み、これまでの実績[33]も踏まえ、2028 年度までに、公費節減効果について 1.1 兆円程度の確保を図る。

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果[34]を生じさせ、その範囲内で、2026 年度から段階的に 2028 年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028 年度に 1.0 兆円程度[35]の確保を図る。

④　2028 年度にかけて安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども・子育て支援特例公債（こども金庫が発行する特会債[36]）を発行する[37]。

[28] こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源もこの中で併せて確保する。
[29] こども・子育て予算の既定の財源（社会保障と税の一体改革の中で確保した財源、子ども・子育て拠出金や育児休業給付のための雇用保険料など）について予算の執行状況を踏まえて最大限活用することを始めとして、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等を通じた財源の確保に取り組むこと。
[30] 社会保障充実枠の執行状況を踏まえて使途の見直しを行うほか、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用する。
[31] 令和5年 12 月 22 日閣議決定。
[32] 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の医療・介護制度等の改革のうち、「＜①来年度（2024 年度）に実施する取組＞、＜②「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組＞」。
[33] 社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革により、2013 年度から 2022 年度までの9年間で、こども・子育て関連予算（国・地方を合わせた公費ベース）を年平均 0.18 兆円程度増加させてきている。
[34] 2023・2024 年度分は 0.33 兆円程度(2023 年度分 0.15 兆円及び 2024 年度分 0.17 兆円)の見込み（歳出改革による社会保険負担軽減額から医療・介護の制度改正による追加的な社会保険負担額を差し引いて計算したもの。その際、物価上昇を上回る賃上げの実現に向け、政府が総力を挙げて異例の取組を行う中、こうした取組により雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、医療・介護の現場従事者の賃上げ（一人当たり雇用者報酬の増加率と見込まれるものの範囲内）に確実に充当される加算措置及び能力に応じた全世代の支え合いの観点から実施する制度改革等による影響額を、上記の追加的な社会保険負担額から控除して計算）。
[35] 平年度ベース。公費負担分（②の既定予算の活用等と③のうち歳出改革による公費節減により確保）を除く。
[36] こども金庫創設前の 2024 年度は年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）の負担で発行し、こども金庫に承継する。
[37] こども・子育て支援特例公債は、こども金庫の歳入から償還する。償還期間は、利払い・償還に係る負担を将来世代に極力先送りしないようにする観点から、2051 年度までとする。

⑤　上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえ HECS 債（仮称）[38]による資金調達手法を導入する。

○　上記の基本骨格等に基づき、「加速化プラン」に盛り込まれた施策を実施するために必要な法案とともに、こども金庫の創設及び支援金制度の導入等に関する法案[39]を、次期通常国会に提出する。

[38] 独立行政法人日本学生支援機構において、授業料後払い制度を他の奨学金制度と区分した上で、その財源として財政融資資金から借入れを行う。
[39] 概要は別紙参照。

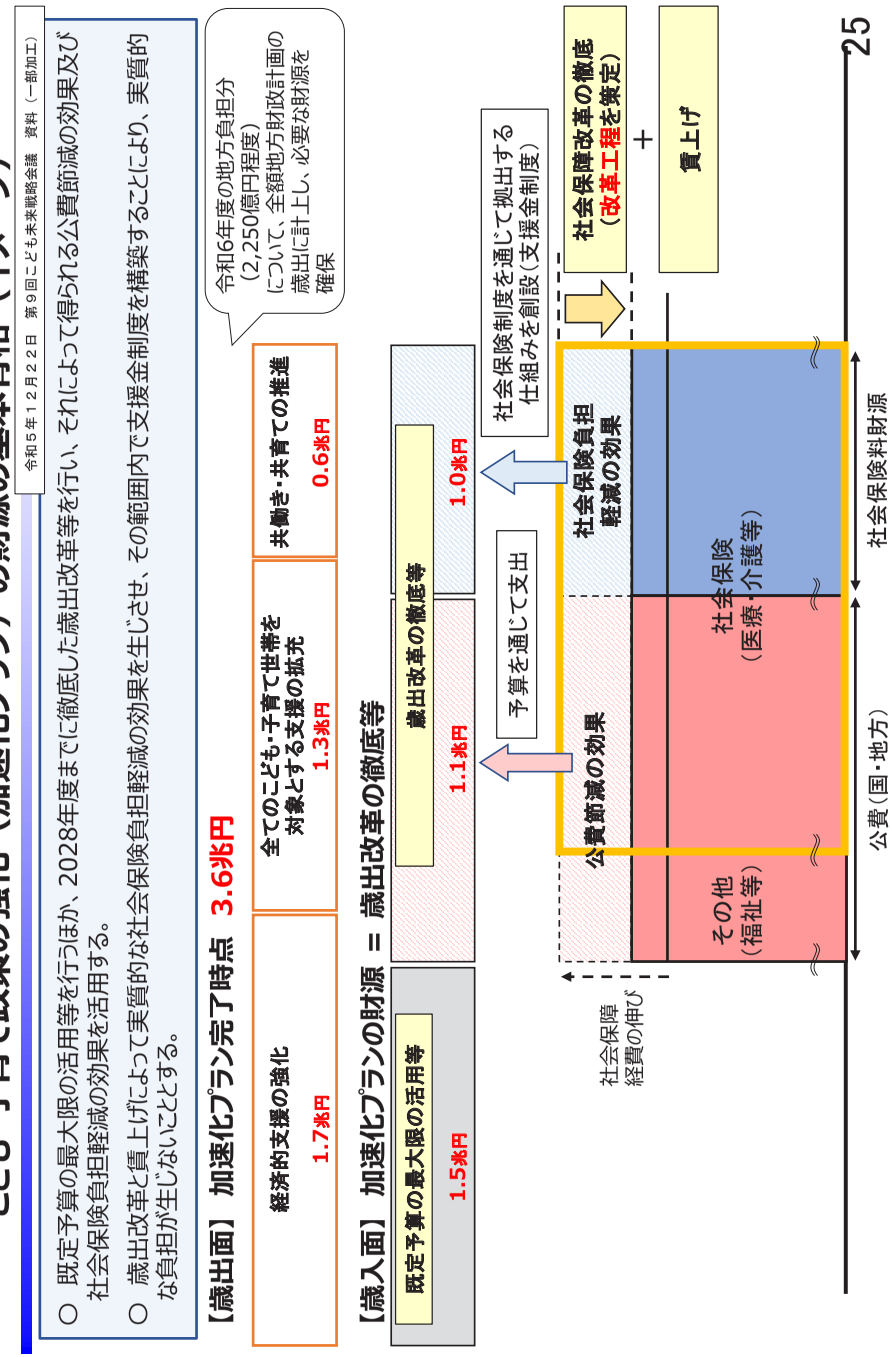

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

内閣官房資料

◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。

◆ ３つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028 年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）

◆ 上記②の取組は、2028 年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※ 2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	（労働市場や雇用の在り方の見直し） ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組　等	（勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理　・年収の壁に対する取組　等
医療・介護制度等の改革	・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記２項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革 （第１号保険料負担の在り方） ・介護の生産性・質の向上 （ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化	（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上） ・医療DXによる効率化・質の向上　・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等　・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上　・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正 （能力に応じた全世代の支え合い） ・介護保険制度改革（利用者負担（２割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 （高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・高齢者の活躍促進　・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し）　等
「地域共生社会」の実現	・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正　等	・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援　等

26

こども・子育て支援特別会計の創設による見える化（１）

第２回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

特別会計の骨格と歳出・歳入

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計（仮称）を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
  ※ 特別会計については、財政法第13条第２項において、特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合等に限り、法律を以て、設置するものとされている。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係が一層明確化。
- 特別会計における主な歳出・歳入、こども・子育て支援納付金を充当する事業（※）は以下のとおり。注1

こども・子育て支援特別会計（仮称）
（主所管：内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省共管）

【育児休業等給付勘定（仮称）】
（労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付）を統合）

＜歳出＞ ※に支援金を充当

育児休業給付
育児休業給付率の引上げ（※）
育児時短就業給付（※）

＜歳入＞

一般会計からの繰入
（消費税財源を含む）

労働保険特会からの繰入
（育児休業給付に充てる雇用保険料）

こども・子育て支援勘定からの繰入（支援納付金）

育児休業給付資金

【こども・子育て支援勘定（仮称）】
（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定を統合）

＜歳出＞ ※に支援金を充当

教育・保育給付等
出産・子育て応援給付金（※）
こども誰でも通園制度（※）注2
児童手当（※）注3
育児休業等給付勘定への繰入れ（※）
国民年金保険料免除措置（※）（年金特会への繰入）

＜歳入＞

一般会計からの繰入
（消費税財源を含む）

事業主拠出金

こども・子育て支援納付金
※こども・子育て支援特例公債（仮称）

積立金、こども・子育て支援資金（仮称）

注１：これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から０～２歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。
注２：現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。
注３：「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置づけることとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

27

こども・子育て支援特別会計の創設による見える化（２）

第２回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

給付先行型の枠組み

- 今般の少子化対策は、令和10年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、令和８年度までを「集中取組期間」とする、いわば給付先行型の枠組みであり、「こども・子育て支援特例公債」（仮称）（こども金庫が発行する特会債）の発行がそれを可能にする。
- 支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。
- 支援納付金やこども・子育て支援特例公債（仮称）の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理する。

28

こども・子育て支援金制度（１）

第２回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

新しい分かち合い・連帯の仕組みの構築

- 少子化・人口減少は、我が国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼす。逆に、実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含むすべての国民、企業を含む経済全体にとって、極めて重要な受益となる。今般の政策強化は、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現するため、これまでの財源規模では対応できなかった制度化等を盛り込んでおり、広い範囲の子育て世帯に確かな支援拡充となる。
- すなわち、支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みである。
- 支援金の議論に当たっては、給付と合わせて考えることが重要である。この点、支援金の規模は今後定まるものではあるが、その規模を大きく上回る「加速化プラン」が実行される。また、企業とともに、高齢者も含めたすべての世代が、さらに歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることで、子育て世帯は、拠出を大きく上回る給付を受ける。
- その上で、支援金が個々人にとって過度な影響とならないよう、拠出額は負担能力に応じた仕組みとするなどの設計が重要である。

こども・子育て支援金制度

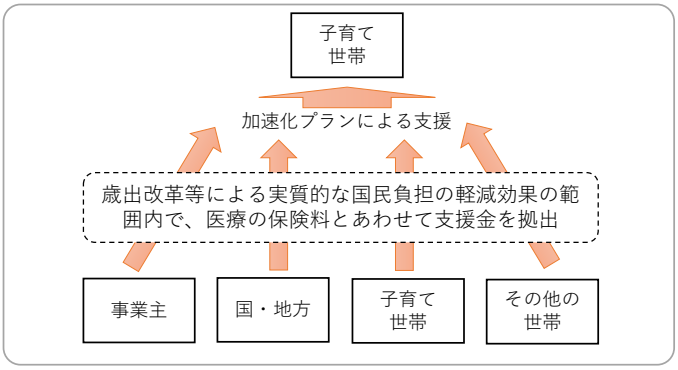

・少子化対策が実効性を持つためには、戦略方針の基本理念である「社会全体の構造・意識を変える」ことが必要

・支援金制度を単なる拠出の枠組みとしてではなく、「新しい分かち合い・連帯の仕組み」と捉え、子育て世帯を全世代、全経済主体が支え、応援していくことが重要

29

こども・子育て支援金制度（２）

第２回支援金制度等の具体的設計に関する
大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

支援金と医療保険について

- 支援金制度は、充当対象事業にかかる費用の拠出のため、医療保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。）に被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収していただき、国にこども・子育て支援納付金として納付することをお願いすることとする。

[医療保険者に支援金の徴収等をお願いする考え方]

＊　我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、すべての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益を持つのみならず、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益。また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながる。

＊　医療保険制度は、他の社会保険制度に比べて賦課対象者が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みである。現役世代も幅広い給付を受けているほか、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているとともに（後期高齢者支援金）、本年創設された出産育児支援金は、後期高齢者が現役世代の出産を支えるもので、医療保険制度における分かち合い・連帯の枠組みは、特に近年一定の広がりを持っている。

＊　支援金の充当対象事業を実施することによってこどもの成育環境の改善・整備等が図られることは、心身の健康の維持・向上にもつながると期待され、このことは各医療保険者にとっても重要。

（支援納付金と支援金）

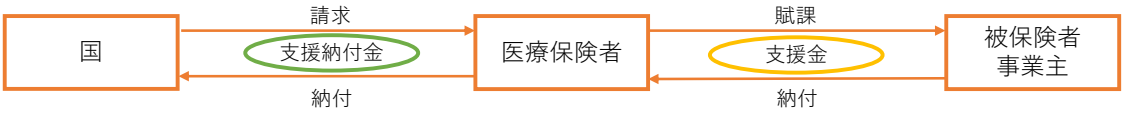

30

こども・子育て支援金制度（３）

第２回支援金制度等の具体的設計に関する
大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

支援納付金の徴収

- 各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。
- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。
  - ＊　後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
  - ＊　被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
  - ＊　被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）

※　支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

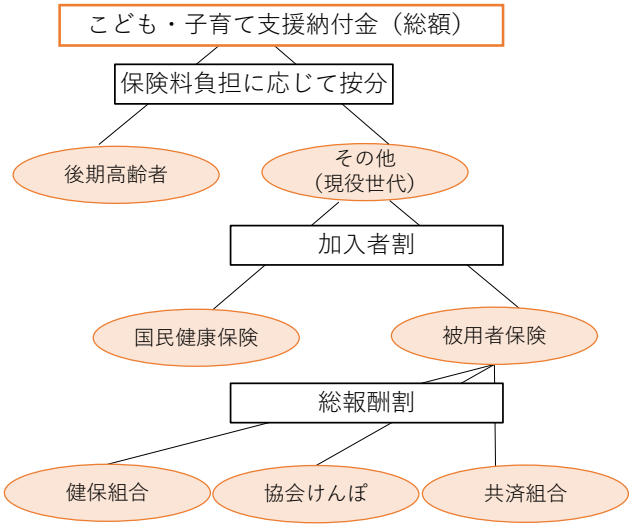

①後期高齢者と現役世代の被保険者

後期高齢者と現役世代の被保険者については、稼得能力に差があるため、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、医療保険料負担に応じて按分

※　後期高齢者医療が現役世代への給付を支援する出産育児支援金制度における按分と同様

②国民健康保険と被用者保険

国民健康保険と被用者保険については、所得捕捉に違いがあることも踏まえ、一人当たりで公平に分かち合うという考え方から、加入者数で按分

※　介護納付金等における按分と同様

③被用者保険者間

被用者保険間については、それぞれの所得の多寡を考慮し、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、総報酬で按分

※　介護納付金等における按分と同様

31

こども・子育て支援金制度（４）

支援金の徴収

第２回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。注１
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（７割、５割、２割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。注２
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。注３

注１　被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。
注２　未就学児の５割分は公費負担とし、未就学児の残りの５割分及び６歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。
注３　具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。
- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

32

こども・子育て支援金制度（５）

実施時期等

第２回支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和５年12月11日）資料１

- 以上の内容に沿って、2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。
- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。
- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026年度から開始して2028年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

33

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）

総務省資料
「令和6年度地方財政対策の概要」

５ 定額減税による減収への対応

○ 個人住民税の減収（9,234億円）は、地方特例交付金により全額国費により補填

○ 地方交付税の減収（7,620億円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1兆1,982億円）により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施（交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用）

６ こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 ・・・P12～P13参照

○ 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分（2,250億円程度）について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額

○ 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」（500億円）を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

７ 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

○ 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・給与改定に要する経費	3,300億円程度
うち会計年度任用職員分	600億円
・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

34

こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進等

総務省資料
「令和6年度地方財政対策の概要」

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

１．こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の確保

・地方独自のこども・子育て施策（例）　※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備（職場環境整備等）	就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等	放課後児童クラブに対する独自の支援
産前・産後ケアや伴走型支援の充実	ひとり親家庭等への支援
こどもの居場所づくりへの支援	結婚支援

２．普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

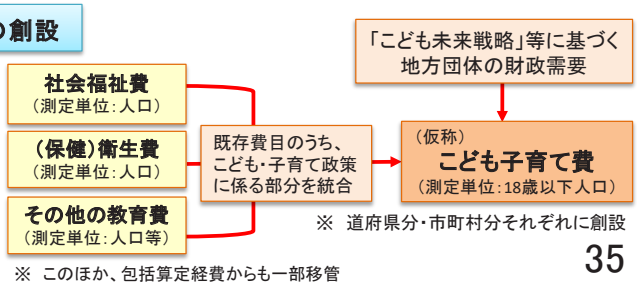

※ 道府県分・市町村分それぞれに創設

※ このほか、包括算定経費からも一部移管

35

こども・子育て支援事業債（仮称）の創設

総務省資料
「令和6年度地方財政対策の概要」

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1．対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業
・国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
・社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

（例）・子育て相談室 ・あそびの広場
・科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
・子育て親子の交流の場

（相談室）

（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、
障害児施設、幼稚園 等

（例）・空調、遊具、防犯対策設備の設置
・バリアフリー改修 ・園庭の整備（芝生化）
・トイレの洋式化

（トイレ環境改善）

（園庭の整備、改修）

2．地方財政措置

充当率：90% 交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3．事業期間

令和10年度までの５年間 （「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4．事業費

500億円

36

こども大綱案等について

第２回こども政策推進会議・
第10回全世代型社会保障構築本部合同会議
（令和５年12月22日）資料３

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月下旬（予定）：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱案

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援** ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現 ⑥**施策の総合性**の確保
重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン案

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期まで**の**「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針案

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

37

第２部　こども・若者政策

こども家庭庁の取組、こども政策の課題と展望
～「こども未来戦略方針」を中心に～

令和5年9月4日
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁とは？

1．こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。
そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。
みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。
こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。
（こども家庭庁HP、大臣メッセージより）

2．こども家庭庁の役割

（１）こども政策の**司令塔としての総合調整**
　　例：少子化対策　など
（２）省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**
　　例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設　など
（３）保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**
　　例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策　など

3．こども家庭庁の基本姿勢

（１）**こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案
（２）**地方自治体**との連携強化
（３）**様々な民間団体**とのネットワークの強化

2

こども家庭庁とは？

○　こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の１官房２局体制。
○　定員については、内部部局が３５０名、施設等機関が８０名、合計４３０名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善　など

成育局

○局長、審議官、総務課長外５課長・１参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全　など

支援局

○局長、審議官、総務課長外３課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策　など

3

こども家庭庁予算（令和5年度当初４．８兆円）の内訳

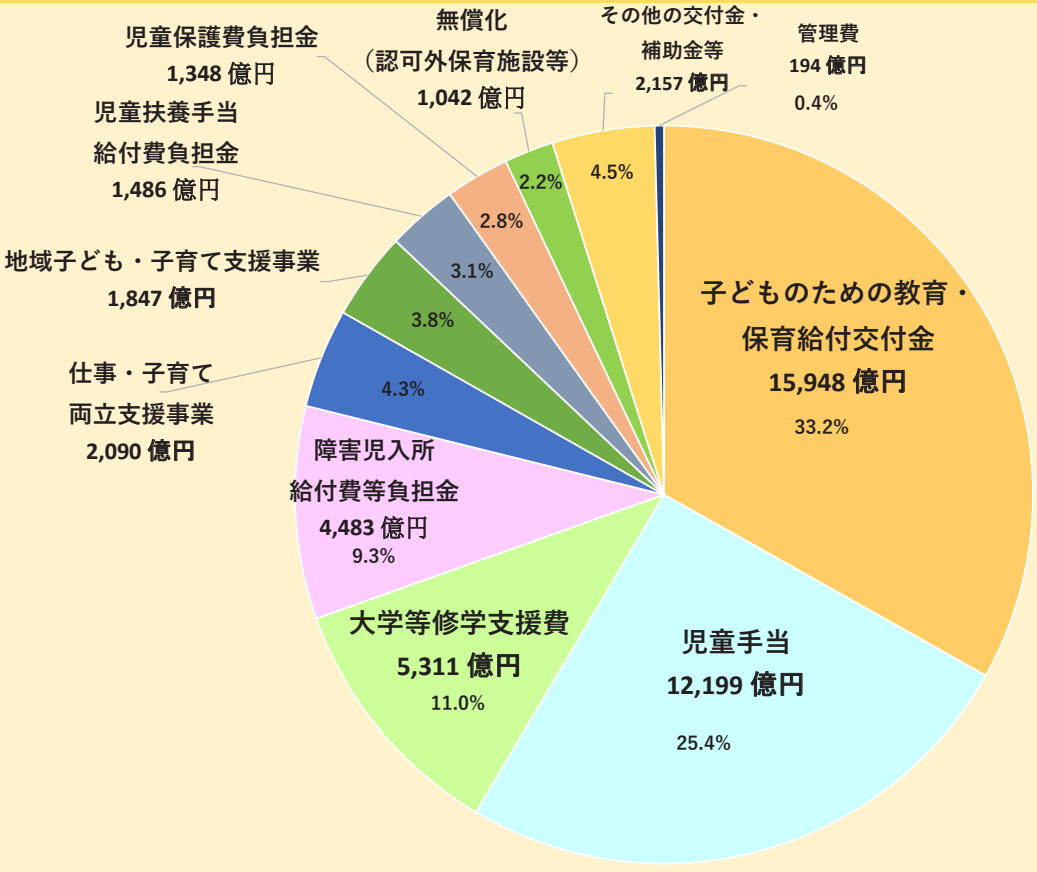

こども家庭庁の今後の主な政策スケジュール①

	令和5年 夏	令和5年 秋	令和5年 年末	令和6年 4月～
1．大綱、指針等の策定				
こども大綱	基本政策部会で議論　こども等からの意見聴取	中間整理	答申 → 閣議決定	部会で議論（具体的施策のPDCA）
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）	幼児期までのこどもの育ち部会等で議論	中間整理	答申 → 閣議決定	幼児期までのこどもの育ち指針の推進
こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）	こどもの居場所部会等で議論		答申 → 閣議決定	こどもの居場所づくりに関する指針の推進
2．制度改正等				
「こども未来戦略方針」等に基づく制度改正	戦略方針決定　子ども・子育て支援等分科会等で議論　※こども未来戦略会議と連携		とりまとめ	法案提出を目指す
日本版DBS	有識者会議で議論	法案提出を目指す	制度・運用の検討	
改正児童福祉法	社会的養育・家庭支援部会 児童虐待防止対策部会で議論 施行準備	政令・府令の公布		施行 ※R7から次期社会的養育推進計画　（R５秋頃策定要領発出）
障害福祉サービス等報酬改定	障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（厚生労働省・こども家庭庁合同開催）で議論 関係団体ヒアリング	個別サービス・横断的事項の検討	基本的な考え方の整理・とりまとめ	改定案のとりまとめ　適用
3．こども家庭庁としての新たな取組み				
こどもの意見聴取と政策への反映	専門委員会で議論 こども若者★いけんぷらす（こどもや若者から意見を聴く取組）の実施			
「こどもまんなかアクション」の展開	こどもまんなかアクションキックオフイベント	秋のこどもまんなか月間		各地域でのリレーシンポジウムや「こどもまんなかアワード」（仮称）の発表など各種イベント実施、好事例の発信

5

こども家庭庁の今後の主な政策スケジュール②

	令和5年 夏	令和5年 秋	令和5年 年末	令和6年 4月～
4．府省横断・連携事項				
こどもの自殺対策	強化プラン決定	こども大綱への反映に向けた検討 プランの推進・調査研究事業の実施		
こどもの安全対策　重大事故再発防止対策	事故報告集計公表	第１回	有識者会議等で議論	第２回
こどもの安全対策　送迎用バス安全対策	装備状況調査公表	安全装置の装備促進		安全装置設置期限
こどもの安全対策　青少年非行・被害防止		検討会・地方連携フォーラムで議論		青少年インターネット環境整備第6次計画決定
こどもの性被害防止	強化策とりまとめ	関係府省庁連絡会議・WG・推進協議会で議論		子供の性被害防止プラン2022FU決定
地域におけるいじめ防止対策		モデル事業の実施		とりまとめ・成果の普及
5．各種プラン等の推進				
待機児童対策	保育所等利用待機児童数（4/1時点）公表	新子育て安心プラン終了（R6年度末）後の取扱いについての検討		
放課後児童クラブ	新・放課後子ども総合プランの着実な実施　※文科省との連携強化 プランの終了（R５年度末）後の取扱いについての検討			
児童虐待防止対策	児童虐待相談対応件数（速報値）の公表	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの実施		
我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（仮称）		調査の実施		報告書公表

6

こども基本法とこども大綱

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
① **大綱の案を作成**
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

8

こども大綱の策定に向けて

こども大綱の案の具体化に当たり、**こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止める**とともに、**既存３大綱の進捗と成果を踏まえつつ**、**本報告に示した考え方及び第１次報告書に記載された具体的施策の実現**に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
（こども大綱策定に関し規定）

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取

関係団体・有識者との対話

大臣による児童館・児童養護施設等訪問

こども大綱の役割

- 既存の**少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化**し、さらに必要な施策を盛り込む。
- **政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策**を幅広く対象。
- こども大綱で、**常にこども・若者の最善の利益を第一**に考え、**こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。**
- **家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感**できることで、**少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。**

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
②こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

9

こどもまんなかフォーラム等から得られた意見等

①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項

- こども・若者自ら意見表明と自己決定の主体と認識でき、それについて学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要（小学生～20代、若者団体、健やかな成長に向け取り組む団体）
- こども・若者が自己決定権を持ち自立することが重要（経済界・労働界）
- 脆弱な立場のこども・若者の意見を聴くことを保障し、周りの大人が表情・態度等から丁寧に聴き取る（健やかな成長に向け取り組む団体）　等

②こども・若者の健やかな成長に関連する事項

- 学校教育において、得意なことを活かす学習や多様な学習の機会を充実してほしい（小学生～20代）
- **人間関係が希薄化し、同調圧力等への不安感がある。学校や家庭以外の居場所が欲しい（小学生～20代）**
- 公園の遊具が減少し、天候に関わらず遊べる場を増やしてほしい（小・中学生）／主体的に遊び自分で自分を育てられる環境作りが必要（健やかな成長に向け取り組む団体）
- **中高生から企業・社会を知りたい（小学生～高校生）**　等

③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項

- **生まれ育った環境で将来が左右されない社会にしてほしい（小学生～20代）／奨学金の返済等への不安、若者の貧困に目を向けて欲しい（高校生・20代）**
- 様々な状況に置かれたこども・若者や家庭に対する理解を深めてほしい（小学生～20代、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- 行政窓口の周知改善（小学生～20代）　等

④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項

- **妊娠・出産に対する孤独感、子育てとキャリアの両立の困難さ、雇用環境や就労環境の不安定さ、経済的不安等による将来への不安（小学生～20代）**
- 子育て孤立を防ぐため社会と繋がりを得られるようにする（若者団体、子育て支援団体）／仕事・子育て両立の職場づくり等が必要（労働界）
- 父親の相談場所が少ない（子育て支援団体）／家事・子育て重視の男性が当前に活躍する就業環境・企業風土の醸成が必要（人口減少・持続可能な経済社会に係る有識者）等

⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項

- **家族、学校、地域においてこども・若者と関わる大人がこども・若者の権利を認識・理解してほしい（小学生～20代、若者団体）**／大人がこども・若者の権利を理解することが大切（子育て支援団体、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- 教職員や保育士、児童相談所職員等の待遇改善や負担軽減、心身的ケアが必要（小学生～大学生）
  等

⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

- こども家庭庁がこども施策の企画立案・総合調整に係る意思決定へのリーダーシップの発揮を期待（若者団体）／行政機関間の壁の打破、複数省庁の取組の横串の視点等の期待（経済界）
- 若者の声を行政に届ける手法を増やしてほしい（20代）／地方自治体が子育て当事者の声を聴き取り計画に反映してほしい（子育て支援団体）
- こども施策のデジタル化推進希望（若者団体、経済界）等

10

こども大綱の概要と検討状況

概要

○こども基本法第９条により、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めることとされている。
○こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

検討状況

○こども基本法第17条により、こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）において、こども大綱の案を作成することとされている。
○内閣総理大臣より、こども家庭審議会に対して諮問がなされ、検討が進められているところ。

【こども政策推進会議】
○第１回：４月１８日
立ち上げ、こども大綱の案の作成の進め方

【こども家庭審議会】
○第１回：４月２１日
立ち上げ、内閣総理大臣からの諮問等
：今後５年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【こども家庭審議会基本政策部会】
○第１回：５月２２日
立ち上げ、自由討議
○第２回：６月２０日
討議（こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針　①）
○第３回：６月３０日
討議（こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針　②）

※秋頃に中間整理を取りまとめの上、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施。
年内を目途にこども大綱を**閣議決定**

11

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定

こどもまんなか
こども家庭庁

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告（概要）

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、
人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人と共有**し、こども本人と社会全体の双方にとって重要な
こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、
こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、
こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するために
すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、
次代の社会を担う**すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって
幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。

身体、心、社会(環境)の
すべての面での育ちを一体として保障

すべての人で共有したい理念

**すべてのこどもが一人一人個人として、
その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。

**すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、
育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

**こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、
主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、
それを支える社会もこどもの誕生、成長を一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

13

乳幼児期のこどもの育ちは、人格形成の基礎

安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心できる。

満たされたい

「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。

関わってみたい

こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。

多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。

遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊ぶ。
自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

認められたい

周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

14

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ち」の基本的な考え方

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での
育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

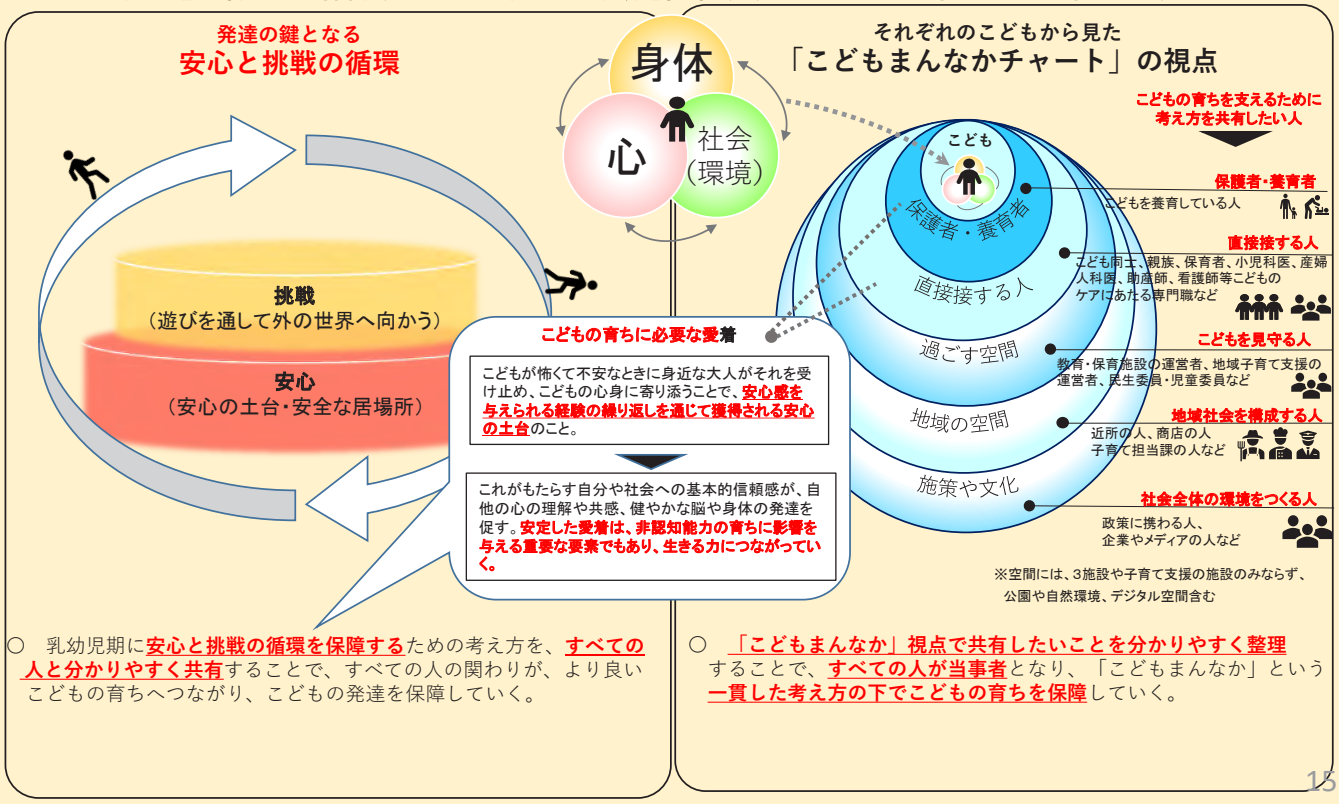

○　乳幼児期に安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

○　「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、すべての人が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障していく。

15

こども・若者の居場所づくり

こどもまんなか
こども家庭庁

居場所の種類

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、１つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。
重要なことは、**さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てること**である。

ユニバーサル/ポピュレーション	対面（リアル）	仮想（オンライン）
ユニバーサル/ポピュレーション：全てのこども・若者を対象とする居場所		
	児童館、公民館、図書館　放課後児童クラブ＊ 放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団 公園や校庭、プレーパークなどの外遊び ユースセンター/青少年拠点　など	オンラインでの体験活動等
混在型：両者が混在している居場所		
	フリースペース　こども食堂 校内カフェ　学習・生活支援の場　など	オンラインの居場所
ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つこども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所		
	放課後等デイサービス 若者シェルター　児童育成支援拠点事業 特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場 └ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など　など	オンラインの居場所 （オンライン相談支援等）
ターゲット/ハイリスク		

＊ 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

17

居場所に共通する課題と対応の方向性

課題 1　居場所の安心・安全の確保

大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材の不足等の課題もある。

課題 2　こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。

課題 3　多様な居場所を増やすこと

地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。

課題 4　居場所とこども・若者をつなぐこと

地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。
居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとしてのアウトリーチ等も検討する必要がある。

課題 5　居場所を継続すること

居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。

対応策 1　こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。
こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。

対応策 2　居場所における支援の質向上と環境整備

安定した人材確保や支援の質向上のため、
居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、
居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。

対応策 3　地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援

地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、多様な居場所を確保する人材が必要である。

対応策 4　居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」への支援

居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成をサポートする団体の存在が必要である。

対応策 5　官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

18

こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・若者の意見反映の仕組みづくり①

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まれなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで

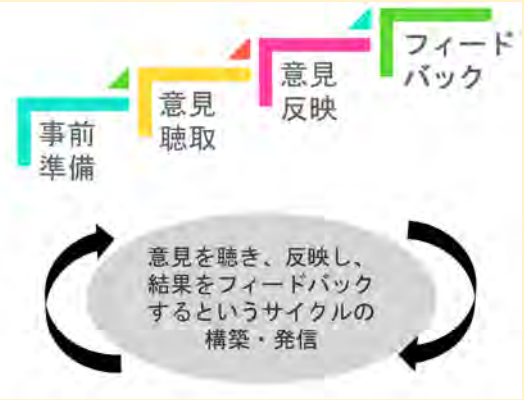

事前準備
└こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取
└様々な手法や機会を組み合わせて聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映
└こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック
└意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

20

こども・若者の意見反映の仕組みづくり②

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
  テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
  大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。

意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
  公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
  対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
  安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
  公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
  政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
  意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
  意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
  意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

21

こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

しくみ（イメージ）

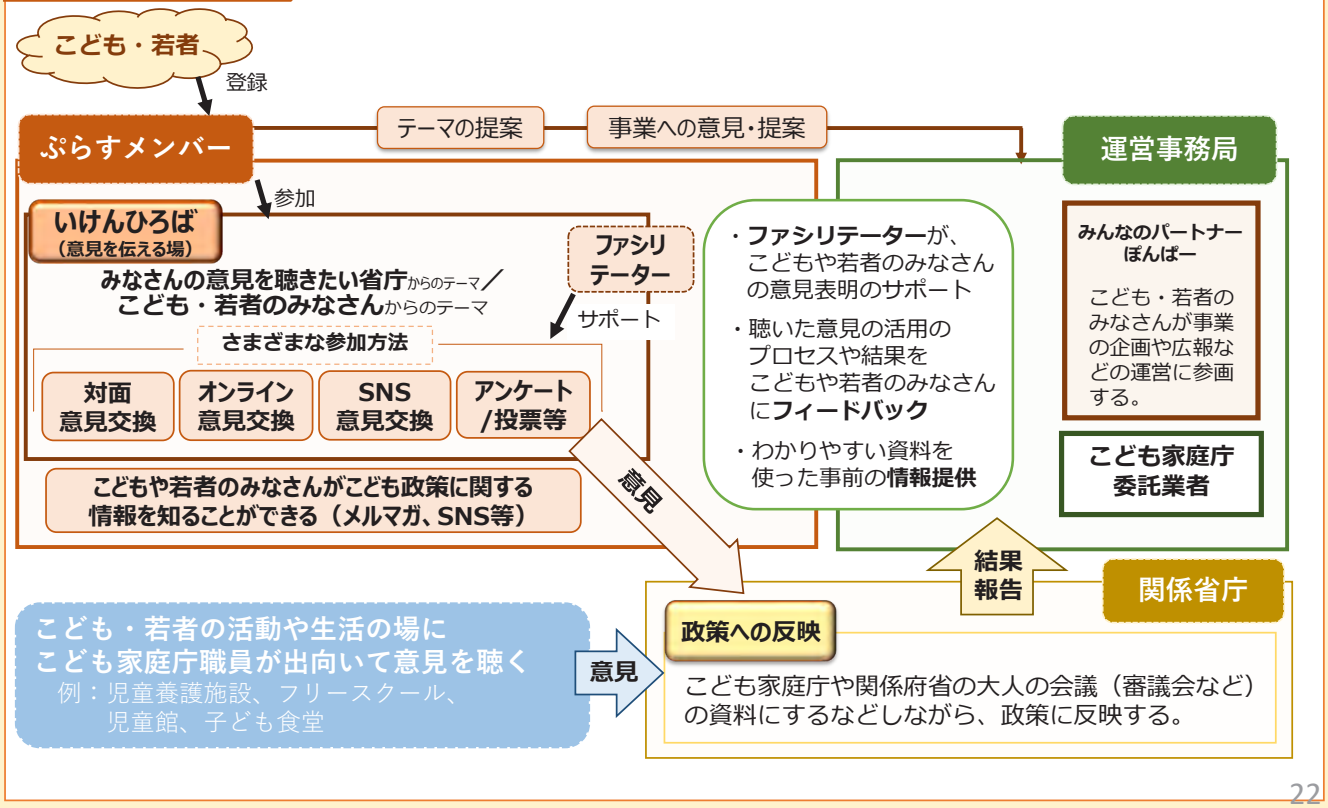

22

「こども未来戦略方針」
（令和5年6月13日閣議決定）

こども未来戦略方針策定の背景

我が国の将来推計人口

○ 日本の将来推計人口（2023年推計）においては、2100年には総人口が現状の半分程度に減少すると見込まれている。

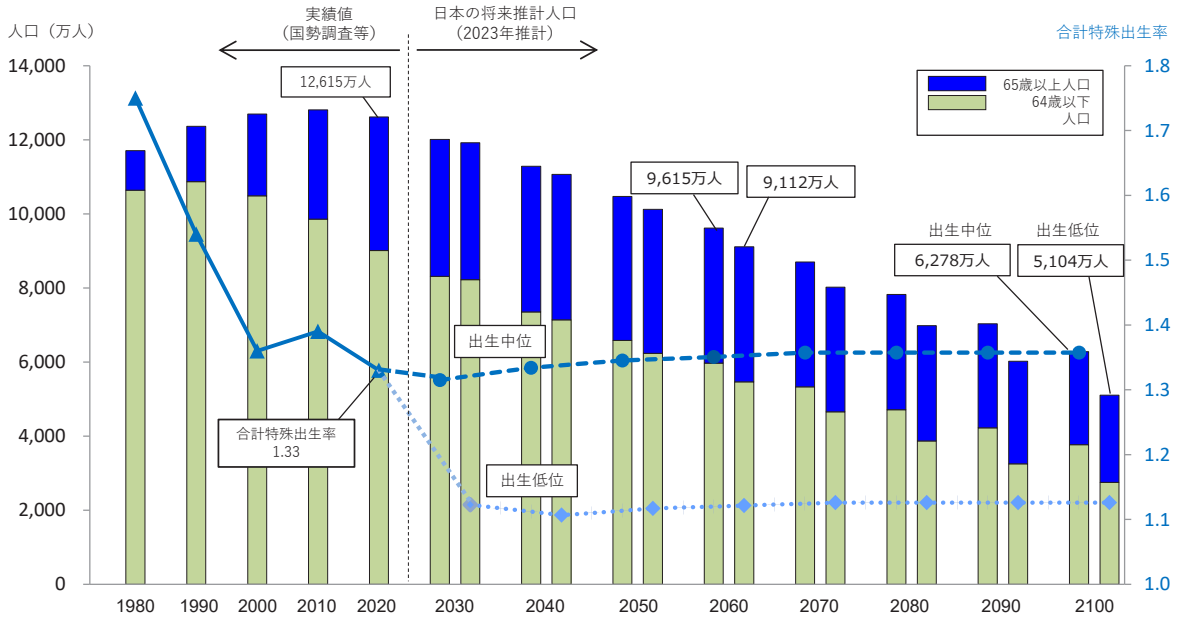

（出所）2020年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」（左：出生中位（死亡中位） 右：出生低位（死亡中位））

25

2040年までの人口に関する見通し　※2023年将来推計人口に基づく

2023 → 2025 → 2030 → 2035 → 2040

人口減少・少子化

生産年齢人口：2023⇒2030年で▲300万人、2030⇒2040年で▲900万人
2023⇒2040年で▲1200万人（現在の7400万人の16%）

2023年
- 総人口
:1億2441万人
年間▲57万人

- 生産年齢人口
:7386万人

- 高齢者人口
:3635万人

2023年～
人口減少が加速化（年間▲50～60万人）

2030年
- 総人口：1億2000万人（年間▲66万人）
- 生産年齢人口:7076万人

2040年
- 総人口：1億1284万人（年間▲78万人）
- 生産年齢人口:6213万人

高齢化

2022年～2024年
後期高齢者が急増（年間＋80万人）

2025年
団塊の世代全員が後期高齢者へ
（後期高齢者総数2155万人）

2025年～
後期高齢者の増加率が低下

2030年～
高齢者数が安定し始める（年間＋20～30万人）
- 多くの地域で高齢者数は減少、首都圏では高齢者（後期高齢者）は増加し続ける。

2043年
高齢者総数が3953万人となり、ピークを迎える

26

人口減少の進み方（3つの段階）

- これまでの「少子化」は、人口減少は僅かであり初期段階
- これから本格的な「人口減少時代」に突入。
- 2040年までは「第一段階」。「第二・三段階」に至るかどうかは、これから次第。

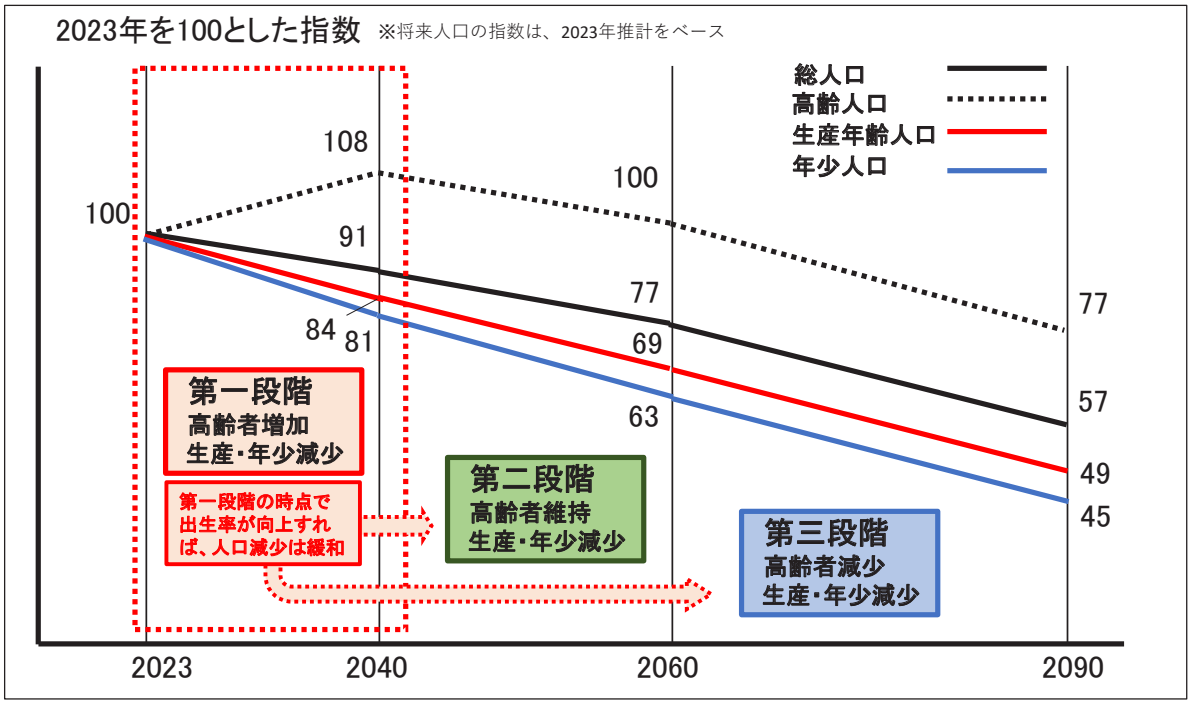

27

人口減少がもたらす影響―「超高齢化」と「縮小スパイラル」

（図）日本の長期的な人口推移

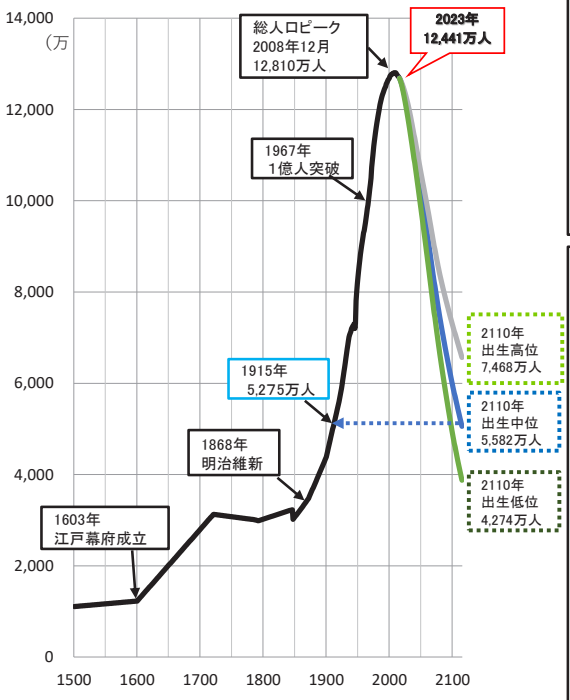

※将来人口は、2023年推計

●人口減少社会とは「超高齢社会」

- 現在1億2500万人の日本の人口は、このままいけば2110年には5000万人を切る。
  今から100年前の1915年は同じ人口規模だったのだから、昔に戻るだけではないかという意見もある。
- しかし、そうした意見は高齢化の問題を度外視している。人口減少は、かならず「超高齢社会」を伴う。
  1915年の日本は高齢化率5%の若々しい国であったが、将来予想されている日本は、高齢化率が40%の「年老いた国」である。

●経済への影響

「少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、さらには、多くの地域社会を消滅の危機に導くなど、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させることになるだろう。少子化は、まさに、国の存続そのものに関わる問題であると言っても過言ではない。」

（出典）「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和4年12月16日）

「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。」

（出典）「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日）

28

わが国の年間出生数と出生率の推移

年間出生数と合計特殊出生率の推移

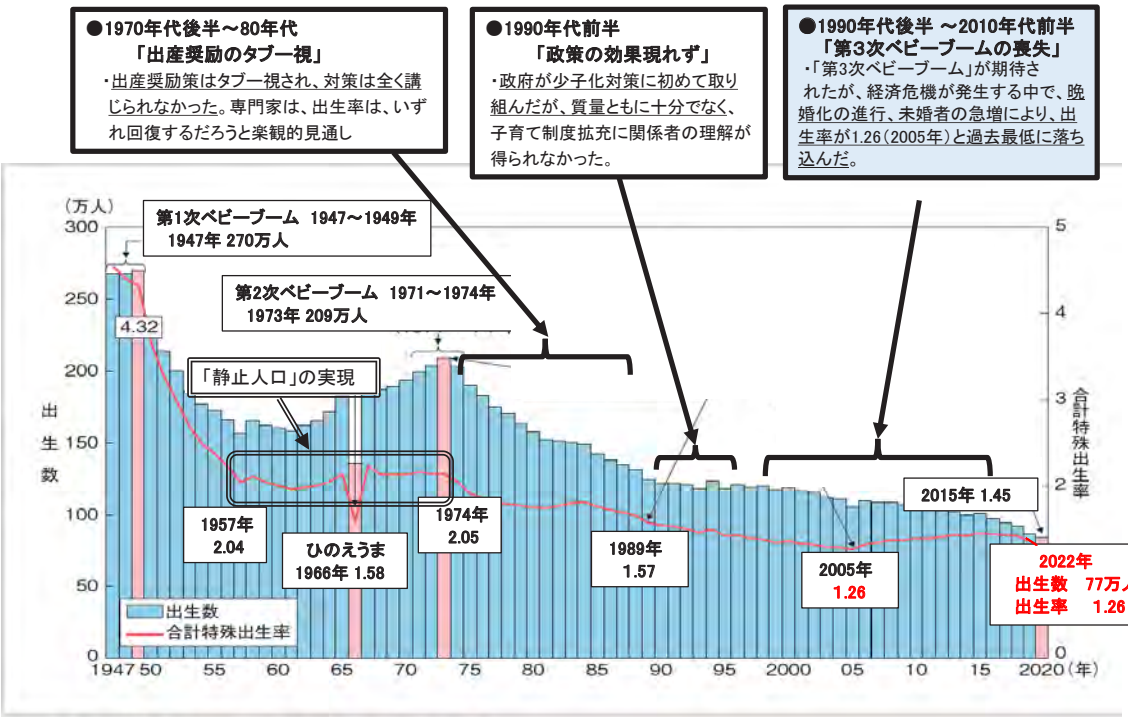

資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

29

出生率の“再下降”

○出生率は1.26（2005年）を底に10年間上昇し、1.45（2015年）となったが、これは30代の**「駆け込み出産」**による一過性の現象。**その後「下降局面」に入り**、コロナ禍が加わって、**2022年は過去最低の1.26に。**
20代後半のみならず、**30代**の出生率も下降傾向にあり、**引き続き厳しい状況**。

合計特殊出生率、出生数の推移

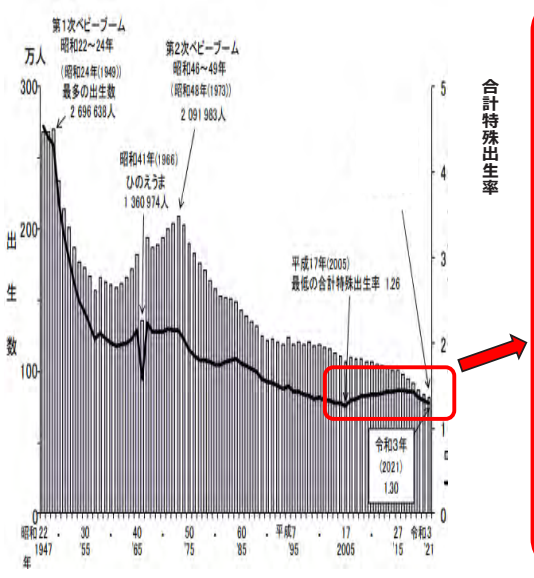

出典：厚生労働者「令和3年（2021）人口動態統計月報年計（概数）」

（図）最近の出生率の動向（20代後半、30代）

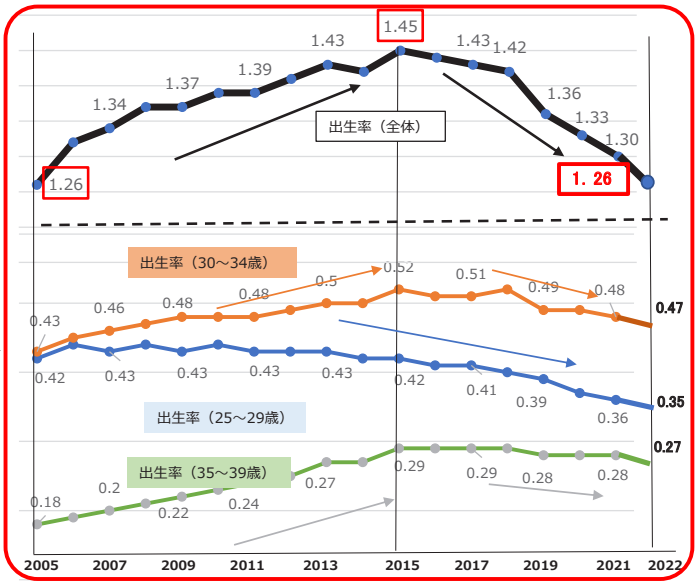

出典：厚生労働者「人口動態統計月報年計」より作成。

30

出生数の動向（2023年推計と実績）

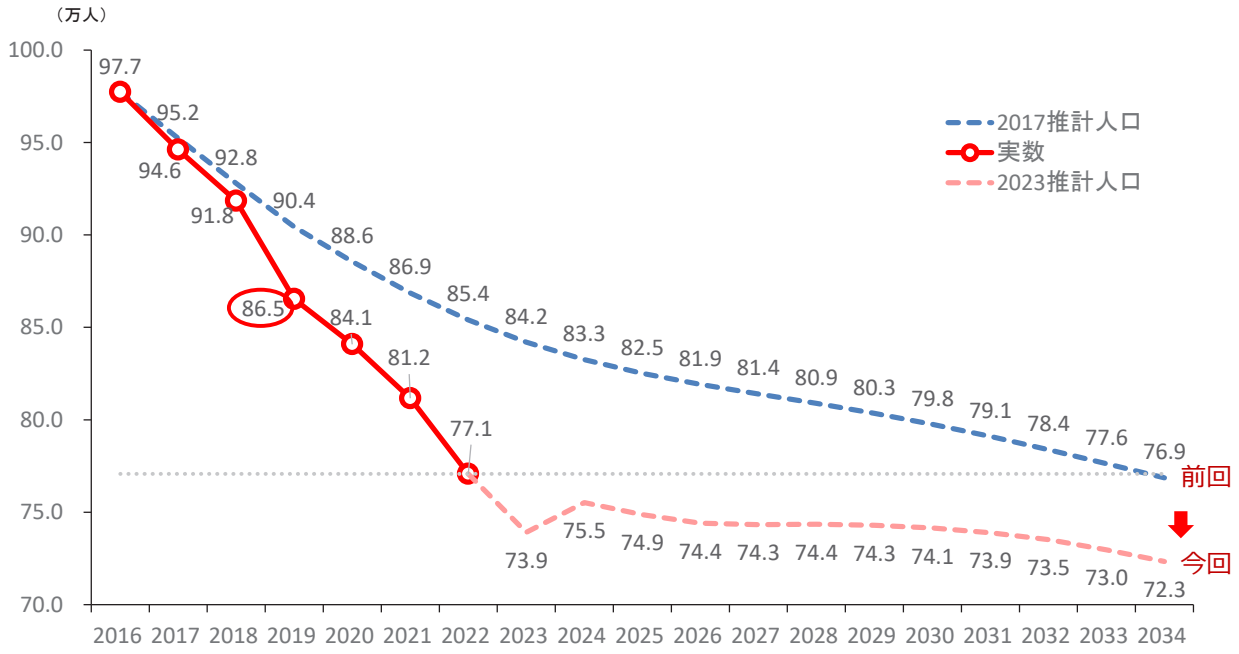

（注）上記の推計人口・実数は日本における日本人人口。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。

31

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- ◆ 2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- ◆ 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス。

出生数の推移

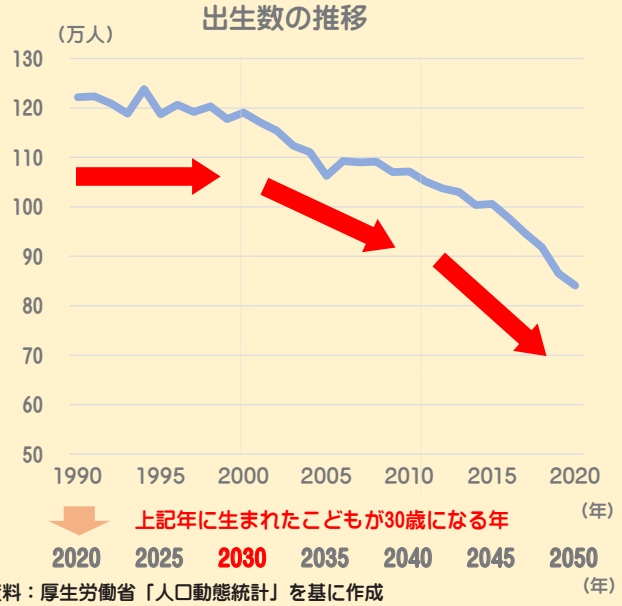

出生年（10年間）ごとの減少割合

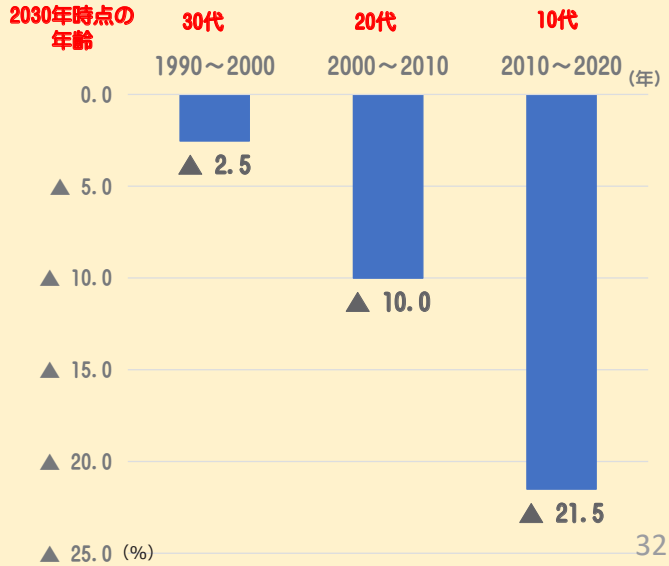

資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

32

これまでの少子化対策の変遷　～1.57ショックからの30年～

◆ 保育施策の充実をはじめ、「子育てと仕事の両立支援」は一貫して重要な政策課題。

1990年～2000年代 ・2000年＝出生率1.36 ・2005年＝出生率1.26	1990年　1.57ショック 1994年　「エンゼルプラン」＋緊急保育対策 1994年　育児休業給付創設（雇用保険、給付率25%→2007年50%→2014年67%） 2001年　「待機児童ゼロ作戦」 2003年　少子化社会対策基本法⇒少子化社会対策大綱 2003年　「次世代育成支援対策推進法」（企業等で両立支援のための計画策定・実施等） 2006年　児童手当（小3まで⇒小6まで対象拡大） 2007年　児童手当（3歳未満の手当額5千円⇒1万円に引上げ） 2008年　「新待機児童ゼロ作戦」
2010年代 ・2010年＝出生率1.39 ・2015年＝出生率1.45	2010年　子ども手当（中3まで、1万3千円）、「年少扶養控除」の廃止 2010年　子ども・子育てプラン（「少子化社会対策大綱」見直し） 2011年　子ども手当（支給額見直し） 2012年　「子ども・子育て支援法」 2012年　児童手当（名称変更）、所得制限（高所得者には特例給付） 2013年　「待機児童解消加速化プラン」 2015年　少子化社会対策大綱（結婚、妊娠・出産、子育て等の各段階に応じた支援） 2017年　「働き方改革実行計画」　「子育て安心プラン」（待機児童対策） 2019年　幼児教育・保育の無償化
2020年代 ・2020年＝出生率1.33 ・2022年＝出生率1.26	2020年　少子化社会対策大綱（希望出生率1.8の実現を目標） 2021年　「育児・介護休業法」改正（産後パパ育休の導入、育休取得状況の公表義務等） 2021年12月　「新子育て安心プラン」（待機児童対策） 2022年4月　不妊治療の保険適用 2022年6月　「こども家庭庁」設置法、成立 2022年10月～　児童手当（年収1200万円以上の特例給付廃止） **2023年6月　「こども未来戦略方針」の決定**

33

少子化対策関係予算の推移

◆ 少子化社会対策大綱の主要施策に従い整理した少子化対策関係予算（当初予算ベース）は、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化等の様々な施策の充実により、着実に増加。

◆ 2013年度の約3.3兆円から2022年度には約6.1兆円と過去10年間でほぼ倍増。

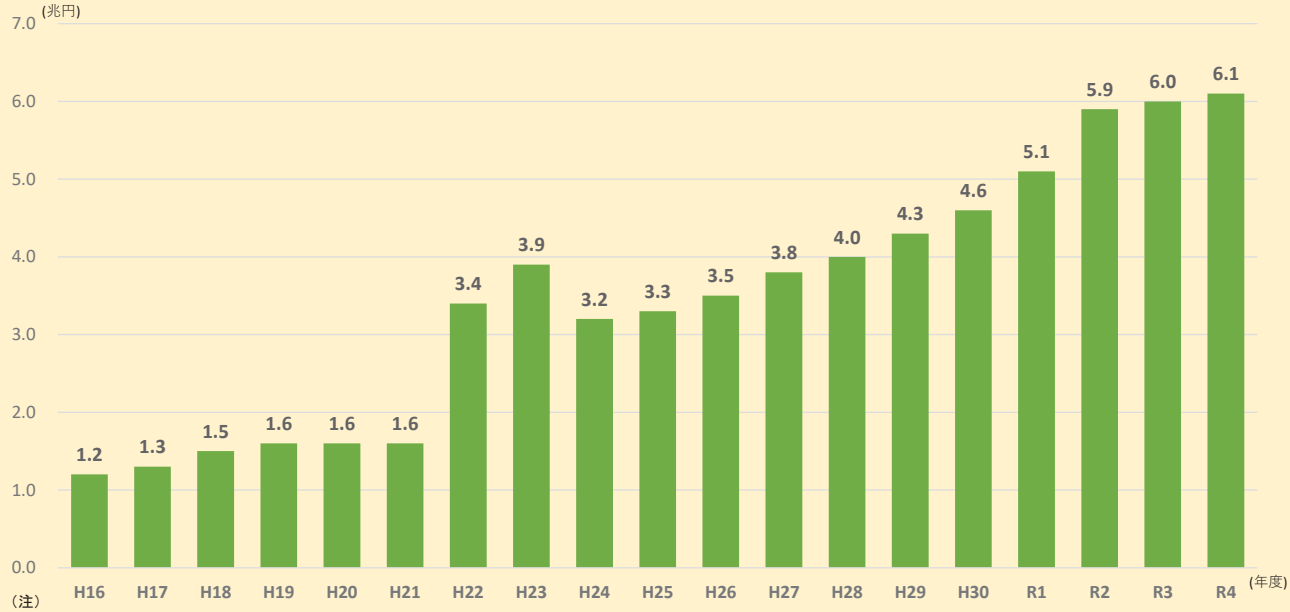

(注)
1 少子化社会対策基本法第９条に基づき毎年作成している「少子化社会対策白書」において掲載している「少子化対策関係予算」を基に作成。各年度の予算額は、原則として、当該年度の実施状況について報告した「少子化社会対策白書」に掲載しているものとした（翌年度以降の白書において過年度修正している場合も、当該年度の白書に掲載している額を記載）。
2 少子化対策関係予算は、基本的に、少子化社会対策基本法第７条に基づく「少子化社会対策大綱」の主要施策に従い、社会保障関係費に限らず一般会計及び特別会計の予算について整理している。
3 各年度の「少子化対策関係予算」の金額は、取りまとめ当時の大綱の主要施策に従ってそれぞれ整理した金額であるため、対象施策等の整理が異なることに留意。

34

家族関係支出の推移と国際比較①

■　我が国の**「家族関係社会支出」（対GDP比）については**、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）などを実施してきた結果として、**近年、大きく増加しており、OECD平均に近づいてきている**。また、**こども1人当たりでみれば、OECD平均を上回っている**。

◆家族関係社会支出の推移

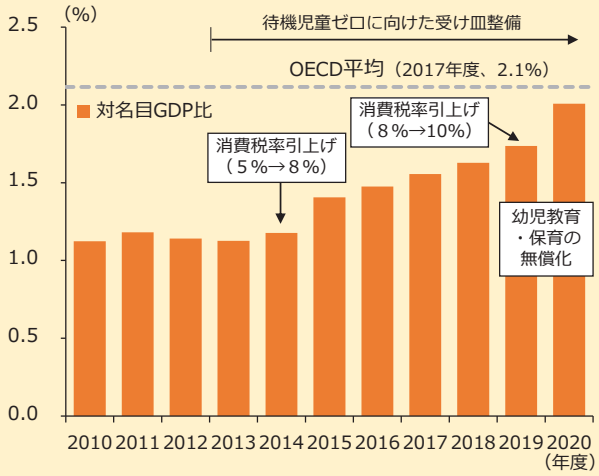

（注）2020年度の計数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響（臨時の給付やGDPの減少等）により、実態より上振れている可能性がある。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

◆家族関係社会支出の国際比較

	家族関係社会支出（対GDP比）		18歳以下人口１人当たり家族関係社会支出（対国民１人あたりGDP比）
スウェーデン	3.4 %	スウェーデン	15.4 %
フランス	2.7 %	ドイツ	13.9 %
ドイツ	2.4 %	フランス	11.8 %
イギリス	2.4 %	**日本**	11.0 %
OECD平均	2.1 %	イギリス	10.8 %
日本	1.7 %	OECD平均	10.1 %
アメリカ	0.6 %	アメリカ	2.6 %

（注）2019年・年度（2023年4月4日時点）。

（出所）OECD “Social Expenditure Database”、OECD “Education at a Glance 2021”

35

家族関係支出の推移と国際比較

■　我が国の「家族関係社会支出」のうち、「現物給付」については、近年、着実に増加してきているが、諸外国と比較すると、**「現金給付」の割合が低いとの指摘**がある。

◆ 日本における家族関係社会支出の推移（現金給付・現物給付別）

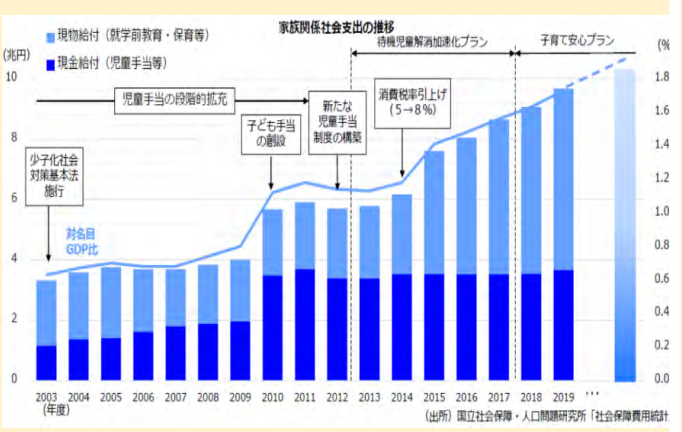

◆ 家族関係社会支出の国際比較（2019年）（現金給付・現物給付別）

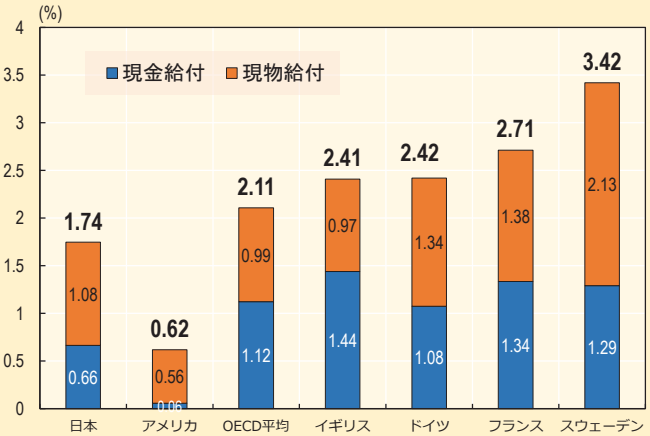

資料：2022年4月13日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料より。

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
※2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比約0.16%相当）。

資料：日本は「令和2年度社会保障費用統計、諸外国は」OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」（2019年）より作成。

※日本については2019年度、各国の数値は2019年。

36

こども・子育て政策の課題

1．若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

2．子育てしづらい社会環境や
子育てと両立しにくい職場環境がある

3．子育ての経済的・精神的負担感や
子育て世帯の不公平感が存在する

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

◆ 未婚者のうち**「いずれ結婚するつもり」**と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、**大きく低下**。

◆ **未婚者の平均希望こども数は、減少傾向**が続いており、直近の調査では、**特に女性で大きく減少**。

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

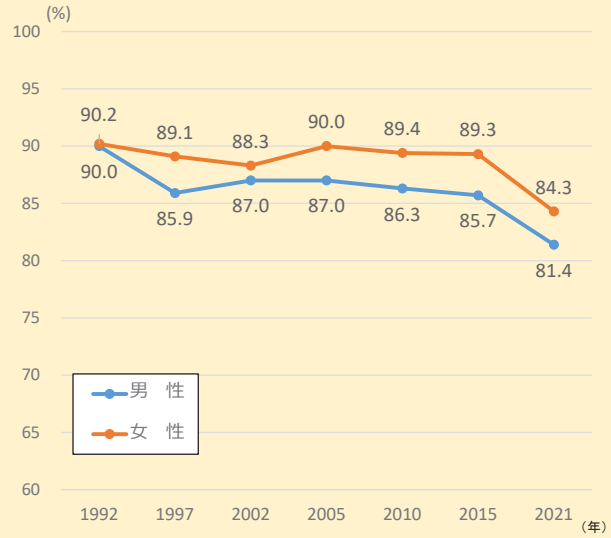

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（１．いずれ結婚するつもり、２．一生結婚するつもりはない）について、１を回答した割合。

未婚者の平均希望こども数の推移

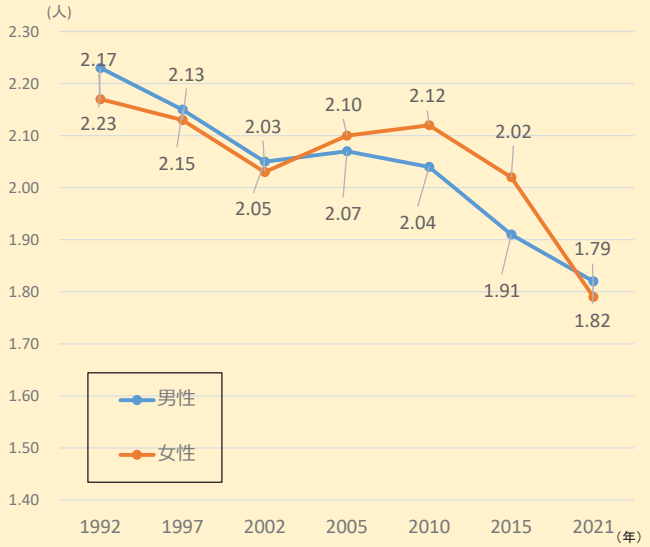

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。
平均希望子ども数は５人以上を５人として算出。

若い世代の男性の有配偶率には、雇用形態・年収が影響

◆ **男性の若い世代の有配偶率**についてみると、**正規雇用に比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。**
◆ 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、**年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。**

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

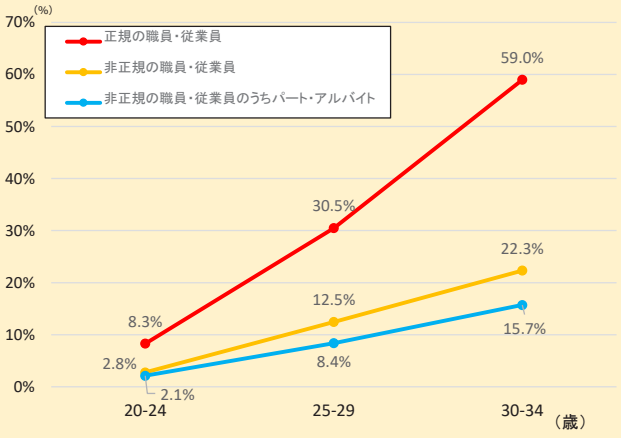

資料：総務省「平成29 年就業構造基本調査」を基に作成。
注：数値は、未婚でない者の割合。

男性の年収別有配偶率

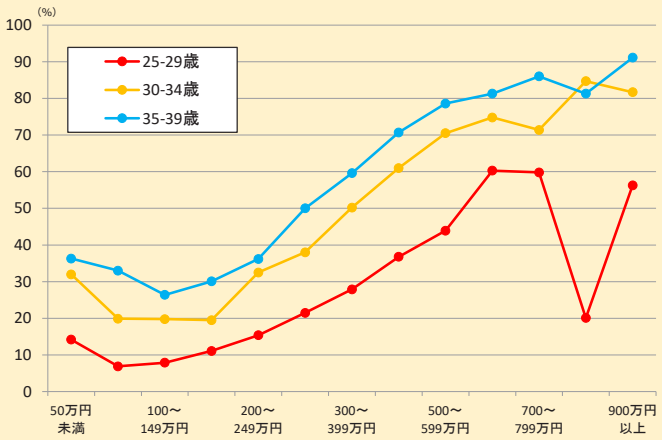

資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③―平成29年版「就業構造基本調査」より―」（2019年）
注：本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

子育てしづらい社会環境①

◆ 「**自国はこどもを生み育てやすいと思うか**」との問いに対し、**日本では約６割が「そう思わない」。**

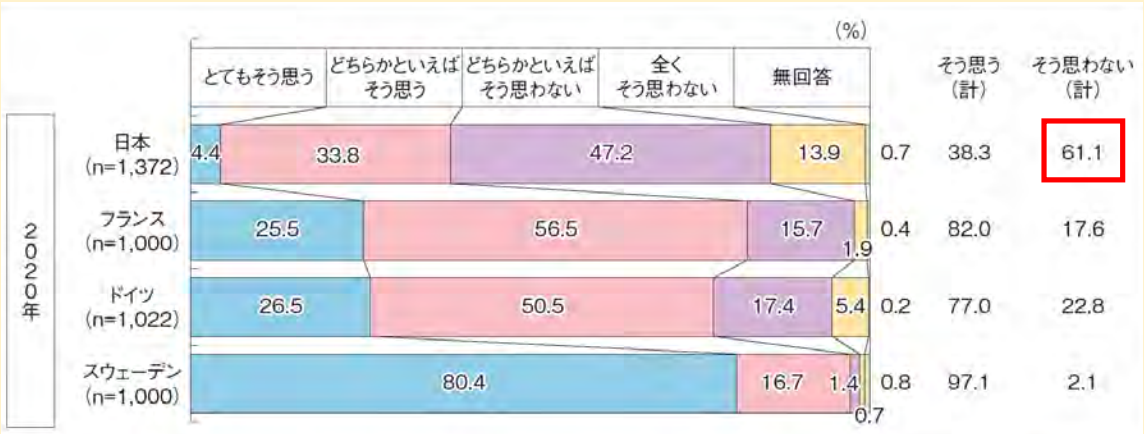

資料：内閣府「令和２年度少子化社会に関する国際意識調査」（2021（令和３）年３月）
※百分率は、小数点第２位を四捨五入して、小数点第１位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

子育てしづらい社会環境②

日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てにに温かい社会の実現に向かっていると考えるかという問に対し、

- **男女とも「どちらかといえばそう思わない」が最も高く**、次いで「どちらかといえばそう思う」、「そう思わない」の順となっている。
- 性別では、男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が31.2%となっており女性と比べて高く、**女性で「どちらかといえばそう思わない」が45.8%となっており男性と比べて高くなっている。**
- 性年代別では、20～29 歳の男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が他の性年代と比べて有意に高くなっており、**30～39 歳の女性で「そう思わない」が30.4%と他の性年代と比べて有意**に高くなっている。

日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考えるか

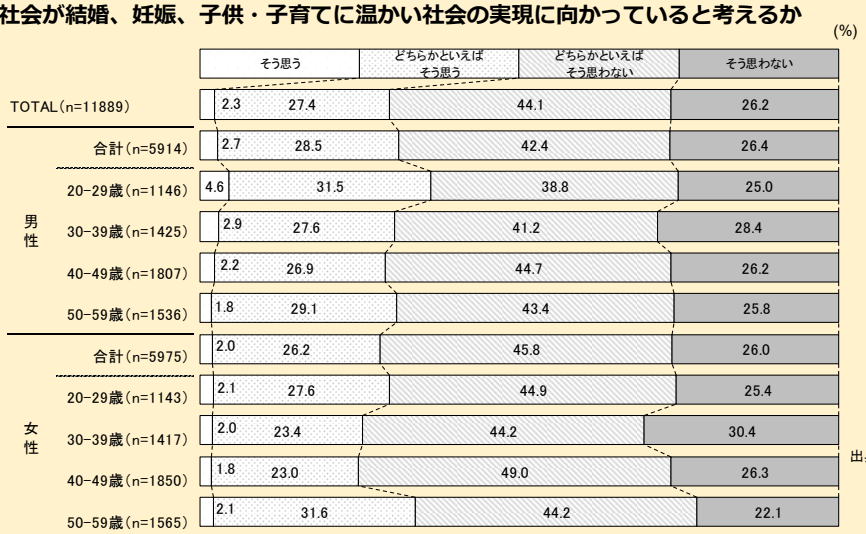

出典：少子化社会対策に関する意識調査（2019（平成31）年３月　内閣府）

共働き世帯が主流になっている

◆ 全世帯の**３分の２が「共働き」**。

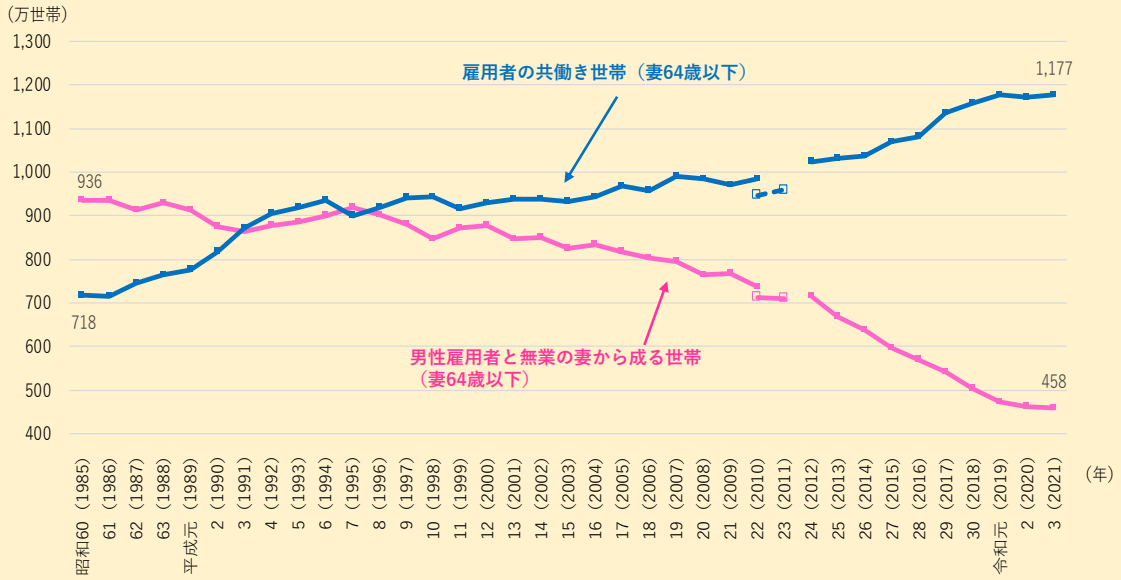

（備考）１．昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年２月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
２．「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
３．「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
４．平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男女ともに、出産後も仕事を続ける「両立コース」を希望

◆ **未婚女性**が考える「理想ライフコース」は、**出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多に**。
◆ **男性がパートナーとなる女性に望む**ライフコースも、**「両立コース」が最多に**。

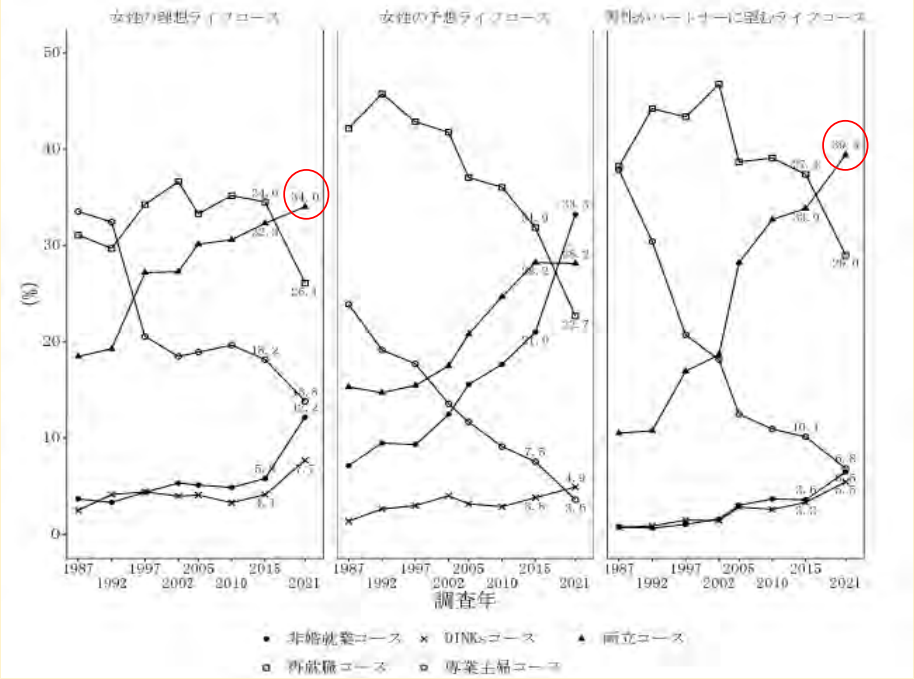

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）
※対象は18～34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

43

就労の継続はできても、キャリアの継続ができない現状

◆ 女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の58.7%をピークに低下（Ｌ字カーブ）。

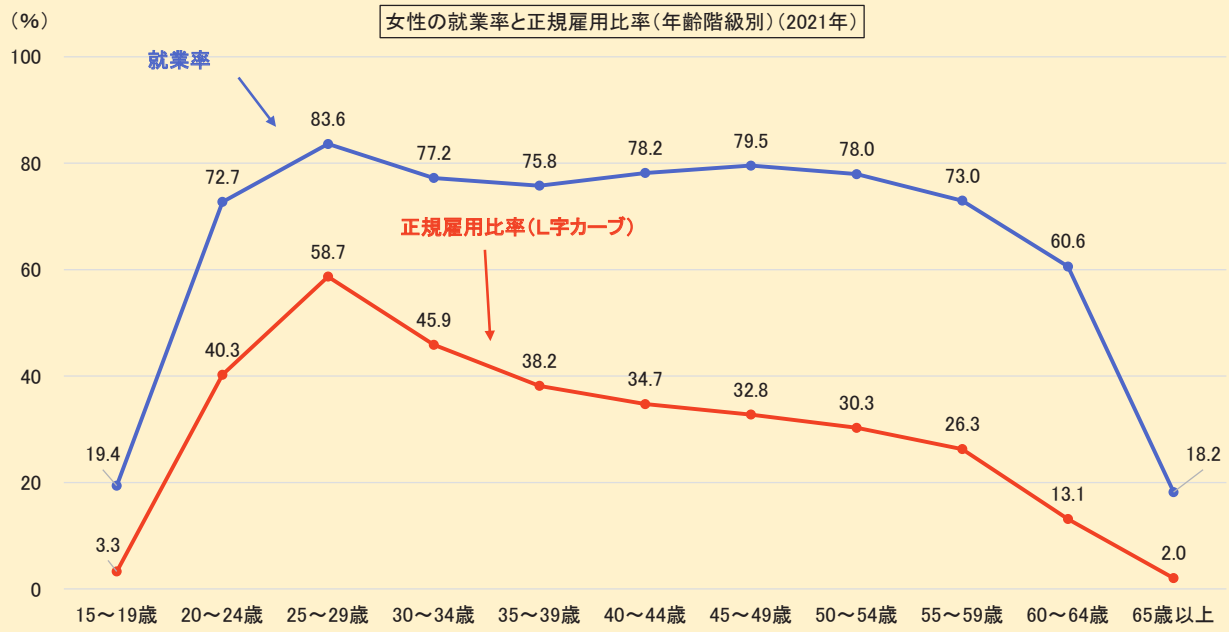

（備考）1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

44

国際的にみても低い夫の家事・育児時間

◆ 日本の夫（６歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、２時間程度と国際的にみて低水準。
◆ 夫の家事･育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また、第２子以降の出生割合も高い傾向。

【6歳未満児のいる夫の家事･育児関連時間（1日当たり）】

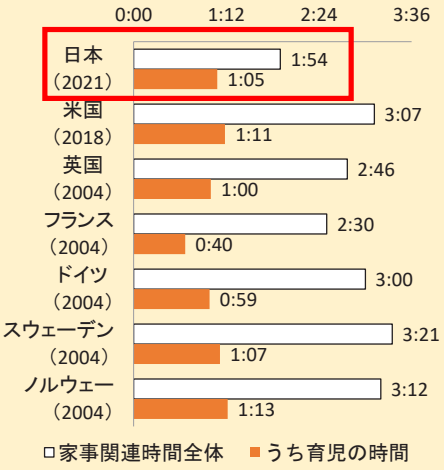

（備考）1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004），Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”（2018）及び総務省「社会生活基本調査」（令和3年）より作成。
2. 日本の数値は，「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

【夫の平日の家事･育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】

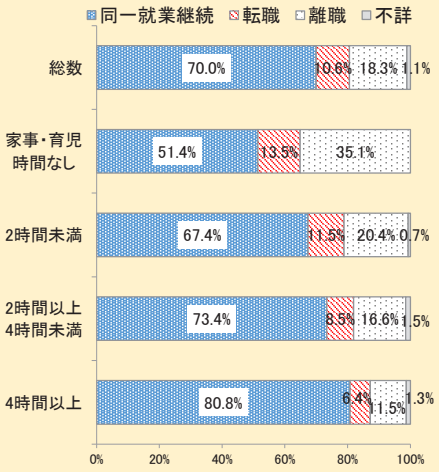

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第１回から第10回まで双方が回答した夫婦
②第１回に独身で第９回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
2) ９年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【夫の休日の家事･育児時間別にみた第2子以降の出生割合】

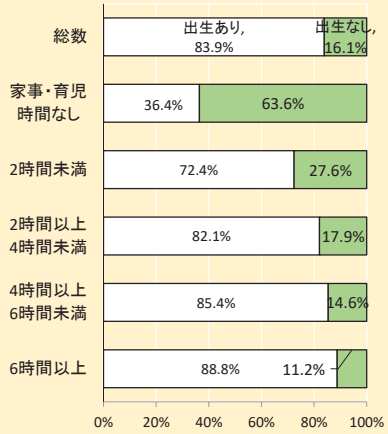

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第１回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
②第１回調査時に独身で第９回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども１人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第９回調査時の状況である。
3) ９年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

45

共働きはしていても、「共育て」ができていない

◆ 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日（平日）の**帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い**傾向。
◆ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの**育児が女性に集中する「ワンオペ」**がみてとれる。

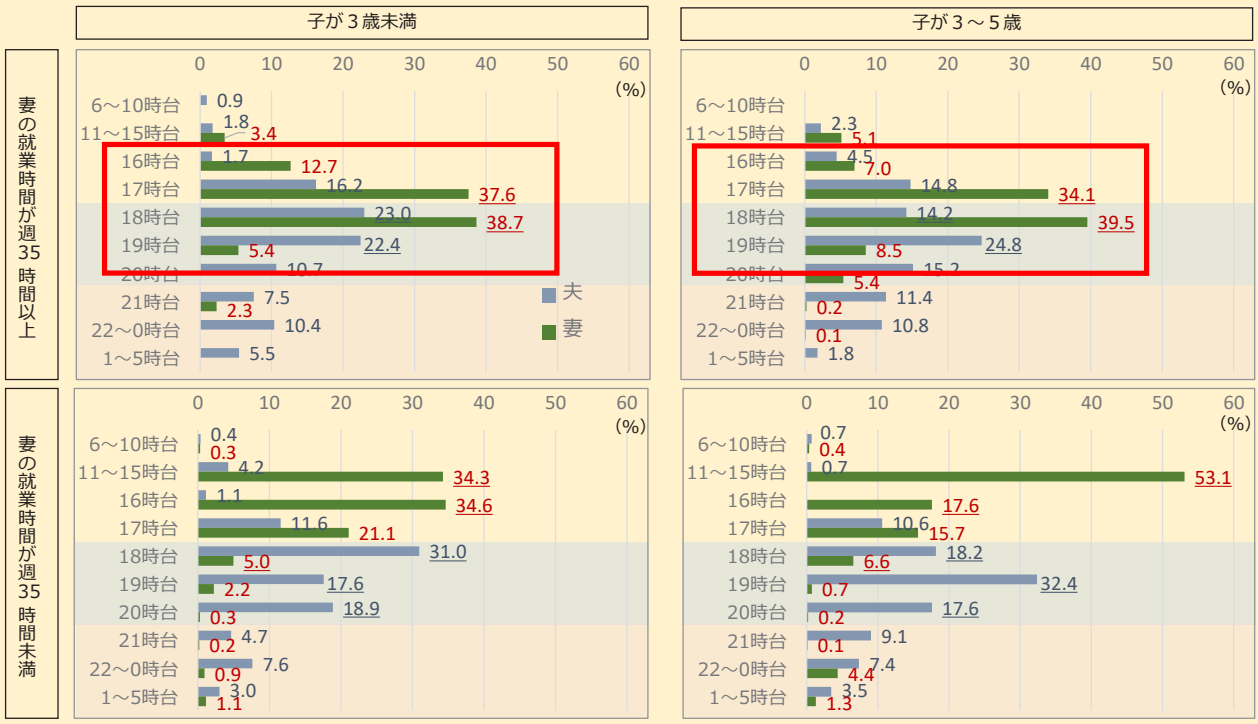

【出典】総務省「令和３年社会生活基本調査」より作成

46

男性の育児休業は、制度はあっても使いづらい

◆ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」が多い。

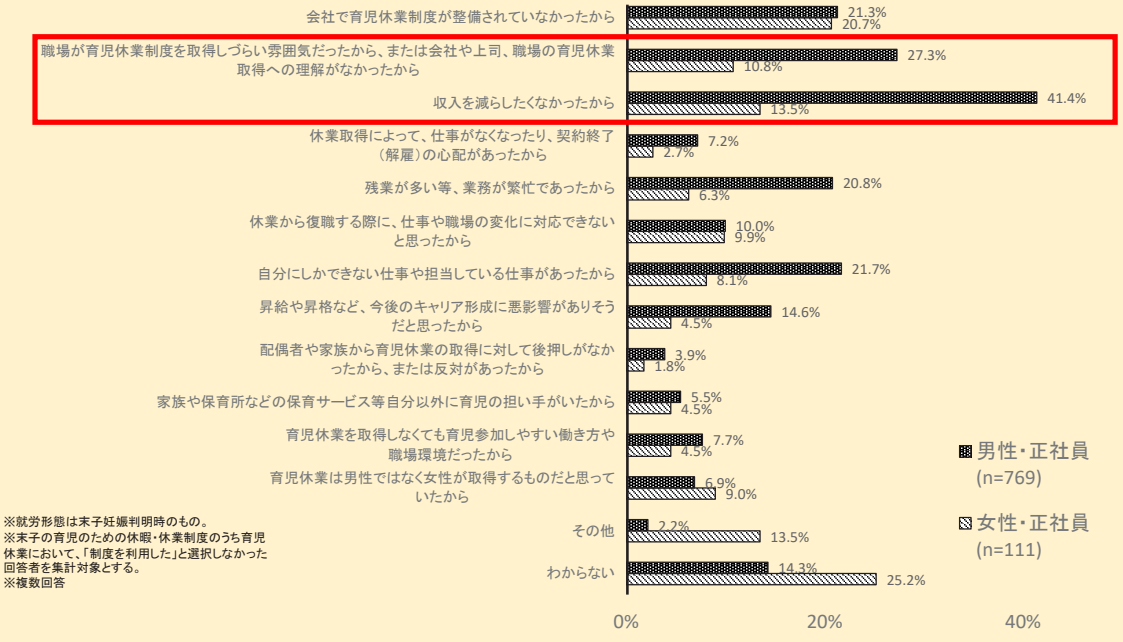

※就労形態は末子妊娠判明時のもの。
※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「制度を利用した」と選択しなかった回答者を集計対象とする。
※複数回答

出典：厚生労働省委託事業　「令和２年度　仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（株式会社日本能率協会総合研究所）

47

子育ての経済的・精神的負担感

◆ 35歳未満の妻についてみると、８割近くの方が「**子育てや教育にお金がかかりすぎる**から」。
◆ 続いて、「これ以上、**育児の心理的、肉体的負担に耐えられない**から」、「**自分の仕事に差し支える**から」、「家が狭いから」が２割以上。

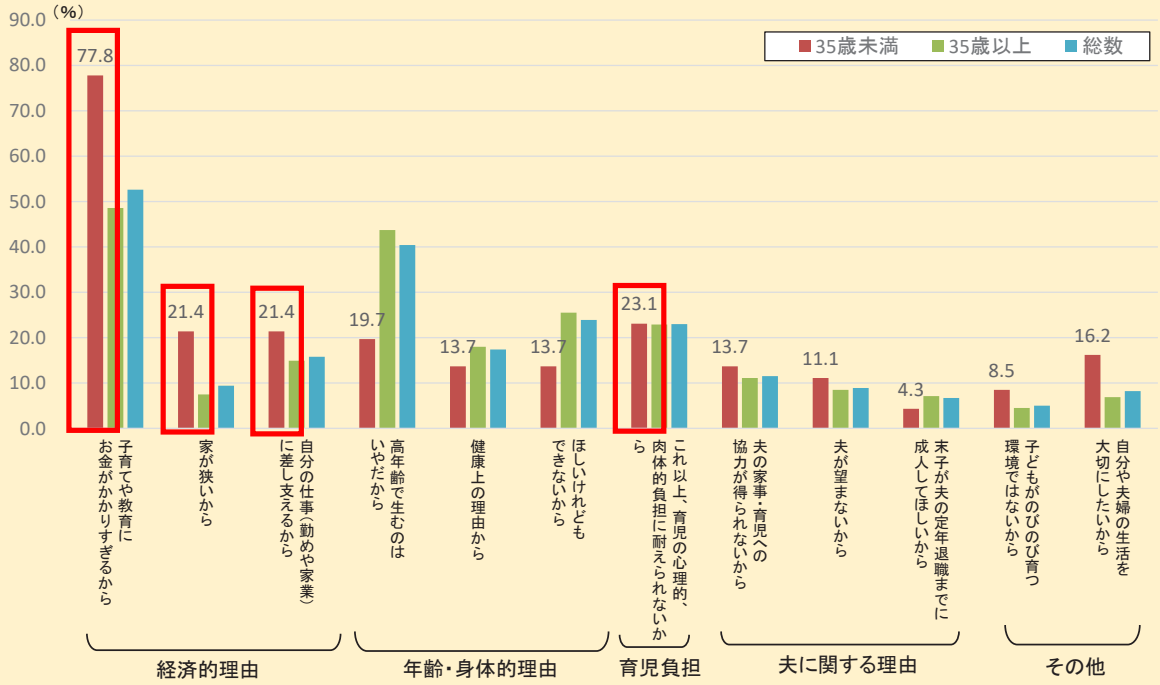

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）を基に作成。
※ 対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

48

０～２歳児の６割は社会とのつながりが希薄

◆ **０～２歳児の約６割**（約182万人）、３～５歳児の約２％（約５万人）は、就園しておらず、在宅で育まれている。

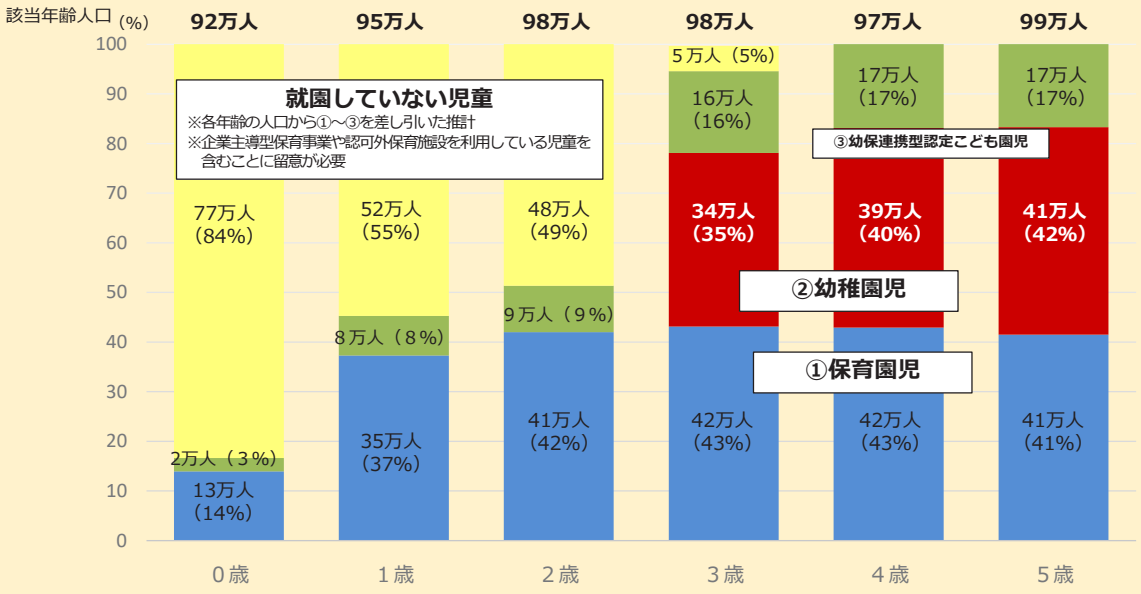

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月１日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より１歳上の年齢の数値を合計し、２で除して算出したもの。
※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成３１年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年５月１日現在）より。
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成３１年４月１日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。４歳と５歳の数値については、「待機児童数調査」の４歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成３０年10月１日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

資料：令和４年９月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

49

孤立した育児の実態

◆ 「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」など、**孤立した育児の実態**がみられる。

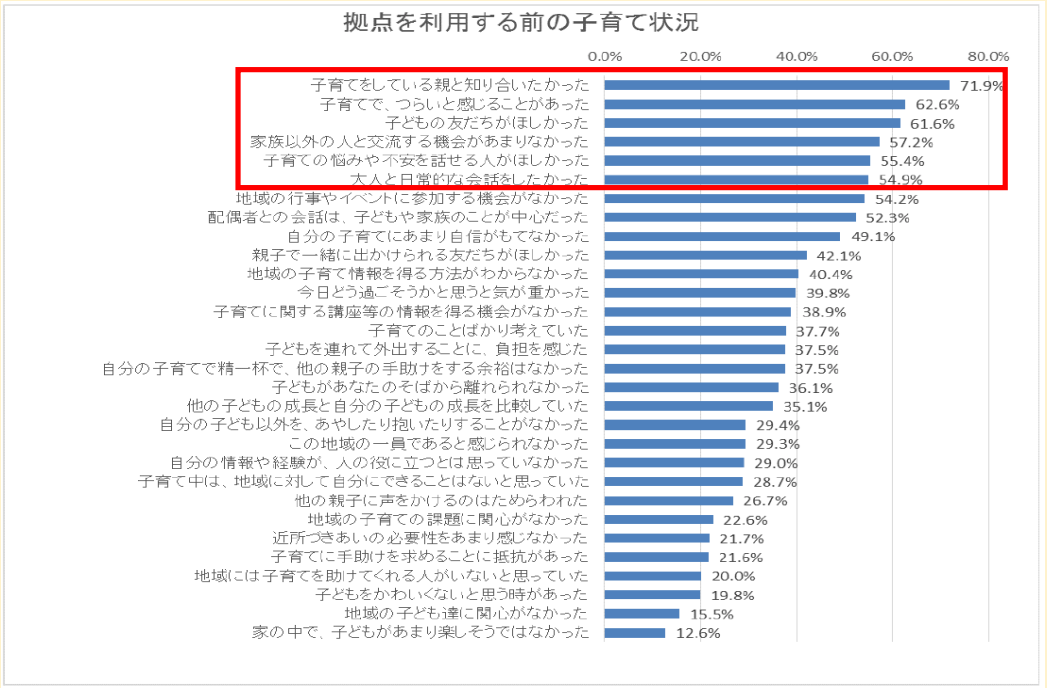

※ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に１拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

資料：令和４年９月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

50

50

子育て支援の供給量が足りない

◆ 現在の**供給量は**、必要とされている水準と比べて**整備が遅れている**。

○ 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
→ **要支援児童・要保護児童１人当たり**では、**ショートステイは約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年の利用にとどまっている。**
※ 未就園児（182万人）１人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年

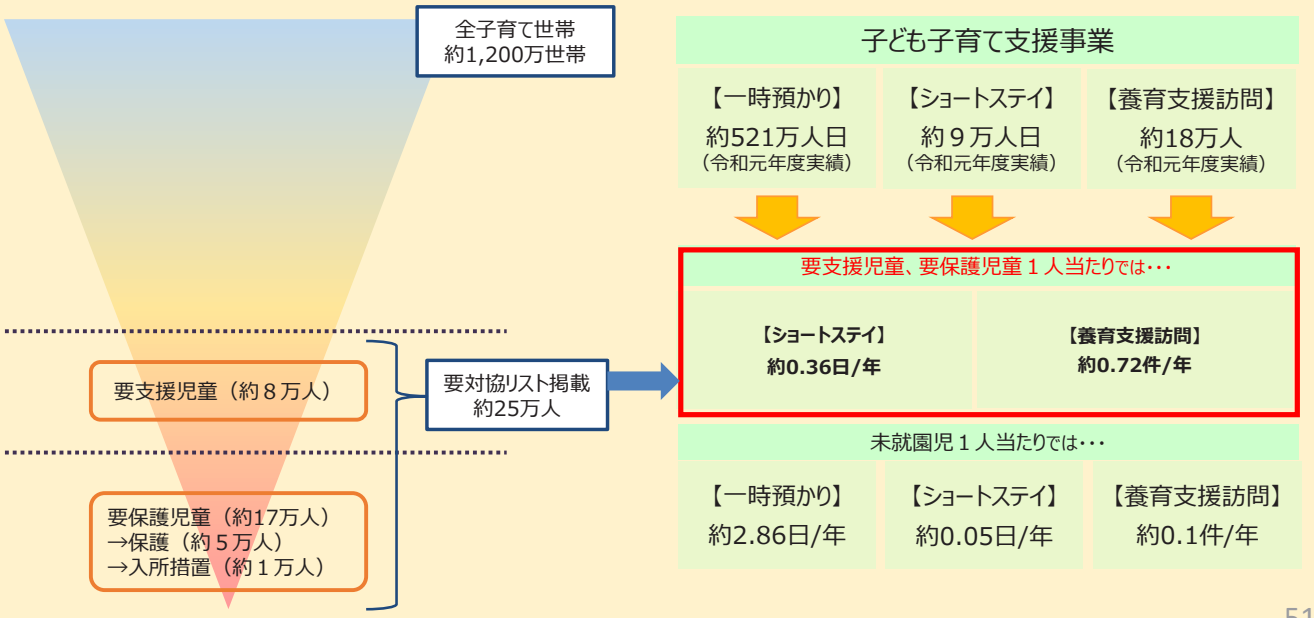

（出典）令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

51

こども未来戦略方針の検討の経過と全体像

検討の経過

令和5年１月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で３つの基本的方向性に沿って検討を進め、３月末を目途にたたき台をとりまとめる。

○**対策の基本的な方向性**

①児童手当を中心に**経済的支援を強化**すること。

②学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両 面からの強化を進めるとともに、伴走型支援産後ケア、一時預かりなど、**全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充**を進めること。

③**働き方改革の推進とそれを支える制度の充実**を図ること。

○検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞くこと。

令和５年１月19日

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年４月１日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年４月７日

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年６月１３日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

53

こども未来戦略方針の全体像

Ⅰ．こども・子育て政策の基本的考え方

Ⅱ．こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

１．こども・子育て政策の課題

（１）若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない

（２）子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

（３）子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

２．３つの**基本理念**

（１）**若い世代の所得を増やす**

（２）**社会全体の構造・意識を変える**

（３）**全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**

Ⅲ．「加速化プラン」～今後３年間の集中的な取組～

１．加速化プランにおいて実施する**具体的な施策**

（１）**ライフステージを通じた**子育てに係る**経済的支援の強化**や若い世代の所得向上に向けた取組

（２）**全てのこども・子育て世帯**を対象とする**支援の拡充**

（３）**共働き・共育ての推進**

（４）**こども・子育てにやさしい社会づくり**のための意識改革

２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

Ⅳ．こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

54

加速化プラン～今後3年間の集中的な取組～

加速化プランで何が変わるか？①

加速化プランで何が変わるか？②

57

こども・子育て政策が目指す将来像

「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」

1. こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめない
2. 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができる
3. どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる
4. こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

58

ライフステージを通じた経済的支援の強化

ライフステージを通じた経済的支援の強化（主な施策）

（１）児童手当の拡充（R5年10月分～）
- 次代を担う**全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化。
- **所得制限を撤廃**
- 支給期間を**高校生年代まで延長**
- **第三子以降を3万円（現行1.5万円）**に見直し。

（２）出産等の経済的負担の軽減
- **出産・子育て応援交付金**（10万円、R4年度創設）の制度化
- **出産育児一時金**の大幅な引上げ（42万円→50万円）等の着実な実施（R5年度～）と出産費用の見える化（R６年度～）
- **出産費用（正常分娩）の保険適用**の導入（R8年度目途）を含めた検討

（３）医療費等の負担軽減
- 地方自治体の実施するこども医療費助成について、**国民健康保険の減額調整措置を廃止**。
- より良い医療の在り方について、国と地方の協議の場などにおいて検討。

（４）高等教育費の負担軽減（R6年度～）※年末までに更なる拡充策を検討
- **貸与型奨学金**：**減額返還制度**の**年収上限を引上げ**
  325万→400万円（こども1人）、500万円（2人）600万円（3人以上）
- **授業料等減免及び給付型奨学金**
  ：**多子世帯、理工農系の学生等**の**中間層に拡大**（世帯年収約600万円）
- **授業料後払い制度（仮称）**
  ：**修士段階の学生**を対象として導入

60

ライフステージを通じた経済的支援の強化（続き）

（５）個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援
- **教育訓練給付**の**拡充**（補助率等を含む）を検討。
- 訓練期間中の生活を支えるための**新たな給付や融資制度の創設**などについて検討。

（６）いわゆる「年収の壁（106万円／130万円）」への対応
- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大
- 最低賃金の引上げ
- 当面の対応として、**企業への支援強化パッケージ**（※）**を本年中に決定**した上で実行。
  ※被用者が新たに106万円の壁を越えても手取り収入が逆転しないよう、労働時間の延長や賃上げに取り組む企業に必要な費用を補助

（７）子育て世帯に対する住宅支援の強化
- 子育て世帯が**優先的に入居**できる住宅：
  今後10年間で約30万戸確保（公的賃貸住宅(※１)：20万戸、民間住宅ストック(※２)：10万戸）
  ※１　子育て環境の優れた地域に立地する公営住宅等
  ※２　空き家の改修・サブリース促進、セーフティネット住宅への登録を促進
- **フラット35（長期固定金利の住宅ローン）**
  多子世帯に配慮して**金利を優遇**
- 子育て世帯に対して入居や生活に関する相談等の対応を行う**居住支援法人に重点支援**

61

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（主な施策）

（１）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充
- **伴走型相談支援の制度化**（手続き等のデジタル化も念頭に制度設計）
- **産後ケア事業**の実施体制の強化
- 乳幼児健診等の推進。
- 「女性の健康」に関するナショナルセンター（国立成育医療センターの機能強化）

（２）幼児教育・保育の質の向上
- **職員配置基準の改善（１歳児：６対１→５対１、４・５歳児：30対１→25対１）**
- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の**更なる処遇改善**。

（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
- **こども誰でも通園制度（仮称）**の創設
  就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度の本格実施を見据えたモデル事業実施（R6年度～）
- **病児保育事業**の充実

（４）新・放課後子ども総合プラン（2019～2023年度）の着実な実施
- 学童保育の受け皿の拡大
- **常勤職員配置の改善**

63

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（続き）

（５）多様な支援ニーズへの対応

（社会的養護・ヤングケアラー等支援）
- **こども家庭センターの体制強化**
- **子育て世帯訪問事業**等の拡充
- 社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた取組強化。

（障害児支援、医療的ケア児支援等）
- **児童発達支援センター**の機能強化
- **巡回支援**の充実によるインクルージョンの推進
- 医療的ケア児、聴覚障害児などに対する専門的支援の地域における連携体制強化

（ひとり親家庭の自立促進）
- ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに取り組む企業への支援を強化
- **高等職業訓練促進給付金**制度の対象資格の拡大（短期間で取得可能な民間資格含む）
- **養育費**に関する相談支援や取り決めの促進の強化

※貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策については、年末までに更なる拡充を検討。

64

共働き・共育ての推進

共働き・共育ての推進（主な施策）

（１）男性育休の取得促進

【制度面の対応】

・**男性の育休取得率の目標**の大幅な引上げ
　2025年　公務員85%（1週間以上の取得率）、民間50%
　2030年　公務員85%（2週間以上の取得率）、民間85%
・**一般事業主行動計画**の見直し（数値目標、行動内容など）
　～次世代育成支援対策推進法の期限を延長して、計画内容等を見直し
・**育児休業取得率の開示**制度の拡充（2023年度から従業員1000人超企業に義務付け）

【給付面の対応】2025年度からの実施を目指し検討

・**育児休業給付率の引上げ**：67%（手取り8割相当）→8割程度（**手取り10割相当**）
　～両親ともに育児休業を取得することを促進
　男性：一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合に当該期間について引上げ
　女性：産休後の育休取得について28日間を限度に引上げ
・育休を支える体制整備を行う**中小企業に対する助成措置**を大幅に強化

（２）育児期を通じた柔軟な働き方の推進

・**親と子のための選べる働き方制度（仮称）**の創設（育児・介護休業法）
　－こどもが3歳以降就学前までの間、柔軟な働き方を選択できる仕組みの創設
　－残業免除の対象となるこどもの年齢（現行は3歳まで）を引上げ
・**育児時短就業給付（仮称）**の創設
　－こどもが２歳未満の期間に、時短勤務の活用を促す観点から、新たな給付。
・柔軟な働き方の体制整備を行う**中小企業に対する助成措置**を大幅に強化
・**看護休暇**の見直し：対象となるこどもの**年齢や休暇取得事由の範囲**など

66

共働き・共育ての推進（続き）

（３）多様な働き方と子育ての両立支援

・雇用保険が適用されていない**週所定労働時間20時間未満の労働者**について、
雇用保険の適用拡大に向けて検討

・**自営業・フリーランス等**の育児期の経済的負担の軽減
国民年金の第1号被保険者について、現行の産前・産後期間の保険料免除制度に加えて、
育児期間に係る保険料免除措置の創設に向け検討

67

財源フレーム

「加速化プラン」の財政規模

「加速化プラン（今後３年間で太宗を実施）」の予算規模

・現時点では**おおむね３兆円程度**（事業費ベース）。
・今後の予算編成過程において以下の施策の拡充を検討。**全体として３兆円半ば**の充実を図る
　・**高等教育費の更なる支援拡充策**
　・今後こども大綱の中で具体化する**貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策**

こども・子育て予算倍増に向けた大枠

・「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討。
・**こども家庭庁予算**で見て、**2030年代初頭**までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の**倍増を目指す**。
・その**財源については**、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、**社会全体でどう支えるかさらに検討**する。

69

「加速化プラン」の財源フレーム

〇見える化
・こども家庭庁のもとに、**こども・子育て支援のための新たな特別会計を創設**。

〇財源の基本骨格
①**徹底した歳出改革等**を行い、それらによって得られる**公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す**。
こども・子育て関連予算充実のための**財源確保を目的とした増税は行わない**。

②**経済活性化、経済成長への取組を先行**。構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。

③**①の歳出改革等による財源確保**、**②の経済社会の基盤強化を行う中で**、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築**することとし、その詳細について年末に結論を出す。

④**「加速化プラン」**の大宗を**3年間（2026年度まで）で実施。2028年度までに安定財源を確保**。
その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、**つなぎとして、こども特例公債**（こども金庫が発行する特会債）を発行。

⑤**授業料後払い制度（仮称）**の導入に関して、**HECS債（仮称）**による資金調達手法を導入。

→　加速化プランの具体化と合わせて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、必要な制度改正のための**所要の法案を2024年通常国会に提出**。

70

こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

財研レク資料
（R5.8.30）

○　徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す 。
○　歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組みを徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う。

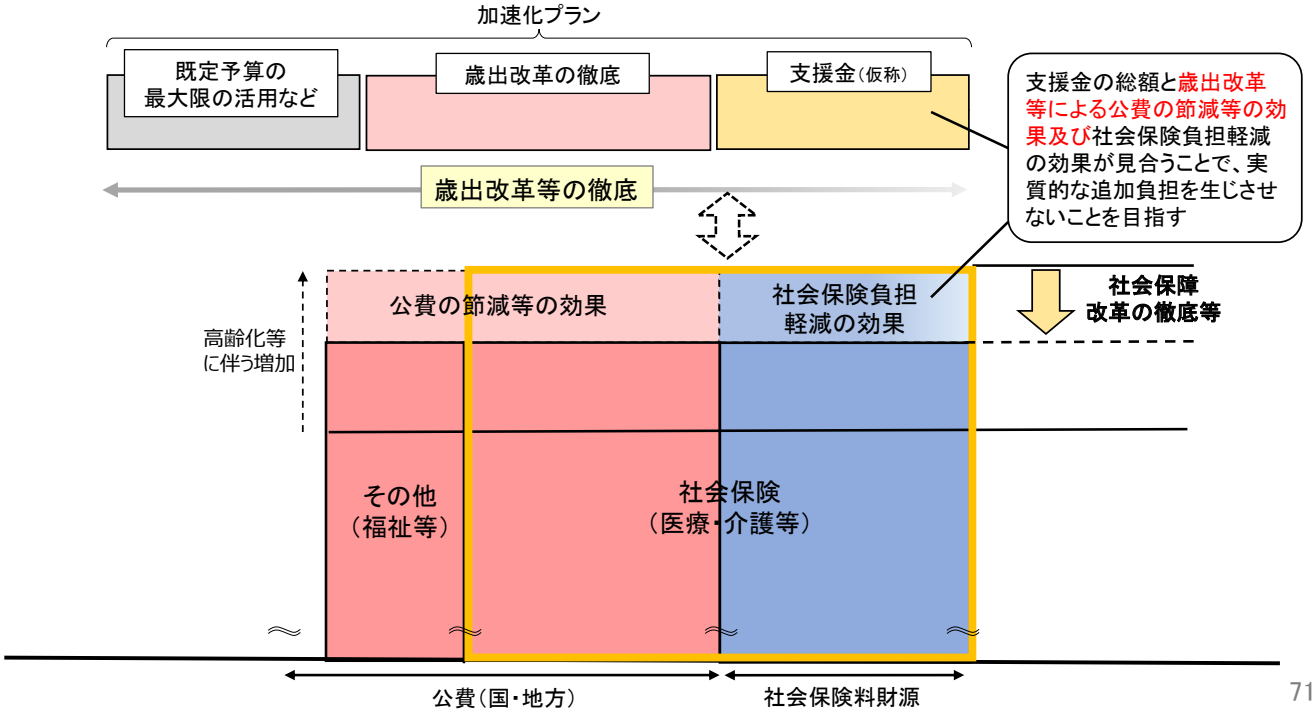

71

「支援金制度」（仮称）のポイント

○歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す。

○支援金制度（仮称）については、以下の点を含め、検討する。

- 現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。
- 労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、**全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。**

「こども未来戦略方針」（2023年6月13日閣議決定）より抜粋

72

こども・子育て政策の強化を支える財源の在り方について

■　こども・子育て政策の抜本的な強化に向けては、**制度横断的に政策を強化していく必要**。その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、**歳出改革の取組みを継続**しつつ、「骨太の方針2022」に沿って、**企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く支え合っていくための「新たな枠組み」についても検討する必要**がある。

（※）「経済財政運営と改革の基本方針2022」（「骨太の方針2022」）（令和４年6月７日閣議決定）（抄）
安定的な財源の確保にあたっては、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み**についても検討する。

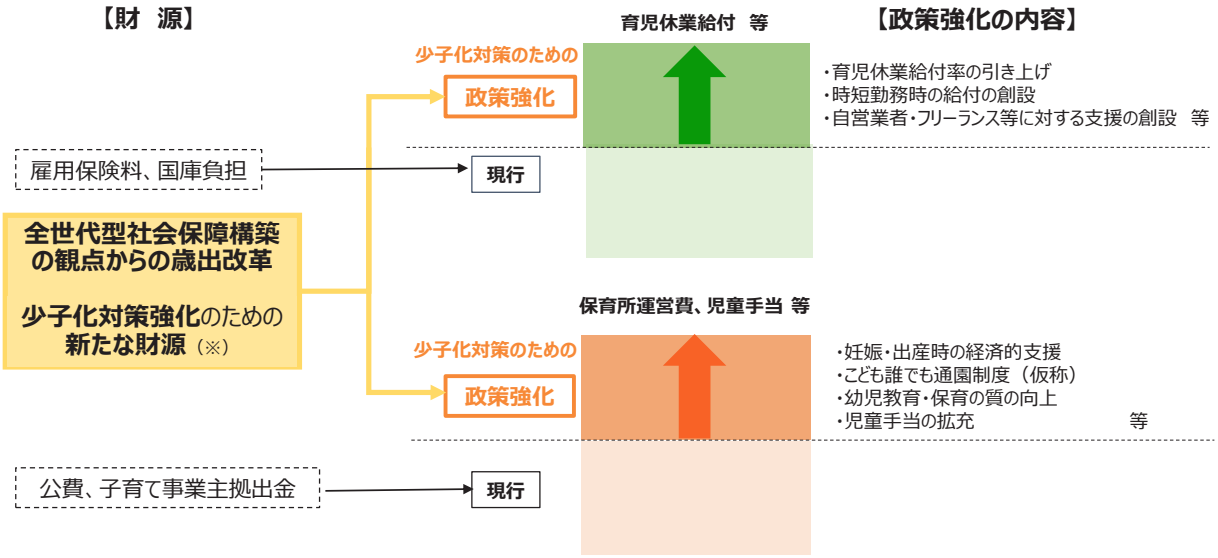

資料：2023年5月22日こども未来戦略会議第４回資料

73

おわりに

○　**本戦略方針**は、こども基本法（令和４年法律第77号）に基づきこども施策の基本的な方針や重要事項等について定める**「こども大綱」とあいまって**、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて**取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたもの**であり、今後３年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示している。

○　**今後、本戦略方針の具体化**を進め、**年末までに「戦略」を策定**する。

○　その上で、こども・子育て政策の抜本的な強化に向け、少子化の克服に向けた基本的な政策の企画立案・総合調整をつかさどる**こども家庭庁が中心**となり、**文部科学省や厚生労働省等の関係省庁と連携**し、若い世代や子育て当事者の視点に立って、**政府を挙げて、取り組んでいく**。

74

加速化プランの実施スケジュール

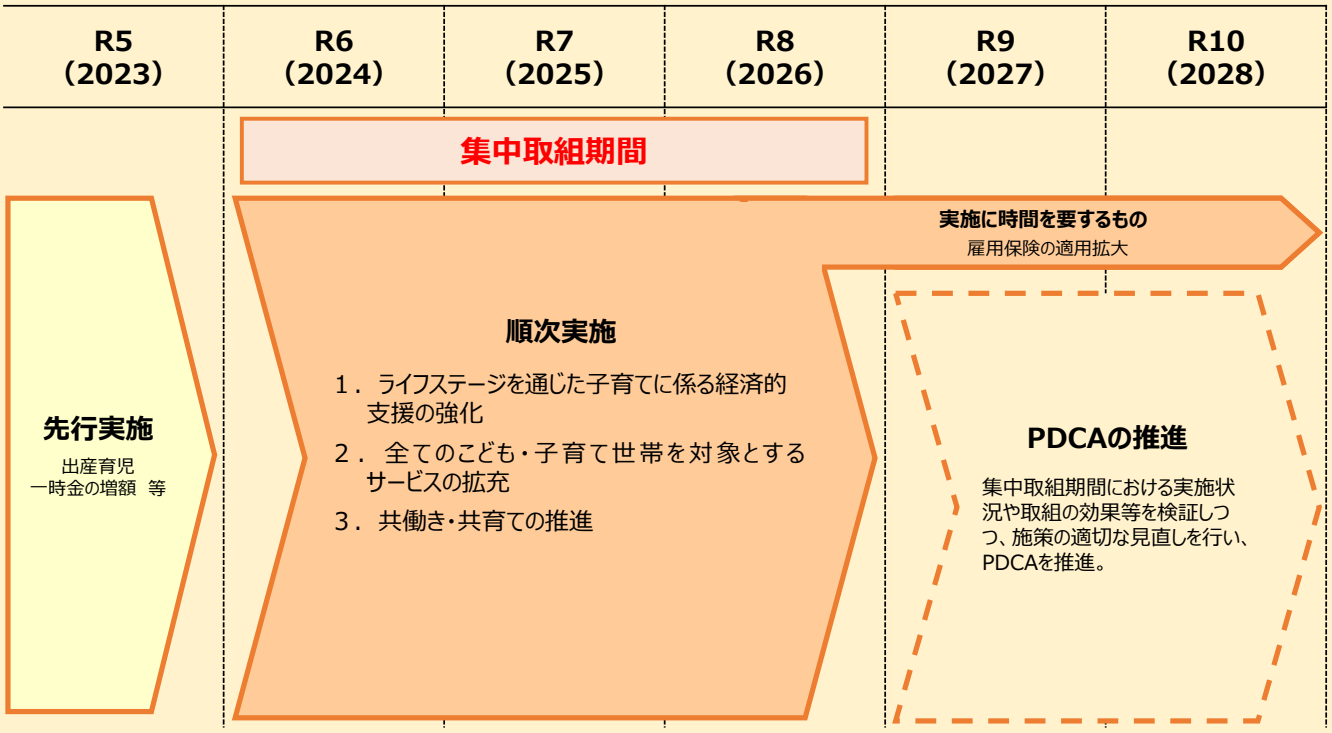

75

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもまんなかアクションの取組み

４月１８日　**「こどもファスト・トラック」等の全国展開**に向けた関係省庁会議

４月２８日　GW前後に**「こどもファスト・トラック」実施予定**の施設を公表

５月　２日　**「こどもまんなか応援プロジェクト」**の発表
こどもまんなかに向けてプラスアルファのアクションを起こし「＃こどもまんなかやってみた」を付けてSNS等で発信するよう企業・個人・自治体などに広く呼びかけ

６月　６日　**「こどもまんなかマーク」**の投票開始（～６月末まで）

６月１２日　**子育て当事者に対するニーズ調査**実施（ウエブアンケート）

７月２２日　**「こどもまんなかアクション」キックオフイベント**の開催
「こどもまんなかアクション」　の本格始動を宣言

（以降順次）
・**「こどもまんなか応援サポーター」**や**「こどもファストトラック」**の**好事例の発信**
・各地域で**リレーシンポジウム**の開催（リアル・オンライン）
・11月を**「秋のこどもまんなか月間」**と定める
・**「こどもまんなかアワード」（仮称）**の発表
・**SNS**を活用した**プッシュ型での情報発信**

77

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

こどもファスト・トラックの取組み

国立文化施設における取組例

〇東京国立博物館（東京都台東区）において、３月26日（日）に、キッズデー開催にあわせ、こども連れの方へのチケット売場への **優先案内や専用レーンの設置**、券売機・窓口の一部を「こども連れ 専用窓口」とするなどの取組を試行実施。

〇今後、国立科学博物館（東京都台東区）常設展示入口において、こども連れ優先レーンを設置するなどの試行的取組を予定しており、GW期間中の本格実施を検討中。

公共交通機関における取組例

○鉄道・バス事業者において、**ベビーカー優先スペースの設置**、乳幼児連れの方への温かい見守りを求めるステッカーの掲出、鉄道駅等でのベビーカー貸出、キッズコーナーの設置、駅内外での保育園開設等の実施。

鉄道・バス車両に設けられたフリースペース

地方公共団体における取組例

〇京都府は、旅券事務所、運転免許更新センター等の窓口において、**子ども連れや妊婦等の方の優先受付レーン（きょうと子育て応援レーン）を創設**し、子育て世帯の負担を軽減。

〇利用者からは、「子どもを抱っこしたまま長時間待たずにすむのでありがたい」、「ベビーカーを押すのが大変だったので助かった」等の声が挙がっている。

民間事業者における取組例

○京都府と日本郵便株式会社との地域活性化包括連携協定に基づき、京都中央郵便局に**「子育て応援レーン」を設置**。他の大規模な郵便局にも拡大予定。

○総務省から日本郵便に対し、先行実施している取組事例を周知する等の方法により働きかけを行う予定。

78

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

こどもまんなか応援サポーター概要

【5月2日スタート　随時活動参加募集】

「こどもまんなか」

こどもや若者の**意見を聴き**、その**意見を尊重し**、
こどもや若者にとってよいことは**何かを考え**、
自分ができる**アクションを実践**していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

1. **こどもまんなかの趣旨に賛同**する。

   こどもまんなか社会実現に向けて、賛同した方・団体メンバーご自身が
   こども若者に対して何ができるのかを考えるきっかけづくり。

2. **サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行**する。

   こども・若者に意見を聴き尊重した上で何ができるか、の答えはさまざま、正解はありません。
   それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

   ※　アクション例
   ・「こどもかいぎを開いて、こども・若者の意見をきいて〇〇に反映してみた」
   ・「電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する」　・「トイレの行列など、子連れに順番譲っている」
   ・「荷物を持ってるお子さん連れに、ドアあけてあげる」　・「お店に子連れ優先席つくった」

3. **ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。**

   SNS(Twitter、Instagram等）やYouTube上でそれぞれのアクションを　#こどもまんなかやってみた　をつけて発表。
   積極的な発信とアクションのご協力をお願いいたします。
   こども家庭庁はリツイートやホームページでのご紹介等で拡散とみなさまのアクションの見える化を行います。

※　みなさんに使っていただける「**こどもまんなかマーク」を、こども含めみなさんの投票により決定し作成。**
ホームページで届け出いただくことによりご活用いただけます。

こども
まんなか

79

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

広がっています！こどもまんなか応援サポーター

熊本県とくまモン

埼玉県

東京都江東区

伊藤忠商事

滋賀県

京都府　児童館

日本航空

みずほ銀行

Jリーグ

自治体のみなさま、団体のみなさま、企業のみなさま、みなさまの取組やアクションを
全国とつなげていき、「こどもまんなか」をひろげていきましょう。＃こどもまんなかやってみた

80

令和６年度予算概算要求のポイント

令和５年８月　こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

令和６年度 こども家庭庁予算 概算要求の全体像

（単位：億円）

区　　分	令和６年度 概算要求額	【参考】 令和５年度予算額
一 般 会 計	１５，２７１	１４，６５７
うち社会保障関係費	１５，１６８	１４，５６０
年金特別会計 （子ども・子育て支援勘定）	３３，６１４	３３，４４７
合計	４８，８８５	４８，１０４

［計数整理の結果、異動を生ずることがある。］

（注１）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討する。
（注２）一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。また、上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。

予算編成過程で検討事項

○「こども未来戦略方針」（令和５年６月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。
○消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
○「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
○消費税引き上げにより確保される０．７兆円以外の０．３兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
○物価高騰対策等を含めた重要な政策のうち事項要求のものについては、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、予算編成過程で検討。
○令和６年度障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討。

令和６年度 こども家庭庁予算 概算要求の基本的な考え方

○　令和６年度予算においては、まずは、「こども未来戦略方針」に基づき、

①　ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得強化に向けた取組

②　全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

等の「こども・子育て支援加速化プラン」を実現していくことが重要。これらについては、予算編成過程において、各事業の内容の具体化の取扱いについて検討する必要があるため、事項要求する。

※　「出産・子育て応援交付金」（10万円）については、令和５年度予算で措置した予算を満年度化するものであり、来年度の所要額を要求する。

○　加速化プランの施策以外についても、令和５年度予算に引き続き、

①　こどもの視点に立った司令塔機能を発揮する

②　結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服する

③　全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

④　成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

という柱に沿って、所要の予算を要求する。

83

令和６年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

【計数は令和６年度概算要求額、（　）内は令和５年度予算額】

１．こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

○　**こどもまんなか社会の実現**　11億円（5億円）
- ➢こども・若者の意見聴取と政策への反映
- ➢こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

○　**こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進**　8億円（－億円）
- ➢こども政策DX見本市開催事業
- ➢こどもデータ連携に係る実証事業

２．結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

○　**地域の実情や課題に応じた少子化対策**　30億円（10億円）
- ➢地域少子化対策重点推進交付金

○　**妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援**　790億円＋事項要求（532億円）
- ➢妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（※）
- ➢産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進（※）
- ➢母子保健のデジタル化の推進

○　**高等教育の無償化**　5,311億円＋事項要求（5,311億円）
- ➢高等教育の修学支援新制度の実施（※）

３．全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

○　**総合的な子育て支援**　3兆4,360億円＋事項要求（3兆4,115億円）
- ➢子ども・子育て支援新制度の推進（※）
- ➢保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等
- ➢こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施（※）
- ➢「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」策定後の具体的な取組推進

○　**地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進**　2,100億円の内数＋事項要求（2,083億円の内数）
- ➢放課後児童クラブの受け皿整備の推進等（※）
- ➢改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進（※）
- ➢こどもの居場所づくり支援の推進（※）

○　**こどもの安全・安心**　31億円の内数＋事項要求（27億円の内数）
- ➢こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための体制等の整備（※）

４．成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

○　**改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実**　1,742億円の内数＋事項要求（1,691億円の内数）
- ➢親子関係再構築支援の充実、社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備等
- ➢里親支援の体制強化、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進等（※）
- ➢社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化（※）
- ➢児童相談所におけるICT化の推進

○　**ひとり親家庭等に対する支援の推進**　1,662億円＋事項要求（1,665億円）
- ➢高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り決めの促進（※）
- ➢ひとり親家庭等のこどもの食事等支援

○　**ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援**　209億円の内数（209億円の内数）
- ➢進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築等

○　**障害児支援体制の強化**　5,030億円の内数＋事項要求（4,813億円の内数）
- ➢良質な障害児支援の確保
  （注）障害報酬改定については、予算編成過程において検討。
- ➢児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等（※）

○　**こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化**　3億円（2億円）
- ➢「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進
- ➢学校外からのアプローチの開発・実証等によるいじめ防止対策の体制構築

「こども未来戦略方針」に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討。

（注１）※は、「令和６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえた事項要求を含む。
（注２）母子保健のデジタル化の推進などデジタル庁一括計上予算を含む。

84

第３　全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する（抜粋）

１　総合的な子育て支援　　**3兆4,360億円＋事項要求（3兆4,115億円）**

（１）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）　【一部社会保障の充実】【一部事項要求】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

【主な事項要求】
◇社会保障の充実
令和６年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。
◇新しい経済政策パッケージ等の実施
・幼児教育・保育の無償化
「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。
◇こども・子育て支援加速化プラン
１歳児及び４・５歳児の職員配置基準、保育士等の更なる処遇改善、放課後児童クラブの受け皿整備等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
◇令和４年改正児童福祉法の施行
新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を創設するとともに、こども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携・協働を進めるなど、令和４年改正児童福祉法の施行等の実施により地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。

（２）保育の受け皿整備・保育人材の確保等【拡充】【一部推進枠】　※参考資料２－３

（３）こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施　【事項要求】

・こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

85

保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等　参考資料2－3

□ 保育の受け皿整備
・「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進。

□ 保育人材の確保
・潜在保育士の再就職を促進するため、潜在保育士がまずは保育補助者として保育現場で働き、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとなるような支援を行う。
※潜在保育士：保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者

□ 保育現場のICT化
・実費徴収に関する保育士、利用者双方の負担を軽減するため、キャッシュレス決済の導入費用を補助対象に追加。

≪保育人材の確保≫

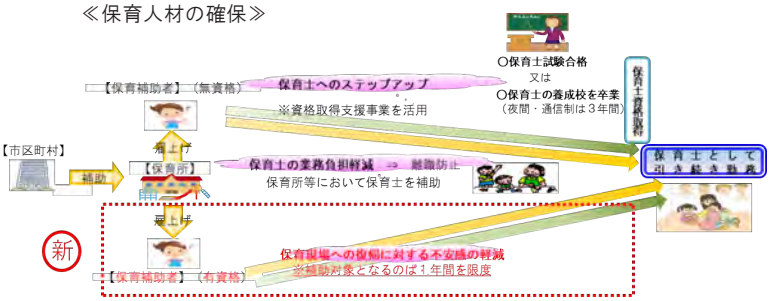

86

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

こども未来戦略会議
（第3回）
小倉大臣提出資料
（令和5年5月17日）

＜こども・子育て政策の強化について（試案）（令和５年３月31日）＞（抄）

○　０－２歳児の約６割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども１人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

・フルタイム就労の者
・パートタイムの者（一定の就労時間以上）　等
※保育の必要性を市町村が認定することが必要

＋

こども誰でも通園制度（仮称）の創設

・専業主婦（夫）・育休中の在宅で子育てをする家庭　等
※就労の有無を問わない

※令和５年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施

- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代と関わりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

87

新規 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

参考１

<保育対策総合支援事業費補助金>
令和５年度当初予算　457億円（453億円）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○　普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週１～２日程度の定期的な預かりを実施する。
・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進する**。
・集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成**し、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画**（※）**を作成**し、関係機関との協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。

イメージ図

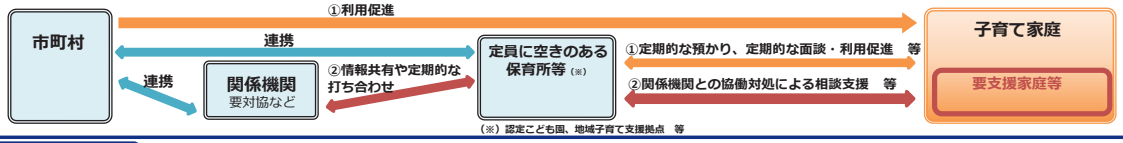

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）
※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定
【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）
【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満　：１か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数300人以上900人未満　：１か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
・年間延べ利用児童数900人以上　：１か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
②１か所あたり 742千円
【補助割合】国：9/10　市町村：1/10

新規 推進枠 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

4. 実施にかかる要件等（案）

【実施場所】保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点　等

【実施要件】
○定期的な預かりを実施する。
ア　保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週１～２回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）
イ　対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録
ウ　保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等
○検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。
ア　定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定
イ　未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策
ウ　定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討
エ　定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討
オ　その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※１市町村で複数箇所の定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○要支援家庭等対応強化（加算）
ア　関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成
イ　関係機関との協働対処による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第６条の３第８項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第６条の３第５項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】
○　対象自治体は、公募により選定。（令和５年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）
○　地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を決定。
○　公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を決定し、事業に着手すること。
○　事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求めることがある。）

（公　表　資　料）
令和5年4月28日現在

令和5年度　保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
実施自治体一覧

	市区町村名	実施施設数
1	北海道白老町	1
2	岩手県釜石市	1
3	岩手県盛岡市	1
4	宮城県仙台市	5
5	福島県福島市	2
6	栃木県宇都宮市	1
7	栃木県栃木市	1
8	千葉県松戸市	3
9	東京都文京区	1
10	東京都品川区	1
11	東京都渋谷区	1
12	東京都中野区	4
13	東京都八王子市	1
14	神奈川県横浜市	2
15	神奈川県川崎市	2
16	神奈川県秦野市	1
17	石川県七尾市	4
18	福井県敦賀市	1
19	福井県若狭町	1
20	岐阜県岐南町	1
21	静岡県島田市	1
22	愛知県名古屋市	1
23	愛知県大府市	1
24	滋賀県近江八幡市	2
25	滋賀県米原市	1
26	大阪府豊中市	1
27	大阪府高槻市	1
28	香川県多度津町	1
29	福岡県福岡市	3
30	佐賀県有田町	2
31	長崎県東彼杵町	1

31自治体／50施設

R5.10.30資料

品川区
保育所の空き定員等を活用した
未就園児の定期的な預かりモデル事業

事業説明書

目次

□事業概要① ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３
□事業概要② ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P４
□事業イメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P５
□事業フローチャート① ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P６
□事業フローチャート② ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P７
□事業フローチャート③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８
□事業者について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P９
□検討会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
□検討会の目的・構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
□検討会での検証内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
□検討会での検証の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

事業概要　①

【目的】

定員に空きのある保育所等において、保育所、幼稚園等に通っていない、または在籍していない乳幼児（以下「未就園児」という。）を定期的に預かり、こどもの育ちへの影響、利用促進、利用調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対するかかわり方などを具体的に検証するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することを目的とする。

【実施期間】

令和５年６月１日から令和６年３月３１日まで

【事業内容】

- **未就園児を対象として、継続して週１～２回程度定期的な預かりを実施する。**
- **対象児童について、 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。**
- **対象児童を養育する保護者に対して定期的な面談などを実施し、子育てに関する助言等を実施する。**

わ！しながわ

3

事業概要　②

【対象児童】

保育所等を利用していない乳幼児（※主に０～２歳児を想定）

※　多胎児や保護者に育児疲れが見られるなど、より本事業による支援が望ましいと考えられる家庭が優先的に利用できるような利用調整の枠組みとする。現状、保育所等に通っていない乳幼児のうち、ネウボラ相談員から報告を受けた保健師が継続的に関わっているケースから紹介を受け、保護者の意向を確認したうえで利用者を決定する想定。

【利用料】

要支援家庭等として上記紹介を経てモデル事業を利用する児童については無料

【その他】

当初予算に計上した国モデル事業の１施設分に加えて、都独自事業を活用して５月補正予算に９施設分を計上。

わ！しながわ

4

事業イメージ

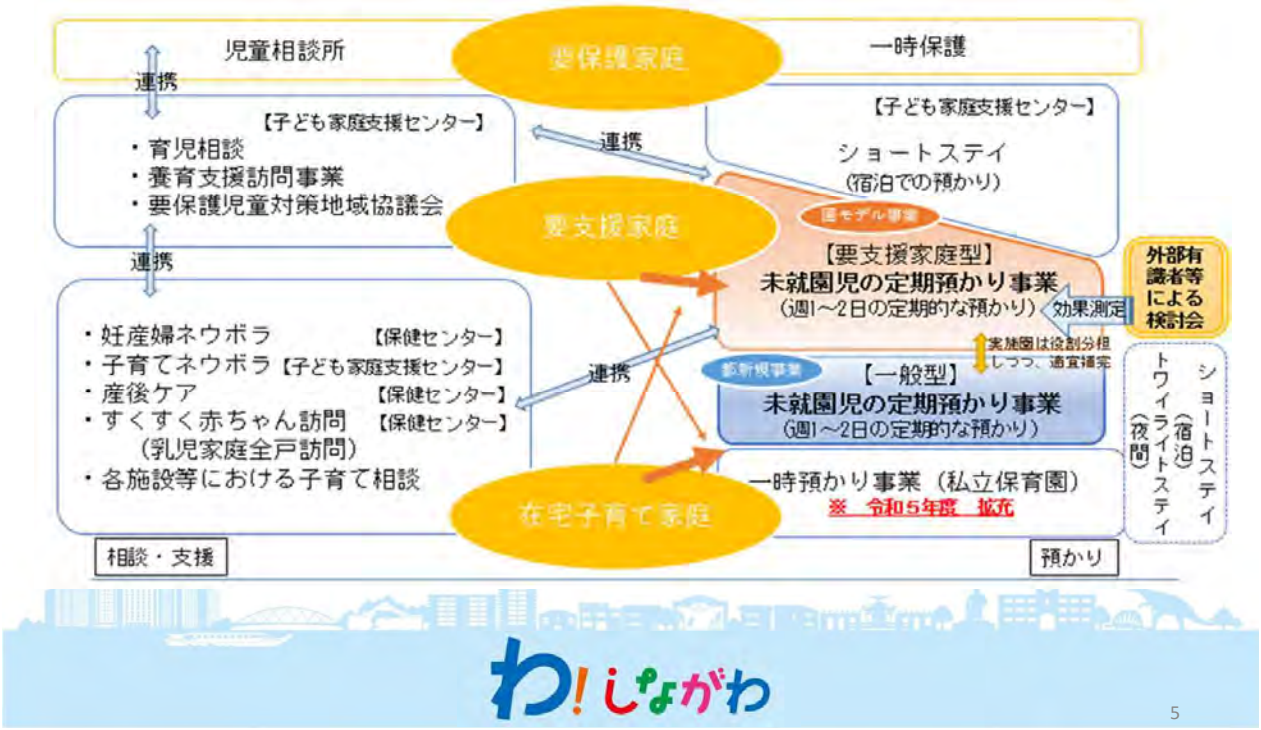

わ!しながわ

5

事業フローチャート①

庁内調整

候補者リストの作成【保健センター(※)】

↓

候補者の推薦・紹介【保健センター→保育支援課】

↓

優先利用の審査　【検討会（部会）もしくは保育支援課】

↓

優先利用対象者リストの送付・調整依頼　【保健センター←保育支援課】

↓

わ!しながわ

6

事業フローチャート②

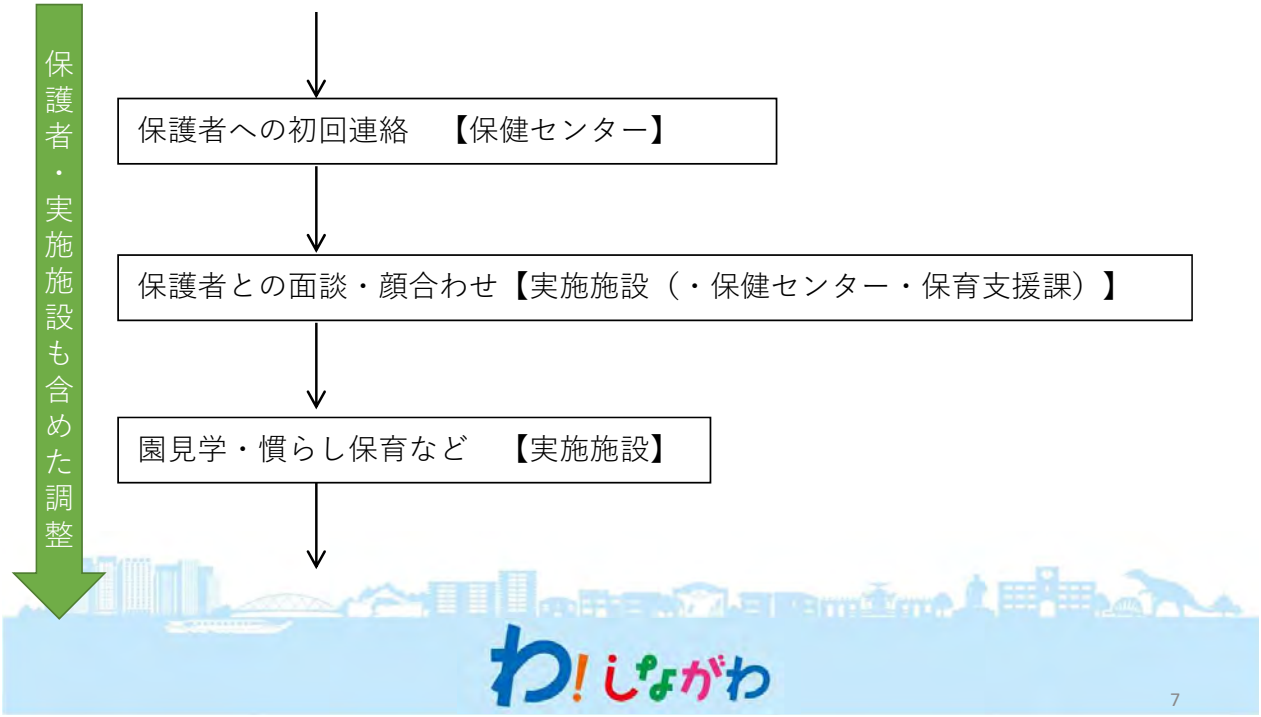

事業フローチャート③

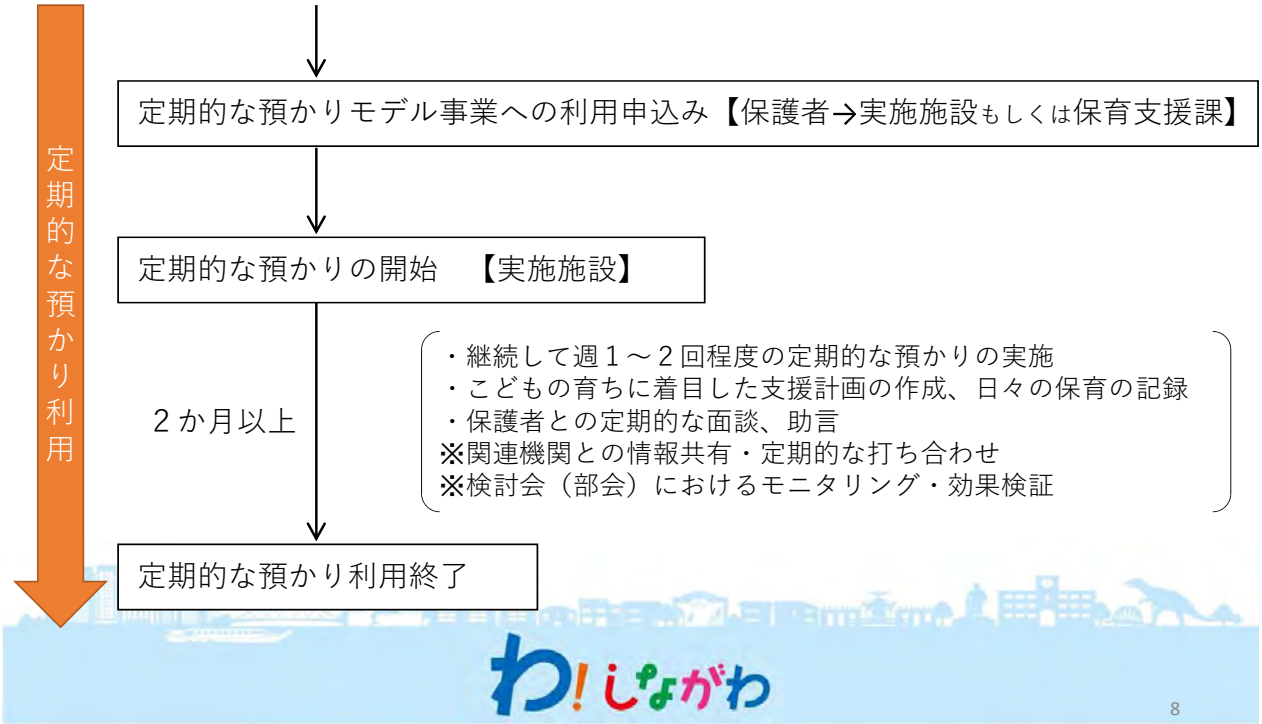

事業者について

わ！しながわ

検討会の設置

本事業は、国の「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」（以下「国モデル事業」といいます。）を活用しています。

国モデル事業の活用にあたっては、こどもの発達に関する効果測定や、事業に関する課題検討を行う検討会を区に設置したうえで、その検討内容や、分析・考察を国に報告することとされています。

①中間報告：令和５年１０月ごろ
②事業終了後報告：事業終了後
- 事業要旨（事業 の概要をまとめたもの）
- 事業目的
- 定期預かりの実施内容
- 定期預かりの実績（利用実人数、延べ人数、実施延べ日数等）
- 要支援家庭等に対して定期的な預かりを行う場合は、その実績
  （利用実人数、延べ人数、実施延べ日数等）
- 検討会での検討内容
- 分析、考察
- 成果の公表実績・計画（ 実施団体のホームページへの掲載、成果物の配布等）等

わ！しながわ

検討会の目的・構成

【内容】

区に外部有識者および実施施設の施設長を含めた検討会を設置し、こどもの育ちへの影響、利用促進、利用調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対するかかわり方などを具体的に検証するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証する。なお、実務担当者レベルの検討会を設け、機動的かつ具体的な検討ができる体制を構築する。

	本会	部会
概要	学識経験者・実施施設の施設長・区管理職等から構成する組織とし、部会の提案・報告を受けて、方針決定を行う。	主に実務担当者から構成し、事業のモニタリング、検証を行い、検討事項に係る具体的な素案等を作成し、本会へ報告・提案する。
構成員	座　長：①吉田　正幸氏 副座長：②子ども未来部長 委　員：③子ども家庭支援センター長 ④保育課長 ⑤保育支援課長 ⑥品川保健センター長 事業者：実施施設の施設長 事務局：保育支援課	以下を基本とし、必要に応じて適宜出席者を調整するものとする。 ①実施施設の施設長または担当職員 ②子ども家庭支援センター児童相談担当主査 ③保育課園長OB ④保育支援課私立支援担当（制度）主査 ⑤保健センター（３施設）の母子保健担当主査 ⑥担当保健師
開催予定	年３回 ６月（立ち上げ）、１０月（中間報告） ３月（検討まとめ）	年５回程度（※） ・６月、８月、１０月（本会へ報告・提案） ・１２月、２月（本会へ報告・提案） ※機動的かつ柔軟に対応するため、事業の進捗や状況に合わせ、④保育支援課を中心として、適宜開催や書面開催、随時の情報共有なども検討する。

わ！しながわ

11

検討会での検証内容

検討会では、以下 ア～オ について 定期的に検討・検証を行います。

ア　実施施設において作成した支援計画や日々の保育の記録に基づく、こどもの成長や発達に対する効果測定

イ　未就園児がいる家庭が定期的な預かりを利用するためのきっかけづくりなど利用促進を図るための方策の検討

ウ　定期的な預かりの実施状況および「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業実施要綱」別紙 1を踏まえ、未就園児がいる家庭が当該事業を利用するに当たっての優先利用や利用調整の考え方に関する検討

エ　定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考えられる職員配置や設備基準に関する検討

オ　その他、未就園児の定期的な預かりの実施に当たって必要と考える事項についての検討

わ！しながわ

12

検討会での検証の進め方

本事業はモデル事業であることを踏まえ、事業内容を機動的かつ柔軟に修正できるようなサイクルの確立を目指します。

具体的には、保育や母子保健の現場の担当者を含めた部会において、適宜実態に即した検証を行い、その結果に基づき臨機応変な対応を行っていきます。

一定のタイミングにおいて、外部有識者を含めた本会にて部会における検討結果を議論し、総括的に評価・分析・検証を行います。

あわせて、品川区の次の政策立案（保護者の就労等の有無にかかわらない、あらゆるこどもの育ちの支援、在宅子育て家庭の孤立を防ぐための方策、各種預かり事業の位置づけの整理、母子保健と保育の連携など）にも活かすことも目指します。

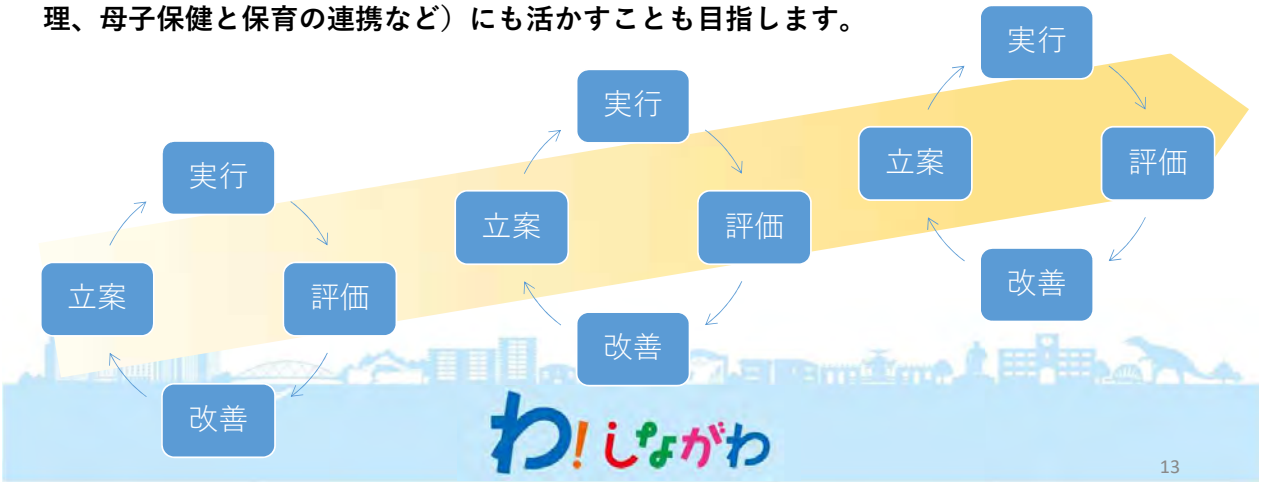

品川区は、保育園や幼稚園などに通っていない就学前のお子さんを週１～２回程度、保育園でお預かりするモデル事業を実施します！

お子さまには

トキメキやドキドキ体験を･･･

保護者の方には

ゆっくりと深呼吸できる時間を･･･

このパンフレットでは、モデル事業へのご参加にあたり、ご協力いただきたいことや、ご注意いただきたいことについて、ご案内します。

<モデル事業に関する問い合わせ先>

品川区 子ども未来部 保育支援課

住所：品川区広町2-1-36

TEL：03-5742-6723

営業時間：月～金　8：30～17：00（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

<利用施設>

品川区認可小規模保育事業A型

保育ルームClover西小山園Ⅱ

住所：品川区小山6-8-13

マイキャッスル西小山1階

TEL：03-6426-7890

開園時間：月～土　7：30～19：30（日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

R5.10.30資料

しながわモデル

未就園児の定期的な預かりモデル事業

トキメキ★ドキドキ

～ トキドキ保育 ～

@保育ルームClover西小山園Ⅱ

ご協力のお願い
&
モデル事業のご説明

令和5（2023）年6月

品川区子ども未来部

保育支援課

1　定期的な預かり事業～トキドキ保育～とは

① 週に１～２日、お子さんをお預かりします。

月・水曜など、お預かりする曜日を設定します。

② 預かり時間は、半日や1日（例えば９時～16時）など、開園時間内で設定します。

お子さんの様子や保護者さまのご意向も踏まえ、園と相談しながら決めます。最初は短い時間から始めましょう。

③ 利用期間については、まずは２～３か月を想定しています。

保護者さまのご希望や、ほかの利用希望の方の状況を踏まえ、最長令和6（2024）年3月末まで延長できる場合があります。

④ 利用料は、モデル事業にご協力いただくことを条件として、無料です。

２の「ご協力いただきたいこと」をご確認ください。

⑤ 利用開始前や利用中に、定期的に保護者さまと園のお話（面談）の機会を設けます。

保育のプロにお子さんのことを相談してみませんか✨

2　ご協力いただきたいこと

この事業をより良くしていくために、ご利用になる前や、ご利用中、ご利用終了後のアンケートにご協力をお願いします。

ご回答いただいた内容は、保育園での定期預かり事業に関する調査および効果検証に活用するため、国立成育医療研究センター成育シンクタンクに送ります（その際には、個人が特定されないようにいたします）。

また、区が設置する検討会においても、この事業がお子さまにとってどういった効果が期待できるか、といったことを検証するため、モデル事例として共有させていただきます（その際も、個人が特定されないようにいたします）。

※　検討会は、外部有識者、区職員、園長から構成され、非公開で行われます。

3　ご注意いただきたいこと

① 令和5（2023）年度の事業であり、令和6（2024）年4月以降の実施は未定です。

② モデル事業のため、事業の内容が一部変更する場合があります。また、利用人数には限りがあります。

③ ご利用開始にあたっては、利用申込書等のご提出をお願いします。

④ おむつや着替えなど、ご家庭でご用意いただくものがあります。

⑤ ご利用にあたっては、保育園のルールを守ってください。詳しくは、園パンフレット等をご覧ください。

memo

令和５年度中野区保育所等の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
（多様な他者との関わりの機会創出事業）

１．事業目的

保育所等の空き定員を活用し、未就園児の定期的な預かり保育を実施することにより、未就園児とその保護者への継続的な支援及び利用調整、施設と保護者の関わり方等について課題や効果の検証を行うとともに、保育所等の安定的運営及び多機能化に関する課題や効果について検証する。

２．実施概要

◆各施設において、利用児童（０歳児）１名につき週１回から週２回までの定期的な預かり、保護者支援を行う。
◆各施設の協力のもと、区が設置する検討会において事業に関する検討及び効果検証を行うほか、こども家庭庁と連携して実施する保護者向け、保育者向けアンケートから効果検証を行う（それぞれ中間期：９月、年度末：３月に実施予定）。
◆利用者負担額は保育料相当額（非課税世帯は無料）の５分の２とし、要支援家庭については無料とする。

区立施設（実施場所：認可保育所２施設、利用定員：各施設１名）

- 利用対象者を要支援家庭とし、所管部署からの候補者推薦をもとに利用者決定（10月現在、各施設１名、計２名（うち１名が育児休業期間中）を預かり）。

私立施設（実施場所：小規模保育事業所２施設、利用定員：各施設２名）

- ５月に事業実施者を公募（認可保育所１施設、小規模保育事業所４施設が応募）し、２施設を選定。
- ６月から利用者募集の周知（区HP、チラシ、子育て応援メール）を開始。７月に各施設宛て電子メール又は施設HPにより利用希望受付（総利用定員４名に対し25名が応募）、抽選及び面接による選定を行い、８月から保育を開始（10月現在、各施設２名、計４名（うち２名が育児休業期間中）を預かり）。
- 事業実施者には委託料として、公定価格相当額に月ごとの利用割合を乗じ、利用者負担額を控除した額を支払う。

３．課題

◆既存とは異なる新たな需要に対し、限られた空き定員を活用してどのように供給するか。
（例：実施期間中に待機児童が発生した場合にどのように対応するか、「孤育て世帯」にアウトリーチできるか）
◆モデル事業の利用児童が通常保育の利用児童と通園回数が異なることを受け、園全体でどのような保育及び支援を行うか。
◆利用調整、実績報告、請求事務等に係る事務負担、現場の負担感をどのように軽減させるか。

４．今後の方向性

事業の実施状況、課題、効果検証の結果、及び今後示される国の方針を踏まえて検討する。

テーマ「一般財源化の成果と課題について」

補助金改革の課題

――一般財源化と交付金――

池上 岳彦
（立教大学）

［第３回地方行財政ビジョン研究会。2023年12月7日］

1

１．はじめに

○「一般財源化」及び近年多用されている「交付金」の評価（地方自治強化 vs. 国の政策遂行困難）は重要課題。

○ これは，地方分権推進委員会，「三位一体の改革」「地域主権」「地方創生」などを経ても，いまだに解決されていない問題。

2

２．「一般財源 － 交付金 － 特定補助金」

（１）一般財源

Ａ）地方税：税源移譲（三位一体の改革）
　　増税（課税ベース拡大，税率引き上げ）

Ｂ）地方譲与税

Ｃ）地方交付税（交付税措置，特別交付税は一般財源か？）

（２）交付金（ブロック補助金）

Ｄ）一般財源的交付金：カナダ保健移転/社会移転（客観的指標）

Ｅ）一括交付金：「地域主権」の地域自主戦略交付金等

Ｆ）内閣府の交付金：「地方創生」関連交付金

Ｇ）府省別の交付金：「交付金化の改革」（三位一体の改革）

２．「一般財源 － 交付金 － 特定補助金」

（３）特定補助金

Ｈ）国庫支出金（国庫補助負担金）

＊地方自治体収入の理論・制度について，以下を参照。
沼尾・池上・木村・高端 2023，池上 2004，Anderson 2010, Boadway and Shah 2009, Fisher 2022, Kitchen, McMillan and Shah 2019.

３．地方分権の推進

○1993年 6月：衆参両院「地方分権の推進に関する決議」
○1994年 6月：地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」を内閣と国会に提出
○1994年12月：閣議決定「地方分権の推進に関する大綱方針」
○1995年 5月：地方分権推進法成立
○1995年 7月：地方分権推進委員会発足
○2000年 4月：地方分権一括法施行
○2001年 6月：**地方分権推進委員会最終報告**
→ 国庫補助負担金の整理合理化，地方税の充実

5

４．「三位一体の改革」の一般財源化と交付金化

［佐藤編2007，神野編2007，西尾2007，池上2004，同2008 参照］

（１）小泉内閣の「聖域なき構造改革」→「国から地方へ」

（２）「三位一体の改革」（2004～2006年度）

○国庫補助負担金を4.7兆円削減

○所得税から個人住民税所得割へ3.0兆円の税源移譲
→ 地方税拡充と「国税は応能，地方税は応益」原則を明示

○地方交付税/臨時財政対策債を5.1兆円削減（例：2004年度予算の「地財ショック」）→ **地方自治体は改革に不信感**

＊地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」（2006年）
→「地方共有税」（法定率見直し，特会直入等），補助金数半減

6

４．「三位一体の改革」の一般財源化と交付金化

（３）国庫補助負担金の改革

〇税源移譲に結びつく改革（3.0兆円）

→ ただし，補助負担率引下げ（分権に結びつかない）も含む

〇スリム化の改革（1.0兆円）

→ 国の財政再建の観点から事務・事業自体を廃止

〇交付金化の改革（0.8兆円）

◎地方自治体「計画」で「弾力的執行」＝「自由度･裁量性の拡大」

●・事業費は国の予算で決定される。
・「計画」を審査し（使途制限），交付額を決定する（資金配分），という意味で，府省の権限は揺るがない。

7

５．「地域主権」をめざす一括交付金

（１）民主党政権（2009年9月成立）の「地域主権」提唱

→「ひも付き補助金の一括交付金化」

（２）「一括交付金」としての「地域自主戦略交付金」

［池上2011，同2013 参照］

〇2011～12年度：都道府県・政令市の18事業（投資的経費のうち社会資本整備など）を「一括交付金」化

〇手続き：

①各事業の補助金総額をもとに各団体への交付限度額を決定

②財政力と社会資本整備状況の地域間格差を考慮

③地方自治体は交付限度額の範囲で対象事業から自由に事業選択［交付限度額の算定基礎となる各府省の枠に縛られない］

8

５．「地域主権」をめざす一括交付金

◎意義：補助金官庁の配分・審査権限を排除した。
①地方自治体の判断で交付金の使途が府省の枠を超える。
②補助金配分を一件査定ではなく客観的指標で行った。

●限界：投資的経費の定率補助金の枠を超えられなかった。
①対象は投資的経費。経常経費は検討が深まらなかった。
②事業は府省が定めた交付要綱（補助率，交付要件）に従う。

○発展の可能性：
①定率補助金とのリンクを外して地方単独事業へ「脱皮」。
②交付要綱を廃止し，客観的指標で配分して独自に使う。
③補助金等適正化法の対象から外す。
［資金充当内容の本来の報告相手は住民］

9

５．「地域主権」をめざす一括交付金

（３）政権再交代（2012年12月）による「一括交付金」廃止と府省の「交付金」への転換

○「交付金」→「統合･メニュー化」「事務手続簡素化」「配分方法改善」
・複数の国庫補助金をひと括りにしたもの
・地方自治体の計画が府省の基準に適合した場合のみ交付
［府省の政策のための「三位一体の改革」レベルの交付金］

○「沖縄振興一括交付金」（←2012年，沖縄振興計画改定）は存続
・とくに，経常経費を対象とする「沖縄振興特別推進交付金」は，県･市町村が構想する地域振興（まちづくり，環境整備，社会サービス）に充てられる。
［一般財源化に近い］

10

６．東日本大震災復興交付金（←2011.3.11 大震災）

○「東日本大震災からの復興の基本方針」⇒2011年度第3次補正予算
- 被災自治体が「自ら策定する復興プランの下，復興に必要な各種施策が展開できる，使い勝手のよい自由度の高い交付金」
- 「基幹事業」・「効果促進事業」の追加国庫補助
- 復興庁が実質的に交付決定

●問題点：
- 復興庁は，産業･住宅について国が判断した緊急事業に限り対応
- 被災自治体の復興プランを評価する主体は地域住民のはず

◎「被災自治体一括交付金」（使途自由だが，公表を義務づけ）として交付し，問題事例があれば住民・マスメディア・SNSの指摘で批判される，とのシステムも可能だった。

11

７．「地方創生」

（１）「地方創生」の財政措置

○「地方創生」（2014年9月～）
→「地方が成長する活力を取り戻し，人口減少を克服する」

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月）
- 人々の東京圏流入抑制，非大都市圏の雇用創出･人材還流，結婚･出産･子育て促進

○財政措置：①国庫支出金，②交付金，③一般財源

①それぞれの府省が「地方創生」と関連づけた国庫支出金
- 2021年度当初予算では 1兆1,356億円

12

7．「地方創生」

②交付金の例：「地方創生推進交付金」（2016年度～）

・2021年度当初予算は1,000億円（2023年度は1,044億円）

○地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した地方自治体が「地域再生計画」を作成し，自主的・主体的に交付金を充当する先導的事業（雇用創出，移住・定住促進，結婚・出産・子育て支援，まちづくり等）を計画する。

●交付対象とする個別事業の選定・検証は，関係府省庁の参画を得つつ，内閣府が対応する。

［事業ごとの交付金は国の選定次第＝特定補助金の枠内］

13

7．「地方創生」

③一般財源

・2015年度以来，地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」（2023年度から「地方創生推進費」）1兆円を計上。基準財政需要額に反映。

・「地域の元気創造事業費」4,000億円

・「人口減少等特別対策事業費」6,000億円（人口，就業指標で配分）

＊「取組の必要度」3,200億円（現状の指標が悪いと割増）

＊「取組の成果」2,800億円（指標を改善すると割増）

●問題はこれらの財源の関係。特定の政策分野を府省が指定せずに「縦割り」を打破するなら，国庫支出金廃止が課題であることは，従来と同じ。

14

７．「地方創生」

（２）交付金の目的変化

①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（2020年4月～）

・「地方創生臨時交付金は，コロナ対応のための取組である限り，原則，地方公共団体が自由にお使いいただくことができます。」（内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」より）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html

②電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（2022年9月～）

・「推奨事業メニュー」（生活者支援4事業，事業者支援4事業）付き。かつ「更に効果があると考えるもの」も申請可能。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220909_sankoushiryou.pdf

15

７．「地方創生」

③「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（2023年11月～）

・住民税非課税世帯７万円給付及び生活者・事業者支援（2023年度補正予算）

（３）デジタル田園都市国家構想交付金による「地方創生」（2022年度～）

○デジタル活用の産業振興等の取組と拠点施設整備を支援
（例）観光，移住促進，人材確保・育成，商店街活性化

○
- 地方創生推進タイプ（ソフト事業支援）
- 地方創生拠点整備タイプ（ハード事業支援）

●使途制限，交付金総額の国予算決定，府省の財源配分権維持

16

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

（１）「こども未来戦略方針：次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて」(2023年6月)

〇政策目的の確認 →
- 「こども・子育て」支援（人権保障）
- 「少子化対策の実現」

（２）こども家庭庁所管の国庫支出金

（例）出産・子育て応援交付金（市区町村）
- ・伴走型相談支援
- ・経済的支援（出産･子育て応援ギフト10万円相当
  ［クーポン，サービス利用券，交通費，ベビー用品購入･レンタル費用助成等で支給可能］）

17

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

〇厚生労働省（地方厚生局）に交付業務等が委任されるもの

・児童扶養手当給付費国庫負担金，児童入所施設措置費等国庫負担金

・子どものための教育･保育給付費補助金，児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金

・子ども･子育て支援交付金，子どものための教育･保育給付交付金，子ども･子育て支援施設整備交付金，子育てのための施設等利用給付交付金，次世代育成支援対策施設整備交付金，就学前教育･保育施設整備交付金，保育所等整備交付金

〇こども家庭庁の設置は，地方自治体の業務をどう変えたか。

18

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

（３）国庫支出金の一般財源化（池上2022参照）

◎地方自治の視点に立ち，国の地方自治体に対する関与の裏づけとなる国庫支出金を一般財源へ転換することが必要。
［「三位一体の改革」で積み残された課題］

◎地方自治体が権限をもつサービスは住民からみて改善を要求しやすい。一般財源化がどこまで進むかは，サービスの水準，コスト，ニーズへの対応の迅速さと柔軟さについて，住民が国と地方自治体のどちらを信頼するかで決まる。

●ただし，交付要件による規制と補助金の配分権により支えられてきた府省の権限は弱まるため，抵抗は強い。

19

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

（４）一般財源に近い交付金とその過渡的性格

〇府省は，国としての政策を遂行する任務を負うが，現場で生まれ，日々変化する具体的な政策課題について，どこまで詳細な施策を考案・指示する能力があるのか？

〇使途制限を緩和し，府省の枠を超えて使う「一括交付金」

・「地域自主戦略交付金」は，使途が府省の枠を超える制度。

・投資的経費/経常経費を問わず，また国庫補助事業の選択ではなく，独自に使える単独事業へ発展する可能性。

・補助金等適正化法の対象から外すかわりに，資金充当内容の詳細な対住民公表を義務づける制度の導入。

20

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

〇こども家庭庁の「交付金」の使途制限緩和（7-(2)①･②参照）

- 例①：「〇〇〇〇のための取組である限り，原則，地方公共団体が自由にお使いいただくことができます」
- 例②：「推奨事業メニュー」付き，かつ「更に効果があると考えるもの」も申請可。

〇交付金は過渡的制度。義務付け見直しと条例制定権拡大が進み，サービスが地域民主主義で統制されれば一般財源化

＊参考：カナダの交付金（Canada Health Transfer［医療］，Canada Social Transfer［福祉，保育，教育］）は，人口基準で交付され，実質的には一般財源と同じ。（池上2010；同2016参照）

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

（５）地方交付税の総額確保と算定法式改革　（池上2022参照）

〇国庫支出金を廃止･縮減した財源を使い，所得税･法人税のうち地方交付税に充てる交付税率（法定率）を引き上げる。

〇国の税収が不足すれば，所得税（金融所得課税，年金課税）･資産課税の増税が必要になる。

〇地方交付税総額の拡充･調整ができるようになる場合，地方自治体が共有する固有財源という性格を踏まえれば，基準財政需要額と基準財政収入額の差額を積み上げた財源不足額をそのまま補てんする制度への転換も構想できる。

８．課題――こども･若者政策における地方自治と財政

（６）地域間協働財源調整の可能性

○全国の地方自治体レベルで必要と考えるサービスを充実するために，住民税，事業税，固定資産税，地方消費税などの税率を一斉に引き上げて，税収を地方自治体が共同設置する機関が地方自治体ごとのニーズに応じて配分する地域間協働財源調整も構想可能。

［この制度は，財政力の大小にも対応可能］

（「連帯税」及び「協働地域社会」について 全国市長会2018，全国自治団体労働組合2017，高端2019，池上2022 参照）

終

参考文献

池上岳彦（2004）『分権化と地方財政』岩波書店。

――――（2008）「特定財源から一般財源へ」『地方財政』〔地方財務協会〕第47巻第11号（11月号），4～11ページ。

――――（2010）「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革： 連邦･州間の財政調整的移転を中心に」『会計検査研究』〔会計検査院〕第42号，89～106ページ。

――――（2011）「一括交付金の導入と発展の方向」『地方財政』第50巻第11号（11月号），4～12ページ。

――――（2013）「分権論からみた『一括交付金』と府省別の『交付金』」『RCD Newsletter』〔分権型政策制度研究センター〕第48号（7月），1ページ。

――――（2016）「交付金の一般財源的運用について： カナダの場合」『地方財政』第55巻第2号（2月号），4～16ページ。

――――（2022）「政府間財政関係の展開と分権型財政の課題」後藤・安田記念東京都市研究所編『都市の変容と自治の展望』後藤･安田記念東京都市研究所，159～187ページ。

佐藤文俊編（2007）『三位一体の改革と将来像 ― 総説・国庫補助負担金〔瀧野欣彌・岡本保（編集代表）：シリーズ 地方税財政の構造改革と運営・第１巻〕』ぎょうせい。
神野直彦編（2006）『三位一体改革と地方税財政 ― 到達点と今後の課題』学陽書房。
全国市長会（2018）「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する特別提言」6月6日。
全日本自治団体労働組合（2017）『人口減少時代の自治体財政構想プロジェクト報告書』（座長：池上岳彦，主査：井手英策）。
高端正幸（2019）「分権から自治へ――『連帯税』・『協働地域社会税』のメッセージ」『地方財政』第58巻第11号（11月号）4～12ページ。
地方自治研究機構（2023）『子ども・若者政策における地方行財政運営のあり方に関する調査研究』3月。
地方分権推進委員会（2001）「地方分権推進委員会最終報告 ― 分権型社会の創造：その道筋」6月14日。

25

西尾勝（2007）『地方分権改革〔行政学叢書・第５巻〕』東京大学出版会。
沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸（2023）『地方財政を学ぶ〔新版〕』有斐閣。
Anderson, George (2010) *Fiscal Federalism: A Comparative Introduction*, Oxford, UK: Oxford University Press.
Boadway, Robin, and Anwar Shah (2009) *Fiscal Federalism: Principles and Practice of Multiorder Governance*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
Fisher, Ronald C. (2022) *State and Local Public Finance, 5th Edition*, Boca Raton, FL, USA: Routledge.
Kitchen, Harry, Melville McMillan, and Anwar Shah (2019) *Local Public Finance and Economics, An International Perspective*, Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan.

26

一般財源化の成果と課題

ーデンマークの保育財政を事例にー

2023/12/07
第3回地方行財政ビジョン研究会
倉地真太郎
（明治大学）

本日お話しすること

- テーマ：分権的な地方財政を実現するデンマークにおける保育財政の財源保障と「基準」のあり方

①デンマークにおける地方財政の財源保障を概観する
②近年の地方財政制度改革の動向
③オペアをめぐる移民問題と地方財政
④デンマークの保育士不足と「標準化」

デンマークの地方財政を一言で言うと…

総枠を保障して、中身は裁量に任せるという考え方

- 総枠→裁量→総枠→裁量と多層的に決定するシステム（後述）
- ※各自治体の分権・自治は尊重しながら、競争による弊害を防ぐために全体を調整するために総枠を保障する

デンマークの地方財政制度とは

- 高い自主財源比率（高い比例地方所得税がメイン）
- 高いところは９割近く、低いところでも４割以上
- 厳格な地方債統制＋100％共同債発行（日本でいうJFM）

- 財政調整制度は狭義の意味での水平的財政調整制度と垂直的財政調整制度
- 「平均」でニーズと歳入を調整する仕組み
- 財政力の低い地域の特殊ニーズに対して「見てあげる」仕組み

デンマークの協調的政府間関係と合意システム

- 毎年度の6月合意で地方財政計画に相当するものを地方政府代表組織と財務省が合意（１月から準備、３月にトップ会議）
- 各専門委員会で政策方針を調整・合意。
- 歳出総額、税率、各分野の政策方針を合意→代表組織が各自治体の予算策定に関与して調整（自治体連合は首長から構成）

- 自治体連合と国の合意システムにより、分権的でありながら素早い、まとまりのある対応が可能という側面も（コロナ禍）
- ただし、合意は紳士協定なので各自治体が合意を破るパターンも（ペナルティあり）。自治体連合のやり方が分権的ではないとする批判もある。

5

国側・地方側のそれぞれの立場

- 財務省：補助金総枠の提示を行う
- 内務省：日本でいう総務省に相当するが、国側に立って交渉。データの分析・収集を絶えず行い、財政調整制度の制度改正に活かす。自治体連合（KL）の交渉に立つ役割。

- 自治体連合（KL）：自治体の代表組織で合意に基づいて各自治体と交渉・調整を行う。
- 各自治体：それぞれの予算を決める権限は当然あるが、KLの構成員として基本的に合意に従う。ただし選挙の結果や自治体の状況によっては合意に従わない場合もある。

6月合意（政府間合意）のイメージ図

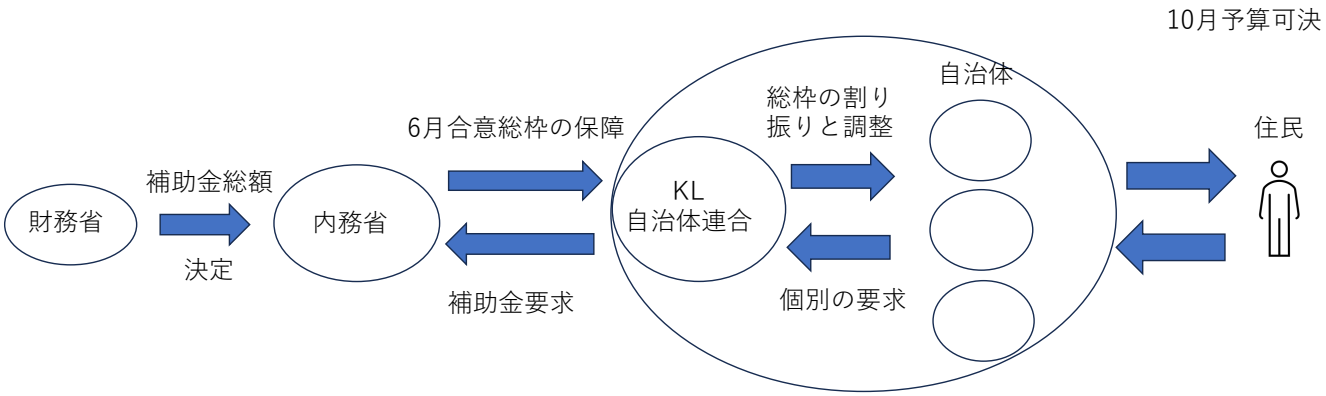

出所：ヒアリングや倉地（2019）を基に作成。なお作成に当たっては森岡雄一郎さんにご協力いただいた。

経済合意（地方財政計画）の概要

2019年に向けた経済合意	
百万DKK. 2019年	
純サービス支出	251,934
活動基礎拠出（リージョンへの拠出）	22,430
失業給付・社会扶助・年金	71,820
失業保険者用支出	10,600
総資本投資（高齢者住宅除く）	17,800
その他の支出	0,890
総歳出	375,474
租税	-291,323
補助金	-71,383
雇用補助金	-10,577
その他の歳入	-7,314
総歳入	-380,597

出所：倉地（2019）より抜粋

8

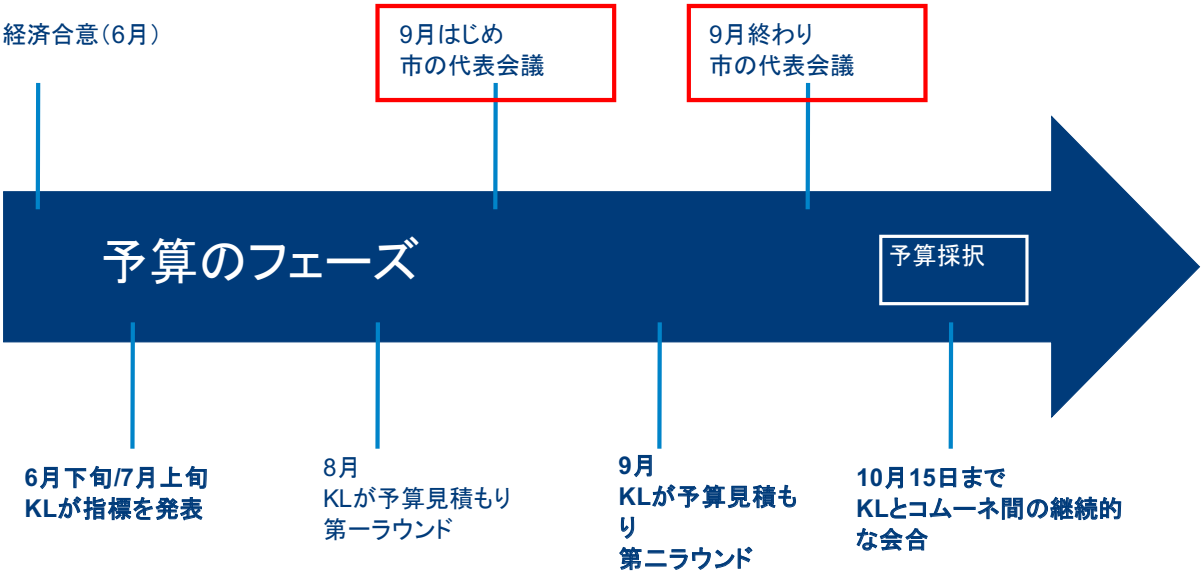

出典：KL提供資料
出所：倉地（2019）

近年の予算協調について

- 経済合意を遵守しないことは以前からあったが、2010年代以降は制裁の強化・実行
- 背景：2007年地方行政制度改革による県の廃止（広域自治体の設置）

→県の所得税を基礎自治体と国に税源移譲

→基礎自治体の地方住民税率を引き上げる自治体が多く出る

→統制の必要性が高まる

- ただし、ほとんどの分野で制裁は発動せず。唯一租税制裁だけが実際に発動するが、財政運営に与える影響は軽微。
- 近年の予算協調においては合意からの逸脱は縮小傾向

10

課税標準と歳出ニーズの均衡化

- 狭義の水平的財政調整と垂直的財政調整
- 財政調整制度の目的は、各基礎自治体がほぼ平均的な地方税率で平均レベルの政府消費を達成できる財政力を確保すること

→課税標準と歳出ニーズをもとに調整。

- 歳出ニーズは約3分の２が異なる年齢層の住民数に年齢層ごとの単位金額をかけあわせたものとして算出。歳出ニーズの約３分の１（32.5％）に相当する社会経済基準（Socioøkonomisk indeks）を加味することで、人口構造以外の社会的要因を踏まえて算出

→失業者、職業訓練者、病人、教育・訓練を受けていない者、社会住宅居住者、単身世帯者、低収入者、移民と第2世代、シングルマザーなどを考慮。都市部だけでなく特定の地域も指標が高くなる

→最終的には均衡化によって都市部から地方部への財源移転になる

11

均衡化の歳出ニーズの３分の１：社会的基準

基準	全国の市を対象とした均衡化における比重	首都圏内の市を対象とした均衡化における比重
20-59歳の失業者が５％以上の人数	19%	10%
25-49歳で職業訓練を受けていない人数	16%	25%
賃貸住宅アパートの世帯数	5%	8%
精神病患者の人数	5%	8%
特定の住居タイプ※の世帯数	15%	7%
親が教育を受けていない、ほとんど受けていない家庭の子どもの人数	8%	25%
65歳以上の単身者の人数	2.5%	7%
4年間のうち3年以上低収入である人数	8%	-
精神障害者の人数	5%	
移民とその子孫の人数	3%	5%
20-59歳で基礎的なスキルを身につけている人数	5%	-
推定年間人口減少数	2%	-
片親の子どもの人数	4%	5%
3回以上別の市に移動している子ども	2.5%	-

出所：Social- og Indenrigsministeriet(2019:11,13)、自治体国際化協会『デンマークの地方自治～地方自治体改革の経緯と現在の自治体取組事例～』Clair Report No.445(May 30,2017)を基に作成。
※農村部・人口5000人未満の市にある社会住宅、欠陥のある民間賃貸住宅、1920年以前煮立てられた住宅、夏季に使用されるコテージに住む世帯数などに基づいて決められる。

12

移民統合に関する財政調整・補助金

一般補助金	**基礎自治体は、統合プログラムの対象となる難民とその家族1人につき、3年間にわたって国から一般補助金を受け取る。同伴者のいない未成年者の難民には追加補助金が交付される。**
パフォーマンス連動型補助金	**難民やその家族が就職、教育、デンマーク語の最終試験に合格した場合、基礎自治体は補助金を受け取ることができる。**
払戻し（国庫負担金）	**基礎自治体は、移民や難民の統合プログラムの対象者と導入コースの対象者の費用の50%を国が負担する。**
予算保証（包括補助金）	**統合プログラム、導入プログラム、統合法下の生活扶助の純支出の大部分は、予算保証によって賄われる。基礎自治体の移民統合政策の純支出は全体として一般補助金、償還金、予算保証、包括補助金（均衡化）のいずれかによって賄われる（一部は相殺される）。**

出所：Kommunernes Landsforening(2015) *Vejledning om finansiering på integrations-området*.pp.1-2より抜粋

図表　社会経済的指標（左）と均衡化（右）の基礎自治体別分布（2021年）

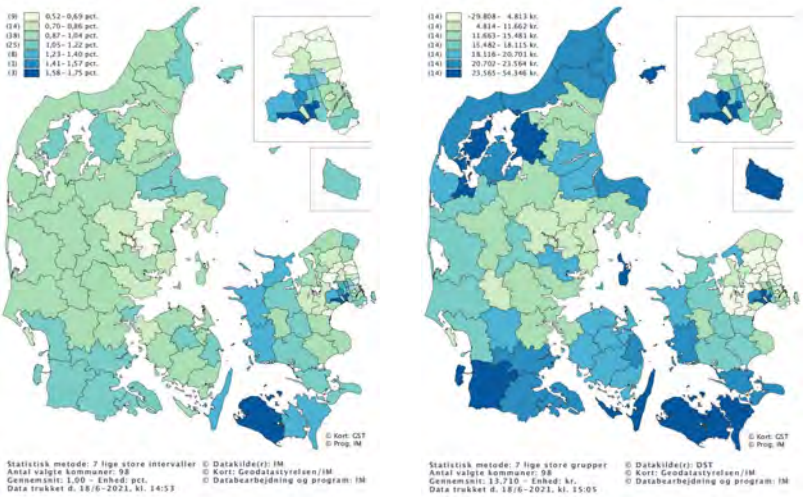

- 注：緑色が濃くなるほど社会経済的基準の指標が高いことを示している。
- 出所：Indenrigs og boligsministeriet HP「IMs Kommunale Nøgletal」より作成
- http://www.noegletal.dk/

2020年度地方財政調整制度改革

- 2020年5月に政府（社会民主党等を中心とする左派中道政権）、自由党、急進左派党、社会主義国民党、オルタナティブが合意。
- フレデリクセン首相「首都圏エリアとその他の関係だけでなく、東ユトランド地域とそれ以外のユトランド地域に関する問題」

① 均衡化の強化

※オペア分の財政需要算定を廃止

② 均衡システムの簡素化

- 歳出ニーズと課税標準の均衡化計算の簡素化

③ より条件の福祉を提供するための均衡化

- 財政力が特に低い自治体に対する特別補助の強化

→均衡化による都市部周辺自治体の受け取り分が大幅に減少。

15

政府間合意VS財政調整制度改革

- 地域間格差の拡大（都市部の人口集中、経済依存度拡大）

→「都市部の財源が地方部に流出する」と都市部自治体首長が反発。

- オペア算定に関して：地方政府代表組織「妥当」⇔移民統合大臣「計算に手抜きがあるかもしれない」

→移民の財政需要の算定をより細かくする（教育履歴をいれてオペアや駐在員を除外）。オペア算定の廃止。

16

2020年財政調整制度改革の結果

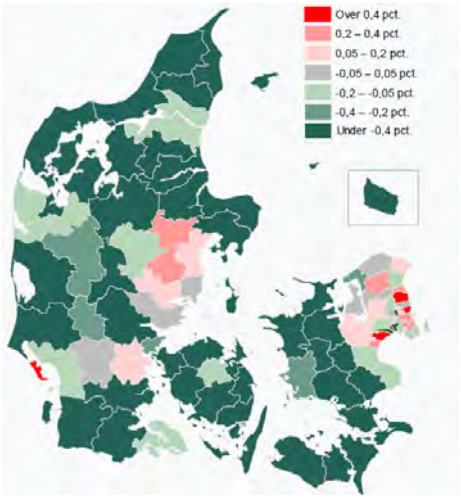

注：この地図は、市町村の税収に占める拠出割合を示している。赤色で示された自治体はより多くの拠出を、緑色で示された自治体はより多く補助金を受け取る。
出所：Social- og Indenrigsministeriet「Virkning af reform af tilskuds- og udligningssystemet」より抜粋
https://fm.dk/media/18462/danmarkskort_virkning-af-reform-af-tilskuds-og-u

17

オペアをめぐる論争

- 一部の都市部周辺の自治体（特にGentofte市）は積極的にオペアを受け入れ

→移民が増えて財政調整の拠出額が少なくなる＆難民の受け入れ枠が少なくなることが狙い。

※難民受け入れは入管庁と自治体で調整して決定（義務）。地価が高かったり、移民難民割合が高いと割り当てられない可能性。

→移民割合が低い、もしくは難民を多く受け入れている地方部の自治体から批判。

→オペアは構造的に高所得世帯がいる地域に集中

→都市部周辺自治体にオペアが集中。

→移民数が財政需要の基準に算入されるため、オペアが集中する都市部自治体に集中。地方部の自治体から不満。2020年制度改革でオペア分の算定は廃止に。

出所：倉地（2022）より

18

自治体別の移民数（2021年）

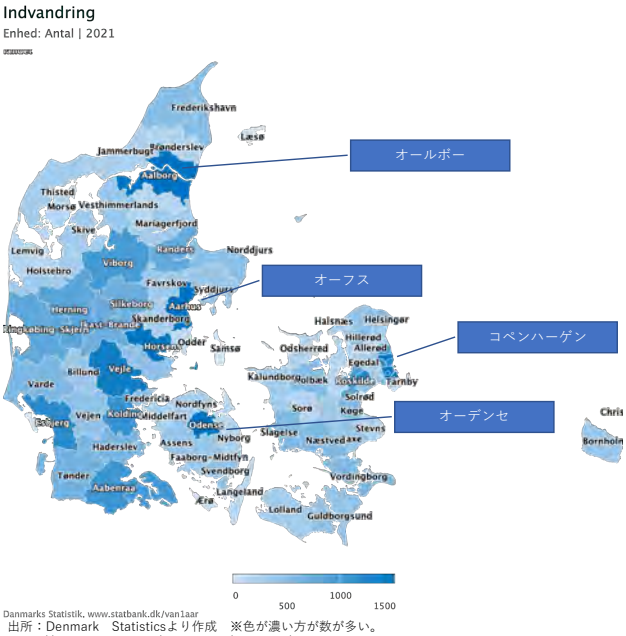

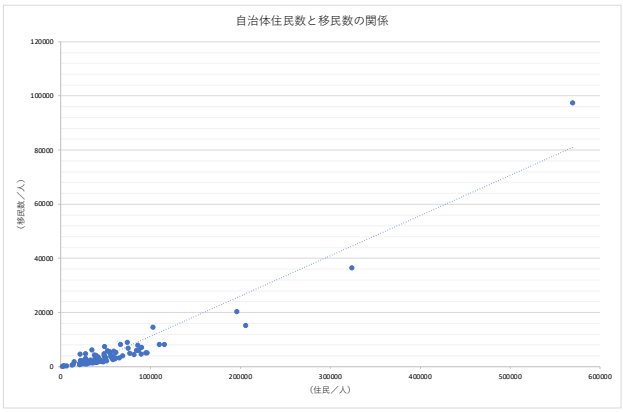

出所：Denmark　Statisticsより作成　※色が濃い方が数が多い。
https://www.statbank.dk/statbank5a/Graphics/MapAnalyser.asp?maintable=VAN1AAR&lang=0&mapvar=OMR%C3%85DE&labels=2&dataclasses=linear(160,1449)

資格別移民の構成（2021年度）

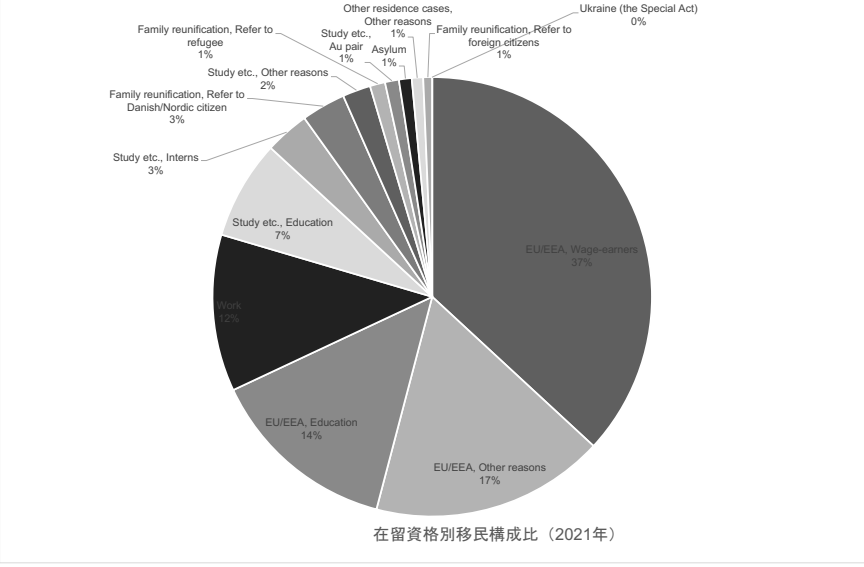

出所：Denmark Statisticsより作成

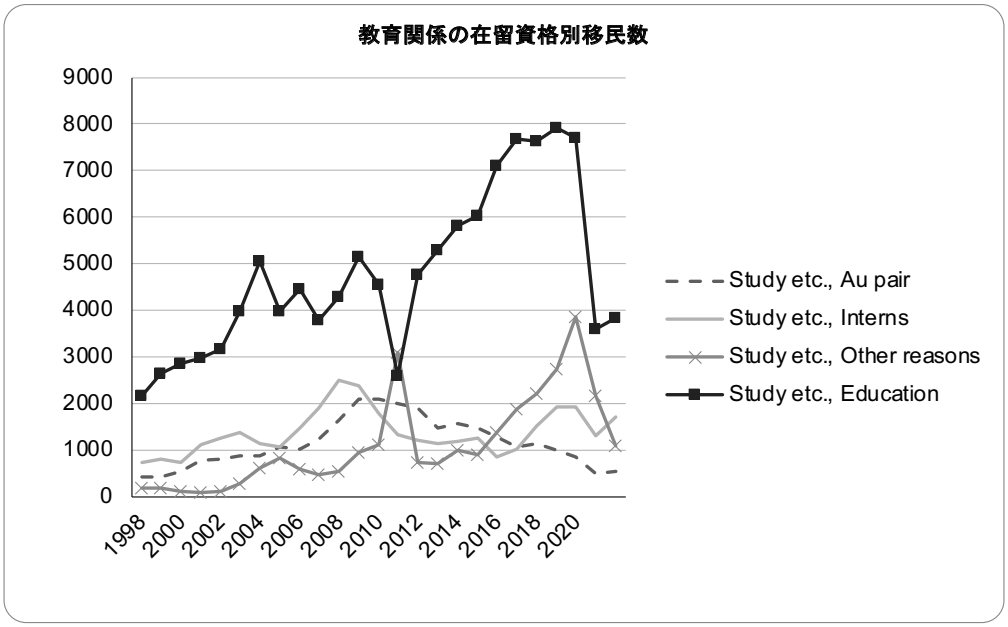

出所：Denmark Statisticsより作成

21

デンマークの子育て支援をめぐる課題

- 近年の出生率低下傾向
- デンマークの保育士不足（待機児童問題は発生せず）

①教育資格ペタゴーの育成が間に合っていない（移民に依存）

②保育士（教員全般）の人気（社会的地位）が低下してきている

③保育士の給与水準は他業種よりも若干低い（若者には他業種の方が稼げるということで人気低下）

- 一般財源の世界→保育士の配置基準が自治体による大きくばらつきがある→標準化の必要性が高まる→保育士不足

22

保育士の給与の決定方式

- コーポラティズム的な決定方式
- 財務省による総枠保障→国家公務員組合→地方公務員組合・教職員組合→ペタゴー組合など
- 産業横断的、多層的な賃金・待遇の合意システム→地方自治体は「使用者」として振る舞う（３年に一度交渉ラウンド）

※BUPL（組合）代表：労働時間を短くし、給与を引き上げてほしい（財務省前で座り込み）↔KL：残業代は増やす

- 民間保育所も保育所全体の組合の合意を準拠
- 昇給カーブに課題？（給与上がりづらい方式？）

→公立小中学校の教員人手不足が過去最大（私立学校への流出）

23

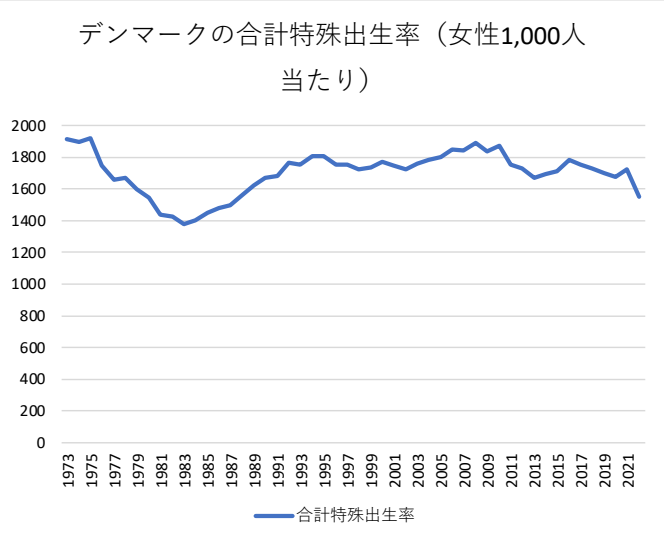

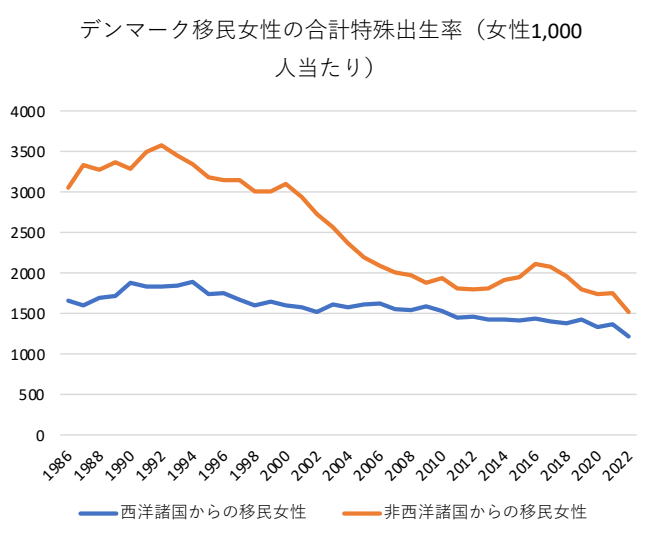

- 出所：Denmark Statisticsより作成

24

デンマークの保育士の給与水準の比較（平均よりも多少低い）

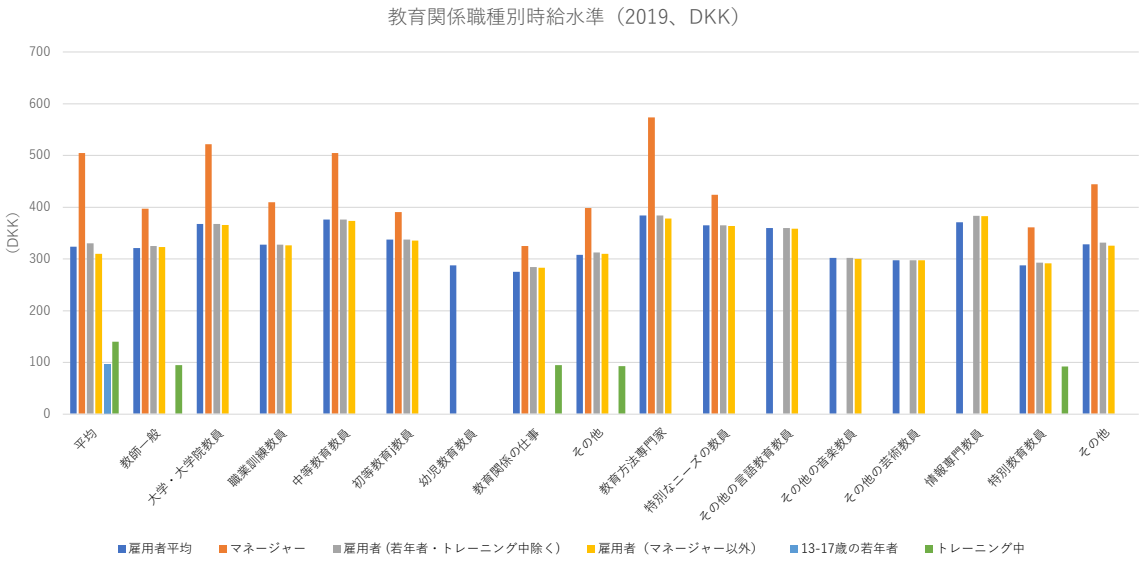

出所：Denmark Statisticsより作成。

25

ペタゴー給与の決定モデルと使用者としての自治体連合（KL）

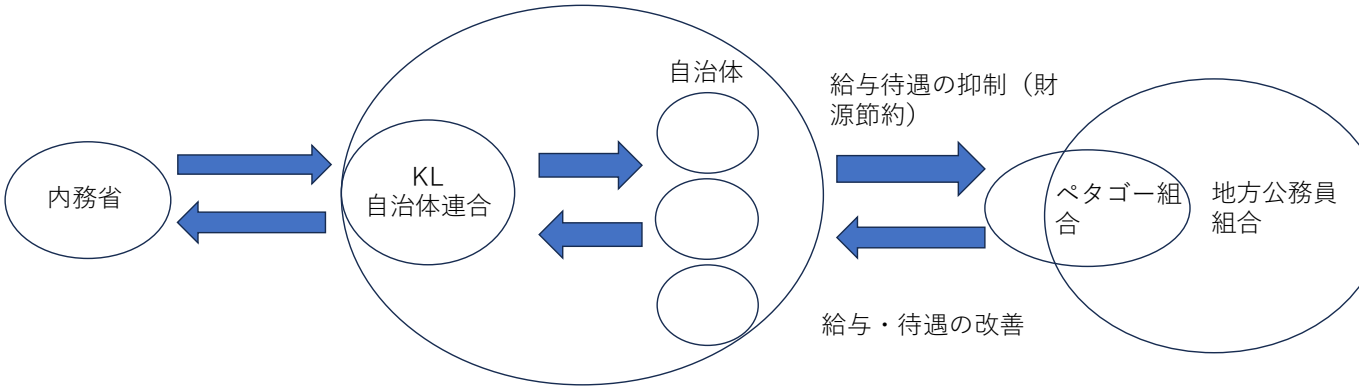

出所：ヒアリングや倉地（2019）を基に作成。なお作成に当たっては森岡雄一郎さんにご協力いただいた。

給与決定モデルと財源保障の関係

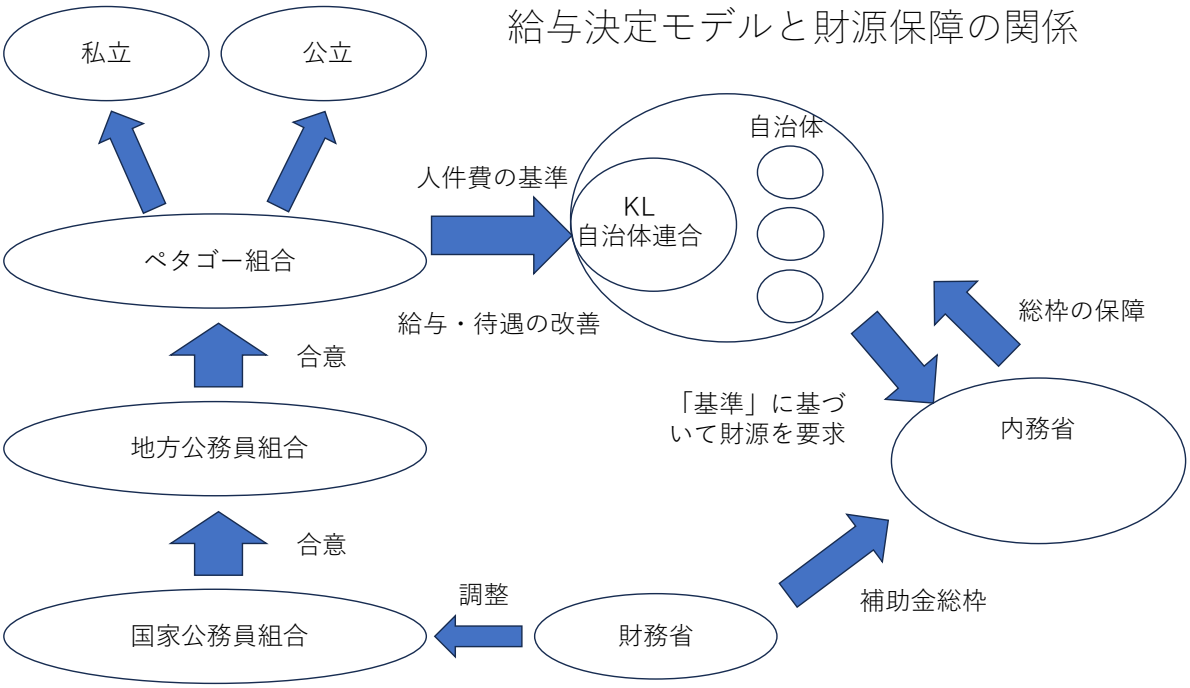

出所：ヒアリングや倉地（2019）を基に作成。なお作成に当たっては森岡雄一郎さんにご協力いただいた。

ペタゴーの人手不足と移民の割合の増加

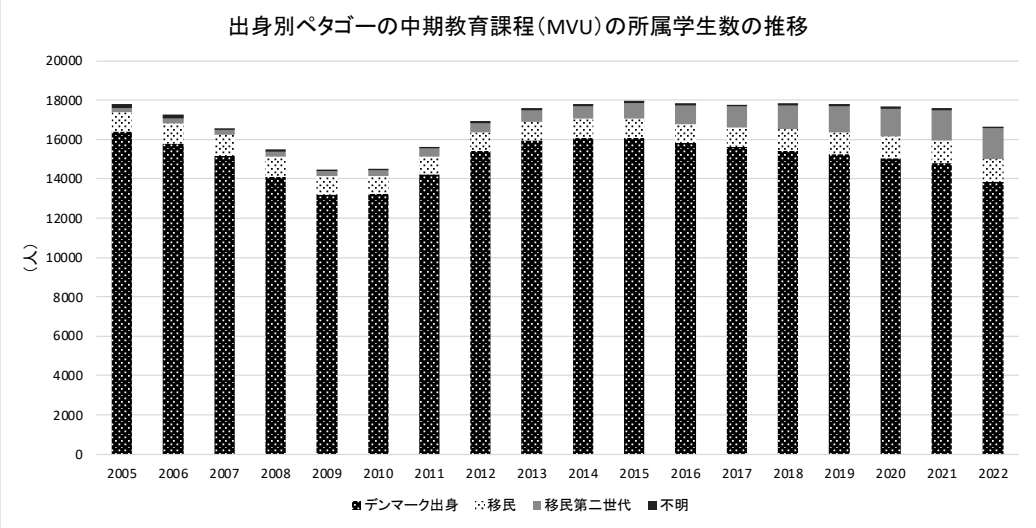

出所：Denmark Statistics、Uddannelsesstatistiksより作成

28

2024年度に向けた保育財政改革

- 背景：地域間経済・財政格差の拡大（地方部の財源不足）
- 2024年保育士の配置基準の標準化の法律（標準化指標はフルタイム換算、管理職を含む（85%換算）ため指標自体にも批判がある）
- 0-2歳：フルタイム換算の保育士一人当たり３人
- 3-5歳：フルタイム換算の保育士一人当たり６人

- 国の包括補助金の増加（16億8000万DKK、2020~2023年）、財政基盤が弱い自治体に対する追加の補助金

→自治体は2024年度に対応して人員を確保する必要がある

- 出所：Børne- og Undervisningsministeriet「Minimumsnormeringer」（https://www.uvm.dk/dagtilbud/love-og-regler--formaal-og-aftaler/aftale-om-minimumsnormeringer/minimumsnormeringer）

29

標準化が以前よりも進んできた

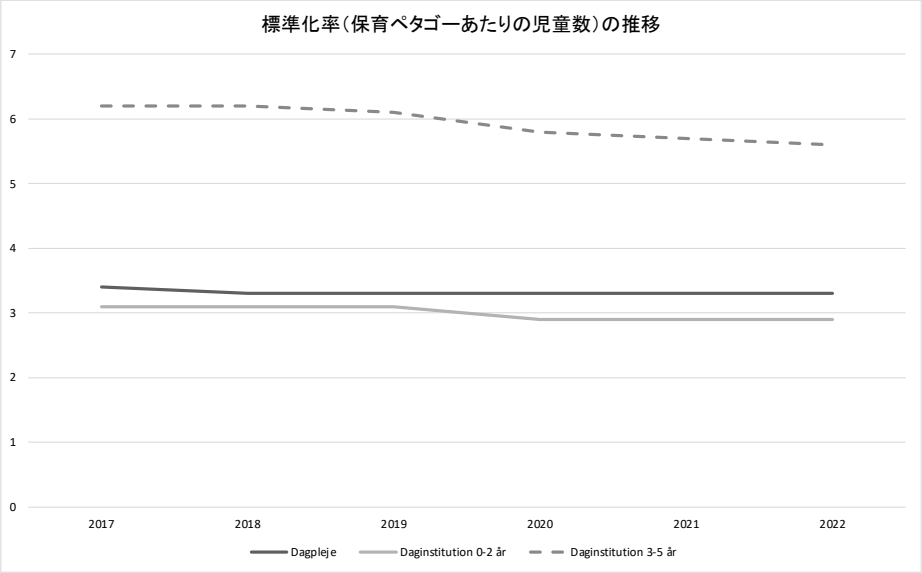

出所：Denmark Statisticsより作成（https://www.dst.dk/da/Statistik/nyheder-analyser-publ/nyt/NytHtml?cid=47142）

30

標準化の進展（図表：左3-5歳、右0-2歳）

- 2022年時点で6以上の自治体は10%。最も低いのが4.0、高いのが6.3。
- 最も頻度が高い数値は0－2歳保育が3.0、3-5歳が5.9。
- 3.0以下の0-2歳保育の保育所は72%、6.0以下の3-5歳保育の保育所は73%

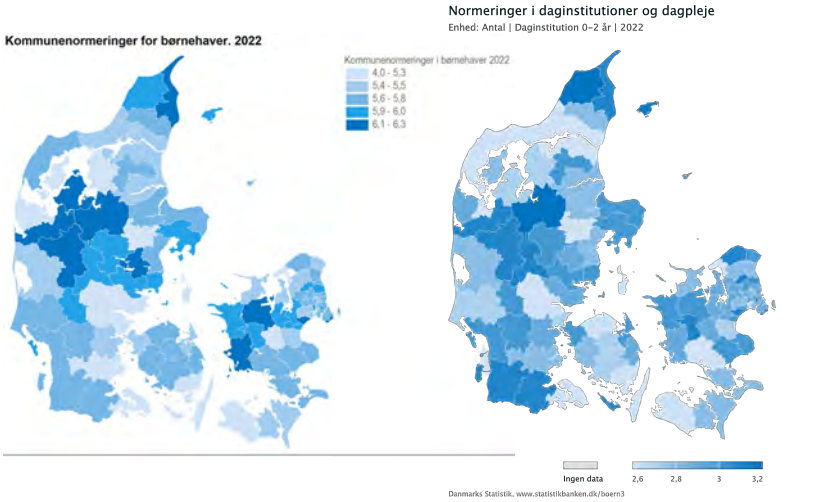

出所：Denmark Statistics　HPより（https://www.dst.dk/da/Statistik/nyheder-analyser-publ/nyt/NytHtml?cid=47142）

2024年改革で自治体が最低基準を満たすために当てられた財源

- 出所：BUPL資料より作成（https://bupl.dk/politik-og-presse/kommunale-budgetter）

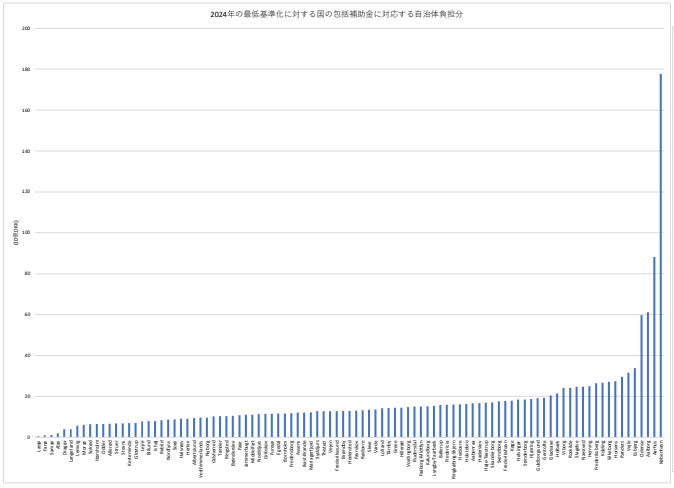

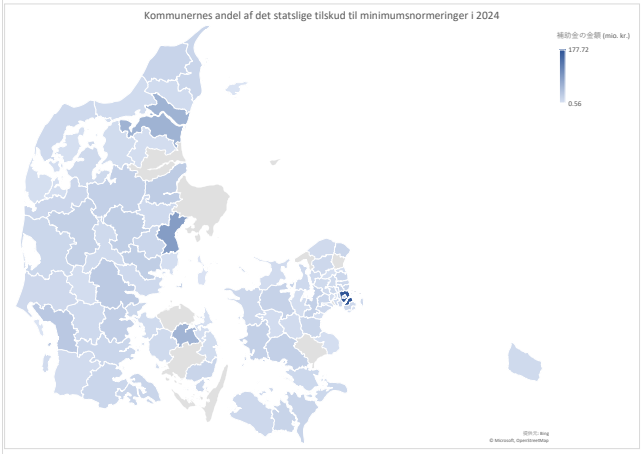

出所：BUPL「Kommunale Budgetter」より（https://bupl.dk/politik-og-presse/kommunale-budgetter）

2024年度予算に向けた組合と自治体の動き

- BUPL（ペタゴー組合）がデンマークの地方財政状況を丹念に調査→KLや自治体と交渉
- 56市町村が保育分野での一つ以上の削減を計画
- 少なくとも19の市は、2023年から2024年にかけて、最低基準化の財源として2024年に約3億クローネが国から追加で支給されるにもかかわらず、保育の子ども一人当たりの財源を削減した予算を提案

→組合が交渉をし、69の自治体で和解が成立

出所：BUPL 「Kommunale Budgetter」より（https://bupl.dk/politik-og-presse/kommunale-budgetter）

33

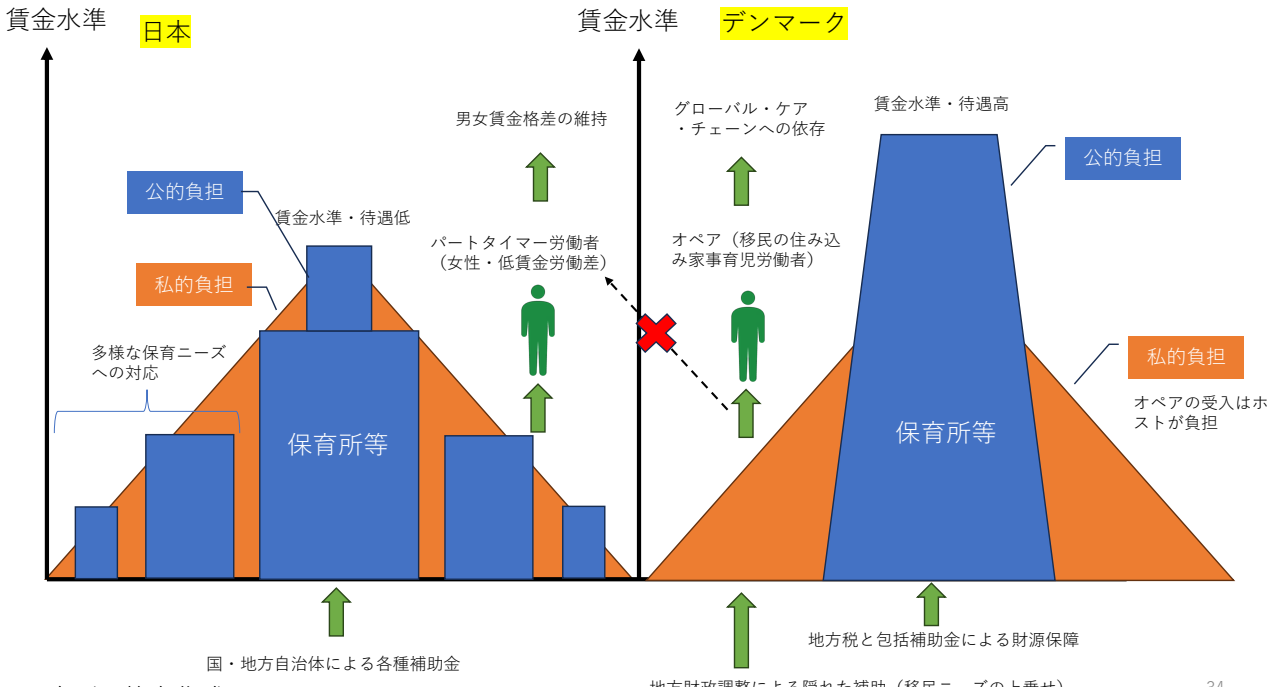

出所：筆者作成

34

日本とデンマークの保育財政の比較

- 日本もデンマークも保育士の人手不足

→異なる構造的な理由で発生（デンマークは待遇が非常に悪いわけではないが、標準化改革の影響）

- 日本はサービスの裾野は広いが、低い賃金水準での財源保障、パートタイム女性に依存。
- デンマークはサービスの裾野は広くない？（ベビーシッター補助や延長保育もない）。男女賃金格差は低い。私費負担によるオペア移民に依存（間接的な財源保障？）

- デンマーク：包括補助金による総枠保障→地域間格差拡大を背景に保育士の配置状況の自治体差の問題化
- デンマーク：保育士組合やそれに関連する組合による賃金交渉→地方自治体の財源保障のルートがある（中間団体（自治体連合と地域労働組合組織）による調整機能が重要）

35

参考文献

ー書籍・論文

- Kommunernes Landsforening(2015) *Vejledning om finansiering på integrations-området .*
- Social- og Indenrigsministeriet(2020) *Virkning af reform af tilskuds- og udligningssystemet.*
- 倉地真太郎（2022）「都市の移民ニーズと財政調整制度ーデンマークのオペアをめぐる「論争」」日本財政学会第79回大会@東洋大学白山キャンパス、2022年10月8日。
- 倉地真太郎（2019）「デンマークにおける地方税、政府間協議制度、課税自主権に関する研究ー分権的システムの再検討のために」、後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』2019年12月号、第110巻、pp.84-102
- 自治体国際化協会『デンマークの地方自治～地方自治体改革の経緯と現在の自治体取組事例～』Clair Report No.445(May 30,2017)

ー各種HPや新聞資料

- BUPL HP
- Denmark Statistics HP
- Indenrigs og boligsministeriet HP「IMs Kommunale Nøgletal」
- *Politiken*

36

サードプレイスと地方財政：「子どもの居場所」をめぐって

東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科　佐藤 滋

地方行財政ビジョン研究会、2023/12/18

1

ご依頼の内容：子ども・若者政策に関する現金給付と現物給付（理論編）

- 現金給付と現物給付の違いによって、国と地方の負担区分はどう異なるべきなのか。
- 例えば、「現金給付は地域の実情に応じた裁量を発揮する余地が乏しいと考えられるため、国が一律で財源を保障すべき」「現物給付は地域の実情に応じた裁量を発揮する余地が大きいと考えられるため、地方負担を導入（または一般財源化）すべき」といったような考え方もあり得るのだろうか？

2

本報告の概要

- 本報告では、子ども・若者政策のうち、**子ども政策に焦点**をあてる。特に、**コミュニティ＋社会保障のハイブリッドである「子どもの居場所」を中心に**論じる。「子どもの居場所」とは何か（阿比留 2022）ということよりも、**「子どもの居場所」に関わる主体の多様性に注目しながら、財政支援の現状や課題**を示すことが課題。

- なお本報告は、佐藤（2022）（2023）に加え、足立区役所あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課、一般社団法人「子どもの居場所まーる」へのヒアリングの成果を含んでいる。

1. 対象としての「子ども」と「若者」

「ふさわしさの基準」と救済に「値する」貧困層

佐藤 滋（2022）より

ふさわしさの基準	
コントロール	陥った環境に対して、被援助者自身の力のみでは対応しきれないと考えられるほど、より救済に「値する」とみなされる。
必要性	被援助者のニーズが急を要するものだと考えられるほど（略）
アイデンティティ	被援助者のアイデンティティが「私たち」に近いほど（略）
態度	支援者に対する被援助者の態度に、従順さや感謝の気持ちが感じ取れるほど（略）
互恵性	被援助者が社会に貢献・義務を果たしていると考えられるほど（略）

- 歴史的に各国とも、上記の基準を数多く満たす**子ども**・高齢者・障がい者に対して政策が優先的に展開。
- 対して、**若者・現役層**はどうか？

5

給付ごとの支持・不支持

佐藤 滋（2022）（2023）より

		医療	教育	年金	失業給付
基本統計量	有効回答数	47485	47306	47178	45327
	平均値	1.89	1.94	2.03	2.66
	中央値	2	2	2	3
	分散	0.693	0.72	0.766	1.148
支出への支持・不支持（%）	支出を増大する	79	75	71.1	43.3
	現状維持	17.5	21.8	25	37
	支出を削減する	3.5	3.2	3.9	19.7

- 注1）データはISSPのRole of Government 2016で、調査対象国の数値を全てプールしたもの。
- 注2）表中の「支出を増大する」はSpend much moreとSpend moreの合計、「支出を削減する」はSpend lessとSpend much lessの合計。

（イギリスでは・・・子どもや高齢者の貧困率が減少、対して、子どものいない現役層の貧困率が増大）

6

社会規範（互恵性）と所得再分配政策への支持・不支持

佐藤 滋（2022）より

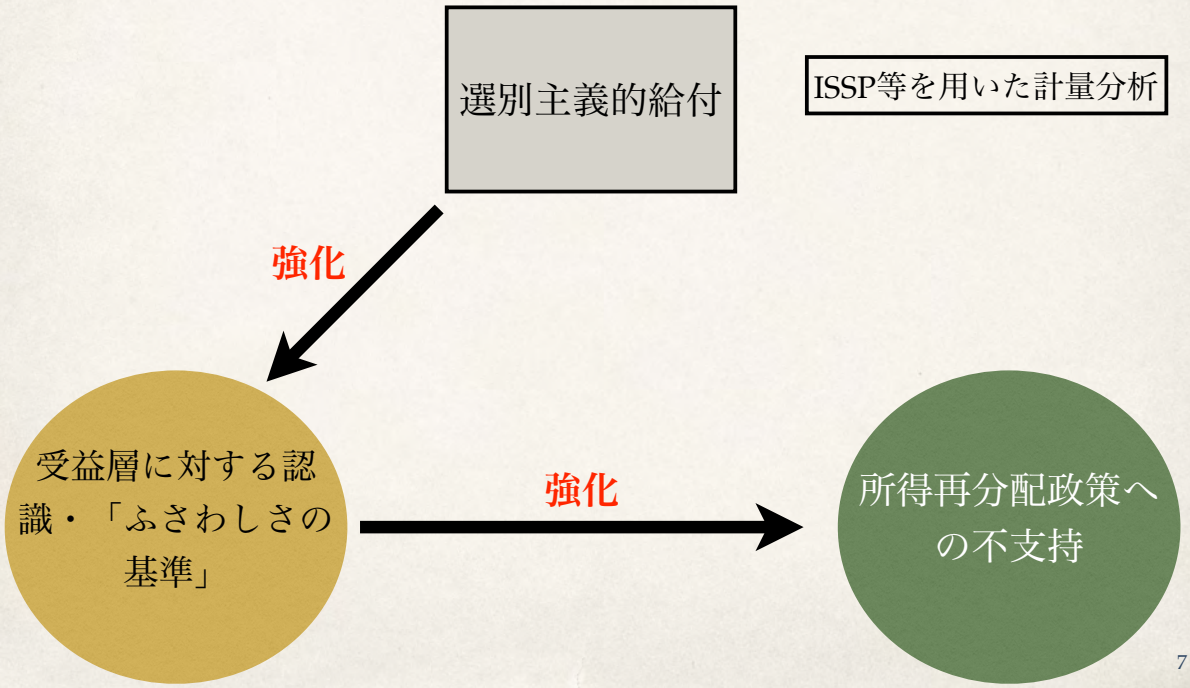

7

子どもの居場所：セーフティネットの「事前」への遡及＋コミュニティの形成支援

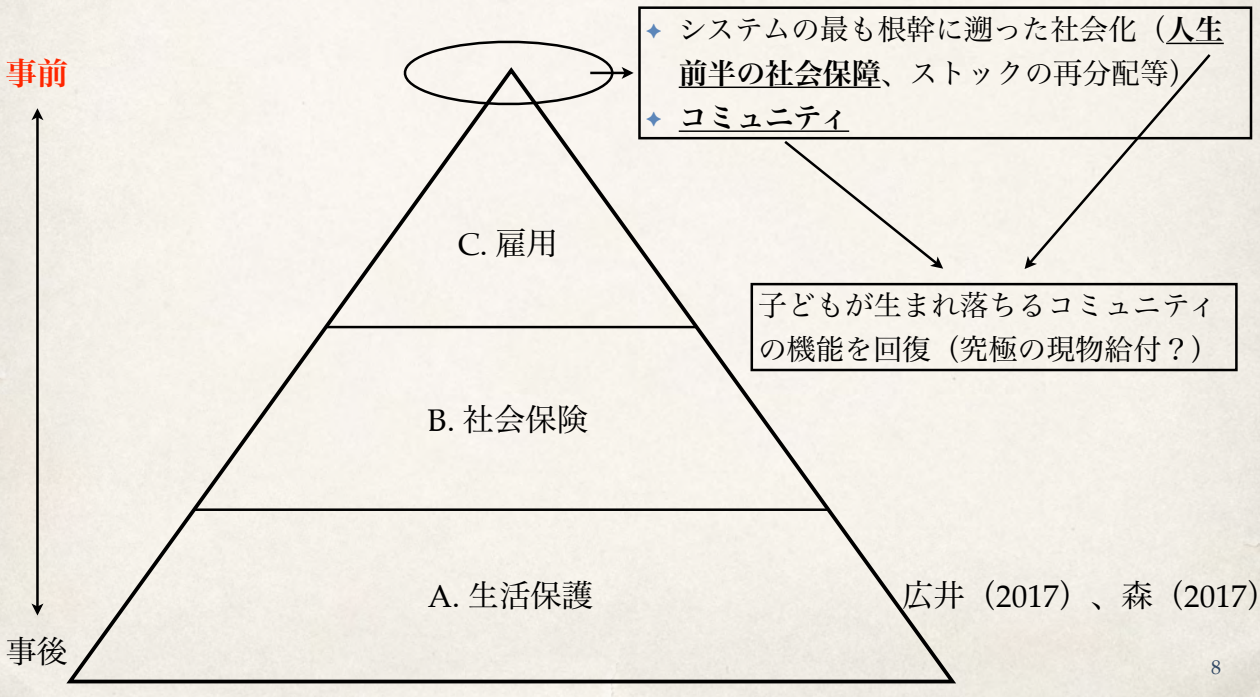

広井（2017）、森（2017）

8

2. なぜ「子どもの居場所」なのか？

9

「逆境を乗り越える力」を育む子どもの居場所

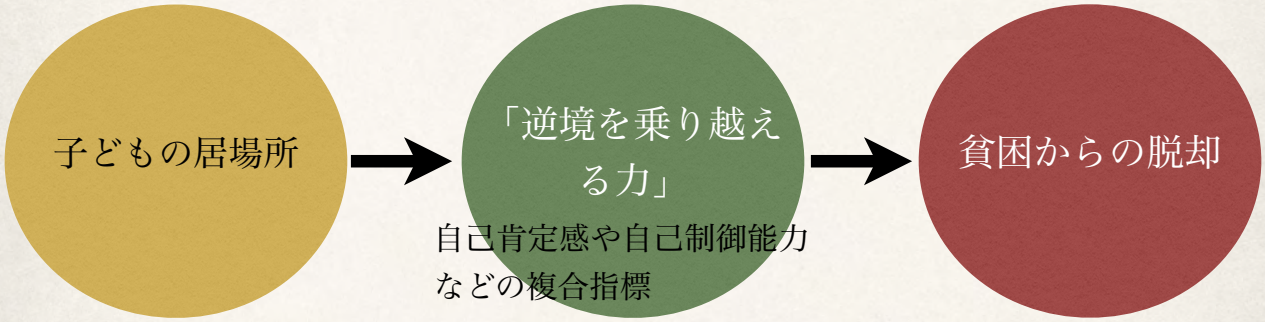

足立区（2016a）（2020）

居場所の種類			
児童館	公民館・図書館	ユースセンター/青少年拠点	プレーパーク
放課後児童クラブ	フリースペース	こども食堂	多世代・異年齢交流
学校内の居場所	学校と連携した居場所	学習支援	ひきこもり・不登校支援
障害児支援	社会的養護	困難を抱えるこども・若者	性的マイノリティ

こども家庭庁（2023）

10

補足：「逆境を乗り越える力」とは？

足立区（2016b）

	いいえ	どちらかといえばいいえ	どちらかといえばはい	はい	※回答なし
(ア) 自分に、自信がありますか	1 7.3%	2 21.2	3 38.0	4 31.6	1.9
(イ) たいていのことは、人よりうまくできると思いますか	1 12.7%	2 28.7	3 42.3	4 14.0	2.2
(ウ) 自分には、人にじまんできるところがたくさんあると思いますか	1 13.1%	2 26.6	3 34.8	4 23.0	2.4
(エ) 何をやってもうまくいかないような気がしますか	1 38.6%	2 35.8	3 15.5	4 7.7	2.4
(オ) 今の自分に、まんぞくしていますか	1 12.0%	2 16.9	3 29.8	4 39.0	2.4
(カ) 自分はきっと、えらい人になれると思いますか	1 32.2%	2 31.8	3 24.7	4 8.1	3.2
(キ) 自分は、あまり役に立たない人間だと思いますか	1 38.2%	2 38.0	3 13.1	4 8.2	2.4
(ク) 自分の意見は、自信をもって言えますか	1 13.9%	2 27.7	3 27.3	4 28.1	3.0
(ケ) 自分にはあまりいいところがないと思いますか	1 40.3%	2 33.7	3 14.8	4 7.7	3.6
(コ) しっぱいをするのではないかと、いつもしんぱいですか	1 32.6%	2 23.6	3 21.3	4 19.7	2.8

11

居場所事業に対する補助（例1）

内閣官房こども家庭庁設立準備室（2023）

- 社会的養護自立支援事業：国 1/2 、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
- 母子家庭等対策総合支援事業費補助金（子どもの生活・学習支援に対して）：国1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2
- ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業：10/10
- 支援対象児童等見守り強化事業：（アウトリーチ型／居場所型の場合）2/3
- 放課後児童クラブ：（施設整備費に対して）国・市町村・都道府県が各1/3ずつ、（運営費に対して）国1/6、市町村1/6、都道府県1/6、保護者1/2

12

居場所事業に対する補助（例2）

内閣官房こども家庭庁設立準備室（2023）

- 学校と連携した居場所：（コミュニティ・スクールに対して）国・市町村・都道府県が各1/3ずつ
- 児童館：（施設整備費に対して）国の補助1/3。（運営費に対して）地方交付税措置。
- 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業：（整備費に対して）国2/3、市町村1/12、事業者1/4。（運営費に対して）国1/2都道府県1/4、市町村1/4
- ＮＰＯ等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業：10/10相当（子ども・子育て支援対策推進事業費補助金にて定額）

13

3. 子どもの居場所の多様性と財政措置

14

居場所に関わる主体の多様性

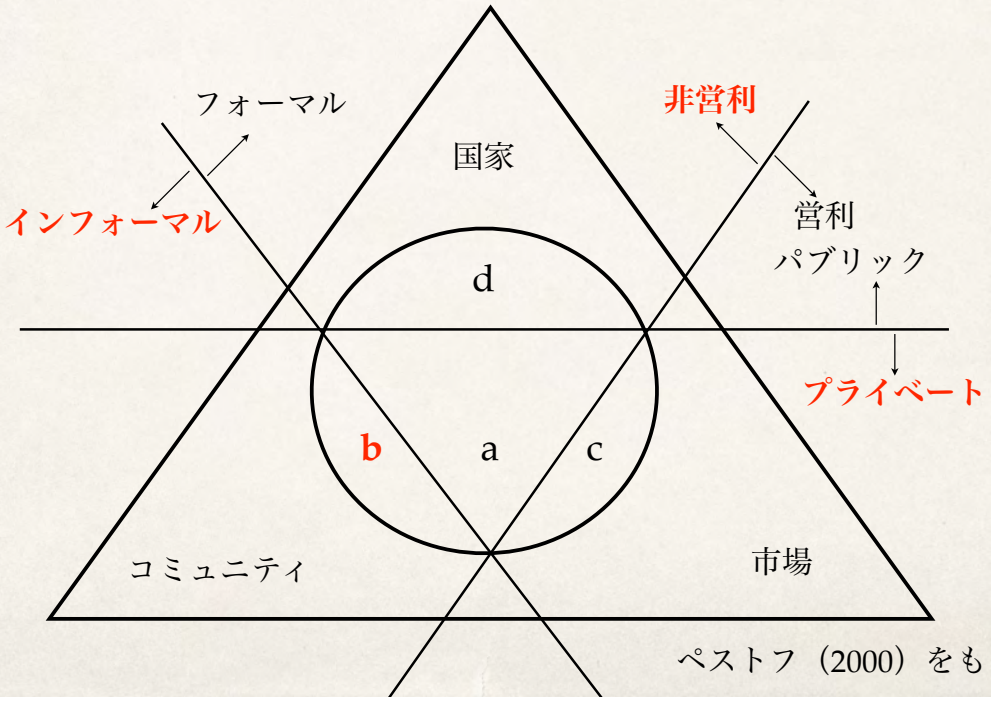

ペストフ（2000）をもとに作成

子どもの居場所の分類

（佐藤による暫定的な分類）

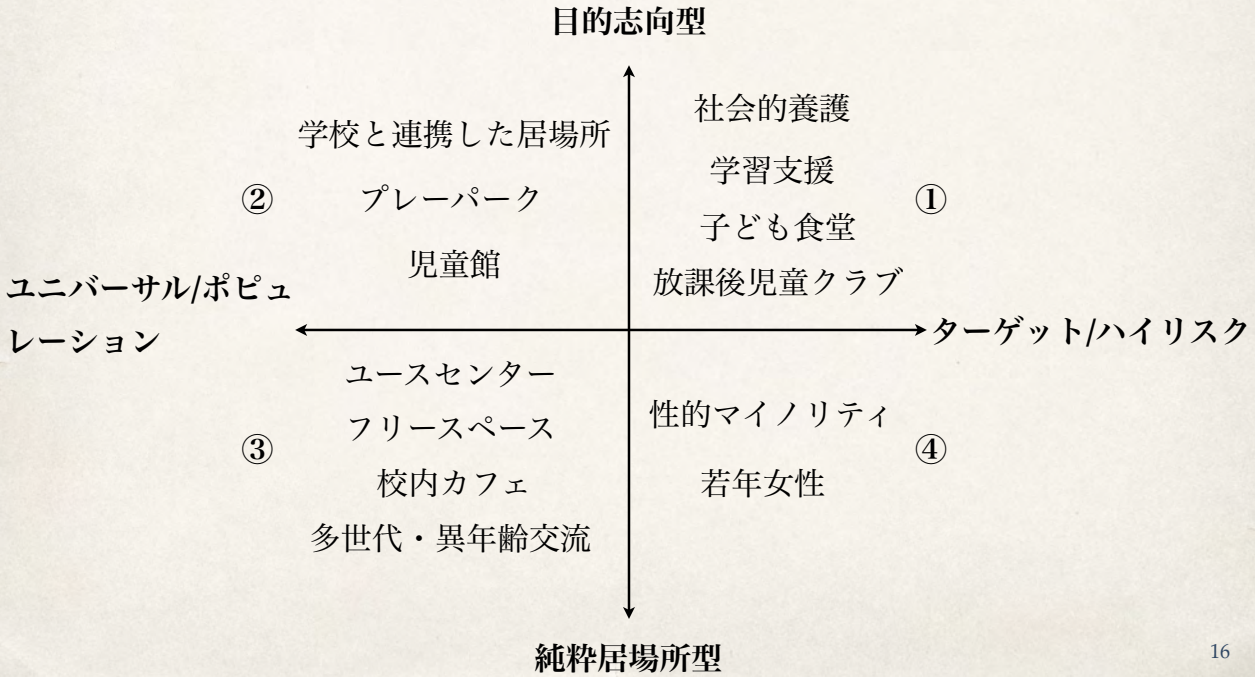

16

居心地のよい居場所と人への支援の不足

こども家庭庁（2023）

- **子どもの声**：居場所の雰囲気は「人が作り上げる」。事業内容よりも、自分を受け入れてくれる「誰か」がいることが大切。
- **課題**：居場所事業への助成がそもそも少ないが、特に人件費の不足が問題。例えば、ユースワーカーに十分な報酬が支払われていないこと、また単年度雇用が多く、支援する側も支援が必要であるという矛盾がある。結果として、子どもとの継続的な関係構築が困難に。

17

居心地のよい居場所と成果主義との不調和

こども家庭庁（2023）

- **支援者の声**：「居ることの意味を問われない」ということが大切。評価のまなざしにさらされている社会の中で、そこから解放されるという意味での自由、意味を問われないというのが、狭義での教育とは異なる、居場所の重要な要素。
- **課題**：行政の委託で居場所を運営すると、仕様書基準に沿っているかどうかや、目に見える数量的な成果（利用人数など）を求められる。そのため、居場所の本来の自由な形や、こども・若者ファーストの形を守っていけるのか懸念がある。居場所に、何らかの成果主義を求めないことも大切。

18

居心地の良い居場所を作ること≒居心地の良いコミュニティを作ること

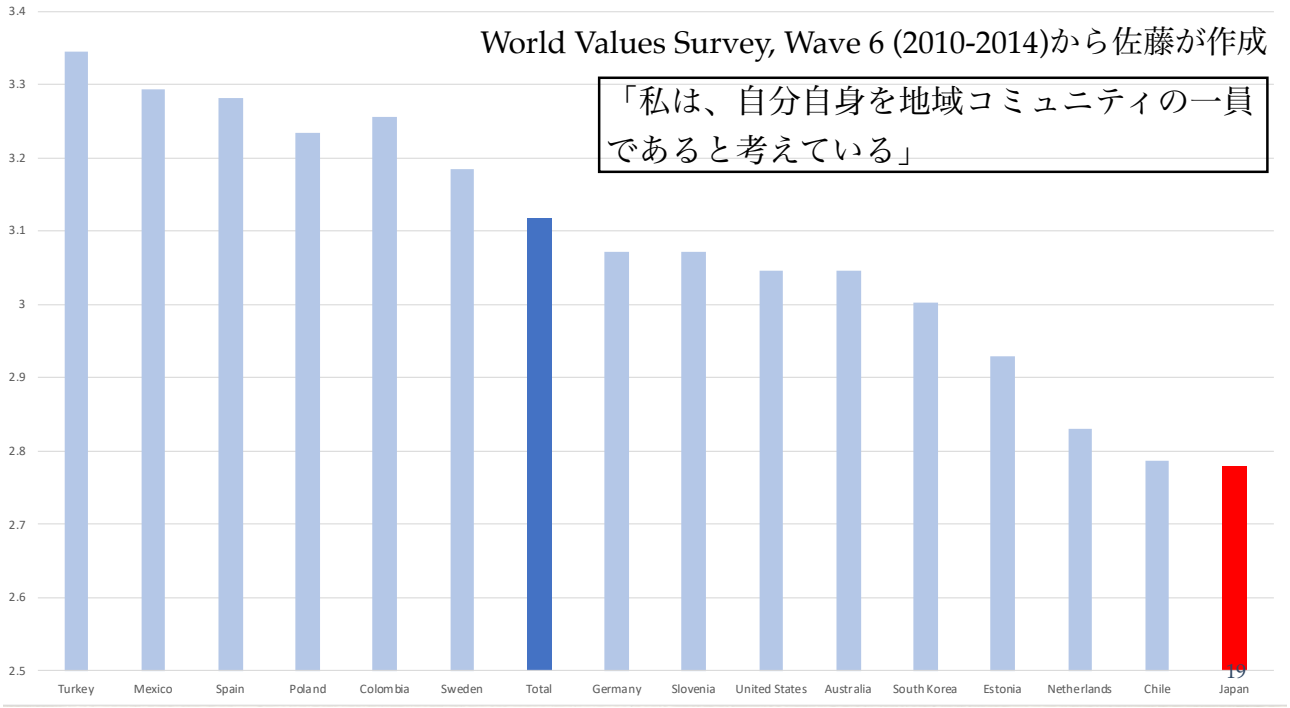

参考文献（1）

1. 足立区（2016a）『子どもの健康・生活実態調査』
2. 足立区（2016b）『子どもの健康・生活実態調査：質問票』
3. 足立区（2020）『第2期 子どもの貧困対策実施計画』
4. 阿比留久美（2022）『子どものための居場所論』かもがわ出版
5. こども家庭庁（2023）『こどもの居場所づくりに関連する資料』
6. 佐藤 滋（2022）「納税者の同意における自己利益と互恵性：所得再分配政策の支持要因をめぐって」『財政社会学とは何か：危機の学から分析の学へ』有斐閣

参考文献（2）

7. 佐藤 滋（2023）「ニューレイバーの税・社会保障政策と『救済に値しない』貧困層」『揺らぐ中間層と福祉国家：支持調達の財政と政治』ナカニシヤ出版

8. 内閣官房こども家庭庁設立準備室（2023）『こどもの居場所づくりに関する調査研究』

9. ビクター・A. ペストフ（2000）『福祉社会と市民民主主義－協同組合と社会的企業の役割』日本経済評論社

10. 広井良典（2017）『福祉の哲学とは何か－ポスト成長時代の幸福・価値・社会構想』ミネルヴァ書房

11. 森 裕之（2017）「地方財政論の共同体主義による再規定－メリット財を手がかりとして－」『政策科学』 24 (3)、309-330頁

12. レイ・オルデンバーグ（2013）『サードプレイス－コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房

フランスの子ども・子育て施策
～国と地方の役割分担に焦点を当てて～

帝京大学経済学部　小西　杏奈

2023年12月18日＠総務省（２号館）低層棟102会議室
2023年度　第4回ビジョン研究会

本報告で解説したいこと

フランスは、出生率の低下に対して早期に取り組み、一定の成果を挙げる国として日本でも注目されている。こうしたフランスにおける少子化対策・子育て支援施策はどのようなものなのか。以下の3つの観点から国と地方の役割分担に着目しながら解説する。

1. 金銭的給付・費用負担軽減
2. 現物および対人サービスの供給、仕組みづくり
3. その他の要因：労働時間や休暇取得など

OECD諸国の2021年の合計特殊出生率

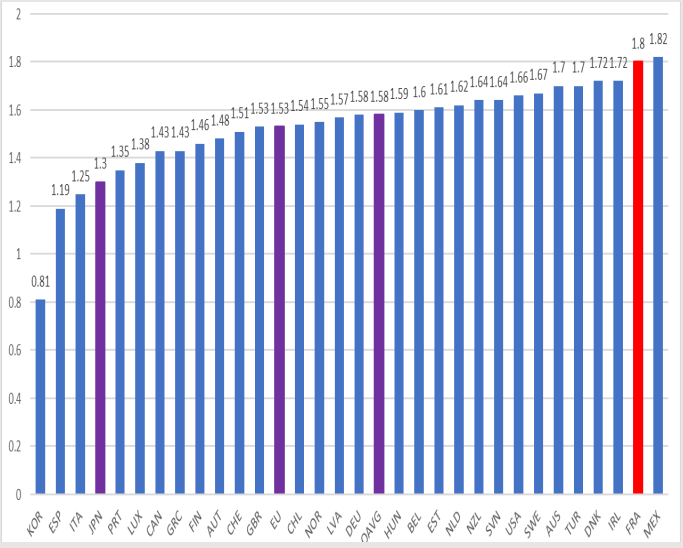

（出典）OECD Data Fertility rate

日本ではフランスの出生率の高さや少子化対策に
関する書籍が数多く出版されている

本日の報告の流れ

1．フランスの地方自治体と地方財政の概要

2．フランスの子育て支援の特徴と様々なアクター

3．金銭的給付・費用負担軽減：多様なケースに対応する多様な給付

4．現物および対人サービス、その他の仕組み

むすびに代えて：子育て支援政策の費用は誰が負担するか、CSGについて

フランスの地方自治体と地方財政の概要

地方自治体制度の概要

○憲法第72条1項に規定されている地方自治体

レジオン（州・地域圏）18（13）
デパルトマン（県）100（95）
コミューン（市町村）34,955
※カッコ内は本土のみ、2022年1月1日現在。

+ **広域行政組織：コミューン間広域行政組織（EPCI）**
メトロポール（Métropole）
大都市共同体（Commuanuté urbaine）
都市圏共同体（Communauté d'agglomération）
コミューン共同体（Communauté des communes）
※人口規模の大きい順

全国のほぼすべてのコミューンがいずれかのコミューン間広域行政組織に属している。 課税権を持っているEPCIは全国で1254。

（出典）gouvernement.frホームページ « Avant/après : la carte animée de 22 à 13 régions »

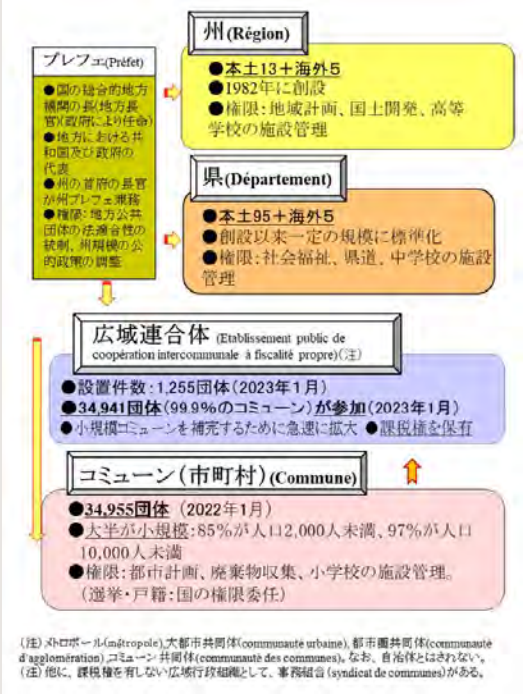

（出典）自治体国際化協会パリ事務所（2023）、p.14。

フランスの地方自治体の仕組み

地方分権改革の流れと国と地方の役割分担

地方分権改革：ミッテラン大統領の時代（1982年～）

- 国の代表である地方長官（プレフェ）の県の執行機関としての権限廃止
- 市町村長の国の代表としての性格が弱まり、自治体の執行機関になる
- 県議会議長の権限強化
- 包括的権限移譲　…**州は土地開発・整備、県は社会福祉事業、コミューンは都市計画・住民サービス**

☞ **憲法第1条「分権化された単一国家」　（2003年3月28日改正）**

➡ 2010年代も地方分権改革が継続（オランド政権）

地方自治体間の役割分担の例

	コミューン	県	州
教育	小学校（設置）	中学校（設置）	高校（設置）
福祉・衛生	社会福祉センター	給付、母子保護局	ー
保育等	公立施設設置、補助	許認可、監督、公立施設設置、補助	ー

（出典）自治体国際化協会パリ事務所（2023）、p.15-16.

財政から見る国と地方の役割分担

機能別支出の割合（2021年、%）

	中央政府	地方政府	社会保障基金	一般政府合計
合計	100	100	100	100
サービス一般	22.6	18.2	0.6	9.8
国防	7.2	-	-	3.0
治安	5.6	3.1	-	2.9
経済政策	20.6	20.2	0.1	11.6
環境保護	0.7	7.9	-	1.8
住宅・集合施設	1.5	8.2	-	2.1
健康	2.3	0.7	32.5	15.6
レジャー・文化	1.8	8.9	-	2.4
教育	15.6	13.6	-	8.9
社会保障・社会福祉	22.1	19.2	66.7	41.9

（出典）DGCL(2023), p.39.

コロナ禍、地方自治体の財政状況は悪化しなかった

公的財政収支の推移（対GDP比%、2014年ベース）

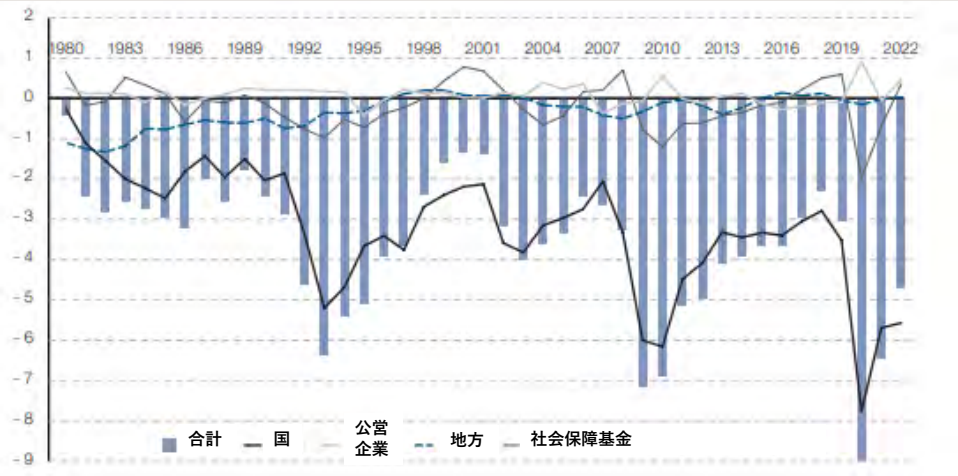

（出典）DGCL(2023), p.38.

財政から見える国と地方の関係

・公的支出に占める地方自治体の支出の割合は日本と比べて低く、近年その割合は低下傾向にある。

・地方税を徴収するのは国の機関であるDGFiP（公共財政総局、経済財政省管轄）で、地方自治体は徴収していない。

・地方自治体の自主財源である地方税からの収入は減少しているが、付加価値税の税収の一部が譲与税として地方税収減少分を上回る収入を地方自治体にもたらしている。
➡地方自治体の財源保障と歳入の自治の縮小

公的支出に占める地方自治体の支出の割合の推移(%、2014年ベース)

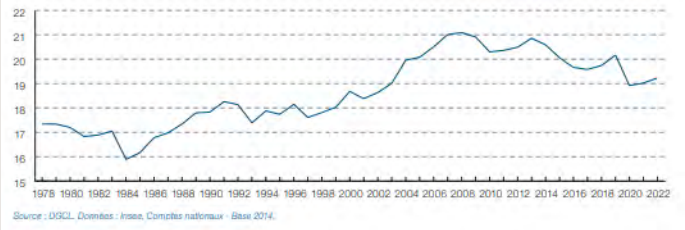

（出典）DGCL (2023), p.34.

地方自治体の収入構造の変化（2014年・2017年・2021年、10億ユーロ）

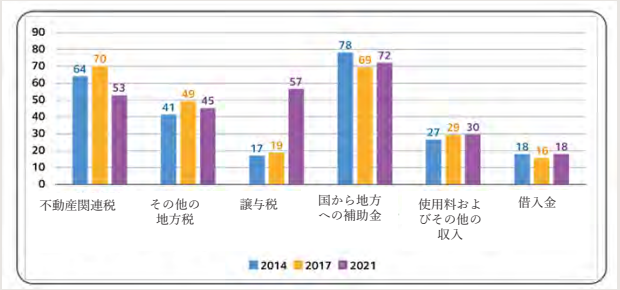

（出典）Cour des comptes (2022), p.23.

フランスの子育て支援の特徴と様々なアクター

フランスの子育て支援の特徴と歴史

- 子育て支援・少子化対策を「**家族政策**」の枠組みの中で行っている
- 子育てをするか就労をするかについて「**自由選択**」

1910年代	地方の民間レベルで多子家族への手当の支給
1932年	ランドリ法の制定（子どもを持つ世帯への手当の支給が全国的に一般化）
1938年	政令法による家族手当の支給（最初の公的措置）
1939年	家族問題担当閣外相の設置
1946年	家族係数（税制上の優遇策）制度の導入
	家族給付制度の拡充（家族手当、単一給手当、産前手当、出産手当の創設）
1948年	家族給付への住宅手当の導入
	社会保障費のうち家族部門に関連するものが５割を占める
1981年	家族係数制度の拡充（第３子以降の係数を0.5 から１に引き上げ）
1982年	「家族会議」の開催
1980年代	家族手当全国金庫による保育施設拡大の促進
1985年	乳幼児（３歳未満）を養育する世帯への直接支援の拡充（乳児手当、養育手当）
1990年	認定保育ママ雇用に対する援助の創設
1990年	「家族会議」の法制化（ヴェイユ法）
1994年	養育手当の拡充
2003年	乳幼児受入手当の創設
2005年	出産育児と就労に関する選択肢を拡充
	乳幼児の受入体制の拡充
2008年	人口・家族高等評議会と家族会議に代わる「家族高等評議会」の創設
2021年	父親休暇の取得義務化

（出典）自治体国際化協会パリ事務所（2023）、p.11

- **19世紀末～1960年代**

民間団体や企業（多くはカトリック系）による**貧困世帯**への支援。戦後はフランスの社会保障の半分が家族政策に。

・**出産奨励**
・**出産・教育による経済的負担の軽減**
　女性は家庭に留まる

- **転換期：1970年代～**

・共働き世帯の増加、晩婚化、離婚の増大
➡　**女性の社会進出**
　ワークシェア、労働時間規制

- **拡大期：1990年代～**

・**出産育児と就労に関する選択肢を拡充**
・**父親休暇の取得義務化**
　家庭と仕事の両立、
　困難家庭への支援の強化

（出典）富士谷・伊藤（2014）, p.166

フランスの未就学児に対する公的支出の規模は国際的に見ても大きい

3歳未満の子どもおよび未就学児に対する公的支出がGDPに占める割合（2011年）

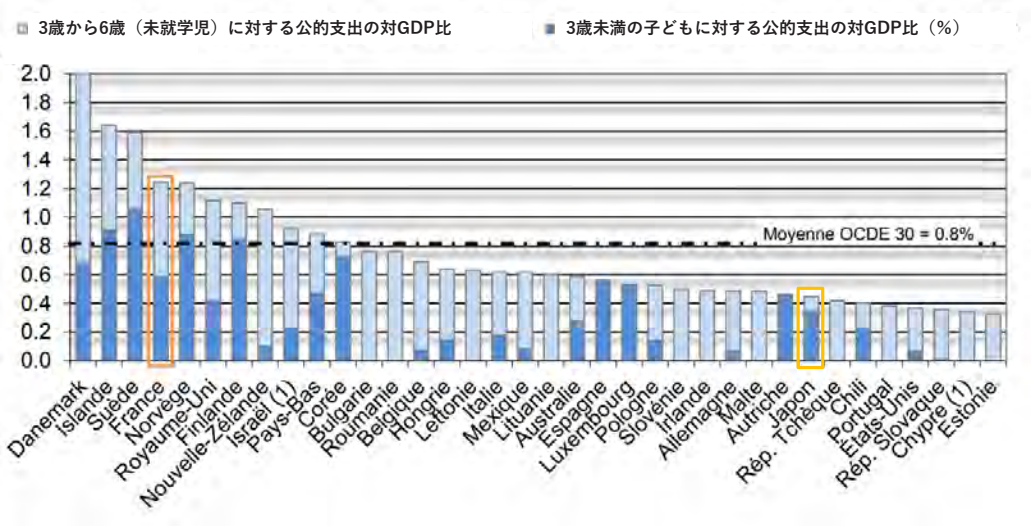

（出典）OCDE (2015), p.5。

家族政策を行う様々なアクター：国レベル

● **省庁**

・首相付き子ども担当政務長官事務局
・連帯・家族省
・国民教育・若者省　※学校教育の方針・指導内容、教員の人事・給与などは国レベルで決定される

・社会結束総局(Direction générale de de la Cohésion sociale, DGCS)
障がい者や高齢者の自立、女性の権利と男女間の実質的な平等、子ども・弱者の保護を担当。部局間の連携、省庁横断的重要課題担当。関連する地方外局の管理も行う。DGCSは、以下の省庁等の組織の管轄下に置かれている。
連帯・家族省、労働・完全雇用・労働参入省、国民教育・若者省、
首相付き男女平等・差別排除担当省、連帯・家族大臣付き障がい者担当省、
首相付き子ども担当政務長官事務局

家族政策を行う様々なアクター：国レベル

● **全国家族手当金庫（CNAF）**
家族政策の給付全般を担当する公的機関であり、その活動の範囲は社会保障法典によって決められている。**家族政策や社会福祉施策の策定を担う**。CNAFの地域支部（県単位で設置）である「CAF」（後述）は、フランスの人々の間では家族政策関連の給付全般を指す言葉としても日常的に用いられる言葉である。CNAFはCAFに予算配分を行うだけでなく、大規模な機関投資も行っている。

● **家族・子ども・高齢者高等評議会（Haut Conseil de la famille, d'enfance et de l'âge）**
2016年12月に首相管轄の評議会として創設。男女同数のメンバーで構成され、国民レベルの議論の活性化や政策遂行に必要な専門知識を提供、諮問などを行う。

● **全国家族協会連合（UNAF）**
国籍を問わずフランスに在住1800万全ての**家族を代表する団体**として位置づけられている。正会員として100の県家族協会連合（UDAF)、22の州家族協会連合（URAF)、7つの一般家族団体、19のテーマ別団体（教育、人材育成、社会福祉、ひとり親世帯など）がある。

家族政策を行う様々なアクター：州レベル

- **州議会**

州議会は家族政策において特段の権限を持たないが、子どもに関連する施策としては高等学校の建設・維持などハード面の管理を行っている。

- **州健康局（ARS）**

州レベルの公衆衛生・健康に関連する政策を担当。連帯・家族省の管轄下に置かれる。コロナ禍の感染拡大予防など危機の時期においても重要な役割を果たす。ARSは、国会議員だけでなく地方議員、利用者の代表によって構成される地域保健医療評議会を設置し、地域の医療ニーズの調査等を行う。

- **州経済社会環境評議会**

予算や州議会の政策の方針などについて州の関係する公的機関に対し州レベルの諮問機関としてて意見を出す。

家族政策を行う様々なアクター：県レベル

- **県議会**

1980年代以降の地方分権改革で、県の社会福祉分野の権限は大きく拡大。子どもに関する施策として、児童社会扶助、母子保護、養子、経済的困難を抱える家族への支援を行う。これに加え、中学校のハード面の管理、障がいを持つ生徒の通学の支援も県の管轄。各県に設置された**母子保護局（PMI）**を通じて、母子の保健・健康に対する責務を担い、関連するサービスは全て無償で提供される（6歳未満の子どもが対象）。

(1)妊婦、親、６歳未満の子どもからの相談対応、医療・社会面からの予防・経過観察、家族計画や家族教育に関する支援
(2)認定保育ママ（後述）の認可申請審査とその研修、認定保育ママや６歳未満の子どもを受け入れる保育施設及び保育サービスの監督・監視など。
(3)危険な状況にさらされている未成年者の予防とケアを行う。

- **家族手当金庫（CAF）**

家族政策・社会政策に関連する現金給付を管轄。地域の社会福祉政策を20程度の法的給付を結び付けながら総合的なサービスを供給する（家族、両親への支援、離別時の支援、住宅、社会生活、連帯、障害に関する領域を担当）。地方自治体が児童のための保育施設や余暇施設の建設や開発に用いられる費用の支援や財政的援助も行う。これらの政策はそれぞれの県の特徴に合わせて実施される。

家族政策を行う様々なアクター：県レベル

- **県家族サービス基本計画室**

国の出先機関である県単位事に置かれている**プレフェの管轄下**で、家族政策の発展を通じて地域・社会的格差の是正に取り組む。CAFの主導で、これらの政策に関連するアクターと連携をしながら、とくに小さい子どもとその両親の支援に当たり、教育問題の解決や両親の役割の強化を図る。

- **UDAF（UNAFの県レベルの組織）**

UDAF は、**家族の利益を県レベルで代表する組織**である。保護対象の成年者の後見、社会保障サービスの後見、家族への経済的アドバイス、家庭内の仲介など、国から委託された様々な役務・サービスを管理している。家族協会の事業の資金調達は家族給付の一部を充当した特別な基金から行われる。県レベルの家族関連のアソシアシオンの連携やその強化を支援する。

家族政策を行う様々なアクター：
コミューン・コミューン間行政組織レベル

- **コミューン及びコミューン間広域行政組織**

保育学校（3歳～義務教育）・小学校、学校食堂、課外活動、乳幼児の託児方法、居住、公共サービスへのアクセスに関する権限を有する。社会福祉の対象である乳幼児の保育は任意権限であり、コミューンによってカバーする範囲が大きく異なる。

- **コミューン及びコミューン間行政組織社会福祉センター（CCAS／CIAS）**

高齢者、障がい者、困難を抱える家族・子どもなどの社会的弱者に対する支援・援助を行う。

・義務的任務：福祉ニーズ分析、福祉サービス申請の審査、安定した住居をもたない人への住所指定等
・任意的任務：食品配布、保育所・高齢者向け住宅の管理、在宅サービス

社会福祉センターの政策の決定機関は、コミューン長またはコミューン間行政組織の長を長とし、UDAFによって提案された家族の代表を含む関連アソシアシオンの代表によって構成される。

※サービスの供給は、**非営利団体を中心とした民間部門**によって行われることもある。

- **アソシアシオン（association）**

民間の非営利団体の総称で、医療・福祉・社会的連帯・スポーツや文化活動など様々な分野で現場レベルで直接的な支援を行い、地域レベルにおいてはひ生王に重要な役割を担っている。。国や地方自治体はこのアソシアシオンと、法的に定められた枠組みに基づいて支援を行っている。

金銭的給付・費用負担軽減

多様なケースに対応する多様な給付

家族制度に関する給付の概要

- **家族手当金庫（CAF）について**

【歴史】起源は19世紀半ば。CAFの正式な創設はフランスの社会保障制度ができた1945年10月4日政令

【役割】家族政策・社会政策に関連する現金給付。地域の社会福祉政策を20程度の法的給付を結び付けながら総合的なサービスを供給（家族、両親への支援、離別時の支援、住宅、社会生活、連帯、障害に関する領域を担当）。地方自治体が児童のための保育施設や余暇施設の建設や開発に用いられる費用の支援や財政的援助も行う。この政策はそれぞれの県の特徴に合わせて実施される。

- **CAFからの給付について**

社会保障法典第512-1条

「フランス国籍を有する者およびフランスに居住する者で、フランスに居住する一人または複数の子どもを扶養するすべての者は種々の家族給付を受給することができる。」

対象となる子どもの年齢制限

・**20歳まで**：就労をしていないまたは就労していても最低賃金（社会保険料支払い後）の78％（=1070.78€）を超えない報酬（社会保険料支払い後）しか得ていない者。

・住宅手当および家族補足手当については21歳とする。

給付額の決定

種々の家族制度関連給付の金額はBMAFと呼ばれる金額に対するパーセンテージで決まる。2023年4月1日時点のBMAFは445.93€で、この金額は物価上昇などを基準に毎年4月に見直される。

家族手当金庫（CAF）による子育てに関する金銭的給付

家族手当	二人目の子以降毎月支給される。受給者の所得制限はないが、世帯所得や扶養する子どもの数に応じて支給額が変わる。
定額手当	扶養する子どもが3人以上で、そのうちの子どもが20歳に達しても両親宅に住み、かつその子の毎月の職業収入が1070.78ユーロ以下の場合に支給される。
家族補足手当	3歳から21歳の子どもを3人以上扶養する世帯に対して支給される。扶養する子どもの家族と家族構成によって異なる所得制限がある。
家族扶養手当	親の死亡・認知拒否などにより、一方のないし両親からの支援を受けられない20歳未満の子を育てている場合に、支給される。また、もう一方の親から養育費を受取っているもののそれが低額ないし部分的である場合についても、受給が認められる。
障がい児養育手当	20歳未満の障害児を扶養する者に対し，その教育・介護を支援するための手当で、所得制限はない。
付き添い日額手当	重い病気・事故・障害などに苦しむ20歳未満の子に付き添い、そのために職業活動を中断せざるを得ない賃金労働者に対して支払われる。3年間で310日取得可能な付き添い休暇の取得が必須。
乳幼児受入れ給付	出生ないし養子縁組により新たに子ども迎え入れた家族を対象にその扶養負担を補うための給付。以下の4つがある。
出生一時金・養子縁組一時金	子の出生に伴って支給される手当。生まれる子どもの数に応じた所得制限があり、両親ともに働いている場合、またはひとり親の場合は支給が増額される。
基礎手当	子どもの養育や教育にかかる費用を補填するための手当。出生一時金・養子縁組一時金と同額の所得制限がある。出生の場合は子どもが3歳になるまで、養子縁組の場合は、子の受け入れから3年間（ただし子どもが20歳になるまで）毎月支給される。
育児分担給付（PreParE）	子が3歳になるまで（養子縁組の場合は20歳になるまで）の期間、子どもの面倒をみるために両親が就労を停止したあるいは就労時間を減らした場合に支給される。所得制限はない。受給条件は最初の子については直近2年間で、2人目については直近4年間で、3人目以降については直近5年間で８四半期以上、年金保険料の支払いをしていたことが要件となる。
保育方法自由選択補足手当	認定保育ママの雇用または自宅保育によって発生する負担(保育ママまたは自宅保育者の報酬の一部、社会保険の使用者負担)の補償を目的とする。子が6歳未満であることと一定の職業活動が受給要件となっている。所得要件はない。
新学年度手当	6歳から18歳までの子を扶養する家族に8月に（新学期は9月）支払われる。子どもの数に応じた所得制限がある。
引っ越し費用補償一時金	子の出生に伴って引っ越しする場合、それかかった費用を補償するために支給。3人目以上の子の場合のみ支給される。所得制限がある。
子ども死亡一時金	25歳未満の子が死亡した場合に支給される。所得制限がある。この一時金は妊娠20週以降の子が対象となる。

（出典）宮本（2021），p.191-196, 神尾（2006），p. 61、Le Cleissホームページ。

家族給付金庫から支給される諸手当の内訳（2022年）

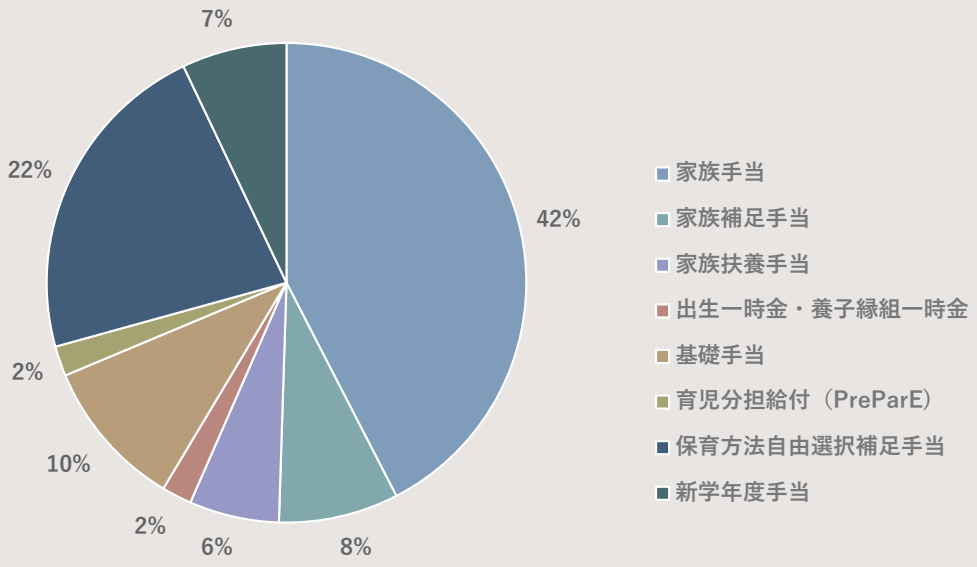

（出典）La commission des comptes de la Sécurité sociale(2023), p.96.

CAFによる給付金額一覧（単位：€）

	月額	所得制限	CRDS課税
家族手当(1)			
子ども2人	142.70	なし	対象
子ども3人	325.53	なし	対象
4人目以降（一人当たり追加）	182.83	なし	対象
14歳以上（一人当たり追加）	71.53	なし	対象
定額手当(1)	90.23	なし	対象
家族補足手当			
基準額	185.73	あり	対象
増額	275.62	あり	対象
家族扶養手当			
全額	250.84	なし	対象
一部	188.18	なし	対象
障がい児養育手当			
基準額	142.70	なし	対象外
カテゴリー１補足額	107.02	なし	対象外
カテゴリー２補足額	289.85	なし	対象外
カテゴリー３補足額	410.26	なし	対象外
カテゴリー４補足額	635.76	なし	対象外
カテゴリー５補足額	812.53	なし	対象外
カテゴリー６補足額	1210.9	なし	対象外
付き添い日額手当			
1日	62.44	なし	対象
半日	31.22	なし	対象
支出補足	121.25	あり	対象

(1)この金額は世帯収入が次の場合に適用される。子ども二人の場合は71,194€以下、子ども3人の場合は77,126€以下、子どもが4人の場合は83,058€以下、5人以上の場合は子ども一人当たりにつき5,932€ずつ引き上げられる。

（出典）Le Cleissホームページ。

	月額	所得制限	CRDS課税
乳幼児受入れ給付			
出生一時金	1024.52	あり	対象
養子縁組一時金	2049.05	あり	対象
基礎手当			
全額	185.73	あり	対象
一部	92.86	あり	対象
育児分担給付（PreParE）			
全額（就労なし）	430.86	あり	対象
一部（就労時間50%以下）	278.53	あり	対象
一部（就労時間50%以上80%以下）	160.67	あり	対象
保育方法自由選択補足手当			
直接雇用の場合			
年間収入が21,661ユーロ以下	508.54	あり	対象
年間収入が21,661-48,135ユーロ	320.67	あり	対象
年間収入が48,135ユーロ以上	192.37	なし	対象
組織が保育アシスタントを雇用している場合			
年間収入が21,661ユーロ以下	769.54	あり	対象
年間収入が21,661-48,135ユーロ	641.29	あり	対象
年間収入が48,135ユーロ以上	513.04	なし	対象
組織がベビーシッターを雇用/小規模保育園			
年間収入が21,661ユーロ以下	929.9	あり	対象
年間収入が21,661-48,135ユーロ	801.6	あり	対象
年間収入が48,135ユーロ以上	673.35	なし	対象
新学年度手当			
6-10歳の子ども	400.09	あり	対象
11-15歳の子ども	422.16	あり	対象
15-18歳の子ども	436.79	あり	対象
引っ越し費用補償一時金			
子ども3人（上限）	11070.23	あり	対象外
4人目以降（一人当たり）	89.19	あり	対象外
子ども死亡一時金			
最高額	2162.98	あり	対象
最低額	1081.51	あり	対象

最低賃金や生活費に関するいくつかの情報

18歳以上の最低賃金（月単位・年単位についてはフルタイム（週35時間））

	賃金	社会保険料支払い後賃金
時間単位	11.52€	9.12€
月単位	1,747.20€	1,383.09€
年単位	20,814.73€	16,214.00€

（出典）https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2300

※社会保険料支払い後賃金は所得税支払い前のもの

・フランスのビックマックの平均価格は5.40€ （2023年初め） ＊日本は450円。
・6個入り卵（認証なし）1.45€、 6個入り卵（認証あり）2.06€（2023/11/30時点）

※2023年12月10日時点　1ユーロ＝156.09円

家族給付制度の中心　家族手当の改革について

・1932年に国の制度として導入された家族手当
・現在、第2子から給付され、受給要件として所得制限は設けられていない（普遍主義）

2014年　社会党オランド政権時の改革
・雇用主の社会保険料拠出率の引き下げ
・家族給付部門の収入不足を国庫負担で補填
➡家族給付部門の支出抑制

➡ **家族手当の給付額を世帯収入に応じて多段階化**

2021年中の収入（2023年1月1日から12月31日までの受給算定基準）			
扶養している子どもの数	Tranche 1	Tranche 2	Tranche 3
2	< = 71 194 €	< = 94 893 €	> 94 893 €
3	< = 77 126 €	< = 100 825 €	> 100 825 €
4	< = 83 058 €	< = 106 757 €	> 106 757 €
5人以上で一人増える毎	+ 5 932 €		
2023年4月1日から2024年3月31日の受給額			
子ども2人	141.99 €	71.00 €	35.50 €
子ども3人	323.91 €	161.95 €	80.98 €
子ども4人以上で一人増える毎	181.92 €	90.97 €	45.49 €
14歳以上の子どもに対する増額	71.00 €	35.50 €	17.76 €
定額手当	89.78 €	44.89 €	22.45 €

※パリ市の場合
（出典）CAFホームページ “Les allocations familiales (AF)”

その他の子育てに関する個人の金銭的負担を軽減する措置

【医療保険関連】

・**出産休暇**：単胎妊娠（1人目・2人目）産前が6週間、産後が10週間、3人目以上は産前8週間、産後18週間、14日ごとに産休手当が加入する公的医療保険から振り込まれる。フルタイムの就労を中断する場合だけでなく、パートタイム就労や失業中でも受け取ることができる。
・**妊婦検診・出産の費用**：個人負担はなし（無痛分娩も対象）
※出産予定の医療機関から車で45分以上離れた所に住んでいる場合の出産前のホテル療養施設の利用料もカバー
・**子どもの医療費**

【学校教育費】

・3歳からの保育学校から高校までが義務教育。公立の場合は学費が無料。

● **地方自治体から家庭への補助**

・**小学校**：県によっては学校から一定の2km以上離れた生徒に支給する場合もある
コミューンによっては、一定の所得制限のもと、支給する場合もある

● **国民教育省管轄の奨学金（低所得家庭に対して支払われる）**

・**中学校**：子どもを養育する親の世帯収入が一定の以下の場合に支給される。子どもの数によって支給額が異なる（子どもが一人の場合は所得制限（年間所得）が16,885€、四半期ごとに37€～162€の支給。
・**高　校**：子どもを養育する親の世帯収入が一定の以下の場合に支給される。養育する親の世帯収入と子どもの数によって支給額が異なる（子どもが一人の場合四半期ごとに156€～331€）
・**大　学**：両親の収入が一定水準を下回る場合に支給される（年額1,454€～6,335€）。

※これに加えて、個々のコミューン、県、州が独自の奨学金を支給している場合も多い。

その他の子育てに関する個人の金銭的負担を軽減する措置

【住宅関連費】

● **家族住宅手当**

1948年に導入された家族住宅手当は、一定の所得以下の世帯に住宅に関連する費用負担（主として家賃および管理費）を補償するものとしてCAFから支給される。導入時点では、子どもを育てる世帯のみに支給されていたが、1970年代の改革で低所得者向けの住宅手当が新たに創設され、子どもを持たない世帯も住宅手当の支給の対象になった。家族住宅手当は現在でも**同居する扶養家族の数によって受給額が変わる**ことが示すように、**子育て世帯の支援**としての役割も担っている。パリを含むZone1の家族住宅手当の最高額は月額481.53€（カップル＋子ども二人の場合）

【税金関連】

● **個人所得税　N分のN乗方式**

1946年に導入された子どもを持つカップルの所得税軽減措置。

$$\text{所得税の課税所得} = \frac{\text{家族全員分の所得合計}}{\text{家族係数}}$$

所得税額　＝　課税所得×税率×家族係数

※　税率は累進的。子どもの数が多いほど税負担が下がる。

家族係数

扶養子ども数	独身または離婚	結婚してるカップル
0	1	2
1	1.5	2.5
2	2	3
3	3	4
4	4	5
以降、子ども一人当たり	1	1

（出典）Ministère de l'Economie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique ホームページ、« Quotient familial et l'impôt sur le revenu: comment ça marche ? »

● **育児・家事への補助に支払った自己負担額を税額控除**

ヌヌーや家事補助利用にかかった負担を世帯の所得税から税額控除（自己負担額の50％が上限、所得に応じた控除額上限あり）

現物および対人サービス、その他の仕組み

様々な機関と連携する地方自治体

多様な保育サービスの形態

集団保育・託児（公衆衛生法典第2324―17 条で定められているもの）	
集団保育所	2か月から3歳未満までの乳幼児が対象、最大60人までの子どもの受け入れ。子どもの数に応じた保育士や保育補助員などの有資格者の数はきてで定められる。運営は、コミューンまたはアソシアシオンによる。**母子保護局（PMI）の管理・監督下**におかれる。保育料は親の所得によって異なり、家族手当金庫やコミューンまたは県から自己負担分軽減のための補助もある。
一時保育所	臨時の集団保育所で対象は2か月から3歳までが対象。保育時間は数時間で、最大1週間当たり半日を3回分まで預けることができる。設置はコミューンまたは民間団体により、利用は両親のいずれかが働いていないかパートタイムの仕事に就いている場合に限られる。利用料金は、両親の所得によるが家族手当金庫やコミューンから自己負担分軽減のための補助がある。
家庭保育所	2か月から3歳未満の子どもを預かる。コミューンまたは非営利団体に雇用されてる職員や認定保育ママにより運営され、看護師などの有資格者が管理する。**PMIの管理・監督下**に置かれる。保育は認定保育ママの自宅で行われる。認定された保育ママが自宅で１～4人の子どもを預かる。子どもは頻繁に集団保育所に行く。保育料は両親の所得によって変動し、家族手当金庫やコミューンからの補助もある。
親保育所	直接親（非営利団体を結成すことが多い）によって運営される。親が交代で関与する形で、3か月から4歳（あるいは6歳まで）の子どもの保育を行う。PMIの監督のもと、親自身によって設立・運営される。保育所を開設するには、PMIの助言を受けている県の認可が必要。
子ども園	集団保育所と幼稚園の中間的な存在として位置づけられる保育施設である。2歳以上の未就学児や非就学時を受け入れる。定員は1施設当たり80名。有資格者の数にも規定がある。障がいのある子どもたちに対応する園もある。
小規模保育所	多様な年齢層の（生後2か月半から36か月）子どもを最大10人受け入れ。建物の安全基準などの規定あり。開設許可はPMIの事前訪問を条件とし、認可の是非が決定される。利用料は管理者が自由に決定することができるが、大多数が家族手当金庫の全国料金体系を参考に料金を設定している。利用料いついては、保育方法自由選択補足手当から最大85%までの補助を受けることができる。
複合保育施設	同一施設内に集団保育所・家庭保育所や一時保育所が共存するもの。各施設の定員は60人で生後2か月から4歳までの子どもを対象とする。保育学校入学までの期間、保護者に柔軟な保育形態を提供することを目的とする。通常の保育園より開園時間が長い（7:30-19:00など）
保育学校	**3歳から義務教育**（2019年から）
個別保育・託児	
認定保育ママ	**PMIの認可**を受け、独立してまたは保育園や一時保育所などの施設で労働することができる者。認定保育ママは、3歳までの子どもを自宅（最大4人）または「保育ママの家」（2010年創設、一つの施設内で最大4名までの認定保育ママが一緒に保育サービスを提供する施設、要PMIの認定）で預かる。雇用主は子どもの保護者で労働契約を交わす。料金は認定保育ママとの直接交渉で決まる。家族手当金庫から補助（保育方法自由選択補足手当）を受けることができる。
居宅訪問型保育	親自身が保育のために選んだ人を雇用する方法、ヌヌーと呼ばれ、必ずしも有資格であるわけではない。保護者と直接雇用契約を交わし、料金も直接ヌヌーと交渉する。**CAFからの補助のほか、自己負担分の50%を保護者の所得税から税額控除することができる**（上限有り）。
共同居宅訪問型保育	居宅訪問型保育と機能は同じだが、ヌヌーは2つの家庭と雇用契約を交わす点が異なる。CAFからの補助等は居宅訪問保育と同じ。

（出典）自治体国際化協会パリ事務所（2023）、p.23-28.

3歳未満の子どもの保育形態の推移

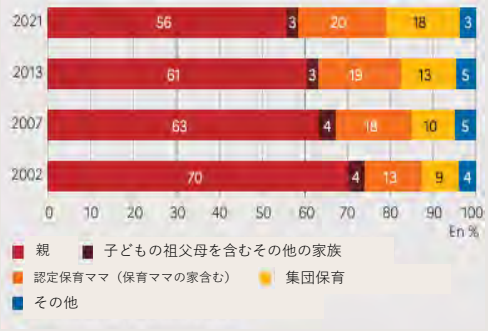

近年、認定保育ママおよび集団保育の割合が増大し、両親や家族が子どもをみる割合が減少している

→ 子どもの出生後3年以内に職場復帰または労働市場に参入する親の割合が増加

（出典）DRESS(2023), p.3。

両親の就労形態別、3歳未満の子どもの保育形態（2021年、%）

	両親	祖父母などその他の家族	認定保育ママ	集団保育	保育学校	居宅保育（ヌヌー等）	その他
最低でも一人の親が働いていないまたは失業中	85	2	5	7	1	0	0
一人の親がフルタイム就労時間の50%以下の就労	69	1	14	14	1	0	0
一人の親がフルタイム就労時間の50%以上の就労	34	4	26	26	3	0	1
両親（ひとり親の場合は親）がフルタイムで就労	23	4	38	38	4	2	0

両親がフルタイム就労の場合、認定保育ママと保育園含む集団保育施設で8割程度を占める

（出典）DRESS(2023), p.4。

子育てをしやすい環境づくりに貢献していると考えらえる制度・要因

- **相対的に短い労働時間**
法定労働時間：**週35時間、有給休暇30営業日（5週間）**
残業によって得られた収入全額所得控除（上限7,500€）
- **教育関連費の自己負担額が小さい**
※競争的な学校教育ではない
- **父親の育児休業取得義務化（2021年～）**
出生後4日間（営業日）は義務化、その後24日間取得可能
※ジェンダーバイアスを取り除くための助産師による父親教育
「子どもの生後2週間で男性を父親にする」
- **長い義務教育期間（3歳～18歳）**
・3歳になる年から義務教育（義務教育は学費無料）
・優先教育地域では2歳から義務教育化
➡早い段階での社会へのインクルージョン（フランス語教育）
- **保育園・学校における親負担軽減**
手ぶらで保育園、少ない全体行事（入学式・卒業式・運動会なし）

高等教育機関の資金源の内訳

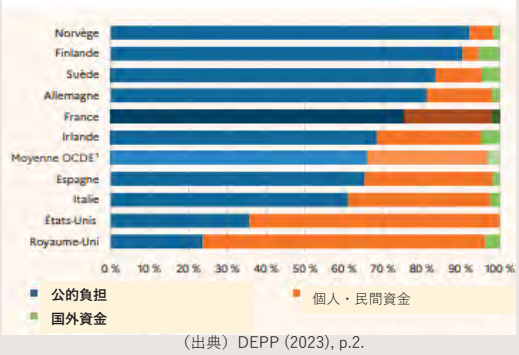

（出典）DEPP (2023), p.2.

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり）

（出典）内閣府「平成30年版男女共同参画白書」、119頁。

むすびに代えて

子育て支援政策の費用は誰が負担するか？CSGについて

出生に伴うリスクも加齢に伴うリスクも広く負担：CSG

- **フランスの社会保障基金の財源**
  63％が社会保険料
  38％が社会保障目的税（そのうちCSGが49%、VATが21%）
- **CSG（一般社会税）とは？**
  1991年にフランスに導入された社会保障目的税。**就労所得への9.2%に加え、年金所得に8.3%、失業手当などの賃金代替収入に6.2%、資産所得に9.2%、賭博からの収入に6.2%の比例税率**が課される。導入時点の税率は1.1％で徐々に引き上げられ、現在では付加価値税に次いで大きい税項目となっている。
- **CSG導入の目的**

①国際的にみて高かった**雇用主負担の社会保険料の引き下げ**
②**社会保障制度の普遍化**（雇用関係と結びつかない給付と受給者の増大）の財源を賄うため雇用主と被用者だけでなく広く国民が負担する財源の創出
③支払い上限があり就労所得だけに課される社会保険料ではなく、上限がなく資産からの所得も含めたより広い所得に課される財源を創出することで**負担の逆進性を是正**
④既存の社会保険料よりも課税ベースの広い税を用いることで、**長期的に社会保障財源を確保**

※CNAFの収入は、62％が社会保険料で、25％がCSG。

CSGの税率内訳

Taux en %

	2021	2022	2023 (p)	2024 (pl)
Maladie				
Sur les revenus d'activité	4,25	4,25	4,25	4,25
Sur les allocations chômage et les IJ	2,72	2,72	2,72	2,72
Sur les retraites et l'invalidité (taux plein)	1,88	1,88	1,88	1,88
Sur les retraites et l'invalidité (taux médian)	0,18	0,18	0,18	0,18
Sur les retraites et l'invalidité (taux réduit)	1,27	1,27	1,27	1,27
Sur les jeux (Française des jeux)	5,30	5,30	5,30	5,30
Famille				
Sur les revenus d'activité, de retraite (taux plein, médian)	0,95	0,95	0,95	0,95
Revenus sur les jeux (FFJ)	0,68	0,68	0,68	0,68
FSV				
Sur les retraites et l'invalidité (taux plein, médian)	2,94	2,94	2,94	2,94
Sur les revenus du capital	6,67	6,67	6,67	6,67
CNSA				
Sur les revenus d'activité	1,93	1,93	1,93	2,08
Revenus sur allocations chômage et IJ	1,93	1,93	1,93	2,08
Sur les retraites et l'invalidité (taux plein, médian, réduit)	1,93	1,93	1,93	2,08
Sur les revenus du capital	1,93	1,93	1,93	2,08
UNEDIC				
Sur les revenus d'activité	1,47	1,47	1,47	1,47
CADES				
Sur tous les revenus sauf les jeux (française des jeux)	0,60	0,60	0,60	0,45
Sur les jeux (Française Des Jeux)	0,22	0,22	0,22	0,22
Total				
Sur revenus d'activité	9,20	9,20	9,20	9,20
Sur revenus de retraites et d'invalidité (taux plein)	8,30	8,30	8,30	8,30
Sur les allocations chômage et les IJ	6,20	6,20	6,20	6,20
Sur revenus du capital	9,20	9,20	9,20	9,20
Sur les revenus des jeux (Française des jeux)	6,20	6,20	6,20	6,20

Source : DSS/SDEPF/6A

（出典）La commission des comptes de la Sécurité sociale(2023), p.49

参考文献

- La commission des comptes de la Sécurité sociale(2023), « Rapport à la Commission des comptes de la Sécurité sociale, Résultats 2022, Prévisions 2023 et 2024 ».
- Cour des comptes (2022), « Le financement des collectivités territoriales ».
- DGCL（2023）, « Les collectivités locales en chiffre 2023 ».
- Direction de l'évaluation, de la prospective et de la performance, DEPP (2023), « Comparaisons internationales des dépenses d'education en 2019, Note d'information », N. 23.18.
- DRESS (2023), « La part des enfants de moins de 3 ans confiés principalement à une assistante maternelle ou une crèche a presque doublé entre 2002 et 2021 », Etudes et Résultats, n. 1257, février 2023.
- OCDE (2015), « Chiffres clés sur l'éducation et l'accueil des jeunes enfants en France »
- 神尾真知子（2006）「フランスの企業と『少子化対策』」『日本労働研究雑誌』No. 553, p.56-68.
- 自治体国際化協会パリ事務所（2012）「クレアレポートNo.374　フランスの子育て支援ー家族政策を中心に」
- 自治体国際化協会パリ事務所（2023）「クレアレポートNo.542　フランスの子育て支援政策について」
- 髙崎順子（2016）『フランスはどう少子化を克服したか』新潮新書。
- 千田航（2018）『フランスにおける雇用と子育ての「自由選択」ー家族政策の福祉政治ー』ミネルヴァ書房。
- 内閣府「平成30年版男女共同参画白書」
- 冨士谷あつ子・伊藤公雄編著（2014）『フランスに学ぶ男女共同の子育てと少子化抑止政策』明石書店。
- 宮本悟（2021）「オランド政権下におけるフランス家族給付改革」中央大学経済学論纂、第61巻3・4号合併号、p.189-205。

参考URL

Collectivités locales.gouv.fr
« BIS 163 : LE NOMBRE DE COMMUNES ET D'EPCI À FISCALITÉ PROPRE »
https://www.collectivites-locales.gouv.fr/bis-163-le-nombre-de-communes-et-depci-fiscalite-propre

Gouvernement.fr
« Avant/après : la carte animée de 22 à 13 régions »
https://www.gouvernement.fr/actualite/de-22-a-13-regions

Ministère des Solidarités et des Familles
« Organisation de la direction générale de la cohésion sociale (DGCS) »
https://solidarites.gouv.fr/organisation-de-la-direction-generale-de-la-cohesion-sociale-dgcs

Ministère de l'Education nationale et de la jeunesse
« Les aides financières au collège »
https://www.education.gouv.fr/les-aides-financieres-au-college-4970

Ministère de l'Economie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique
« Quotient familial et l'impôt sur le revenu: comment ça marche ? »
https://www.economie.gouv.fr/particuliers/quotient-familial

La CAF

« Les allocations familiales (Af) »
https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/les-allocations-familiales-af

« ALF - Allocation de logement familial »
https://www.caf.fr/partenaires/accompagnement-des-allocataires/les-prestations/alf-allocation-de-logement-familial

参考URL

Service.public.fr

Smic (salaire minimum de croissance)
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2300

Femme enceinte : prise en charge à 100 % (Assurance maladie)
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F164#

Prestation d'hébergement temporaire non médicalisé (hôtel hospitalier)
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F35876

Bourse pour l'école élémentaire
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1883

Bourse de college
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F984

Bourse de lycée
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F616

UNAF
« Politique familiale territoriale: qui fait quoi ? »
https://www.unaf.fr/expert-des-familles/revue-realites-familiales/realites-familiales/politique-familiale-territoriale-qui-fait-quoi/

Le HCFEA
https://www.hcfea.fr/spip.php?article10

Le CLEISS
« IV - Les prestations familiales »
https://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france4.html

« Montants des prestations familiales »
https://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france6_prestations-familiales.html

参考URL

Réseau des Nouvelles des Marché
« Œuf »
https://rnm.franceagrimer.fr/prix?OEUF

Le Parisien.fr
« Prix du Big Mac : la carte de France des McDonald's, restaurant par restaurant », publié le 21 janvier 2023.
https://www.leparisien.fr/economie/prix-du-big-mac-la-carte-de-france-des-mcdonalds-restaurant-par-restaurant-21-01-2023-N2NGFFYXCVAK3AEPXU2MB7I2JM.php

第３部　今年度の研究のまとめ

令和５年度地方行財政ビジョン研究会のまとめ

慶應義塾大学経済学部
井手英策

令和５年度の地方行財政ビジョン研究会では、全 5 回の研究会が開催され、委員、関係省庁および外部講師による報告と活発な質疑応答が行われた。

まずは、形式面から見ておくと、昨年度から、有識者と若手官僚のみなさんを中心とした委員構成としており、今年度も同様の方針で議論を行なった。一方、昨年度と比べて大きく変わったのは、原則オンライン開催とされていたものを、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、対面開催を中心としつつもオンライン出席も認めるハイブリッド形式に移行した点である。遠方からの参加者も多い本研究会において、ハイブリッド会議の活用は、委員の負担を軽減するうえで有益な手法だった。また、委員および外部有識者による報告をお願いする際､現実に議論されている政策のあるべき方向性を確認するために、財源および給付に焦点を合わせ、理論的な検討と海外事例の紹介を行なってもらうことにした点も大きな変更点であった。

全５回のうち、第１回および第５回は、関係省庁からの報告であり、第１回はこども家庭庁長官官房総務課企画官岩﨑林太郎氏および東善博氏より「こども・子育て政策の強化について」、第５回は総務省自治財政局財政課財政企画官清水敦氏より「令和６年度地方財政対策の概要について」、また、総務省自治財政局調整課課長梶元伸氏から「こども政策の強化に関する最近の動向等について」、それぞれご説明をいただいた。

第２回から第４回は､委員および外部講師に報告をお願いした｡第２回では、品川区子ども未来部保育支援課および中野区子ども教育部保育園・幼稚園課の担当者のみなさんより「こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業の取組状況」についてご報告をいただき、増大する未満児保育へのニーズ充足の現状について学ぶことができた。

本事業で印象的だったのは、子どもの支援が本丸であることは自明だが、それを通じて親への支援も効果的に行うことができていた点である。しかし、保育園の空き定員や保育士の負担の問題、保健センター等から情報共有をされない家庭に対するアプローチなどの課題も同時に浮き彫りとなった。とりわけ、要支援家庭に情報を届けることは困難な課題であり、今後の制度設計において、ある程度ターゲットを絞ることが必要になることが伺われた。

第３回は「一般財源化の成果と課題について」をテーマとして、理論面に関する講演を立教大学経済学部教授池上岳彦氏より、またデンマークの事例紹介を倉地真太郎委員より、それぞれ行っていただいた。

第二次安倍政権以前の分権論議では、自治体の裁量性や使途決定権限を強めることが自治を強化する、という発想に立って一括交付金化が進められてきた。一方、昨今は、新たな政策課題に対応するための交付金が政府債務に依存する形で急速に膨らんでいる。池上報告ではこうした変化が明確に示されたが、その結果、自治体の裁量性という意味での自治は大きくなっている反面、受益と負担という意味での自治が小さくなっているように思われる。受益と負担の関係に基づき、税収の使途について考えていくことが自治の重要な柱のひとつだとすれば、この傾向は自治の土台を切り崩しかねない由々しき問題である。こうした観点からは、国制の相違は看過できないものの、税による財源保障、補助金の包括性が徹底されるなかで、住民自治を重視し、さらに自治体間のコーディネーション機能を強化しているデンマーク構造的特質に学ぶべき点は多かった。ただし、ここでも担い手不足の問題が深刻になっており、そうした供給サイドの制度改革が喫緊の課題となっている。

第４回は、「現金給付と現物給付について」をテーマとして、理論面に関する講演を東北学院大学地域総合学部教授佐藤滋氏より、またフランスの事例紹介を小西杏奈委員より、それぞれ行なっていただいた。

佐藤報告で強調されたのは、家庭や学校以外の子どもの居場所であり、その空間形成においてコミュニティが果たす役割であった。行政からの支援が加わるとどうしても成果主義に陥らざるを得ず、「居ることの意味」を問われない居場所づくりとの整合性がとれなくなる。他方で、コミュニティに固有の閉塞性が子どもの生きづらさからの解放の障害となる可能性があり、行政と支援団

体の中間に位置するコミュニティ財団の果たす役割が本報告では強調された。一方、フランスを見てみると、親の労働時間が他国と比べて相対的に短いうえ、高等教育の自己負担額が小さく、公的資金による支援が非常に手厚い。また父親の育児休業取得が義務化され、男性の育児参加が徹底されていることにくわえて、手ぶらで保育園に行くことや、学校全体行事などが少ないといった特質がある。子どもの居場所づくりと同時に、子どもたちが生きづらさを抱え込まなくても済むように、親自身が子育てをしやすい環境整備を進めていく施策が求められることとなる。

来年に向けての課題を一点だけ触れておきたい。理論的な課題と海外の事例報告は非常に示唆に富むものであった。この方針は堅持すべきものと考える。一方、一般財源化や現物・現金給付を論点として設定したのは、現状の子育て政策をめぐる制度改革のあるべき方向性を見定め、どうしても政治に左右されがちな政策論議を相対化し、今後の制度改正に活かしていくためのものである。こうした＜意図＞を報告者に対してきちんと明示しておくことが重要なのではないだろうか。

委員名簿等

包摂社会の実現に向けたこども・若者政策における
地方行財政運営に関する調査研究
（令和５年度　地方行財政ビジョン研究会）
委員名簿

令和６年３月末日現在

委員長	井手　英策	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	関口　智	立教大学経済学部経済政策学科教授
委員	青木　栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
	荒見　玲子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	岩永　理恵	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
	倉地　真太郎	明治大学政治経済学部専任講師
	桑原　美香	福井県立大学経済学部経済学科教授
	小西　杏奈	帝京大学経済学部経済学科講師
	祐成　保志	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	竹端　寛	兵庫県立大学環境人間学部准教授
	中野　妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	丸山　桂	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
	茂住　政一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	吉弘　憲介	桃山学院大学経済学部教授
		－以上　学識委員－
	梶　　元伸	自治財政局調整課長
	大瀧　洋	自治財政局財政課参事官
	清水　敦	自治財政局財政課財政企画官
	青山　泰司	自治財政局財政課理事官
	前田　優	自治財政局交付税課理事官
	三好　健太郎	自治財政局調整課理事官
	田中　序生	自治財政局調整課課長補佐
	水谷　健一郎	自治財政局調整課課長補佐
	畑中　雄貴	自治財政局地方債課課長補佐
	神田　広貴	自治財政局公営企業課課長補佐
	沖本　佳祐	自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐
	村田　直也	自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐
	宮崎　正志	自治財政局財務調査課課長補佐
	松本　欣也	自治財政局財政課参事官（～第１回委員会まで）
	溝尾　彰人	自治財政局地方債課課長補佐（～第２回委員会まで）
	日向　和史	一般財団法人地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長
事務局	渡邉　喬哉	自治財政局調整課事務官
	菊地　達也	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部調査研究室長
	杉浦　海輝	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員

令和５年度の開催経緯

委員会	テーマ・説明者	報告書該当部分
第１回委員会 （令和５年９月４日）	○こども・子育て政策の強化について こども家庭庁長官官房総務課 企画官　岩﨑　林太郎 こども家庭庁長官官房総務課 企画官　東　善博	第２部第１章
第２回委員会 （令和５年 10 月 30 日）	○「こども誰でも通園制度（仮称）のモデル事業の取組状況について」 品川区子ども未来部保育支援課 中野区子ども教育部保育園・幼稚園課	第２部第２章
第３回委員会 （令和５年 12 月７日）	○一般財源化の成果と課題について 立教大学経済学部 教授　池上　岳彦 明治大学政治経済学部 専任講師　倉地　真太郎	第２部第３章
第４回委員会 （令和５年 12 月 18 日）	○現金給付と現物給付について 東北学院大学地域総合学部 教授　佐藤　滋 帝京大学経済学部 講師　小西　杏奈	第２部第４章
第５回委員会 （令和６年１月 15 日）	○令和６年度地方財政対策の概要について 総務省自治財政局財政課 財政企画官　清水　敦 ○こども・子育て政策の強化に関する最近の動向等について 総務省自治財政局調整課 課長　梶　元伸	第１部第１章 第１部第２章

包摂社会の実現に向けた
こども・若者政策における地方行財政運営に関する調査研究

―令和６年３月発行―

一般財団法人　地方自治研究機構
〒 104-0061
東京都中央区銀座 7-14-16　太陽銀座ビル２階
電話 03-5148-0661（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。